

業務実績評価書

令和元年度（第4期）

自：平成31年4月 1日

至：令和 2年3月31日

独立行政法人 国立病院機構

1．評価対象に関する事項			
法人名	独立行政法人国立病院機構		
評価対象事業年	年度評価	令和元年度（第4期）	
度	中期目標期間	令和元～5年度	

2．評価の実施者に関する事項			
主務大臣	厚生労働大臣		
法人所管部局	医政局	担当課、責任者	医療経営支援課 岩下 正幸 課長
評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策立案・評価担当参事官室 生田 直樹 参事官

3．評価の実施に関する事項
令和2年9月15日に法人の理事長・監事からのヒアリング及び外部有識者からの意見聴取を実施した。

4．その他評価に関する重要事項
特になし

様式 1－1－2 中期目標管理法人 年度評価 総合評価

1. 全体の評価					
評価 (S、A、B、C、D)	A：全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況			
		元年度	2年度	3年度	4年度
		A			
評価に至った理由	項目別評価は8項目中、Aが4項目、Bが4項目であり、うち重要度「高」を付している項目は、Aが3項目、Bが1項目ある。また、全体の評価を引き下げる事象もなかったため、厚生労働省独立行政法人評価実施要領に定める総合評価の評価基準に基づき算出した結果、A評価とした。				

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	国立病院機構の業務内容である、診療事業、臨床研究事業、教育研修事業において高い実績をあげている。
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	建築コストの上昇等による投資環境の悪化、地域の医療体制の見直しなど、経営の外部環境の変化が著しい。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	特になし
その他改善事項	特になし
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	特になし

4. その他事項	
監事等からの意見	【監事からの意見】 ・ 監査の結果として、監査報告のとおり全て適正であり、問題はない。 ・ 理事長のリーダーシップの下、職員が一体となって業務運営改善のため日々努力を重ね、また給与、賞与の改定見送りに加え、期末賞与も支給を見送るなどの賢明な経費圧縮努力をし、経常収支の黒字を達成したことは大いに評価すべきものである。 ・ 新型コロナウイルス感染症についても、国からの要請を受けて、初動期段階からダイヤモンド・プリンセス号等への医療スタッフの派遣並びに機構病院での患者受入を行うなど、国の政策を担う役割を十分に果たしている。 ・ 職員の非違行為事案については、誠に遺憾な事案であり、監事としても重く受け止めている。これについては既に監事監査を実施して、再発防止策の取組や担当者と管理者の職務の分離の徹底など、高い緊張感を持って適切に運営しているということについて確認している。 ・ 公的病院として地域医療構想の中で、国及び地域から求められる医療の提供をしっかりと継続していくこと、職員が安全・安心に働くことができるよう労働環境改善にしっかり取り組むことなど、克服すべき課題は多いものと認識している。 ・ 業務運営改善に係る不断の努力を継続し、安定的な法人経営を行っていくことが重要。 【理事長からの意見】 ・ 地域において必要とされる医療の安定的かつ継続的な提供、職員にとって安全・安心に働ける環境づくり、災害時等の危機管理の3点を大きな柱として取組を進めている。 ・ 特に最近では、危機管理の一環として、本年1月以降、国や自治体からの要請を受けつつ新型コロナウイルス感染症への対応も積極的に取り組んでおり、国の医療政策及び地域における医療の提供等に大きく貢献してきているものと考える。 ・ 令和元年度は、昨今の病院経営をめぐる極めて厳しい環境に加えて、コロナ対応を進める中、患者数も著しい減少となったが、それまで経営改善や費用削減を引き締めて続けてきたことも相まって、何とか平成30年度に引き続き2期連続の黒字とし、経常収支率100%以上の目標を達成した。 ・ 経営状況が厳しい中で、医療の質の向上や患者の療養環境改善と健全な経営とのバランスを図りながら、老朽建物の更新築を行いつつ、中長期的に安定した投資を継続するため、経営状況を踏まえた投資枠を設定し、財務状況に応じ、法人として適切な規模で積極的な投資を行う。 ・ 働き方改革を進め、職員が安全・安心に働ける職場環境の改善を図っていくことが、よりよい医療に結びつくと考えており、新たな勤務環境時間管理方法の導入、生産性向上に向けたテクノロジーの実用化推進、医師のタスクシフティングを担う人材育成等に取り組み、労働環境の改善について、より一層重点的に進めていきたい。 ・ 最後に、医療の提供、臨床研修、教育研修などを積極的、継続的に果たし、我が国の医療に貢献し、地域にも信頼され、職員が誇りを持って働ける国立病院機構を引き続き発展させていくために、質の高い医療の提供、その基盤となる経営改善に取り組んでいく。
その他特記事項	特になし

様式 1-1-3 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定総括表

[illegible]

※重要度を「高」と設定している項目については各評語の横に「○」を付す。

難易度を「高」と設定している項目については各評語に下線を引く。

重点化の対象とした項目については、各標語の横に「重」を付す。

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別調書 No.	備考
	元 年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度		
Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項							
業務運営等の効率化	A 重					2－1	
Ⅲ．財務内容の改善に関する事項							
予算、収支計画及び資金計画	B					3－1	
Ⅳ．その他の事項							
その他主務省令で定める業務運営に関する事項	B					4－1	

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－1	診療事業		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立病院機構法第3条
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（令和元年度） I－4－1

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期 間最終年度値	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度		指標	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
									予算額（千円）	988,900,395				
									決算額（千円）	976,561,682				
									経常費用（千円）	983,294,458				
									経常利益（千円）	13,610,531				
									行政コスト（千円）	990,162,530				
									従事人員数（人）	62,226 (※注①)				

注）①従事人員数については、診療を行っている者が研究や教育を行う等、事業分類ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 通則法第29条第2項第2号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。 1 診療事業 患者の目線に立った安心・安全で質の高い医療を提供し、地域包括ケアシステムの構築及び地域医療構想の実現に積極的に取り組むとともに、国の医療政策に貢献すること。	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 診療事業 診療事業においては、患者の目線に立って、安心・安全で質の高い医療を、多職種が連携して提供し、国立病院機構の機能を最大限活用しながら、地域包括ケアシステムの実現に積極的に取り組むとともに、引き続き、国の医療政策に貢献する。	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 診療事業		(1) 医療の提供【A】 (2) 地域医療への貢献【A】 (3) 国の医療政策への貢献【A】	<評価と根拠> 評価：A (自己評価Aの理由) 小項目である(1)医療の提供、(2)地域医療への貢献、(3)国の医療政策への貢献において、良好な結果を得たため、Aとした。	評価	A
							<評価に至った理由> 自己評価書の評価結果が妥当であることが確認できた	

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－1－1	診療事業 医療の提供		
業務に関連する政策・施策	日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること 医療従事者の資質の向上を図ること 医療安全確保対策の推進を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立病院機構法第3条
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」 標準化した診療計画及び実施プロセスに基づき着実なインフォームドコンセントを実施することや、地域の医療機関との医療安全相互チェック、臨床評価指標による計測等の取組を実施し、医療の質や患者満足度の向上に努めることは、政策目標である「安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりの推進」に寄与するものであり重要度が高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（令和元年度） 1－4－1

2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標	達成目標	(参考) 前中期目標 期間最終年 度値	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度		指標	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
特定行為を 実施できる 看護師の配 置数 (計画値)	前年度よ り増加		111 名						予算額（千円）	988,900,395 (※注①)					
特定行為を 実施できる 看護師の配 置数 (実績値)		111 名	133 名						決算額（千円）	976,561,682 (※注①)					
達成度			119.8%						経常費用（千円）	983,294,458 (※注①)					
専門性の高 い職種の配 置数 (計画値)	前年度よ り増加		認定看護師 1,040 名 専門看護師 63 名 認定薬剤師 1,269 名 専門薬剤師 92 名						経常利益（千円）	13,610,531 (※注①)					
専門性の高 い職種の配 置数 (実績値)		認定看護師 1,040 名 専門看護師 63 名 認定薬剤師 1,269 名 専門薬剤師 92 名	認定看護師 1,077 名 専門看護師 74 名 認定薬剤師 1,334 名 専門薬剤師 94 名						行政コスト（千 円）	990,162,530 (※注①)					
達成度			認定看護師 103.6% 専門看護師 117.5% 認定薬剤師 105.1% 専門薬剤師 102.2%						従事人員数（人）	62,226 (※注②)					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
						< 評価と根拠 > 評価：A (自己評価Aの理由) - 全ての定量的指標において、達成度が100%以上であった。 - 下記理由により、定量的指標について、達成度が100%以上であり、その他の目標についても良好な結果を得た。 ○ 高度な判断能力と実践能力をもつ特定行為を実施できる看護師の配置は、スキルミックスによるチーム医療の提供や、医師の業務に係るタスク・シフティング、タスクシェアリングにも資するため、医療の質の向上につながる。令和元年度においては、特定行為を実施できる看護師を133名配置し、達成度は119.8%となった。また、令和元年度は長崎医療センターが新たに特定行為研修制度における指定研修機関となり、機構全体で3病院が指定研修機関となる等、特定行為ができる看護師の育成にも努めた。 ○ 各専門領域における高度な専門的知識・技能を有する専門・認定看護師及び専門・認定薬剤師等の配置は医療の高度化・複雑化に対応するためのチーム医療の推進につながる。令和元年度においては、認定看護師1,077名、専門看護師74名、認定薬剤師1,334名、専門薬剤師94名を配置し、達成度はそれぞれ103.6%、117.5%、105.1%、102.2%となり、質の高い医療提供の取組を引き続き推進した。 ○ クリティカルパスは、疾患に対する患者の状態と診療行為の目標及び評価・記録を含む標準診療計画であり、診療計画・実施プロセスを標準化することにより、チーム医療の実現、医療の質の向上に資するのみならず、インフォームドコンセントを着実に実施することで、患者の満足度を向上させる効果が期待できる。 病院の機能分化が進み、急性期病院の平均在院日数の適正化（短縮）を進めているなかで、積極的にクリティカルパスも活用した結果、令和元年度におけるクリティカルパスの実施割合は49.4%となり、達成度は101.6%と高い水準を維持した。	評価 B < 評価に至った理由 > I. 主な目標の内容 独立行政法人国立病院機構法（平成14年法律第191号）では、機構の目的として、国の医療政策として機構が担うべきものの向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することとされており、その目的を達成するため、医療を提供することを業務としている。 中期目標・中期計画では、患者の目線に立った、安心・安全で質の高い医療を提供し、患者・家族が医療内容を適切に理解し治療の選択に主体的に関わることができる環境を整えることとされており、患者・家族の目線に立った支援を行うことが期待されている。 (1) 患者の目線に立った医療の提供 (2) 安心・安全な医療の提供 (3) 質の高い医療の提供 また、年度計画において、定量的指標として「特定行為を実施できる看護師の配置数」、「専門性の高い職種の配置数」については前年度より増加、「クリティカルパスの実施割合」については前中期目標期間中の最も高い年度の実績以上にすることと設定している。	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
						○ 患者の目線に立った安心・安全で質の高い医療の提供のために、毎年、国立病院機構の全病院で患者満足度調査などのアンケート調査を継続して実施し、その結果を踏まえ、患者の多様なニーズに的確に応えるために、相談支援体制や事業の実施方法など医療の提供全般にわたって不断の見直しを行っており、令和元年度の患者満足度調査においても、前年度に引き続き高い水準を維持した。 ○ 国立病院機構独自の取組として、従来は、近隣病院で実施していた病院間相互チェックを重症心身障害、筋ジストロフィーを含む神経・筋難病、精神科医療の同じ機能を持つ「セーフティネット分野の病院間での相互チェック」を実施し、セーフティネット分野の医療の質の向上に貢献した。さらに、従前は医療安全に関する事項を幅広く相互チェックしていたが、今年度は発生頻度が高く、重篤な状態に繋がるリスクが高い「転倒転落」にテーマを絞って相互チェックを実施し、好事例については各病院に周知する等、組織一丸となって更なる安全性の向上に努めた。	評価	
							Ⅱ. 目標と実績の比較 「特定行為を実施できる看護師の配置数」については、前年度１１１名に対して、実績は１３３名、達成度は１１９．８％となっている。 「専門性の高い職種の配置数」については、認定看護師、専門看護師、認定薬剤師、専門薬剤師全てにおいて、前年度より上回っており、特に専門看護師については達成度が１１７．５％であった。 「クリティカルパスの実施割合」については４９．４％、達成度１０１．６％であった。	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価										
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価		
					業務実績		自己評価			
	（１）医療の提供 患者の目線に立った医療の提供を推進する観点から、引き続き、患者のニーズを的確に把握し、患者満足度の向上に努めること。 また、安心・安全な医療を提供するため、地域の医療機関との連携やネットワークの活用により、医療安全対策をより一層充実させ医療事故の防止に努めるとともに、院内感染対策の標準化にも取り組み、これらの取組の成果について適切に情報発信すること。 さらに、質の高い医療の提供や医療の標準化のため、	（１）医療の提供 ① 患者の目線に立った医療の提供 サービスの改善に資するよう、患者満足度調査をはじめ多様な調査結果に基づき各病院でP D C Aを展開し、患者満足度の向上に努める。 患者・家族が医療内容を理解し治療の選択に主体的に関わることにできるよう相談体制を充実するとともに、複数職種が協働し、患者・家族の目線に立った支援を行う。 疾病に関する情報を提供する環境を整える等、患者・家族の健康・疾病に対する理解を促す取組を推進する。	（１）医療の提供 ① 患者の目線に立った医療の提供 患者満足度調査をはじめ多様な調査結果に基づき各病院でP D C Aを展開し、自院の課題を検討するとともに、多様な診療時間の設定や待ち時間対策など必要なサービスの改善を図り、患者満足度の向上に努めているか。 患者・家族が医療内容を理解し治療の選択に主体的に関わることにできるよう相談しやすい環境や体制を充実させるとともに、患者への説明時に医師以外の職種が同席するなど複数職種が協働して患者・家族の	＜評価の視点＞ ・ 患者満足度調査をはじめ多様な調査結果に基づき各病院でP D C Aを展開し、必要な改善を図り、患者満足度の向上に努めているか。	（１）医療の提供 ①患者の目線に立った医療の提供 1. 患者満足度調査の実施と必要なサービスの改善に向けた取組 （１）患者満足度調査の概要及び結果 患者満足度調査については、患者の目線に立ち国立病院機構全体のサービスの向上を図ることを目的に実施している。 入院においては調査期間（令和元年１０月１日から令和元年１０月３１日まで）の退院患者のうち協力の得られた１８，６４６名、外来においては調査日（令和元年１０月１日から令和元年１０月１８日までの病院任意の２日間）に来院した外来患者のうち協力の得られた２６，６６３名について調査を行った。 設問は前年度に引き続き患者の調査に対する心理的障害を取り払い、患者から本音を引き出しやすくするために全体的にネガティブな設問とし、調査精度の向上と客観性を追求する調査方法とした。また、患者の匿名性を担保するため、記入された調査票については、病院職員が内容を確認することができないよう患者が厳封したものを各病院から国立病院機構本部に直送しており、集計に当たっても個人が特定されることがないようにするなど、患者のプライバシーに十分配慮し実施した。 令和元年度における調査の結果は、入院、外来とも前年度に引き続き高水準を維持した。加えて、各病院においても自院の結果を分析し、P D C Aサイクルの下様々な取組を進めており、前年度の平均値が低かった多くの病院で着実に改善が図られた。 また、令和元年度においては、患者満足度調査の調査票を他の設置団体と比較しやすくなるよう検討を行った。今後、新しい調査票にて患者満足度調査を実施する。（ただし令和２年度については、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、実施は見送る。） 【調査結果概要】 ※アンケートは５段階評価としており、以下はその平均ポイントを表している。 ○入院 平成３０年度平均値 令和元年度平均値 ・ 総合評価 ４．５５４ → ４．５４８ ・ 分かりやすい説明 ４．６１６ → ４．６１４ ・ 相談しやすい環境作り ４．５７５ → ４．５７４ ・ プライバシーへの配慮 ４．６５９ → ４．６６６ ○外来 平成３０年度平均値 令和元年度平均値 ・ 総合評価 ４．１４８ → ４．１５２ ・ 分かりやすい説明 ４．２３８ → ４．２４２ ・ 相談しやすい環境作り ４．２０１ → ４．２０７ ・ 多様な診療時間の設定 ４．０６８ → ４．０６５			年度計画の目標を達成した。	評価	Ⅲ. その他考慮すべき要素 （１）患者目線に立った医療の提供について 令和元年度度患者満足度調査では、総合評価で前年度に引き続き全体として高水準を維持しているほか、各病院においても必要な改善が図られていることを評価する。 （２）安心・安全な医療の提供について 医療安全について国立病院機構独自の取組として、従来は、近隣病院で実施していた病院間相互チェックを重症心身障害、筋ジストロフィーを含む神経・筋難病、精神科医療の同じ機能を持つセーフティネット分野の病院間での相互チェックを実施し、セーフティネット分野の医療に特化したチェック項目などで評価し、よりの確な指摘・助言をするとともに、相互の情報共有の場としても有効な相互チェックを実施することができ、セーフティネット分野の医療の

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価										
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価	
					業務実績			自己評価		
	め、引き続 き、チーム医 療やクリティ カルパス※ の活用を推進 するととも に、臨床評価 指標の效果的 な活用を 推進するこ と。 ※ クリティ カルパス・・・ 疾患に対する 患者の状態と 診療行為の目 標及び評価・ 記録を含む標 準診療計画		目線に立った きめ細やかな 支援を行う。 疾病に関す る情報を提供 する環境整備 を進めるとと もに、患者や 家族向けの勉 強会を開催す るなど患者・ 家族の健康・ 疾病に対する 理解を促す取 組を推進す る。		・待ち時間対策 3. 4 9 7 → 3. 4 9 6 ・プライバシーへの配慮 4. 2 5 8 → 4. 2 5 7				評価	
					【平成30年度と比較して総合評価が特に改善した病院】 ○箱根病院（入院） 平成30年度4. 3 0 8 → 令和元年度4. 9 4 1 演奏会、カラオケ大会、ボッチャ等の遊戯大会の開催など多くの利用者やその家族も楽しめるようなイベント企画を実施している。 ○西別府病院（外来） 平成30年度4. 1 2 5 → 令和元年度4. 3 1 0 患者サービス向上委員会の中で職員を対象に接遇を含めたセルフチェックを行い、セルフチェック後は集計結果を各職場にフィードバックしている。 【平成30年度のポイントが平均値を下回った病院の令和元年度の改善状況】 ○入院 ・総合評価 7 4 病院中 4 9 病院が改善 → 改善病院平均0. 2 1 1 増 ・分かりやすい説明 7 3 病院中 5 4 病院が改善 → 改善病院平均0. 2 1 5 増 ・相談しやすい環境作り 7 9 病院中 5 2 病院が改善 → 改善病院平均0. 1 6 8 増 ・プライバシーへの配慮 4 4 病院中 3 0 病院が改善 → 改善病院平均0. 2 3 7 増 ○外来 ・総合評価 6 9 病院中 4 5 病院が改善 → 改善病院平均0. 1 1 1 増 ・分かりやすい説明 6 5 病院中 3 4 病院が改善 → 改善病院平均0. 1 4 1 増 ・相談しやすい環境作り 6 7 病院中 4 7 病院が改善 → 改善病院平均0. 1 4 1 増 ・多様な診療時間の設定 6 6 病院中 3 8 病院が改善 → 改善病院平均0. 1 6 0 増 ・待ち時間対策 4 8 病院中 3 3 病院が改善 → 改善病院平均0. 1 1 8 増 ・プライバシーへの配慮 7 3 病院中 4 5 病院が改善 → 改善病院平均0. 1 4 2 増 (2) 患者サービスの改善に向けた取組 (分かりやすい説明に関する取組) 医師、看護師、メディカルスタッフなどが参画し、委員会やWGを立ち上げて、多職種がそれぞれの立場で患者の目線に立ちながら、患者サービスの改善を行っている。 そのほかに、医療従事者等に対する接遇やコミュニケーションに関する研修を全ての病院で実施した。 以上のように、説明スキルの向上等に、令和元年度も引き続き取り組んだ。 【接遇マニュアルを作成している病院】 平成30年度 1 2 8 病院 → 令和元年度 1 2 8 病院					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
					【特徴的な取組例】 自部署での接遇チェックリストをはじめ、身だしなみパーフェクトブックの作成や毎月2回の多職種接遇ラウンドを実施するなど、院内の教育研修部を中心に各部署の接遇向上に取り組んだ。（近畿中央呼吸器センター） （多様な診療時間の設定に関する取組） 患者が受診しやすい体制を構築するため、多様な診療時間の設定を推進している。各病院においては、地域の医療ニーズ、自院の診療機能や診療体制等を踏まえ、以下のような取組を行った。 【各病院による主な取組】 ・大型連休期間中における放射線治療やリハビリテーション等の実施、平常時に準じた手術の実施体制の整備 ・肺がん検診や人間ドックの土曜日実施や平日19時までの受付体制の整備 ・MR I・CT検査や入院予定患者の時間外受入れ ・人工透析外来について会社帰りに透析が実施できる準夜体制を整備 ・学生等のニーズに応じた総合スポーツ外来の受診枠を午後に設定 【特徴的な取組例】 早期発見、早期治療のために、脳ドックや肺ドックなどを対象にした年3回の健診サタデー、健診サンデーを実施し、46人が健診を受診した。（旭川医療センター） （待ち時間対策に関する取組） 各病院で外来診療における予約制を導入しており、予約の変更についても電話で受け付ける体制を整備している。また、140病院の会計窓口において、クレジットカード等が使用できるほか、令和元年度は4病院において医療費後払いサービスを実施し、会計窓口の待ち時間をゼロとすることで、待ち時間に対する心理的負担を軽減できる取組を行った。 また、各病院で待ち時間調査、外来運営委員会等での要因分析を実施しており、その結果に基づいて以下のような取組を行った。		<table><tr><td>評価</td><td></td></tr></table> IV. 評価 「特定行為を実施できる看護師の配置数」については、新たに1病院が特定行為研修制度における指定研修機関として指定され、実習協力施設としても3病院が新たに加わるなど、特定行為が実施できる看護師の育成にも努めていることを高く評価する。 「専門性の高い職種の配置数」については、看護師については、感染、皮膚、排泄ケア、救急といった、特定の看護分野において、熟練した看護技術と知識を用いて水準の高い看護実践能力を持つ専門・認定看護師の配置を拡充し、質の高い医療提供の取組を引き続き推進していることを評価する。 薬剤師においても、院内感染対策チーム、がん化学療法チーム等の特定領域において、他の医療職の期待に応えることのできる専門・認	評価	
評価									

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
				・ 患者・家族が医療内容を理解し治療の選択に主体的に関わることができるように相談しやすい環境や体制を充実させているか。	【各病院による主な取組】 ・ 看護師等による積極的な患者への声かけや状況説明 ・ 会計窓口における収納端末の増設や混雑時における人員増 ・ 紹介・逆紹介など地域の医療機関との受診予約等を含めた連携強化による混雑の緩和 ・ 待ち時間の目安になるよう受付番号を表示 ・ ポケベルやPHSの貸出により待ち時間中の行動範囲の制限を緩和 ・ アメニティの提供等による待ち時間への負担感の軽減 【特徴的な取組例】 外来予約検査の説明を診療科窓口から中央処置室に一本化することで予約検査説明を受けるまでの待ち時間の減少につながるとともに、検査説明を受ける環境も整備でき、検査説明の件数が最も多い診療科では、問い合わせ件数が一本化前と比較して一日平均15件から28件と大幅に減少した。（東京医療センター） 2. 患者・家族が相談しやすい環境や体制を充実させるための取組 （1）医療相談窓口の設置等 患者が相談しやすい環境を整備するため、全ての病院において医療相談窓口を設置している。そのうち134病院においては、患者のプライバシーにも配慮するため相談窓口を個室化している。残りの病院についても、第三者に会話が聞こえにくいように、パーティションを設ける等の対策を講じている。 また、都道府県などが開催しているピアサポーター養成研修を修了したがん治療体験者がピアサポーターとして、自らの経験を生かしながら、患者や家族の不安や悩みを共有し、相談や支援を行っている。 ・ 総合案内における看護師長等による患者・家族への対応・・・111病院 ・ 薬剤に関する質問や相談に薬剤師が随時対応できる体制・・・127病院 【特徴的な取組例】 がんの治療中や治療後のさまざまな外見の変化の悩みに対応するため、アピアランスケアセンターを開設し、複数職種で連携しながらサポートする体制を整えた。（栃木医療センター） （2）医療ソーシャルワーカー（MSW）の配置 診療に係る社会的、心理的、経済的問題などについて相談に応じ、解決への支援を行う医療ソーシャルワーカー（MSW）を配置しており、令和元年度においては、MSWを14名増やし137病院551名で相談体制の更なる充実を図った。	年度計画の目標を達成した。	評価	定薬剤師を配置し、医薬品の適正使用を推進するとともに安全かつ有効な薬物療法の実施に取り組み、チーム医療に貢献していることを評価する。 「クリティカルパスの実施割合」については、安全で精度が高く効率的な医療を提供するため、各病院において、予想されたプロセスとは異なる過程を分析し、その結果を踏まえてクリティカルパスの改良を行うなどの取組を引き続き実施しているほか、各病院でクリティカルパス研究会等を開催し、その普及にも引き続き取り組むなど、継続して実施していることを評価する。 このほか、上記以外の目標についても所期の目標を達成していることから評価を「B」とした。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価											
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価				
					業務実績	自己評価					
				・ 複数職種が協働し、患者家族の目線に立ったきめ細やかな支援を行っているか。	【MSWの配置状況】 平成30年度 137病院 537名→ 令和元年度 137病院 551名 (3) 周産期及び産後の育児支援 周産期医療を提供している病院においては、核家族化や出産年齢の高齢化に伴う、産後の家族のサポート不足を原因とした育児への不安や負担感を軽減するため、産後入院のシステムを整えた。また、家族のニーズに合わせた満足度の高い、安心なお産及び育児支援ができるよう、院内助産所や助産師外来を設置している病院もある。 【特徴的な取組例】 産後のお母さんたちの辛い症状の改善のお手伝いやお母さん同士の交流の場として、ベビーマッサージ・産後ヨガ教室を開催し、毎回10組ほどのお母さんと赤ちゃんが参加した。（高崎総合医療センター） 3. 複数職種が協働して患者・家族の目線に立った支援を行う取組 (1) 多職種協働による長期療養患者のQOL向上のための具体的取組 長期療養患者のQOL向上のため、単調になりがちな長期療養生活の良いアクセントとなるよう、各病院において、七夕祭り、クリスマス会などの季節的行事に加え、院内コンサート、遠足、誕生会等の開催に令和元年度も引き続き取り組んだ。 また、長期療養に伴い患者・家族に生じる社会的、心理的、経済的問題等の解決に早期に対応し安心して医療が受けられるようにするとともに、退院後の在宅ケア、社会復帰が円滑に行えるよう関係機関と連携し必要な援助を行っていくため、MSWを重症心身障害病床・筋ジストロフィー病床を有している77病院に258名を配置した。 さらに、新たに2病院を加えた128病院ではボランティアの受入れを行っており、重症心身障害児（者）等の日常生活援助や遊び相手等、病院職員とともに長期療養患者のQOL向上に引き続き貢献していただいた。 【特徴的な取組】 重症心身障害児（者）病棟で「ゆめ水族館」を10日間実施し、患者さんと一緒に制作したくらげと光の煌めきの世界、波のゆらぎとアロマの癒しのスペース、氷のひんやりワールド等の空間を作り出した。（東徳島医療センター）	年度計画の目標を達成した。	<table><tr><th>評価</th><td></td></tr><tr><td colspan="2">＜外部有識者からの意見＞ ・待ち時間を減らす取組、検査の説明窓口を1つにする取組もしており、こういった積み重ねが患者満足度につながっている。 ・全ての病院において医療相談窓口を設置していて、しかも、137病院でMSWが551名もいらっしゃるということも非常に評価できる。</td></tr></table>	評価		＜外部有識者からの意見＞ ・待ち時間を減らす取組、検査の説明窓口を1つにする取組もしており、こういった積み重ねが患者満足度につながっている。 ・全ての病院において医療相談窓口を設置していて、しかも、137病院でMSWが551名もいらっしゃるということも非常に評価できる。	
評価											
＜外部有識者からの意見＞ ・待ち時間を減らす取組、検査の説明窓口を1つにする取組もしており、こういった積み重ねが患者満足度につながっている。 ・全ての病院において医療相談窓口を設置していて、しかも、137病院でMSWが551名もいらっしゃるということも非常に評価できる。											

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価																																			
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価																											
					業務実績		自己評価																												
				・ 患者・家族の健康・疾病に対する理解を促す取組を推進しているか。	(2) 患者への説明時における取組 入院及び退院時における医師による患者への説明に際しては、医師以外の職種も同席し、きめ細やかな対応を行った。また、患者や家族が入院生活の全容を把握し易くするとともに、手続きに関する負担を軽減・効率化するため、入院・退院に関わる手続きを集約する入退院センターを設置する取組を、令和元年度も引き続き行った。 【特徴的な取組】 退院時リハビリテーション指導パンフレットを作成し、表紙にリハビリ、看護、栄養、薬剤、ソーシャルワーカーの部門サイン欄を設けるなどのスタンプラリー形式を取り、患者が相談しやすい環境を整えた。（大分医療センター）			年度計画の目標を達成した。	評価																										
			4. 疾病に関する理解を促すための取組 (1) 図書コーナー等の設置 患者が医療知識を入手しやすいように、新たに1病院を加えた80病院において医学資料を閲覧できる図書コーナーや情報室（がん専門の場合は、『がん相談支援室』）を設置しており、図書コーナーにおいては、患者が理解しやすい書籍を中心に蔵書数を増やし、利用向上に努めた。 【患者が閲覧できる図書コーナー・情報室を設置している病院】 平成30年度 79病院 → 令和元年度 80病院 (2) 集団栄養食事指導の開催 患者とその家族を対象とした自己管理を支援する取組の一環として、様々な健康状態に対しての集団栄養食事指導（集団勉強会）を開催し、正しい食生活への理解を促し、改善方法の指導及び悩みや不安の解消に努めた。 【令和元年度集団栄養食事指導実績】 <table><thead><tr><th></th><th>実施病院数</th><th>実施回数</th><th>参加人数</th></tr></thead><tbody><tr><td>・糖尿病教室</td><td>77病院</td><td>1,752回</td><td>8,367人</td></tr><tr><td>・高血圧教室</td><td>22病院</td><td>191回</td><td>847人</td></tr><tr><td>・母親教室</td><td>31病院</td><td>606回</td><td>3,685人</td></tr><tr><td>・心臓病教室</td><td>21病院</td><td>344回</td><td>2,053人</td></tr><tr><td>・腎臓病教室</td><td>9病院</td><td>83回</td><td>471人</td></tr><tr><td>・離乳食・調乳教室</td><td>13病院</td><td>458回</td><td>1,511人</td></tr><tr><td>・肝臓病教室</td><td>14病院</td><td>86回</td><td>1,452人</td></tr></tbody></table>								実施病院数	実施回数	参加人数	・糖尿病教室	77病院	1,752回	8,367人	・高血圧教室	22病院	191回	847人	・母親教室	31病院	606回	3,685人	・心臓病教室	21病院	344回	2,053人	・腎臓病教室	9病院	83回	471人	・離乳食・調乳教室	13病院
	実施病院数	実施回数	参加人数																																
・糖尿病教室	77病院	1,752回	8,367人																																
・高血圧教室	22病院	191回	847人																																
・母親教室	31病院	606回	3,685人																																
・心臓病教室	21病院	344回	2,053人																																
・腎臓病教室	9病院	83回	471人																																
・離乳食・調乳教室	13病院	458回	1,511人																																
・肝臓病教室	14病院	86回	1,452人																																

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
					【特徴的な取組例】 出産後の母子のフォローアップ目的で離乳食教室を年2回開催し、「かんたん離乳食」の冊子を使用しながら実際に調理・試食することで、離乳食について学ぶだけでなく、母親の精神的なサポートにもつながった。（仙台医療センター） （3）各種イベントにおける様々な地域住民サービスの実施 各病院においては、看護師を中心とした職員が、公共施設等において、身体測定や簡易な検査、並びに健康相談を通じて地域の住民とコミュニケーションを図る健康増進イベントや看護の日等に係るイベントを令和元年度も引き続き実施した。 【特徴的な取組例】 看護師等が保健所の職員と一緒に高校に出向き、骨粗鬆症対策の講演と骨量測定を行い、生徒が自身の測定結果に興味を持つとともに、周りの生徒と比較するなど健康づくりの啓発を行った。（大阪刀根山医療センター）		評価	
					【参考資料】 資料 1：患者満足度調査の概要〔1 頁〕 資料 2：患者満足度調査の結果〔7 頁〕 資料 3：患者・家族が相談しやすい環境や体制を充実させるための取組例〔1 5 頁〕 資料 4：長期療養患者のQOL向上の取組例〔1 6 頁〕 資料 5：各種イベントにおける様々な地域住民サービスの実施〔1 7 頁〕			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
		② 安心・安全な医療の提供 安心・安全な医療を提供するため、医療事故報告の収集・分析や地域の医療機関はもとより国立病院機構内の病院間での医療安全相互評価の推進、医薬品及び医療機器の適正使用、使用医薬品の標準化等を通じて、医療安全対策の一層の充実を図る。また、院内サーベイランスの充実や院内感染対策の標準化などに取り組む。 これら取組の成果を医療安全白書の公表など情報発信に努める。	② 安心・安全な医療の提供 安心・安全な医療を提供するため、全病院からの医療事故報告の提出を徹底するとともに、報告された事例を活用し医療事故の発生原因や再発防止対策の情報共有により医療安全対策の一層の充実を図る。 地域の医療機関はもとより国立病院機構内の病院間での医療安全相互評価の推進、医薬品及び医療機器の適正使用、使用医薬品の標準化等を通じて、医療安全対策の一層の充実を図る。 院内感染対策に関する研修の実施、病院間相互での感染防止対策	・ 全病院からの医療事故報告の提出を徹底するとともに、医療事故の発生原因や発生防止対策の情報共有により医療安全対策の充実を図っているか。	② 安心・安全な医療の提供 1. 医療安全対策の推進 国立病院機構における医療安全対策についての基本的方向性等を審議する「中央医療安全管理委員会」において、令和元年度は以下の事項について審議し、取りまとめた。 ○病院間相互チェック体制の整備に関する専門委員会からの報告について ○病院間相互チェック体制の整備に関する専門委員会の議論を踏まえた来年度以降の医療安全相互チェック（重点課題）の実施について ○院内感染対策に関する専門委員会からの報告について ○院内感染対策に関する専門委員会の議論を踏まえた院内感染報告制度の改正について ○「独立行政法人国立病院機構における医療安全管理のための指針」の見直しについて ○国立病院機構における医療安全対策への取り組みの公表について 2. 医療事故等への対応 （１）医療事故調査制度への対応 平成２７年１０月に施行された医療事故調査制度において、国立病院機構は、制度に該当する事案が発生した医療機関等の院内事故調査を支援するための「医療事故調査等支援団体」に指定されている。現在、５８病院が登録されており、本部、グループが各病院への制度の周知を行うとともに、当該医療機関等の要請に応じた事故発生時の支援に令和元年度も引き続き取り組んだ。 （２）国の報告制度への対応 発生した医療事故について国への報告を徹底することを目的に、「独立行政法人国立病院機構における医療安全管理のための指針」（平成２７年１０月１日施行）において、国の報告制度について法令を遵守すべき旨を定めている。 また、国の報告制度への対応として、日本医療機能評価機構の「医療事故情報収集事業」への医療事故等報告件数は、制度の趣旨を踏まえ軽微な事故も含め積極的に報告するよう病院に促しており、平成３１年１月～令和元年１２月の１年間で１，３９９件が報告され、これは同事業全体の報告（４，５３２件）の約３割を占めており、国の報告制度に寄与した。 なお、医療事故に係る患者影響度５の事案については、医療事故調査制度に基づく報告の有無及びその理由を本部においても確認することで、報告されるべき事案が適切に報告される体制を構築している。		年度計画の目標を達成した。	評価	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
			に係る評価等の取組、院内感染に関する情報収集・分析により、院内感染対策の標準化に取り組む。 安全で適切な医療提供の確保を推進するため、検体検査の品質及び精度の確保に努める。 医療安全の観点から、使用医薬品の標準化・適正使用を引き続き推進する。 これら取組の成果を医療安全白書の公表など情報発信に努める。		3. 医療事故に係る情報共有及び教育体制 (1) 医療事故報告に係る集計・分析及び情報共有 各病院における医療安全対策の推進に資するため、国立病院機構本部へ報告された事 故事例等を素材として、どの病院でも共通して起こり得ると思われる事例のうち患者影 響度が高い事例を中心に、転倒転落、薬剤（処方過誤、与薬過誤）、誤嚥についての具 体的取組等を整理して各病院に周知した。 (2) 新人看護師等を対象とした全病院統一の研修ガイドラインの運用 本ガイドラインでは、病院における医療安全管理体制についての基本的理解や医療現 場における倫理の重要性、院内感染防止やME機器の取扱いなど、医療安全に関わる知 識・技術について、経験年数毎の達成目標との比較を行いながら修得できるよう示して いる。 令和元年度においても、引き続き本ガイドラインに基づいた各病院での研修を通じ て、新人看護師に対して採用後早い段階で医療安全に係る研修を行うことにより、医療 安全に関わる知識・技術の向上に努めた。 (3) 国立病院機構本部での研修の実施 国立病院機構本部で実施する院長、副院長、統括診療部長、看護部長、薬剤部（科） 長等の新任者の研修において、医療安全に関する講義やグループワークを実施した。ま た、診療部長、医長、看護師長など各病院の将来の中心的スタッフとして期待されてい る職員を対象としているリーダー育成研修においては、ロールプレイを使った医療安全 の研修を令和元年度も引き続き実施した。 (4) 各グループでの研修の実施 全グループにおいて、医療安全に関する具体的な事例分析等の演習を通して、実践的 な知識、技術を習得し、適正な医療事故対策能力を養成するとともに、医師・看護師・ 事務職等職種毎の職責と連携の重要性を認識することを目的とした医療安全管理対策に 係る研修を令和元年度も引き続き実施した。 グループ主催研修の受講者は、研修の成果を自院で活用し医療事故防止に繋げていく ため、研修内容を踏まえ、病院において「医療メディエーションの役割」や「ヒューマ ンエラー事例分析」などの院内研修を実施したり、医療安全管理マニュアルの見直し等 を行い、医療事故防止策の充実を図った。 平成30年度 18回 → 令和元年度 13回 (参加人数733名) (参加人数491名)			評価	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
				・ 地域の医療機関はもとより国立病院機構内の病院間での医療安全相互評価の推進等を通じ、医療安全対策の一層の充実を図っているか。	4. 病院間相互チェック体制の拡充 国立病院機構独自の取組として、従来は、近隣病院で実施していた病院間相互チェックを重症心身障害、筋ジストロフィーを含む神経・筋難病、精神科医療の同じ機能を持つ「セーフティネット分野の病院間での相互チェック」（８８病院実施）を実施した。 日頃から類似の医療を提供している職員がセーフティネット分野の医療に特化したチェック項目などで評価し、よりの確な指摘・助言をするとともに、相互の情報共有の場としても有効な相互チェックを実施することができ、セーフティネット分野の医療の質の向上に貢献している。 また、従前は医療安全に関する事項を幅広く相互チェックしていたが、令和元年度は発生頻度が高く、重篤な状態に繋がるリスクが高い「転倒転落」にテーマを絞って相互チェックを実施した。 また、病院間相互チェックにおいて作成された提言及び改善報告書より優れている事項を抜粋し、各病院に情報提供を行い、更なる安全性の向上に努めた。（ただし令和２年度については、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、相互チェックの実施は見送り、各病院内において、チェックシートに基づく自己チェックを促すこととする。） 【チェック項目（大項目）】 ①医療安全管理体制の整備 ②医療安全の具体的方策の推進 ③医療事故発生時の具体的な対応 ④医療事故の評価と医療安全対策への反映 ⑤ケア・プロセスに着目した医療安全体制について ⑥施設内環境について 【相互チェックによって明らかになった好事例】 ・アウトブレイク発生時に速やかに介入できるように、アウトブレイク発生時の基礎調査項目を作成した。ハイリスク薬について、独自の規定を作成しリストが整備されていた。さらに、医師のオーダー画面、処方箋、薬袋、分包紙などにもハイリスク薬の表示があり、誰が見ても分かりやすくなっていた。 ・転倒転落マニュアルの中には、「転倒転落をおこす可能性が高い」薬剤一覧表を作成し、薬剤の半減期の時間帯や服用後に薬効が高い時間帯などを整理するとともに、それらを処方する際には、オーダー画面上で「Hi」が表示され、処方箋や薬袋、分包紙には「★」をつけ、注意喚起を促すよう取り組んでいた。	年度計画の目標を達成した。	評価		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
				院内感染対策に関する研修や病院間相互での評価等の取組、院内感染に関する情報収集・分析により、院内感染対策の標準化に取り組んでいるか。	5. 院内感染防止体制の強化 (1) 各病院における体制の強化 全ての病院において院内感染防止対策委員会等を開催し、アウトブレイクになり得る可能性が高い多剤耐性菌、季節性インフルエンザ、ノロウイルス等の院内サーベイランスを実施し、医療関連感染の減少に向けたアウトブレイクの早期発見、感染予防等の取組を着実に実施するとともに医師・看護師・薬剤師・事務職等で構成される院内感染対策チーム（ICT）又はそれに準ずる院内組織を全ての病院で設置している。 また、感染管理を専門分野とする認定看護師を配置するなど、院内感染防止体制の強化を図るとともに、全病院において、院内感染対策に係る基本的知識を習得するため、院内研修を令和元年度も引き続き実施した。 この他の取組として他の医療機関との合同カンファレンスを136病院で実施したほか、99病院で他の医療機関と相互に感染防止対策に係る評価の実施に、令和元年度も引き続き取り組むとともに、前年度と比較し2病院増え121病院が院内感染防止対策サーベイランス事業（JANIS）に参加し、院内での感染症に関わる情報提供を行うことにより、国の院内感染対策に貢献した。		年度計画の目標を達成した。	評価	
					(2) 各グループにおける体制の強化 院内感染発生時の対応における実践的な知識と技能の習得や、医師、看護師、薬剤師等の多職種連携の重要性を認識することを目的とし、グループ内の各施設の職員に対し院内感染対策に係る研修を、令和元年度も引き続き全てのグループで実施した。				
					(3) 本部における体制の強化 平成26年12月に中央医療安全管理委員会の下に設置した「院内感染対策に関する専門委員会」での報告等を踏まえ、院内感染対策の標準化に資する取組として、院内感染事例について本部で一元的に情報収集・分析を行い、院内感染に関する情報を機構全体で共有し再発防止に努めていくため、平成27年度より「国立病院機構内院内感染報告制度」の運用を始めた。また、平成29年度からは、各病院において院内感染対策チーム（ICT）が介入し終息した院内感染事例についても病院から本部への報告を受けることとした。平成30年度は、感染管理認定看護師が不在の病院でアウトブレイクが発生した事例において、グループが関与し、他病院の院内感染対策チームを早期に派遣して鎮静化を図った。本事例を踏まえ、本部及びグループによる院内感染のアウトブレイクに迅速な対応をするため、早期に重症患者を把握できるよう報告体制を整えた。 令和元年度においては、平成28年から平成30年の過去3年間に報告のあった院内感染報告書のデータ分析結果を院内感染防止対策等の参考資料として各病院に情報提供した。				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価											
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価			
					業務実績		自己評価				
				・ 検体検査の品質及び精度の確保に努めているか。	なお、141病院に感染症対策チーム（Infection Control Team, ICT）を設置しており、117病院に278名のICD（Infection Control Doctor）、128病院に208名のICN（Infection Control Nurse）を配置し、常時、感染対策に努めている。	【感染管理認定看護師配置状況】 平成30年度 214名（128病院） → 令和元年度 208名（128病院） ※全国登録者（国立病院機構職員の占める割合） 平成30年度 2,834名（7.5%） → 令和元年度 2,903名（7.1%） ※国立病院機構以外の病院の感染管理認定看護師の数が全国的に増加している中、全国登録者における国立病院機構職員の人数は一定の割合を保っている。	【病院における院内感染対策研修の実施回数】 平成30年度 1,390回 → 令和元年度 1,422回	【感染防止対策加算Ⅰの取得状況】 平成30年度 97病院 → 令和元年度 99病院	年度計画の目標を達成した。		
										6. 検体検査の品質及び精度の確保 医療法の改正に伴い、臨床検査の精度確保と品質の向上に資する人材を育成するため、令和元年度においては、臨床検査の精度確保と品質マネジメントシステム研修を実施した。 第1回 令和元年10月18日～19日 29名 理解度テスト 平均97.6点、業務改善報告書 39件 第2回 令和2年1月31日～2月1日 30名 理解度テスト 平均96.7点、業務改善報告書 34件	
											7. 国立病院機構使用医薬品の標準化 平成17年度から医療安全、医薬品管理の効率化に資するため、国立病院機構本部に標準的医薬品検討委員会を設置し、使用医薬品の標準化の取組を進めている。 令和元年度においては、新薬の薬価収載、治療ガイドラインの変更に対応するため3度目の全面改訂を行った。今回は、使用薬品の標準化をさらに推進するため同一成分の複数規格の整理、口腔内崩壊錠への統一の検討も併せて行った。改訂は、医薬品検討委員会における7つの分野ごとの小委員会で前年度購入のあった4,794医薬品について検討を行い、その結果に基づいて2,738医薬品を標準的医薬品とした。 また、標準的医薬品リストに掲載された品目は原則共同購入で調達しており、医薬品費の低減に努めている。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
					<経緯（参考）> - 平成28年度：平成26年度のリストに、抗がん剤、血漿分画製剤、直近の新医薬品の検討を加えて全面的な見直しを行い、172医薬品を削除し、新たに652医薬品を追加し、2,921医薬品を標準的医薬品とした。 - 平成29年度：平成28年度に全面的に見直した標準的医薬品リストを運用するとともに、医薬品検討委員会における7つの分野ごとの小委員会で53医薬品について検討を行い、その結果に基づいてリストに48医薬品を追補し、2,969医薬品を標準的医薬品とした。 - 平成30年度：平成29年度に見直した標準的医薬品リストを運用するとともに、医薬品検討委員会における7つの分野ごとの小委員会で66医薬品について検討を行い、その結果に基づいてリストに61医薬品を追補し、3,030医薬品を標準的医薬品とした。 8. 持参薬鑑別報告マニュアルの周知 慢性疾患等の治療のため継続服薬する患者が増え、入院時の持参薬確認の必要性が高くなっており、本部においては各病院での持参薬確認業務の質の担保、標準化及び安全管理が徹底できるよう、持参薬鑑別報告マニュアルを平成27年度に作成した。令和元年度においては、各病院で本マニュアルによる運用を引き続き行った。 9. 規制医薬品等安全管理のための自己点検チェックリスト（例）の作成 麻薬等の規制医薬品については、麻薬及び向精神薬取締法等により、適切な管理が求められており、本部において各病院の実情に応じて規制医薬品等の安全管理が徹底できるよう、規制医薬品等安全管理のための自己点検チェックリスト（例）を平成28年度に作成した。令和元年度も引き続き各病院で運用を行っている。 10. 医薬品回収事案対応に関するチェックリスト（例）の作成 医薬品回収事案については、医薬品医療機器等法に基づき製薬企業から適宜情報提供等を受け、適切に対処しており、令和元年度においても引き続き、関係者が遺漏無く医薬品回収の処理を行い、かつ関係者間で適切に情報共有を図ることをより容易にするため、本部にて「医薬品回収事案対応に関するチェックリスト（例）」を作成し、各病院に通知するとともに、リストに基づく運用を各病院で行っている。		評価		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
				・ 医療安全の取組の成果について、医療安全白書の公表など情報発信に努めているか。	1 1. 長期療養患者が使用する人工呼吸器の取扱について 人工呼吸器の機種の標準化については、各病院においてリスク管理等を考慮した上で適切な機種を選定するための基本7要件を定め、平成24年7月に各病院に通知しており、令和元年度末においては、人工呼吸器を装着している長期療養患者の中で基本7要件を全て満たす人工呼吸器を装着している患者は3,488人中、3,301人であり、94.6%の割合であった。 【基本7要件を全て満たす人工呼吸器を装着している患者の割合】 平成30年度 94.5% → 令和元年度 94.6% 1 2. 人工呼吸器不具合情報共有システムの運用 患者の人工呼吸器管理に係るリスクを軽減させ、患者の療養上の安全をより一層確保することを目的に、「人工呼吸器不具合情報共有システム」を引き続き運用した。令和元年度においては20件の不具合の報告があり、病院からメーカーへ一報を行った。 1 3. 医療安全対策における情報発信 我が国の医療安全対策の推進に積極的に貢献していくため、情報発信の一環として、 ① 医療事故報告の状況 ② 院内感染報告の状況 ③ 医療安全対策に係る研修の実施状況 ④ 病院間における医療安全相互チェックの状況 ⑤ 医療安全にかかるQC活動事例 等を内容とする「国立病院機構における医療安全対策への取り組み（医療安全報告書）～平成30年度版～」を作成し、国立病院機構のホームページに公表した。 【参考資料】 資料 6：「病院間における医療安全相互チェック」の実施について〔18頁〕 資料 7：医薬品の標準化〔57頁〕	年度計画の目標を達成した。	評価		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
		の新規項目開発・見直しを行うとともに、特に重点的に取り組むべき指標を選定して、臨床評価指標を活用したPDC Aサイクルによる継続的な医療の質の改善を促進する。あわせて、病院間で改善事例を共有するとともに、第三者評価による認定の取得に努め、国立病院機構の医療の質の向上を図る。 これらの取組を通じて得られた成果を取りまとめ情報発信し、我が国の医療の質の向上に貢献する。	発・見直しを行うとともに、特に重点的に取り組むべき指標を選定して、臨床評価指標を活用したPDC Aサイクルによる継続的な医療の質の改善を促進する。あわせて、各病院の委員会活動から得られた改善事例を全病院で共有するとともに、第三者評価による認定の取得に努め、国立病院機構の医療の質の向上を図る。 これらの取組を通じて得られた成果を取りまとめ情報発信し、我が国の医療の質の向上に貢献する。	<定量的指標> ・ 特定行為を実施できる看護師の配置数	(3) 診療看護師（JNP）の活動 国立病院機構では、全国に先駆けて、高度な判断と実践能力を持ち、スキルミックスによるチーム医療を提供できる「診療看護師（JNP）」（※）を育成した。令和元年度においては、引き続き診療看護師研修病院への配置を推進した。 病院での最初の1年間は内科や外科など複数診療科のローテーションで勤務し、2年目以降に各診療科に配置されている。また、土曜、日曜、祝日に救急外来の初期対応を行っており、医師が少ない状況でも救急外来患者の対応が可能となっている。 ※診療看護師（JNP）：医師の指示を受けて、従来、一般的には看護師が実施出来ないと理解されてきた特定行為21区分38行為を含めた医療行為を幅広く実施し、国立病院機構の病院に勤務する看護師を指す。 【診療看護師研修病院指定病院】 平成30年度 31病院 91名 → 令和元年度 35病院 102名 (4) 国が進めている特定行為研修修了者の活動 国立病院機構において、特定行為研修を修了した看護師が手順書に従って診療の補助行為を行うことにより、チーム医療の推進に寄与している。 なお、令和元年度は、長崎医療センターが新たに特定行為研修制度における指定研修機関となり、機構全体で3病院が指定研修機関となった。また、栃木医療センター、三重中央医療センターなど新たに3病院を加えた28病院が実習協力施設となる等、特定行為を実施できる看護師の育成にも努めた。 【特定行為研修指定研修機関】 四国こどもとおとなの医療センター、熊本医療センター、長崎医療センター 【特定行為研修受講修了者数】 平成30年度 認定看護師 10名 看護師 6名 令和 元年度 専門看護師 1名 認定看護師 16名 看護師 14名 【特定行為を実施できる看護師の配置数】 平成30年度 111名（診療看護師 91名 認定看護師11名 看護師 9名） 令和 元年度 133名（診療看護師102名 認定看護師19名 看護師12名）		評価		年度計画の目標を上回る実績をあげた。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価																																																																											
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価																																																																			
					業務実績		自己評価																																																																				
				＜定量的指標＞ ・ 専門性の高い職種の配置数	（５）専門・認定看護師／薬剤師の配置 感染、皮膚、排泄ケア、救急といった特定の看護分野において、熟練した看護技術と知識を用いて水準の高い看護実践能力を持つ専門・認定看護師の配置を拡充し、質の高い医療提供の取組を引き続き推進した。 また、院内感染対策チーム、がん化学療法チーム、緩和医療チーム等の特定領域において、他の医療職の期待に応えることのできる専門・認定薬剤師を配置し、医薬品の適正使用を推進するとともに安全かつ有効な薬物療法の実施に取り組み、チーム医療に貢献している。			年度計画の目標を上回る実績をあげた。	評価																																																																		
					【専門看護師配置数】 平成３０年度 ３８病院 ６３名 → 令和元年度 ４２病院 ７４名 （令和元年度分野別内訳） <table><tr><td>がん看護</td><td>３４名</td><td>急性・重症患者看護</td><td>５名</td><td>慢性疾患看護</td><td>４名</td></tr><tr><td>小児看護</td><td>８名</td><td>精神看護</td><td>１０名</td><td>老人看護</td><td>５名</td></tr><tr><td>母性看護</td><td>１名</td><td>感染症看護</td><td>５名</td><td>家族支援</td><td>１名</td></tr><tr><td>在宅看護</td><td>１名</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 【認定看護師配置数】 平成３０年度 １３４病院 １,０４０名 → 令和元年度 １３４病院 １,０７７名 （令和元年度分野別内訳） <table><tr><td>感染管理</td><td>２０８名</td><td>がん化学療法</td><td>１１２名</td></tr><tr><td>皮膚・排泄ケア</td><td>１１６名</td><td>緩和ケア</td><td>１１８名</td></tr><tr><td>がん性疼痛</td><td>５７名</td><td>救急看護</td><td>６２名</td></tr><tr><td>摂食・嚥下障害看護</td><td>５０名</td><td>集中ケア</td><td>４７名</td></tr><tr><td>がん放射線療法</td><td>３１名</td><td>新生児集中ケア</td><td>２２名</td></tr><tr><td>脳卒中リハ</td><td>２５名</td><td>糖尿病看護</td><td>２２名</td></tr><tr><td>慢性呼吸器疾患</td><td>３３名</td><td>乳がん看護</td><td>１８名</td></tr><tr><td>認知症看護</td><td>７８名</td><td>手術看護</td><td>１８名</td></tr><tr><td>慢性心不全</td><td>１４名</td><td>透析看護</td><td>５名</td></tr><tr><td>小児救急看護</td><td>８名</td><td>訪問看護</td><td>３名</td></tr><tr><td>精神科</td><td>３０名</td><td></td><td></td></tr></table>				がん看護	３４名	急性・重症患者看護	５名	慢性疾患看護	４名	小児看護	８名	精神看護	１０名	老人看護	５名	母性看護	１名	感染症看護	５名	家族支援	１名	在宅看護	１名					感染管理	２０８名	がん化学療法	１１２名	皮膚・排泄ケア	１１６名	緩和ケア	１１８名	がん性疼痛	５７名	救急看護	６２名	摂食・嚥下障害看護	５０名	集中ケア	４７名	がん放射線療法	３１名	新生児集中ケア	２２名	脳卒中リハ	２５名	糖尿病看護	２２名	慢性呼吸器疾患	３３名	乳がん看護	１８名	認知症看護	７８名	手術看護	１８名	慢性心不全	１４名	透析看護	５名	小児救急看護	８名	訪問看護	３名	精神科	３０名	
がん看護	３４名	急性・重症患者看護	５名	慢性疾患看護	４名																																																																						
小児看護	８名	精神看護	１０名	老人看護	５名																																																																						
母性看護	１名	感染症看護	５名	家族支援	１名																																																																						
在宅看護	１名																																																																										
感染管理	２０８名	がん化学療法	１１２名																																																																								
皮膚・排泄ケア	１１６名	緩和ケア	１１８名																																																																								
がん性疼痛	５７名	救急看護	６２名																																																																								
摂食・嚥下障害看護	５０名	集中ケア	４７名																																																																								
がん放射線療法	３１名	新生児集中ケア	２２名																																																																								
脳卒中リハ	２５名	糖尿病看護	２２名																																																																								
慢性呼吸器疾患	３３名	乳がん看護	１８名																																																																								
認知症看護	７８名	手術看護	１８名																																																																								
慢性心不全	１４名	透析看護	５名																																																																								
小児救急看護	８名	訪問看護	３名																																																																								
精神科	３０名																																																																										

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価										
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価		
					業務実績		自己評価			
					【専門薬剤師配置数】 平成30年度 40病院 92名 → 令和元年度 45病院 94名 (令和元年度分野別内訳) 感染 11名 精神 2名 妊婦 1名 H I V 7名 医療がん 36名 医療薬物療法 1名 医療がん指導 14名 医療薬指導 18名 医療療法指導 1名 I C D 3名 【認定薬剤師配置数】 平成30年度 137病院 1, 269名 → 令和元年度 138病院 1, 334名 (令和元年度分野別内訳) 病薬がん 58名 感染 45名 精神 8名 妊婦 7名 医療薬 49名 外来がん 67名 H I V 10名 臨薬 1名 臨薬C R C 64名 緩和療法 24名 褥瘡 6名 漢方 26名 小児薬物療法 35名 抗菌療法 40名 救急 10名 腎薬病薬物 2名 老年医学会 6名 周術期管理 3名 認定実習指導 444名 N S T 142名 糖尿病療養指導士 119名 リウマチ薬登録 18名 G C Pパスポート 29名 スポーツ 96名 骨粗鬆症 10名 N R サプリ 8名 医療環境管理士 7名				評価	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
					2. チーム医療推進のための研修等の実施 医療の質向上を目指し、メディカルスタッフ職員の専門知識の強化、チーム医療推進の支援を目的とした研修を令和元年度も引き続き本部等主催で実施した。 ※以下に記載する研修で回数記載がないものは、1回開催である。 【強度行動障害医療研修】（本部主催） クロザピン投薬等の専門的治療により地域生活への移行を推進している中で、退院が難しい治療抵抗性の一群として自閉症で強度行動障害を持つ患者が存在し、その患者に対する専門医療が求められている。 特に、思春期以降、行動障害が顕在化し在宅での生活が困難になってくる患者も存在する中で、こうした患者に対する精神科医療従事者のための「強度行動障害医療研修」を実施している。 強度行動障害に対する行動療法や行動分析、医療安全の実施、障害児（者）の地域移行について学ぶことに加え、行動分析の仕方と目標行動の設定の仕方について、具体的な事例をもとにしたグループワークを展開することを目的とした研修を継続して実施し、37病院から65名が参加した。 当該研修を通じて強度行動障害医療の専門性をさらに高め、国立病院機構内での治療内容（技法・プログラム）の均てん化を目指しており、強度行動障害を専門とする若手精神科医の育成やチーム医療の推進に繋がっている。 参加職種：看護師33名、児童指導員13名、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士5名、保育士5名、医師3名、療養介助員等6名 【障害者虐待防止対策セミナー】（本部主催） 障害者虐待防止法を踏まえて、虐待とされる事案を未然に防ぐために、有識者の講演だけでなく、職員自らが障害者目線となったロールプレイを通じて、自らの言動や行動を振り返り、自施設で取り組むべき課題を明らかにすることを目的とした研修を継続して実施し、71病院から74名が参加した。 参加職種：看護師47名、児童指導員14名、保育士3名、医師1名、療養介助員等9名 【在宅医療推進セミナー】（本部主催） 地域包括ケアシステムの構築における自院の課題を把握し、グループディスカッションを通じ、情報を共有することにより在宅医療提供体制の構築に向けて必要な知識・技術の習得や、訪問看護ステーションの開設に向けての必要な知識の習得を図ることを目的とした研修を継続して実施し、22病院から、52名が参加した。		<table><tr><td>評価</td><td></td></tr></table>	評価	
評価									

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
					参加職種：看護師 3 2 名、医療社会事業専門員等 6 名、医師 2 名、作業療法士 2 名、事務 1 0 名 【医療観察法MD T 研修】（本部主催） 医療観察法病棟としてあるべき「治療とは」、そして最終目標である「社会復帰とは」という重要なテーマに対し、多職種によるディスカッションを通じて、精神科医療の底上げを図ることを目的とした研修を継続して実施し、 2 9 病院から 1 0 7 名が参加した。 参加職種：医師 1 7 名、看護師 3 1 名、心理療法士 1 7 名、精神保健福祉士 1 5 名、医療社会事業専門員 8 名、作業療法士 1 9 名 【チームで行う小児救急・成育研修】（本部主催） 小児救急医療に対する医療的重要性及び社会的要望の増大に伴い、小児救急・成育に関する知識、技能、対応の向上を図ることを目的とした研修を、継続して実施し 1 8 病院から 3 5 名が参加した。 参加職種：医師 5 名、看護師・助産師等 2 2 名、薬剤師 8 名 【N S T（栄養サポートチーム）研修】（グループ主催） 臨床におけるより良い栄養管理の実施に当たり、チーム医療での専門的役割発揮に必要な問題・課題を認識させるとともに、ネットワーク体制の充実と向上を図ることを目的とした研修を継続して年 7 回実施し、 6 6 名が参加した。 ※本研修にて、N S T 教育認定施設での 4 0 時間の臨床実地修練の単位を取得でき、診療報酬上の「栄養サポートチーム」の施設基準を取得できることとなった。 参加職種：看護師 3 5 名、薬剤師 1 7 名、管理栄養士 1 1 名、言語聴覚士等 3 名 【がん化学療法研修】（グループ主催） がん化学療法に携わる各職種が専門性を発揮し、情報を共有し、それぞれの役割を果たすことで質の高い安全で安心ながん化学療法の提供体制が構築され、医療安全対策の充実強化につなげることを目的とした研修を継続して年 4 回実施し、 9 0 名が参加した。 参加職種：医師 5 名、看護師 4 5 名、薬剤師 3 6 名、放射線技師等 4 名		評価		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価																																
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価																								
					業務実績		自己評価																									
				・ 患者に分かりやすい医療の提供や医療の標準化のため、クリティカルパスの活用を推進しているか。 ＜定量的指標＞ ・ クリティカルパスの実施割合	【輸血研修】（グループ主催） 輸血の医療安全業務に関わる医療従事者に対して、輸血における安全かつ適正な業務を遂行するために必要な専門的知識及び関連職種間連携業務等を習得させ、医療安全対策の意識を向上させることで、輸血医療安全管理体制の充実を図ることを目的とした研修を、継続して年3回実施し、57名が参加した。 参加職種：医師4名、看護師20名、薬剤師9名、臨床検査技師等24名 3. クリティカルパスの活用推進 安全で精度が高く効率的な医療を提供するため、クリティカルパス（※1）の活用を進めてきており、各病院において、予想されたプロセスとは異なる過程を分析し、その結果を踏まえてクリティカルパスの改良を行うなどの取組を引き続き実施した。また、各病院でクリティカルパス研究会等を開催して、その普及にも引き続き取り組んだ。 【クリティカルパス実施患者数】 平成30年度 319,661人 → 令和元年度 329,513人 【クリティカルパスの実施割合（※2）】 平成28年度 48.6％（目標値） → 令和元年度 49.4％ ※1 クリティカルパス：疾患に対する患者の状態と診療行為の目標及び評価・記録を含む標準診療計画のことをいう。 ※2 クリティカルパスの実施割合＝クリティカルパス実施患者数／新規入院患者数 4. 地域連携クリティカルパス実施のための取組 地域の医療機関の機能分化と連携を強化し、地域完結型医療の実現の一環として、開業医をはじめとする地域の医療機関と一体となり、大腿骨頸部骨折、脳卒中、がん等の地域連携クリティカルパスの導入の取組を引き続き推進した。なお、地域連携クリティカルパスによる医療を実践している病院は令和元年度末までに92病院ある。 【地域連携クリティカルパス実施患者数】<table><tr><td></td><td>平成30年度</td><td></td><td>令和元年度</td></tr><tr><td>・ 大腿骨頸部骨折</td><td>2,250人</td><td>→</td><td>2,366人</td></tr><tr><td>・ 脳卒中</td><td>3,593人</td><td>→</td><td>3,610人</td></tr><tr><td>・ がん（五大がん等）</td><td>2,331人</td><td>→</td><td>3,045人</td></tr><tr><td>・ 結核、COPD等その他のパス</td><td>612人</td><td>→</td><td>1,087人</td></tr><tr><td>・ 総数</td><td>8,786人</td><td>→</td><td>10,108人</td></tr></table>		平成30年度		令和元年度	・ 大腿骨頸部骨折	2,250人	→	2,366人	・ 脳卒中	3,593人	→	3,610人	・ がん（五大がん等）	2,331人	→	3,045人	・ 結核、COPD等その他のパス	612人	→	1,087人	・ 総数	8,786人	→	10,108人		評価	
	平成30年度		令和元年度																													
・ 大腿骨頸部骨折	2,250人	→	2,366人																													
・ 脳卒中	3,593人	→	3,610人																													
・ がん（五大がん等）	2,331人	→	3,045人																													
・ 結核、COPD等その他のパス	612人	→	1,087人																													
・ 総数	8,786人	→	10,108人																													
							年度計画の目標を達成した。																									
							年度計画の目標を上回る実績をあげた。																									

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
					さらに、国立病院総合医学会において本事業のポスターセッションを設けた他、各病院の活動成果を総括する「令和元年度クオリティマネジメントセミナー病院報告会」を開催し、自院の活動成果の発表や各病院間での活動に関する情報共有、意見交換を行うための機会を設けた。 ※クオリティマネジメント委員会 臨床評価指標を用いたP D C Aサイクルに基づく医療の質の改善活動の統括的マネジメントを行うことを目的とし、診療上の問題点の抽出や計画の立案を、臨床現場のスタッフと共に進めるとともに、活動状況の定期的なモニタリングを行う委員会をいう。 ＜各病院における取組の概要＞ 1. クオリティマネジメント委員会を設置 2. 手法の習得と改善活動計画立案のサポートを目的とするワークショップへ参加 (参加者：クオリティマネジメント委員会の委員2名) 3. クオリティマネジメント委員会を中心に取り組む臨床評価指標の決定と改善活動計画の立案 ⇒ 本部に報告書を提出 4. 定期的な委員会開催による、現状評価 (3ヶ月に1回、診療情報分析部から全指標の集計結果を通知) 5. 取組開始から1年後、報告会に参加し活動報告を行う。 【クオリティマネジメントセミナー（ワークショップ）】 平成30年度 72病院 94名 → 令和元年度 62病院 95名 6. 「臨床評価指標V e r . 4」による計測の実施 平成18年度、臨床評価指標の作成当初は、各病院職員が手作業でデータの収集を行っており、各病院に多大な負担がかかっていた。平成22年度に全病院から診療情報（レセプト及びD P Cデータ）を一元的に収集・分析する診療情報データベース（M I A）を構築し、病院の負担軽減に努めた。その後も継続的に改良を続け、平成27年度には臨床評価指標V e r . 3を開発した。 一方、平成28年度には電子カルテ情報のデータベース「国立病院機構診療情報集積基盤（N C D A）」を構築し、N C D Aから検査値、バイタルなどの情報が収集できるようになったことから、令和元年度は、臨床評価指標V e r . 3に加え、N C D Aからのデータを用いることを可能とする「臨床評価指標V e r . 4」を開発した。 「臨床評価指標V e r . 4」を活用することで、国立病院機構の病院で提供される医療を可視化し、より一層の医療の質の向上に寄与することが期待されている。 ＜N C D Aを活用した指標例＞ ・糖尿病患者におけるHbA1c 値コントロール率 ・中心静脈カテーテル留置後の感染症の発生率		評価	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
				第三者評価による認定の取得に努めているか。	7. 日本医療機能評価機構等の認定状況 日本医療機能評価機構の病院評価認定病院は、令和元年度において合計で63病院となった。 平成25年度に新たに導入された機能種別による病院機能評価については、令和元年度末までに61病院が最新の評価体系（機能種別3rdG）で認定されている。 【その他の外部機関による認定状況（令和元年度末）】 「ISO9001」（国際標準化機構が策定する品質マネジメントシステムの国際規格） 6病院 「ISO22301」（国際標準化機構が策定する事業継続マネジメントシステムの国際規格） 1病院 「ISO15189」（国際標準化機構が策定する臨床検査室-品質と適合能力に対する特定要求事項） 12病院 「赤ちゃんにやさしい病院」（WHO・ユニセフによる認定） 8病院 「NPO法人卒後臨床研修評価機構」による認定 5病院		年度計画の目標を達成した。	評価	
					8. 臨床検査データの精度保証 日本医師会が主催する「臨床検査精度管理調査」等に国立病院機構の全病院が参加し、臨床検査の精度の維持向上に令和元年度も引き続き取り組んだ。 その結果、臨床検査精度の評価評点について、全国3,243病院における平均点は96.8点（平成30年度は97.0点）であったのに対し、国立病院機構の病院の平均点は98.1点（平成30年度は98.3点）であり、100点満点の病院は4病院（平成30年度は12病院）であった。 【参考資料】 資料 8：診療看護師（JNP）としての活動〔58頁〕 資料 9：地域連携クリティカルパスの実施状況〔71頁〕 資料10：日本医療機能評価機構の認定病院一覧〔72頁〕 資料11：臨床評価指標事業の新たな取組〔73頁〕 資料12：医療の質の評価・公表推進事業における臨床評価指標〔75頁〕				

4. その他参考情報
特になし

様式 1－1－4－1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－1－2	診療事業 地域医療への貢献		
業務に関連する政策・施策	日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること 生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図るとともに、がんによる死亡者の減少を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立病院機構法第3条
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」、難易度：「高」 今後、超高齢社会を迎えるにあたり、国として、地域医療構想の実現や地域包括ケアシステムの構築を推進しており、機構の個々の病院が、それぞれの地域で求められる医療需要の変化に対応することや、在宅医療支援を含め他の医療機関等と連携を進めることは重要度が高い。 機構の各病院が、地域医療により一層貢献するためには、地域の実情（人口や高齢化の推移、医療圏における医療機関ごとの機能分担、医師の偏在、患者のニーズ等）に応じて、それぞれの地域で異なった連携デザインを構築していく必要があり、その上で、地域における将来の医療提供体制を検討しながら医療を提供していくこと、また、特に、紹介率・逆紹介率といった指標は既に高い水準にある中で、これを維持・向上させていくことは難易度が高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（令和元年度） I－4－1

2. 主要な経年データ														
① ①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	（参考） 前中期目標期間最終年度値	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度		指標	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
紹介率 （計画値）	前中期目標期間中の最も高い年度の実績以上		76.5% （平成30年度）						予算額（千円）	988,900,395 （※注①）				
紹介率 （実績値）		76.5%	77.3%						決算額（千円）	976,561,682 （※注①）				
達成度			101.0%						経常費用（千円）	983,294,458 （※注①）				
逆紹介率 （計画値）	前中期目標期間中の最も高い年度の実績以上		64.1% （平成30年度）						経常利益（千円）	13,610,531 （※注①）				
逆紹介率 （実績値）		64.1%	66.7%						行政コスト（千円）	990,162,530 （※注①）				
達成度			104.1%						従事人員数（人）	62,226 （※注②）				

訪問看護の 延べ利用者 数 (計画値)	前年度より増 加		58,635 名												
訪問看護の 延べ利用者 数 (実績値)		58,635 名	64,211 名												
達成度			109.5%												
入退院支援 実施件数 (計画値)	前年度より増 加		155,234 件												
入退院支援 実施件数 (実績値)		155,234 件	182,126 件												
達成度			117.3%												
短期入所、 通所事業の 延べ利用者 数 (計画値)	前中期目標期 間中の最も高 い年度の実績 以上		短期入所 39,932 名 (平成 30 年度) 通所事業 48,788 名 (平成 28 年度)												
短期入所、 通所事業の 延べ利用者 数 (実績値)		短期入所 39,932 名 通所事業 43,100 名	短期入所 49,993 名 通所事業 48,081 名												
達成度			短期入所 125.2% 通所事業 98.6%												

注) ①予算額、決算額、経常費用、経常利益、行政コストについては、診療事業の項目（項目 1－1－1、1－1－2、1－1－3）ごとに算出することが困難であるため、診療事業の項目全体の額を記載。

②従事人員数については、診療を行っている者が研究や教育を行う等、事業分類ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	
	（２）地域医療への貢献 地域包括ケアシステムの構築や各都道府県の地域医療構想の実現のため、機構が有する人的・物的資源と病院ネットワークを有効に活用しながら、地域の医療需要の変化への対応に自主的に取り組み、併せて、個々の病院について、その機能、地域医療需要及び経営状況等を総合的に分析した上で、機能転換や再編成等を検討すること。 また、地域の医療機関との連携をさらに進めるとともに、介護施設や福祉施設も含めた入退院時における連携及び退院	（２）地域医療への貢献	（２）地域医療への一層の貢献			＜評価と根拠＞ 評価：A （自己評価Aの理由） - 通所事業の延べ利用者数については、１００％を下回ったものの、その他の定量的指標において、達成度が１００％以上であった。 - 下記理由により、難易度が高い定量的指標について、一部達成度が１００％を下回ったものの、その他の達成度が１００％以上であり、定量的指標以外の目標についても良好な結果を得た。 ○ 国立病院機構では、地域連携をより一層強化するため、紹介・逆紹介の向上に努めている。各病院において、地域で求められる医療機能や扱う診療領域が全く異なる中で、第三期中期計画中で既に高い実績をあげているにもかかわらず、令和元年度においても紹介率は７７．３％、逆紹介率は６６．７％となり、達成度もそれぞれ１０１．０％、１０４．１％と平成３０年度より上回った。 ○ 地域の実情（人口や高齢化の推移、医療圏における医療機関ごとの機能分担、医師の偏在、患者のニーズ等）に応じて、それぞれの地域で異なった連携デザインを構築していく必要があり、その中で、地域における将来の医療提供体制を検討しながら医療を提供していかなければならない。 その上で、地域包括ケアシステムの構築において、地域の医療事情に応じながら在宅医療支援の充実を図るため、令和元年度においては３６病院で訪問診療を行い、６８病院が訪問看護を実施した。また、訪問看護ステーションは大分医療センターなど新たに５病院を加えた１５病院となり、訪問看護ステーションをはじめとする訪問看護の延べ利用者数は、６４，２１１人、達成度は１０９．５％となった。 さらに、介護・福祉施設を含めた入退院時における連携及び退院後の在宅医療支援についても、令和元年度においては入退院支援実施件数１８２，１２６件、達成度は１１７．３％となる等、医療機関や介護・福祉施設との連携及び在宅復帰支援を行った。	評価	A
							＜評価に至った理由＞ I. 主な目標の内容 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第６４号）は、地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステム（高齢者が可能な限り住み慣れた地域で継続して生活ができるよう、医療、介護、生活支援サービス及び住まいが包括的に確保される体制）を構築することを通じ、国民が生きがいを持ち健康で安らかな生活を営むことができる地域社会の形成に資する事を目的として定められている。 中期目標・中期計画では、都道府県が地域の実情に応じて定める医療計画を踏まえ、各病院が持つ医療資源を活用することにより当該計画で求められる役割を積極的に果たし、地域における課題の解決に貢献すること及び在宅療養患者やその家族を支援する取組を進めることとされている。 （１） 医療計画等で求められる機能の発揮 （２） 在宅医療との連携など地域包括ケアシステムへの貢献 また、年度計画において、定量的指標として「紹介率・逆紹介率」、「短期入所、通所事業の延べ利用者数」については前中期目標期間中の最も高い年度の実績以上、「訪問看護の延べ利用者数」、「入退院支援実施件数」については前年度より増加することと設定している。	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	後の在宅医療支援を含めた支援の強化を図ること。					○ 地域連携を進めつつ各病院の診療機能や地域のニーズに応じて、他の医療機関では提供されないおそれのあるセーフティネット分野の重症心身障害児（者）、筋ジストロフィーをはじめとする神経・筋疾患等の在宅療養患者の支援体制を構築するため、セーフティネット分野の医療提供をする病院において、短期入所については、積極的に受入れを行った。令和元年度においては、短期入所（短期入院を含む）の延べ利用者数49,993名となり、達成度は125.2％と年度計画値（平成30年度）を上回る延べ利用者数を達成した。 また、通所事業については、生活介護、児童発達支援、放課後等デイサービスを実施した。新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年2月以降、放課後等デイサービスを一時、利用停止としていた病院もあったことから、令和元年度においては、延べ利用者数が48,081名となり、達成度は98.6％と年度計画値（平成28年度）を上回る延べ利用者数とはなかった。	評価 Ⅱ. 目標と実績の比較 「紹介率・逆紹介率」については、紹介率は77.3％、達成度は101.0％、逆紹介率は66.7％、達成度は104.1％であった。 「訪問看護の延べ利用者数」については、64,211名、達成度は109.5％であった。 「入退院支援実施件数」については、182,126件、達成度は117.3％であった。 「短期入所、通所事業の延べ利用者数」については、短期入所では49,993名、達成度は125.2％と、通所事業では、48,081名、達成度は98.6％であった。	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
		① 医療計画等で求められる機能の発揮 国立病院機構が有する人的・物的資源と病院ネットワークを有効に活用しながら、地域の医療需要の変化への対応に自主的に取り組み、必要な機能を維持しつつ、地域に求められる医療に貢献する。 その上で、必要に応じ、各都道府県の地域医療構想の実現に向けて、国立病院機構としては個々の病院ごとにその機能や、地域医療需要、経営状況について総合的に勘案し、地域のニーズに応じた機能転換や再編等を検討していく。 また、地域連携クリティ	① 医療計画等で求められる機能の発揮 国立病院機構が有する人的・物的資源と病院ネットワークを有効に活用しながら、地域の医療需要の変化への対応に自主的に取り組み、必要な機能を維持しつつ、地域に求められる医療に貢献する。 また、各都道府県の地域医療構想に基づいた地域医療構想調整会議等へ積極的に参加し、各病院が地域で担っている診療機能を踏まえた役割の明確化に引き続き努める。 その上で、必要に応じ、各都道府県の地域医療構想の実現に向けて、国立病院機構とし	＜評価の視点＞ ・ 地域の医療需要の変化への対応に自主的に取り組み、必要な機能を維持しつつ、地域に求められる医療に貢献しているか。	① 医療計画等で求められる機能の発揮 1. 地域医療への取組 (1) 5 疾病・5 事業への対応 都道府県医療計画において、5 疾病5 事業及び在宅医療の実施医療機関として位置づけられており、各病院が地域で必要とされる医療機能を発揮することで、地域医療への取組を引き続き推進した。 【各都道府県の医療計画における5 疾病・5 事業に係る記載状況（令和元年度末）】 ・ 5 疾病：がん8 6 病院、脳卒中9 0 病院、心筋梗塞6 6 病院、糖尿病7 7 病院、精神4 9 病院 ・ 5 事業：救急医療1 1 1 病院、災害医療6 8 病院、へき地医療1 5 病院、周産期医療6 0 病院、小児医療1 0 1 病院 (2) 地域医療支援病院の指定状況 医療法により、地域における医療機関の役割分担と連携を図り、「地域完結型医療」を目的に創設された地域医療支援病院に、令和元年度においては6 0 病院が指定されており、地域医療の支援に引き続き貢献した。 【地域医療支援病院】 平成3 0 年度 5 9 病院 → 令和元年度 6 0 病院 (3) がん対策推進基本計画への対応 国立病院機構において、3 病院が都道府県がん診療連携拠点病院、3 2 病院が地域がん診療連携拠点病院、4 病院が地域がん診療拠点病院にそれぞれ指定されており、専門的ながん医療の提供、がん診療の地域連携協力体制の構築、がん患者・家族に対する相談支援及び情報提供等を実施している。 平成2 9 年1 0 月、がん対策基本法に基づき、第3 期の「がん対策推進基本計画」が閣議決定され、がんゲノム医療の中核となる拠点病院等を整備することとされた。 国立病院機構においては、平成3 0 年度にがんゲノム医療連携病院に指定されていた1 0 病院のうち3 病院（令和2 年4 月1 日現在）が、がんゲノム医療拠点病院の指定を受け、がんゲノム医療中核拠点病院と協力し、がんゲノム情報に基づく診療や臨床研究・治験の実施、新薬等の研究開発、がんゲノム関連の人材育成等について貢献している。 また、新たに3 病院を加えた1 0 病院（令和2 年4 月1 日現在）が、がんゲノム医療連携病院の指定を受け、がんゲノム医療中核拠点病院と連携して遺伝子パネル検査に関する診療機能体制の整備や遺伝子カウンセリングの実施、がんゲノム医療に関する人材育成などの役割を担っている。		年度計画の目標を達成した。	評価	
								Ⅲ. その他考慮すべき要素 （1）医療計画等で求められる機能の発揮について 地域の医療連携体制を検討・討議するための医療審議会等に引き続き積極的に参加するなど、地域医療への取組を推進していることを評価する。 また、盛岡医療センターへの社会福祉法人岩手愛児会もりおかこども病院の医療機能の移転については、重症心身障害児（者）病棟の運用を開始し、地域のニーズに応じた医療提供体制の確保に貢献するために医療機能を拡充、充実させたことを評価する。 （2）在宅医療との連携など地域包括ケアシステムへの貢献について 重症心身障害児（者）等の通所事業を推進するなど、在宅療養を支援するとともに、地域包括ケアシステムに貢献す	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価																																														
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価																																						
					業務実績		自己評価																																							
		カルパスや医療機器の共同利用などにより、地域の医療機関との連携をさらに進めるとともに、入退院時支援や資産の有効活用などにより、介護・福祉施設との連携強化を図る。	ては個々の病院ごとにその機能や、地域の医療需要、経営状況について総合的に勘案し、地域のニーズに応じた機能転換や再編等を検討していく。 また、地域連携クリティカルパスや医療機器の共同利用などにより、地域の医療機関との連携をさらに進めるとともに、入退院時支援や資産の有効活用などにより、介護・福祉施設との連携強化を図る。	各都道府県の地域医療構想調整会議等へ積極的に参加し、各病院が地域で担っている診療機能を踏まえた役割の明確化に引き続き努めているか。	【がん診療連携拠点病院等の指定状況】 <table><thead><tr><th></th><th>平成30年度</th><th>令和元年度</th></tr></thead><tbody><tr><td>・都道府県がん診療連携拠点病院</td><td>3 病院</td><td>→ 3 病院</td></tr><tr><td>・地域がん診療連携拠点病院</td><td>3 3 病院</td><td>→ 3 2 病院</td></tr><tr><td>・地域がん診療拠点病院</td><td>1 病院</td><td>→ 4 病院</td></tr><tr><td>・がんゲノム医療拠点病院</td><td colspan="2">(令和元年度より指定) 3 病院</td></tr><tr><td colspan="3">北海道がんセンター、四国がんセンター、九州がんセンター</td></tr><tr><td>・がんゲノム医療連携病院</td><td>1 0 病院</td><td>→ 1 0 病院</td></tr><tr><td colspan="3">(3 病院については、がんゲノム医療拠点病院に指定)</td></tr><tr><td colspan="3">東京医療センター、名古屋医療センター、京都医療センター、大阪医療センター、大阪南医療センター、岡山医療センター、呉医療センター、岩国医療センター、九州医療センター、長崎医療センター</td></tr></tbody></table> (4) 地域医療構想調整会議等への参加状況 都道府県が策定した地域医療構想を基に、構想区域毎に「地域医療構想調整会議」において、医療機能の役割分担等具体的な議論が進められている中で、国立病院機構の各病院も地域医療構想調整会議に積極的に参加する等、地域関係者との対話を、令和元年度も引き続き実施した。 また、医療機関がその有する病床において担っている医療機能の現状と今後の方向性を選択し、病棟単位で都道府県に報告する病床機能報告制度については、令和元年度も引き続き各病院が適切に対応した。 【各都道府県における医療連携体制について検討・討議するために設置される医療審議会等への参加状況（令和2年3月末現在）】 <table><tbody><tr><td>・都道府県医療審議会（及び作業部会等）参加病院数</td><td>2 1 病院</td></tr><tr><td>・圏域連携会議参加病院数</td><td>3 0 病院</td></tr><tr><td>・地域医療対策協議会（及び作業部会等）参加病院数</td><td>5 1 病院</td></tr><tr><td>・地域医療構想調整会議（及び専門部会等）参加病院数</td><td>1 0 2 病院</td></tr></tbody></table> (5) 国立病院機構における地域医療構想への対応 国立病院機構においては、地域医療構想は2025年がゴールではなく、それ以降の厳しい状況下で個々の医療提供主体が果たすべき役割も含めた地域医療の基本的な方向性を定める重要な局面と捉えており、国立病院機構の各病院が将来にわたり各地域で医療を提供していくために、地域関係者や患者から「国立病院機構であれば、地域から求められる医療を厳しい先行きの中でも安定的に提供する体制を確保できる」と評価されることを目指している。		平成30年度	令和元年度	・都道府県がん診療連携拠点病院	3 病院	→ 3 病院	・地域がん診療連携拠点病院	3 3 病院	→ 3 2 病院	・地域がん診療拠点病院	1 病院	→ 4 病院	・がんゲノム医療拠点病院	(令和元年度より指定) 3 病院		北海道がんセンター、四国がんセンター、九州がんセンター			・がんゲノム医療連携病院	1 0 病院	→ 1 0 病院	(3 病院については、がんゲノム医療拠点病院に指定)			東京医療センター、名古屋医療センター、京都医療センター、大阪医療センター、大阪南医療センター、岡山医療センター、呉医療センター、岩国医療センター、九州医療センター、長崎医療センター			・都道府県医療審議会（及び作業部会等）参加病院数	2 1 病院	・圏域連携会議参加病院数	3 0 病院	・地域医療対策協議会（及び作業部会等）参加病院数	5 1 病院	・地域医療構想調整会議（及び専門部会等）参加病院数	1 0 2 病院	年度計画の目標を達成した。	<table><tr><th>評価</th><th></th></tr><tr><td></td><td>るため、在宅医療機関との連携を強化し、在宅療養後方支援病院などの施設基準を取得、地域の要請に応じた訪問看護ステーションの開設、地域包括支援センターの運営等、着実な取組が行われていることを評価する。</td></tr></table>	評価			るため、在宅医療機関との連携を強化し、在宅療養後方支援病院などの施設基準を取得、地域の要請に応じた訪問看護ステーションの開設、地域包括支援センターの運営等、着実な取組が行われていることを評価する。
	平成30年度	令和元年度																																												
・都道府県がん診療連携拠点病院	3 病院	→ 3 病院																																												
・地域がん診療連携拠点病院	3 3 病院	→ 3 2 病院																																												
・地域がん診療拠点病院	1 病院	→ 4 病院																																												
・がんゲノム医療拠点病院	(令和元年度より指定) 3 病院																																													
北海道がんセンター、四国がんセンター、九州がんセンター																																														
・がんゲノム医療連携病院	1 0 病院	→ 1 0 病院																																												
(3 病院については、がんゲノム医療拠点病院に指定)																																														
東京医療センター、名古屋医療センター、京都医療センター、大阪医療センター、大阪南医療センター、岡山医療センター、呉医療センター、岩国医療センター、九州医療センター、長崎医療センター																																														
・都道府県医療審議会（及び作業部会等）参加病院数	2 1 病院																																													
・圏域連携会議参加病院数	3 0 病院																																													
・地域医療対策協議会（及び作業部会等）参加病院数	5 1 病院																																													
・地域医療構想調整会議（及び専門部会等）参加病院数	1 0 2 病院																																													
評価																																														
	るため、在宅医療機関との連携を強化し、在宅療養後方支援病院などの施設基準を取得、地域の要請に応じた訪問看護ステーションの開設、地域包括支援センターの運営等、着実な取組が行われていることを評価する。																																													

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
				・ 地域医療構想の実現に向けて、個々の病院ごとにその機能や、地域医療需要、経営状況について総合的に勘案し、地域のニーズに応じた機能転換や再編等を検討しているか。	こうした地域医療構想の趣旨等を踏まえた法人としての方針について、理事長からのビデオメッセージの配信、理事長通知「地域医療構想を踏まえた国立病院機構の今後の対応について」の発出（令和元年9月）、病院長会議での説明等を通じて繰り返し周知・徹底を図った。 また、上記に併せて、再検証対象病院における調整会議への対応に係る具体的な対応方針や各病院の支援内容等についての検討、各病院からの個別相談への対応及び関連する情報の提供などを行う地域医療構想支援チームを本部内に設置している。 上記の方針の下、経営情報分析室（※）を含む支援チームにおいて、再検証対象となった全ての病院に対し、各地域における医療需要の動向及び診療実績等の分析データの提供や今後の方向性を見据えた病床機能の見直し等に係る助言などを行っており、再検証対象病院公表後に調整会議が開催された15病院については、それらを踏まえた対応方針を調整会議に提示している。 さらに、令和2年度中には、地域医療構想における再検証対象病院以外も含む基本的に全ての病院において、2040年を見据えた将来実現すべき機能・規模及びそれを実現するための経営戦略を策定し、当該戦略に基づき、国立病院機構の各病院が引き続き地域関係者や患者から必要と評価され、地域から求められる医療を安定的かつ継続的に提供していけるよう取り組んでいくこととしている。 ※各病院に対し客観的データに基づく支援を行うため、令和元年7月に新たに設置した。医師を含む専門の職員を配置し、地域における医療機能を担う機関の状況及び医療ニーズの状況に係る調査及び分析並びに病院の運営に関する具体的改善策に必要な原因分析を行う。 （6）機構病院の医療機能の移転 ①八雲病院の機能移転について セーフティネット分野の医療等を提供している八雲病院（北海道二世郡八雲町）については、入院患者の高齢化に伴う生活習慣病などの併存症の対応等の課題を抱えている。このため、急性期の各診療機能を備えた機構病院（北海道医療センター及び函館病院）へ医療機能を移転することで、入院患者の医療の充実等を図ることを目的とし、平成30年6月に基本計画を公表した。平成31年1月には、北海道医療センター及び函館病院の病棟等新築整備工事を開始した。令和元年度においても、引き続き令和2年9月1日予定の機能移転に向け、着実に機能移転準備を進めた。 機能移転先：北海道医療センター（北海道札幌市）、函館病院（同函館市）	年度計画の目標を達成した。	評価 IV. 評価 「紹介率・逆紹介率」については、前期で既に高い実績をあげているにもかかわらず、高水準で維持されており、医療機関との連携について強化が図られ、取組が着実に行われていることを評価する。 「訪問看護の延べ利用者数」、「入退院支援実施件数」、「短期入所、通所事業の延べ利用者数」については、地域における積極的な受け入れを行い、地域の医療事情に応じながら在宅医療支援の充実を図っていることを高く評価する。通所事業については、達成度100%を下回ってしまったが、新型コロナウイルス感染症の影響により放課後等デイサービスを一時、利用停止としていた病院もあったことが要因である。 このほか、上記以外の目標についても	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価											
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価				
					業務実績	自己評価					
					○主な動き 平成27年 6月 基本構想の公表 平成29年 3月 基本計画の策定に向けて、新病棟等の設計に着手 平成30年 6月 基本計画の公表 平成31年 1月 北海道医療センター・函館病院病棟等新築整備工事に着手 令和 元年11月 患者移送基本計画（案）の策定及び患者・家族説明会の実施 ○機能移転予定時期：令和2年9月1日予定 ②東徳島医療センター・徳島病院の機能統合について 東徳島医療センター（徳島県板野郡板野町）及び徳島病院（同吉野川市）がそれぞれ実施しているセーフティネット分野の専門医療等について、将来にわたって実施できる体制を確保するとともに、患者の療養環境を更に充実していくため、徳島病院の機能を東徳島医療センターの地に移転・統合し、徳島県地域医療構想を踏まえ、現在、両病院が有している医療機能の充実・強化等を図ることとした基本構想を平成30年2月に公表した。引き続き、両病院が抱える課題を克服し、その医療機能を将来にわたって継続していくために最適な方策について、検討していく。 ○主な動き 平成29年12月 徳島県東部地域医療構想調整会議で機能再編案を説明 平成30年 2月 基本構想の公表 ○機能移転予定時期：令和4年度目途 （7）地域における国立病院機構病院と他の設置主体医療機関等との機能再編 ①盛岡医療センターへの社会福祉法人岩手愛児会もりおかこども病院の医療機能の移転 岩手県内の18歳以上の重症心身障害児（者）が入所できる療養介護施設のニーズが増加していること、また、盛岡市内にある小児専門病院が診療所化の方針決定を行ったことを背景に、岩手県より盛岡医療センターの療養介護施設の新設及び短期入所事業の実施、並びに小児専門医療及び入院小児救急医療の実施について要請を受け、地域医療に貢献するため、盛岡医療センターへもりおかこども病院の医療機能を移転することとして、平成30年2月に公表した。 もりおかこども病院の入院患者は、同院の入院機能が廃止となった平成31年3月31日までに受入れが完了した。 令和元年6月には新たに重症心身障害児（者）病棟40床の運用を開始し、同年8月には一般病棟の一部を改修した小児病床8床の運用が可能となり、小児アレルギー・免疫疾患の新規患者の受入れを開始した。さらに同年10月からは協力要請のあった盛岡市小児救急輪番に参画し、小児救急患者の受入れを開始するなど、地域のニーズに応じた医療提供体制の確保に貢献するために医療機能を拡充、充実させた。		<table><tr><th>評価</th><td></td></tr><tr><td colspan="2">所期の目標を達成しており、定量的指標においても高い実績をあげていること、難易度「高」であることも考慮し、評価を「A」とした。</td></tr></table>	評価		所期の目標を達成しており、定量的指標においても高い実績をあげていること、難易度「高」であることも考慮し、評価を「A」とした。	
評価											
所期の目標を達成しており、定量的指標においても高い実績をあげていること、難易度「高」であることも考慮し、評価を「A」とした。											

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価												
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価						主務大臣による評価	
					業務実績					自己評価		
					○主な動き 平成２９年　９月　岩手県より療養介護施設の新設及び短期入所事業実施の要請 平成３０年　２月　岩手県より小児専門医療及び入院小児救急医療の実施の要請 平成３０年　２月　医療機能移転の公表 平成３１年　３月　社会福祉法人岩手愛児会もりおかこども病院から受入れ完了 令和　元年　６月　重症心身障害児（者）病棟運用開始（４０床） 令和　元年　８月　小児病床の運用開始（８床） 医療機能移転 ②弘前病院への弘前市立病院の医療機能の移転 津軽地域では、民間病院の医師不足等による病院群輪番参加病院の減少により救急医療体制の維持が困難等の課題を抱えている。 その課題を解決するために、平成２８年３月に策定された地域医療構想に基づき、国立病院機構弘前病院と弘前市立病院を再編し、地域の二次救急医療提供体制の強化、複数の診療科の協働による高度・専門医療等の提供、地域医療を担う病院・診療所等との連携、若手医師等の育成機能の充実・人材確保等を担う新中核病院を、国立病院機構、弘前市、青森県及び弘前大学の連携により整備することで、弘前市を中心とする津軽地域保健医療圏の住民等に、長期にわたり安心・安全で良質な医療を提供することを目的として、平成３０年１０月に、４者間で基本協定書を締結した。 令和４年早期の新中核病院の運営開始を目指し、令和元年８月には新中核病院整備工事（準備工事）が開始されるなど、着実に準備を進めた。また、令和２年２月には、新中核病院の名称を「弘前総合医療センター（仮称）」と決定した。						評価	
											＜外部有識者からの意見＞ ・なくてはならない医療機関として、政策医療の部分は経営上苦しいということもありますので民間がなかなか手を出せないところですが、これからはなくてはならないセーフティネットとして力を入れていただきたい。	
					○主な動き 平成２８年　３月　青森県津軽地域保健医療圏の地域医療構想を策定 平成２８年１０月　青森県が新中核病院構想を提案 平成３０年１０月　基本協定書締結 令和　元年　８月　新中核病院整備工事（準備工事）着手 令和　２年　２月　新中核病院の名称を「弘前総合医療センター（仮称）」と決定 ○機能移転予定時期：令和４年早期の開設を目指す							

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価																																																																		
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価																																																										
					業務実績		自己評価																																																											
				・ 地域連携クリティカルパスや医療機器の共同利用などにより、地域の医療機関との連携をさらに進めているか。	2. 地域完結型医療を実現するための取組 （１）地域連携クリティカルパス実施のための取組（再掲） 地域の医療機関の機能分化と連携を強化し、地域完結型医療の実現の一環として、開業医をはじめとする地域の医療機関と一体となり、大腿骨頸部骨折、脳卒中、がん等の地域連携クリティカルパスの導入の取組を引き続き推進した。なお、地域連携クリティカルパスによる医療を実践している病院は令和元年度末までに 9 2 病院ある。 【地域連携クリティカルパス実施患者数】 <table><tr><td></td><td>平成 3 0 年度</td><td></td><td>令和元年度</td></tr><tr><td>・ 大腿骨頸部骨折</td><td>2, 2 5 0 人</td><td>→</td><td>2, 3 6 6 人</td></tr><tr><td>・ 脳卒中</td><td>3, 5 9 3 人</td><td>→</td><td>3, 6 1 0 人</td></tr><tr><td>・ がん（五大がん等）</td><td>2, 3 3 1 人</td><td>→</td><td>3, 0 4 5 人</td></tr><tr><td>・ 結核、C O P D 等その他のパス</td><td>6 1 2 人</td><td>→</td><td>1, 0 8 7 人</td></tr><tr><td>・ 総数</td><td>8, 7 8 6 人</td><td>→</td><td>1 0, 1 0 8 人</td></tr></table> （２）医療機器の共同利用 地域の医療機関や医師会等への医療機器の整備状況の説明、地域医療連携システムの導入による利便性の向上などの取組により医療機器の共同利用を促進することで、地域の医療機関との連携を図った。 【医療機器の共同利用数】 <table><tr><td></td><td>平成 3 0 年度</td><td></td><td>令和元年度</td></tr><tr><td>・ C T</td><td>3 6, 3 9 9 件</td><td>→</td><td>3 5, 4 0 2 件</td></tr><tr><td>・ M R I</td><td>3 8, 5 8 1 件</td><td>→</td><td>3 9, 6 7 6 件</td></tr><tr><td>・ ガンマカメラ</td><td>5, 2 7 7 件</td><td>→</td><td>5, 3 6 4 件</td></tr><tr><td>・ リニアック</td><td>1 4, 1 4 8 件</td><td>→</td><td>1 2, 1 9 6 件</td></tr></table> （３）紹介率と逆紹介率の向上 近隣医療機関等への定期的な訪問や、退院支援看護師の配置による退院支援の強化等により、紹介率（※）、逆紹介率の向上に努め、引き続き地域医療に貢献した。 【紹介率・逆紹介率】 <table><tr><td></td><td>平成 3 0 年度</td><td></td><td>令和元年度</td></tr><tr><td>・ 紹介率</td><td>7 6. 5 %</td><td>→</td><td>7 7. 3 %</td></tr><tr><td>・ 逆紹介率</td><td>6 4. 1 %</td><td>→</td><td>6 6. 7 %</td></tr></table> ※ 紹介率：受診した患者のうち他の医療機関から紹介されて来院した患者の割合。				平成 3 0 年度		令和元年度	・ 大腿骨頸部骨折	2, 2 5 0 人	→	2, 3 6 6 人	・ 脳卒中	3, 5 9 3 人	→	3, 6 1 0 人	・ がん（五大がん等）	2, 3 3 1 人	→	3, 0 4 5 人	・ 結核、C O P D 等その他のパス	6 1 2 人	→	1, 0 8 7 人	・ 総数	8, 7 8 6 人	→	1 0, 1 0 8 人		平成 3 0 年度		令和元年度	・ C T	3 6, 3 9 9 件	→	3 5, 4 0 2 件	・ M R I	3 8, 5 8 1 件	→	3 9, 6 7 6 件	・ ガンマカメラ	5, 2 7 7 件	→	5, 3 6 4 件	・ リニアック	1 4, 1 4 8 件	→	1 2, 1 9 6 件		平成 3 0 年度		令和元年度	・ 紹介率	7 6. 5 %	→	7 7. 3 %	・ 逆紹介率	6 4. 1 %	→	6 6. 7 %	年度計画の目標を達成した。	評価	
	平成 3 0 年度		令和元年度																																																															
・ 大腿骨頸部骨折	2, 2 5 0 人	→	2, 3 6 6 人																																																															
・ 脳卒中	3, 5 9 3 人	→	3, 6 1 0 人																																																															
・ がん（五大がん等）	2, 3 3 1 人	→	3, 0 4 5 人																																																															
・ 結核、C O P D 等その他のパス	6 1 2 人	→	1, 0 8 7 人																																																															
・ 総数	8, 7 8 6 人	→	1 0, 1 0 8 人																																																															
	平成 3 0 年度		令和元年度																																																															
・ C T	3 6, 3 9 9 件	→	3 5, 4 0 2 件																																																															
・ M R I	3 8, 5 8 1 件	→	3 9, 6 7 6 件																																																															
・ ガンマカメラ	5, 2 7 7 件	→	5, 3 6 4 件																																																															
・ リニアック	1 4, 1 4 8 件	→	1 2, 1 9 6 件																																																															
	平成 3 0 年度		令和元年度																																																															
・ 紹介率	7 6. 5 %	→	7 7. 3 %																																																															
・ 逆紹介率	6 4. 1 %	→	6 6. 7 %																																																															
				＜定量的指標＞ ・ 紹介率 ・ 逆紹介率				年度計画の目標を上回る実績をあげた。																																																										

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価																				
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価												
					業務実績		自己評価													
					(紹介率の計算方法の変更) 紹介率の計算に当たっては、第一期中期計画期間から第三期中期計画期間までは、診療報酬上の紹介患者加算に係る施設基準の計算方法を用いて算出していたが、当該紹介患者加算が診療報酬改定で廃止されていることを踏まえ、第四期中期計画期間からは、厚生労働省が公表している病院経営管理指標で使用されている計算方法を用いることとした。 <紹介率の計算式> 旧：第三期中期計画期間まで（診療報酬上の紹介患者加算（平成18年度に廃止）に係る施設基準の計算方法） （紹介患者数＋救急車搬送患者数（初・再診の区別なし））／（初診患者数－時間外患者のうち6歳未満の初診患者数） 新：第四期中期計画期間から（病院経営管理指標の計算方法） （紹介患者数＋救急患者数（初診のみ））／初診患者数 (4) 入退院支援センターにおける介護・福祉施設との連携及び在宅支援 各病院の入退院支援センターにおいて、入院時には在宅サービス事業者と連携し、患者の生活状態や身体機能に即した入院説明を行い、退院時には介護、福祉に関わる機関との連携や訪問看護ステーションの活用などスムーズな在宅医療への移行に取り組んでいる。また、地域医療連携室、がん相談支援センター、患者相談窓口の機能を統合して、患者支援センターとして運用するなど、院内における在宅支援の相談窓口の強化も図っている。 【入退院支援実施件数】 <table><tr><td></td><td>平成30年度</td><td></td><td>令和元年度</td></tr><tr><td>入退院支援実施</td><td>155, 234件</td><td>→</td><td>182, 126件</td></tr></table>			平成30年度		令和元年度	入退院支援実施	155, 234件	→	182, 126件		<table><tr><th>評価</th><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td></tr></table>	評価			
	平成30年度		令和元年度																	
入退院支援実施	155, 234件	→	182, 126件																	
評価																				
				- 入退院時支援や資産の有効活用などにより、介護・福祉施設との連携強化を図っているか。 <定量的指標> - 入退院支援実施件数			年度計画の目標を達成した。	年度計画の目標を上回る実績をあげた。												

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
					3. 地域の救急医療体制への取組		評価	
					(1) 救急・小児救急患者の受入数 救急車による受入数、救急車による受入後の入院患者数は増加しており、より重篤な患者の受入れを行い、地域の救急医療体制の中での国立病院機構の役割を引き続き適切に果たした。 令和元年度では、消防法に基づく救急告示病院として新たに6病院を加えた86病院が指定されている。また、20病院において救命救急センターを設置しており、地域の医療ニーズを踏まえて、三次救急への取組も充実させている。さらに、小児救急医療拠点病院等として24時間の小児救急医療を行っている病院は17病院、地域の小児救急輪番に参加している病院は新たに4病院を加えた43病院となっており、地域の小児救急医療体制の強化にも引き続き貢献した。 【救急患者受入数】 ・平成30年度 536, 667人 (うち小児救急患者数101, 130人) ・令和 元年度 521, 481人 (△2. 83%) (うち小児救急患者数92, 570人) (△8. 46%) 【救急受診後の入院患者数】 ・平成30年度 187, 104人 (うち小児救急患者数 20, 815人) ・令和 元年度 182, 225人 (△2. 61%) (うち小児救急患者数 21, 702人) (+4. 26%) 【救急車による受入数】 ・平成30年度 194, 922人 (うち小児救急患者数 15, 035人) ・令和 元年度 195, 565人 (+0. 33%) (うち小児救急患者数 14, 596人) (△2. 92%) 【救急車による受入数のうち受診後の入院患者数】 ・平成30年度 106, 753人 (うち小児救急患者数 4, 924人) ・令和 元年度 106, 897人 (+0. 13%) (うち小児救急患者数 4, 640人) (△5. 77%)			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
					(2) 地域の救急医療体制の強化 地域の医療ニーズを踏まえて、三次救急への取組も充実させており、救命救急センターを20病院設置している。また、二次医療機関と一次医療機関との役割分担が進んできたことから、各病院は、より重篤な患者の受入れを積極的に行うなど、地域の救急医療体制強化に令和元年度も引き続き貢献した。 なお、令和元年度においては、消防法に基づく救急告示病院として86病院が指定されている。 また、小児救急医療拠点病院等として24時間の小児救急医療を行っている病院は17病院、地域の小児救急輪番に参加している病院は43病院となっており、引き続き地域の小児救急医療体制の強化に貢献した。 さらに、自治体等が主導して地域全体で救急医療・小児救急医療体制を構築している地域においては、市町村や地域医師会が運営する休日・夜間の小児急患センターに対して医師を派遣するなど、引き続き地域の医療ニーズに応えた重要な役割を果たしている。		評価		
					4. ドクターヘリ・防災ヘリ、ドクターカーによる診療状況				
					(1) ドクターヘリ・防災ヘリ 令和元年度においても、医師等が同乗し自治体等の所有する防災ヘリやドクターヘリによる患者受入れや患者搬送を、24病院で1,685回引き続き実施した。 【長崎医療センターにおけるドクターヘリ等による診療活動】 - 稼働回数：令和元年度においても、防災ヘリやドクターヘリによる患者受入れや患者搬送を699回実施した。 - 病院側の診療体制：医師7名、看護師8名のフライトチームを組み診療を実施。				
					(2) ドクターカー 令和元年度においても、医師等が同乗するドクターカーによる患者の受入れや患者搬送を、新たに4病院を加えた22病院で1,851回引き続き実施した。				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
							評価	
					【参考資料】 資料 1 3：地域医療への貢献 [7 9 頁] 資料 1 4：八雲病院の機能移転に関する基本計画（概要）について [8 7 頁] 資料 1 5：東徳島医療センター及び徳島病院の機能統合に伴う新病院に関する基本構想について [9 3 頁] 資料 1 6：国立病院機構盛岡医療センターにおける重症心身障がい者医療等の実施について [9 7 頁] 資料 1 7：弘前病院への弘前市立病院の医療機能の移転について [9 8 頁] 資料 9：地域連携クリティカルパスの実施状況 [7 1 頁]			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
		行い、入退院前後の在宅支援を図ること 等によって在宅療養支援を行う。 在宅療養患者やその家族に対する相談支援、在宅医療に関わる様々な主体が連携を進めていくに当たっての支援機能、地域の医療従事者等の人材育成、地域の求めに応じた訪問看護・訪問診療の実施、他の主体では実施が困難な分野における国立病院機構の医療資源を活用した新たな取組など、地域包括ケアシステムの中で在宅医療提供体制の充実に貢献する。	応する体制を充実させること ・グループホーム、サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホームを含めた在宅サービスとの連携を行い、入退院前後の在宅支援を図ること 等によって在宅療養支援を行う。 在宅療養患者やその家族に対する相談支援、在宅医療に関わる様々な主体が連携を進めていくに当たっての支援機能、地域の医療従事者等の人材育成、地域の求めに応じた訪問看護・訪問診療の実施、他の主体では実施が困難な分野における国立	・在宅療養患者の急性増悪時に対応する体制を充実させているか。 ・精神科疾患の在宅療養患者に対して訪問看護等に取り組んでいるか。	（３）在宅療養支援の取組 入院治療が必要な難病患者が適時に入院できる体制及び在宅療養提供体制を整備するために都道府県が実施している難病医療提供体制事業について、新たに３病院を加えた２９病院が難病医療拠点病院、新たに５病院を加えた６０病院が難病医療協力病院の役割を担うなど、地域の在宅支援ネットワークへの協力を令和元年度も引き続き行った。 また、在宅の重症心身障害児（者）等の居宅支援として、家族の病気、保護者の休養などの理由で、短期間入所できる短期入所事業を新たに１病院を加えた７４病院で行い、地域の在宅支援ネットワークへの協力を行った。 （４）在宅療養患者の急性増悪時の対応 令和元年度においては、新たに２病院を加えた１２４病院で在宅療養患者の急性増悪時入院や９６病院でレスパイト入院に対応するため在宅医療を担う医療機関との連携を引き続き行った。 （５）訪問診療・訪問看護の取組 各病院の診療機能と地域の医療ニーズに応じて在宅療養患者に対して３６病院が訪問診療を行い、新たに３病院を加えた６８病院が訪問看護を令和元年度も引き続き行った。 （６）訪問看護ステーションの開設 地域包括ケアシステムの構築が推進される中で地域の医療事情に応じながら、神経筋疾患・精神疾患の患者を中心に在宅医療提供体制の充実に引き続き貢献している。令和元年度は、地域の要請に応じて訪問看護ステーション（※）を新たに大分医療センター等５病院で開設し、国立病院機構全体では１５病院となった。そのうち、宇多野病院、長崎川棚医療センター、兵庫中央病院、関門医療センター、九州がんセンターにおいては、２４時間の訪問対応を行っている。 ※訪問看護ステーション：健康保険法及び介護保険法による指定を受けて「指定訪問看護事業者」が訪問看護事業を行う事業所としての指定訪問看護ステーション 【訪問看護ステーション設置状況】 平成３０年度　１０病院　→　令和元年度　１５病院 西新潟中央病院、あわら病院、宇多野病院、兵庫中央病院、やまと精神医療センター、長崎川棚医療センター、関門医療センター、下総精神医療センター、東埼玉病院、九州がんセンター、大分医療センター、新潟病院、榊原病院、宮城病院、東尾張病院	ルス感染症の影響により年度計画値を上回る延べ利用者数とはならなかった。 年度計画の目標を達成した。 年度計画の目標を達成した。	評価		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
			病院機構の医療資源を活用した新たな取組など、地域における在宅医療提供体制の充実に貢献する。	<定量的指標> - 訪問看護の延べ利用者数 - グループホーム、サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホームを含めた在宅サービスとの連携を行い、入退院前後の在宅支援を行っているか。 <定量評価> - 入退院支援実施件数	【訪問看護の延べ利用者数】 平成30年度 58,635人 → 令和元年度 64,211人 (7) 入退院支援センターにおける介護・福祉施設との連携及び在宅支援（再掲） 各病院の入退院支援センターにおいて、入院時には在宅サービス事業者と連携し、患者の生活状態や身体機能に即した入院説明を行い、退院時には介護、福祉に関わる機関との連携や訪問看護ステーションの活用などスムーズな在宅医療への移行に取り組んでいる。 また、地域医療連携室、がん相談支援センター、患者相談窓口の機能を統合して、患者支援センターとして運用するなど、院内における在宅支援の相談窓口の強化も図っている。		年度計画の目標を上回る実績をあげた。 年度計画の目標を達成した。	評価	
					【入退院支援実施件数】 平成30年度 令和元年度 入退院支援実施 155,234件 → 182,126件		年度計画の目標を上回る実績をあげた。		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
				在宅療養患者やその家族に対する相談支援、在宅医療に関わる様々な主体が連携を進めていくに当たっての支援機能、地域の医療従事者等の人材育成、地域の求めに応じた訪問看護・訪問診療の実施など、地域における在宅医療提供体制の充実に貢献しているか。	2. 地域包括ケアシステムへの貢献 (1) 地域の医療従事者や患者や地域住民を対象とした研修会等の開催 各病院において、地域の医療従事者等の研修ニーズの把握やアンケート調査による研修内容の評価・検証等により内容の充実に努めている。ホームページやパンフレット配布等で参加を呼びかけたほか、地域の医療関係機関等とも連携して開催するなど、令和元年度も引き続き積極的に実施しており、地域医療従事者等へ向けた医療情報発信や地域のニーズに応じた地域包括ケアシステムの推進に貢献した。 この結果、4, 581件（主に医療従事者対象3, 180件、主に地域住民対象1, 401件）の地域の医療従事者等を対象とした研修会等を開催し、延べ14万人の方に地域医療従事者等へ向けた医療情報発信に貢献した。また、在宅医療に関わるものとして、409件実施し、地域のニーズに応じた地域包括ケアシステムの推進に貢献した。 【開催件数】 平成30年度 5, 197件 → 令和元年度 4, 581件 (2) 在宅医療提供体制に向けての在宅医療推進セミナーの実施（再掲） 地域包括ケアシステムの構築における自院の課題を把握し、グループディスカッションを通じ、情報を共有することにより在宅医療提供体制の構築に向けて必要な知識・技術の習得や、訪問看護ステーションの開設に向けての必要な知識の習得を図ることを目的とした研修を継続して実施し、22病院から52名が参加した。 参加職種：看護師32名、医療社会事業専門員等6名、医師2名、作業療法士2名、事務10名 (3) 在宅医療を担う医療機関との連携（再掲） 令和元年度においては、新たに2病院を加えた124病院で在宅療養患者の急性増悪時入院や96病院でレスパイト入院に対応するため在宅医療を担う医療機関との連携を引き続き行った。 (4) 訪問診療・訪問看護の取組（再掲） 各病院の診療機能と地域の医療ニーズに応じて在宅療養患者に対して36病院が訪問診療を行い、新たに3病院を加えた68病院が訪問看護を令和元年度も引き続き行った。		年度計画の目標を達成した。	評価 	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
					(5) 訪問看護ステーションの開設（再掲） 地域包括ケアシステムの構築が推進される中で地域の医療事情に応じながら、神経筋疾患・精神疾患の患者を中心に在宅医療提供体制の充実に引き続き貢献している。令和元年度は、地域の要請に応じて訪問看護ステーション（※）を新たに大分医療センター等5病院で開設し、国立病院機構全体では15病院となった。そのうち、宇多野病院、長崎川棚医療センター、兵庫中央病院、関門医療センター、九州がんセンターにおいては、24時間の訪問対応を行っている。 ※訪問看護ステーション：健康保険法及び介護保険法による指定を受けて「指定訪問看護事業者」が訪問看護事業を行う事業所としての指定訪問看護ステーション 【訪問看護ステーション設置状況】 平成30年度 10病院 → 令和元年度 15病院 西新潟中央病院、あわら病院、宇多野病院、兵庫中央病院、やまと精神医療センター長崎川棚医療センター、関門医療センター、下総精神医療センター、東埼玉病院、九州がんセンター、大分医療センター、新潟病院、榊原病院、宮城病院、東尾張病院 【訪問看護の延べ利用者数】 平成30年度 58,635人 → 令和元年度 64,211人 (6) 地域包括支援センターの運営 令和2年1月、宮城病院において国立病院機構で初めて自治体から地域包括支援センターの運営を受託することが決定し、令和2年度から運営を開始している。 地域包括支援センターは、地域住民の医療と保健の向上、更には福祉の推進に向けた支援を包括的に行う機関であり、医療・保健・介護・福祉といった様々な領域の関係機関と連携し、また、それらの社会資源を活用し、介護保険という制度を超えて高齢者をサポートするための地域包括ケアシステムの拠点として重要な役割を担う。 地域包括支援センターを継続して運営していくために安定的な人材確保などの課題はあったが、地域から求められる役割を積極的に果たすとともに地元自治体との関係が目に見える形で連携強化を図れることから受託を決定し、地域包括ケアシステムの中心として貢献していくこととしている。		評価	

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－1－3	診療事業 国の医療政策への貢献		
業務に関連する政策・施策	政策医療を向上・均てん化させること 感染症の発生・まん延の防止を図ること 治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等を充実させること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立病院機構法第3条
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」、難易度：「高」 南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模災害が予想される中、人材育成を含め災害発生に備えた機能の充実・強化は重要であり、また、他の設置主体では必ずしも実施されないおそれのあるセーフティネット分野の医療についても、引き続き中心的な役割を果たしていく必要があるため重要度が高い。 必要な医療を確実に提供しながら、災害発生時など国の危機管理に際して求められる医療についても迅速かつ確実に提供できるよう、災害対応体制を整備し、維持することは難易度が高い。 また、後発医薬品の使用割合に係る目標達成には、医療提供側と患者側の双方の理解を一層深め、後発医薬品の使用促進対策を継続的に実施していく必要があるが、機構では既に政府目標である80%を超える高い水準にある中、更にこれを上回る目標を達成することは難易度が高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（令和元年度） I－4－1

2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期 間最終年度値	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度		指標	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
事業継続計画（B C P）整備済病院数（災害拠点病院を除く。）（計画値）	前年度より増加させ、速やかに全病院で整備する		22 病院						予算額（千円）	988,900,395 （※注①）					
事業継続計画（B C P）整備済病院数（災害拠点病院を除く。）（実績値）		22 病院	39 病院						決算額（千円）	976,561,682 （※注①）					
達成度			177.3%						経常費用（千円）	983,294,458 （※注①）					
後発医薬品の使用割合（計画値）	令和5年度までに85%以上 【平成29年度実績以上】 （※注）		83.5%						経常利益（千円）	13,610,531 （※注①）					
後発医薬品の使用割合（実績値）		86.2%	88.7%						行政コスト（千円）	990,162,530 （※注①）					
達成度			106.2%						従事人員数（人）	62,226 （※注②）					
訪問看護の延べ利用者数（計画値）	前年度より増加		58,635 名												
訪問看護の延べ利用者数（実績値）		58,635 名	64,211 名												
達成度			109.5%												

注）【 】については、令和元年度の達成目標。

注）①予算額、決算額、経常費用、経常利益、行政コストについては、診療事業の項目（項目1－1－1、1－1－2、1－1－3）ごとに算出することが困難であるため、診療事業の項目全体の額を記載。
②従事人員数については、診療を行っている者が研究や教育を行う等、事業分類ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	（３）国の医療政策への貢献 機構の人的・物的資源や病院ネットワークを最大限活用し、以下の取組を実施すること。 災害や新型インフルエンザ発生時など国の危機管理に際して求められる医療について、国や地域との連携の強化により、災害対応時の役割の明確化や災害医療現場等で貢献できる人材の育成、厚生労働省のDMAT事務局の体制強化など国の災害医療体制の維持・発展への貢献	（３）国の医療政策への貢献	（３）国の医療政策への貢献			＜評定と根拠＞ 評定：A （自己評定Aの理由） - 全ての定量的指標において、達成度が100%以上であった。 - 下記理由により、定量的指標について、達成度が100%以上であり、その他の目標についても良好な結果を得た。 ○ 新型コロナウイルス感染症等への対応については、1月22日に各病院に対して、感染対策の徹底や診療等に当たっては、保健所と連携して対応するよう指示した。また、1月31日にWHO（世界保健機関）の緊急事態宣言を受け、「国立病院機構新型コロナウイルス関連肺炎に関する緊急対策会議」を設置した。 さらに、国からの至急の要請を受けて、中国武漢からの帰国者が宿泊していた施設への医師等の派遣やダイヤモンド・プリンセス号の感染者の受入れなどを行うとともに、自治体からの要請を受けて帰国者・接触者外来を設置し、各地域における新型コロナウイルス感染者等の受入れを行った。 3月26日に新型インフルエンザ特別措置法に基づき政府に対策本部が設置されたことを踏まえ、同日、「国立病院機構新型インフルエンザ等対策本部」を設置するとともに、各病院に対策本部の設置及び各病院が定める診療継続計画に基づいて必要な措置を講じるよう指示した。 また、新型コロナウイルス感染症患者への診療を適切に実施するため、病院機能の縮小を許容することを基本としつつ、可能な限り通常診療が実施できる体制とするよう徹底した。 ○ 「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）において、「災害派遣医療チームの司令塔機能の強化等を進める」こととされ、厚生労働省に設置された「救急・災害医療提供体制等の在り方に関する検討会」において「DMAT事務局が病院内の一部門となっている現状を改める」、「大規模災害時に備え、DMAT事務局の人員増強を行う」ことが挙げられている。これを受け、これまで災害医療センターと大阪医療センターがそれぞれ受託していた厚生労働省DMAT事務局業務について令和2年4月より本部の一組織として「国立病院機構本部DMAT事務局」を新設し、人員増強を行うなどの体制強化を図った。	評定	A
							＜評定に至った理由＞ I. 主な目標の内容 国立病院機構法では、厚生労働大臣は、緊急の必要がある場合には、国立病院機構に対して、必要な業務の実施を求めることができ、機構はその要求に応じることとされている。 中期目標・中期計画では国立病院機構が、人的・物的資源や病院ネットワークを最大限活用し、医療を確実に提供することとされており、国の危機管理に際して求められる医療の提供が期待されている。 また、同法では、国の医療政策として機構が担うべきものの向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することが目的とされている。 中期目標・中期計画では重症心身障害、筋ジストロフィーをはじめとする、他の設置主体では必ずしも実施されないおそれのある医療について、我が国の中心的な役割を果たすこととされており、国の医療政策への貢献が期待されている。 （１）国の危機管理に際して求められる医療の提供 （２）セーフティネット分野の医療の確実な提供 （３）エイズへの取組推進 （４）重点課題に対応するモデル事業等の実施 また、年度計画において、定量的指標として「事業継続計画（BCP）整備済病院数（災害拠点病院を除く）」、「訪問看護の延べ利用者数（再掲）」については前年度より増加、「後発医薬品の使用割合」	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	を含め、中核的な役割を果たす機関としての機能を充実・強化すること。また、発災時に必要な医療を確実に提供すること。 重症心身障害、筋ジストロフィーをはじめとする神経・筋疾患、結核、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」（平成15年法律第110号）に基づく精神科医療など他の設置主体では必ずしも実施されないおそれのあるセーフティネット					○ 「国立病院機構防災業務計画」については、これまでも東日本大震災等での経験を踏まえ基幹災害拠点病院及び災害拠点病院に初動医療班を配置するなど、より効果的・効率的な災害対応体制を確立するため所要の見直しを行っており、令和元年度においては、国の災害拠点病院の指定要件に準じて、災害時の燃料や飲料水等の備蓄量、優先供給協定の締結や全病院が事業継続計画を整備することを規定した。 また、BCP未策定の病院を対象にBCP策定研修を実施する等の取組を行った結果、BCP整備済病院数は、前年度を大きく上回る39病院、達成度は177.3%となった。 なお、「国立病院機構新型インフルエンザ等対策に関する業務計画」に基づき、感染症発生時に感染拡大を可能な限り抑制し、万全を期して医療活動を継続できるよう、141全病院が「診療継続計画」を策定しており、今般の新型コロナウイルス感染症においても、適切に対応している。 ○ 日本の後発医薬品のシェアは諸外国と比べかなり低い状況にあり、国内においては数量ベースで74.9%（令和元年9月時点）となっている。 政府目標は、「経済財政運営と改革の基本方針2015について」（平成27年6月30日閣議決定）で示された、平成29年度末までに70%以上とするとともに、平成30年度から令和2年度末までのなるべく早い時期に80%以上にするとされた。 さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2017について」（平成29年6月9日閣議決定）において、2020年（令和2年）9月までに、後発医薬品の使用割合を80%とし、できる限り早期に達成できるよう、更なる使用促進策を検討するとされており、この達成には、医師・薬剤師等の医療従事者側と患者側の理解を一層深め、後発医薬品使用促進対策を率先して、継続的に推進していく必要がある中で、国立病院機構は平成29年度から80%を超える高い水準を維持している。令和元年度においては、後発医薬品の使用割合は88.7%、達成度は106.2%となり、引き続き高い水準を維持した。 ○ 他の設置主体では必ずしも実施されないおそれのあるセーフティネット分野の医療、国の施策に対応した心神喪失者等医療観察法に基づく精神科医療、エイズ、新型インフルエンザ等の感染症等に対する医療、セーフティネット分野の在宅患者や医療依存度の高い重症心身障害児（者）及び強度行動障害児（者）等の他の医療機関では対応が困難な患者への医療を提供している。 また、地域包括ケアシステムの構築において、地域の医療事情に応じながら在宅医療支援の充実を図るため、令和元年度においては36病院で訪問診療を行い、68病院が訪問看護を実施した。また、訪問看護ステーションは大分医療センターなど新たに5病院を加えた15病院となり、訪問看護ステーションをはじめとする訪問看護の延べ利用者数は、64,211人、達成度は109.5%となった。	評価	
							については平成29年度実績以上と設定している。	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
	分野の医療について、引き続き、我が国における中心的な役割を果たすこと。また、利用者の権利を守り、在宅医療支援を含めた医療・福祉サービスの充実を図ること。 エイズへの取組について、ブロック拠点病院においてH I V裁判の和解に基づき国の責務となった被害者の原状回復に向けた医療の取組を着実に実施するとともに、エイズ患者及びH I V感染者を含め、高齢化等個々の状態に応じて適切に対応できるよう、必要な人的・物的体制整備の下、引き続き取組を進めること。	① 国の危機管理に際して求められる医療の提供 災害や新型インフルエンザ発生時など国の危機管理に際して、病院ネットワークを最大限活用し、災害医療現場等で貢献できる人材の育成を含め地域における中核的な役割を果たす機関としての機能を充実・強化する。 厚生労働省のDMAT事務局のDMAT事務局の体制強化など国の災害医療体制の維持・発展に貢献するとともに、防災業務計画に基づき初動医療班や医療班の派遣体制及び災害拠点病院等における医療救護体制を充実し、発災時に必要な医療	① 国の危機管理に際して求められる医療の提供 災害発生時など国の危機管理に際して、各病院の状況に応じて業務継続計画を整備し、危機管理機能を充実・強化し、必要な医療を確実に提供する。 厚生労働省のDMAT体制において、DMAT事務局の体制強化や、訓練・研修の実施などにより、国の災害医療体制の維持・発展に貢献する。 防災業務計画に基づき、初動医療班や医療班の派遣体制及び災害	＜評価の視点＞ ・ 災害発生時など国の危機管理に際しての機能を充実・強化し、必要な医療を確実に提供しているか。	① 国の危機管理に際して求められる医療の提供 1. 新型コロナウイルス感染症への対応 新型コロナウイルス感染症等への対応については、1月22日に各病院に対して、感染対策の徹底や診療等に当たっては、保健所と連携して対応するよう指示した。また、1月31日にWHO（世界保健機関）の緊急事態宣言を受け、本部内に「国立病院機構新型コロナウイルス関連肺炎に関する緊急対策会議」を立ち上げた。 さらに、国からの至急の要請を受けて、中国武漢からの帰国者が宿泊していた施設への医師等の派遣や横浜港に寄港したダイヤモンド・プリンセス号の感染者の受入れなどを行うとともに、自治体からの要請を受けて帰国者・接触者外来を設置し、各地域における新型コロナウイルス感染者等の受入れを行った。 3月26日に新型インフルエンザ特別措置法に基づき政府に対策本部が設置されたことを踏まえ、同日、「国立病院機構新型コロナウイルス等対策本部」を設置するとともに、各病院に対策本部の設置及び各病院が定める診療継続計画に基づいて必要な措置を講じるよう指示した。 また、新型コロナウイルス感染症患者への診療を適切に実施するため、病院機能の縮小を許容することを基本としつつ、可能な限り通常診療が実施できる体制とするよう徹底した。		年度計画の目標を達成した。	評価	
								Ⅱ. 目標と実績の比較 「BCP整備済病院数」は、前年度を大きく上回る39病院、達成度は177.3%であった。 「後発医薬品の採用率」については、後発医薬品の使用割合は88.7%、達成度は106.2%であった。	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	このほか、国の医療分野における重要政策のモデル的な取組を積極的に実施するなど国の医療政策に貢献すること。	を確実に提供する。 また、国立病院機構のネットワークを活用し、重症心身障害児（者）等の患者の特性を踏まえた災害時の広域搬送等に係る検討を進める。	拠点病院等における医療救護体制の充実を図るとともに、必要な研修を実施する。 新型インフルエンザについては、「新型インフルエンザ等対策に関する業務計画」に基づき、必要な対応を行う。 また、国立病院機構のネットワークを活用し、重症心身障害児（者）等の患者の特性を踏まえた災害時の広域搬送等に係る検討を進める。		（３）市中発生患者対応 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、自治体の要請により「帰国者・接触者外来」の設置の要請があった場合には積極的に協力し、７１病院において設置して同感染症の疑い例を診療体制等の整った医療機関に確実につないだ。また、自院でのＰＣＲ検査の実施やドライブスルー方式でのＰＣＲ検査も実施するとともに、他法人の病院で発生した感染事例にも職員を派遣するなど、感染拡大の防止を図った。 さらに、国内全体での急激な感染拡大時は、自治体等からの要請により、一般病床だけでなく精神科病院等でも同感染症の患者を受け入れるために必要な病床数を確保し、５９病院において１５，０５０名の入院患者の受入れを行った（１月３０日から６月３０日までの延入院患者数（ダイヤモンド・プリンセス号での患者含む））。 （４）水際対策対応 ３月２７日から国の要請を受け、水際対策のため羽田空港・成田空港の検疫所に１７病院の医師延べ１６名・看護師延べ２０名・臨床検査技師延べ１５名を派遣し、ＰＣＲ検査を実施した。 （５）その他 新型コロナウイルス感染症患者の受入れに当たっては、個室利用や感染者と非感染者が交差しない動線確保等、院内感染防止のために必要な対策を講じる必要があるため、機構本部から全ての病院に対し感染予防対策を徹底するよう通知した。 各病院では、感染症対策について、新型コロナウイルス感染症が持ち込まれないよう、面会禁止の措置を採るとともに、職員の健康対策（出勤前の体温測定及びその確認、発熱等の風邪症状がある場合の出勤免除など）の措置など、院内感染防止対策を改めて徹底した。 また、各病院に感染症対策チーム（Infection Control Team,ICT）を設置しており、１１７病院に２７８名のＩＣＤ（Infection Control Doctor）、１２８病院に２１２名のＩＣＮ（Infection Control Nurse）を配置し、常時、感染対策に努めた。 さらに、令和元年度予備費により、新型コロナウイルス感染症患者に対応するため、感染症指定医療機関のみならず急性期病床等を有する病院を含めた４９病院を対象に医療機器整備を行った。 【医療機器整備状況】 移動式Ｘ線撮影装置４９台、心電図装置４９台、超音波診断装置９８台、人工呼吸器９８台、除細動器４９台、体外式膜型人工肺１３台、ＰＣＲ装置１台		評価 Ⅲ．その他考慮すべき要素 （１）国の危機管理に際して求められる医療の提供について 新型コロナウイルス感染症への対応については、国からの至急の要請を受けて、中国武漢からの帰国者が宿泊していた施設への医師等の派遣やダイヤモンド・プリンセス号の感染者の受入れなどを行うとともに、自治体からの要請を受けて帰国者・接触者外来を設置し、各地域における新型コロナウイルス感染者等の受入れを行っており、医療提供体制の維持に貢献したことを高く評価する。 （２）セーフティネット分野の医療の確実な提供について 重症心身障害や筋ジストロフィー、結核などの政策医療に着実に取り組んでおり、特に筋ジストロフィーにおいては、全国シェアの９３．７％を占めるなど、セーフティネット分野の医療の確実な提供のために重要な役割	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
					2. 国立病院機構防災業務計画に基づく災害への対応		評価	
					(1) 国立病院機構防災業務計画に基づく体制の整備 国立病院機構は災害対策基本法における指定公共機関であり、国立病院機構の医療救護活動の実施に関する事項を定め、円滑かつ適切な医療救護活動に資するため、「国立病院機構防災業務計画」及び「国立病院機構防災業務計画本部業務実施要領」を作成している。 令和元年度末現在では、「国立病院機構防災業務計画」に基づき、災害医療の拠点となる国立病院機構基幹災害拠点病院、及び被災者の受入・搬出等を中心的に実施する国立病院機構災害拠点病院について、37病院体制とした。 また、全病院に設置している医療班に加え、災害急性期に情報収集をしつつ避難所等の医療救護活動を開始する「初動医療班」を、基幹災害拠点病院に各2班、災害拠点病院に各1班設置し、全体で49班を確保し維持した。 「国立病院機構防災業務計画」については、これまでも東日本大震災等での経験を踏まえ基幹災害拠点病院及び災害拠点病院に初動医療班を配置するなど、より効果的・効率的な災害対応体制を確立するため所要の見直しを行っており、令和元年度においては、国の災害拠点病院の指定要件に準じて、災害時の燃料や飲料水等の備蓄量、優先供給協定の締結や全病院が事業継続計画を整備することを規定した。 【初動医療班の活動状況】 令和元年10月に関東甲信地方や東北地方などで記録的な大雨となり、甚大な被害をもたらしたため、仙台医療センター、宮城病院より初動医療班、医療班を派遣し、被災者の救護活動を行った。 【主な改正内容】 ○備蓄（燃料、医薬品、食糧、飲料水） ・職員分も含めて3日間分備蓄すること。なお、基幹・災害拠点病院については3日間分以上とし、災害による救急患者分も備蓄すること。 ○設備 ・水に関して、受水槽の保有、井戸設備及び優先供給協定の締結等により災害時に必要な水を3日分程度確保することに努めること。 ・自家発電機が非常時に使用可能とするため定期的に点検等を行うこと。電気事業法、消防法及び建築基準法に基づく法定点検を確実にを行うこと。 ○事業継続計画 ・全病院がBCPを整備すること。 なお、令和2年1月には、BCP未策定の病院を対象として、講義だけでなくワークショップによる実践的なBCP策定研修を実施した。令和2年度においては、未策定の病院に対して必要な支援を行っていくこととしている。		を果たしている。	精神科医療についても、心神喪失者等医療観察法に基づく指定入院医療機関について、国立病院機構が全国の病床数の約5割を占め、心神喪失者等医療観察法関連職種研修会の実施や、心神喪失者等医療観察法医療水準向上等事業への参加など、我が国の精神科医療の向上に継続して大きく貢献していることを評価する。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
				<定量的指標> - 事業継続計画（BCP）整備済病院数 - 厚生労働省のDMAT体制において、体制強化や訓練・研修の実施を通じて、国の災害医療体制の維持・発展に貢献しているか。	【BCP策定状況】 平成30年度 22病院 → 令和元年度 39病院 （2）国立病院機構防災業務計画に基づく研修の実施 発災直後に派遣する初動医療班には、医療救護活動に加えて、情報収集活動、被災地域の関係機関等との調整等を行う能力も求められることから、主に被災地での患者受入を想定した「災害医療従事者研修」を引き続き実施した。		年度計画の目標を上回る実績をあげた。	評価	IV. 評価 「BCP整備済病院数」については、発災時に必要な医療を提供する体制を維持するためには、各病院の業務を滞りなく継続できる体制構築が重要であり、災害発生時など国の危機管理に際して求められる医療についても迅速かつ確実に提供できるよう、災害対応体制を整備し、維持していくものであり、国の危機管理体制に貢献しているものである。 「後発医薬品の採用率」については、日本の後発医薬品のシェアは諸外国と比べかなり低い状況にあり、国内においては数量ベースで74.9%（令和元年9月時点）となっていて、国立病院機構は平成29年度から80%を超える高い水準を維持している。引き続き高い水準を維持していることを高く評価する。 このほか、上記以外の目標についても所期の目標を達成してお
					3. 厚生労働省のDMAT体制への貢献 （1）国立病院機構におけるDMAT体制の役割 大規模災害時に全国から参集するDMAT活動を指揮するため、平成22年4月に厚生労働省のDMAT事務局が災害医療センターに設置された。さらに首都直下地震の発生を想定し災害医療センターのDMAT事務局機能の補完を目的として、平成25年10月に大阪医療センターにもDMAT事務局が設置され、全国のDMAT活動を指揮する役割を国立病院機構の2病院が担っている。 また、「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）において、「災害派遣医療チームの司令塔機能の強化等を進める」こととされ、厚生労働省に設置された「救急・災害医療提供体制等の在り方に関する検討会」において「DMAT事務局が病院内の一部門となっている現状を改める」、「大規模災害時に備え、DMAT事務局の人員増強を行う」ことが挙げられている。厚生労働省からの要請を受け、これまで災害医療センターと大阪医療センターがそれぞれ受託していた厚生労働省DMAT事務局業務を実施するため令和2年4月より本部の一組織として「国立病院機構本部DMAT事務局」を新設し、人員増強を行うなどの体制強化を図った。 新型コロナウイルス感染症等への対応については、国や自治体等からの要請を受け、1月31日からダイヤモンド・プリンセス号船内での診療や患者搬送等のために約600人のDMATの派遣調整を行った。また、国立病院機構では令和元年度末時点で、44病院で792名のDMAT隊員を有しており、災害発生時における迅速な対応を可能とする体制を維持した。		年度計画の目標を達成した。		
					（2）DMAT隊員、統括DMAT隊員の養成・研修 令和元年度においても、厚生労働省の委託を受けた災害に対する平時の対応として、以下の研修を実施した。				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価											
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価			
					業務実績		自己評価				
					【日本DMAT 隊員養成研修】 災害医療センターにおいて、日本国内におけるDMAT 隊員を増加させ、災害時の医療体制の強化を目的とした研修を、令和元年度に9回実施し、都道府県から推薦された363病院577名が参加した。 また、同研修を大阪医療センターにおいても、令和元年度に5回実施し、都道府県から推薦された196病院から260名が参加した。 【統括DMAT 研修】 災害医療センターにおいて、参集したDMAT を組織化し、指揮・命令を行うとともに、災害対策本部等関係機関との調整などを速やかに行う者を養成することを目的とした研修を、令和元年度に1回実施し、42都道府県より124名が参加した。 【日本DMAT 隊員技能維持研修】 災害医療センターにおいて、DMAT 隊員として登録されている者を対象に、隊員としての知識・技術の確認・ブラッシュアップすることを目的とした研修を、令和元年度に 全国で11回開催し、758病院から2,026名が参加した。 また、同研修を大阪医療センターにおいても、令和元年度に、全国で9回開催し、470病院から1,381名が参加した。 (3) 国立病院機構における災害発生時のDMAT 出動状況 令和元年度においても、災害発生時に国及び各都道府県の要請により全国のDMAT が出動し、国立病院機構の各病院においてもDMAT が出動した。 ○台風19号による災害 令和元年10月に関東甲信地方や東北地方などで記録的な大雨となり、甚大な被害をもたらし、仙台医療センター、信州上田医療センター等よりDMAT を派遣し、被災者の救護活動を行った。		<table><tr><th>評価</th><td></td></tr><tr><td colspan="2">り、定量的指標においても高い実績をあげていること、難易度「高」であることも考慮し、評価を「A」とした。</td></tr></table>	評価		り、定量的指標においても高い実績をあげていること、難易度「高」であることも考慮し、評価を「A」とした。	
評価											
り、定量的指標においても高い実績をあげていること、難易度「高」であることも考慮し、評価を「A」とした。											

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価															
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価								
					業務実績	自己評価									
				・ 防災業務計画に基づき初動医療班や医療班の派遣体制及び災害拠点病院等における医療救護体制の充実を図るとともに必要な研修を実施しているか。	4. 災害研修の実施・総合防災訓練への対応 (1) 災害研修の実施 国立病院機構本部主催の「災害医療従事者研修Ⅰ」を実施し、災害拠点病院あるいは救命救急センターを有する国立病院機構の医師、看護師等を中心に10病院から47名が参加した。グループにおいても、管内の医師、看護師、事務職員等を対象に「災害医療研修」を実施し、7病院から27名が参加した。また、「災害医療従事者研修Ⅱ」を実施し、17病院から37名が参加した。 【災害医療従事者研修Ⅰ】 大規模災害発生時に、被災患者の受入れ等状況に応じて適切な対応がとれるよう、病院としての災害対応能力の強化を図ることを目的とした研修 参加職種：医師8名、看護師18名、薬剤師7名、診療放射線技師3名、事務9名、理学療法士等2名 【災害医療従事者研修Ⅱ】 災害拠点病院としての受入機能及び初動医療班として派遣される職員の技能維持とDMAT等各医療チームとの連携強化を図ることを目的とした研修 参加職種：医師4名、看護師18名、薬剤師5名、事務4名、診療放射線技師3名、理学療法士等3名 【災害医療研修】 災害発生時の多種多様なケースに対応できる災害医療技術の習得及び向上を図ることを目的とした研修 参加職種：医師6名、看護師13名、薬剤師1名、事務5名、診療放射線技師1名、作業療法士1名 【災害訓練支援】 大阪医療センターDMAT事務局において、災害医療に精通していない病院に対して、各病院の設備（通信手段・停電時の対応など）に関する相談、職員教育の支援活動を行い、災害時の対応が自主的にできることを目的とした支援を、令和元年度においても、2病院で実施した。	年度計画の目標を達成した。	<table><tr><th>評価</th><td></td></tr><tr><td colspan="2">＜外部有識者からの意見＞</td></tr><tr><td colspan="2">・ 後発医薬品の使用割合については、1病院でも80％を達成するのはほぼ難しいと思われる中で90％近くになっているということは、どれだけの努力をされているのかなと思います、これは高く評価できる。</td></tr><tr><td colspan="2">・ 後発医薬品の使用率については非常に驚異的な数字と評価してもいいかと思う。</td></tr></table>	評価		＜外部有識者からの意見＞		・ 後発医薬品の使用割合については、1病院でも80％を達成するのはほぼ難しいと思われる中で90％近くになっているということは、どれだけの努力をされているのかなと思います、これは高く評価できる。		・ 後発医薬品の使用率については非常に驚異的な数字と評価してもいいかと思う。	
評価															
＜外部有識者からの意見＞															
・ 後発医薬品の使用割合については、1病院でも80％を達成するのはほぼ難しいと思われる中で90％近くになっているということは、どれだけの努力をされているのかなと思います、これは高く評価できる。															
・ 後発医薬品の使用率については非常に驚異的な数字と評価してもいいかと思う。															

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
				・ 新型インフルエンザについては、「新型インフルエンザ等対策に関する業務計画」に基づき、必要な対応を行っているか。	（２）総合防災訓練等への対応 令和元年度においても引き続き、災害医療センター、大阪医療センターから内閣府が主催する政府の総合防災訓練（広域医療搬送実働訓練）へ職員を派遣した。また、両センターからは、自治体、消防、警察等が主催する災害関連訓練へ引き続き職員を派遣する等の協力を実施した。 他の国立病院機構の病院においても、一般市民やボランティアを対象とした災害関連の展示、救急処置法等のイベントの実施、地域の医師会会員等への救急蘇生・AED講習会の実施、多数傷病者受入訓練、入院患者の避難誘導訓練等の災害訓練を53病院で実施した。 5. 災害派遣精神医療チーム（DPAT）訓練等への参加 厚生労働省が平成26年度に策定した「災害派遣精神医療チーム（DPAT）活動要領」に定めるDPATを有する病院として、令和元年度末では新たに1病院が増えて15病院が指定されている。令和元年度には、肥前精神医療センター他8病院から医師・看護師・精神保健福祉士がDPAT訓練等に引き続き参加し、各都道府県の担当職員とともに、大規模演習を通じて、大規模災害時における心のケア向上に係る意識と知識の向上に努めた。 6. 新型インフルエンザ等対策に関する業務計画に基づく訓練 国立病院機構は新型インフルエンザ等対策特別措置法における指定公共機関であり、新型インフルエンザ等発生時に地方公共団体等と相互に連携協力し、円滑かつ適切な医療活動に資するよう「国立病院機構新型インフルエンザ等対策に関する業務計画」（平成26年度1月17日施行）及び「新型インフルエンザ等対策に関する業務計画に係る機構対策本部業務実施要領」（平成30年1月1日施行）を作成している。 令和元年度においては、政府の実施する新型インフルエンザ対応訓練に合わせて、新型インフルエンザ等発生時の対応に万全を期すため、本部において、対策本部訓練するとともに、全病院を対象に連絡訓練を実施した。 各病院においては、引き続き新型インフルエンザ等の発生時における医療提供体制を確保するため、診療継続計画を作成しているほか、自院において、新型インフルエンザ等が発生した際の医療体制を確認するため、令和元年度には、18病院で訓練を実施した。	年度計画の目標を達成した。	評価		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
				・ 国立病院機構のネットワークを活用し、重症心身障害児（者）等の患者の特性を踏まえた災害時の広域搬送等に係る検討を進めているか。	7. 国民保護業務計画に基づく訓練 国立病院機構は国民保護法における指定公共機関であり、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置の円滑かつ適切な実施に資するよう、「国立病院機構国民保護業務計画」（平成18年3月）及び「国民保護業務計画に係る機構対策本部等業務実施要領」（平成30年4月1日施行）を作成している。 令和元年度においても、陸上自衛隊北熊本駐屯地で実施された国民保護訓練に、国立病院機構本部職員が参加した。また、地方自治体等が主催する国民保護法による訓練に6病院が参加し、住民の避難を想定した関係機関相互の連携強化を図った。 8. 重症心身障害児（者）等の患者に関する災害時の広域搬送等に係る検討 セーフティネット分野の医療を提供している病院に対して、事業継続計画を作成するに当たって、令和元年度は重症心身障害児（者）等の患者に関する災害時の広域搬送など課題となった事項及び解決策等を聞き取り、現状把握を行った。今後、各病院にフィードバックすることとしている。 【参考資料】 資料19：災害対応に向けた取組〔102頁〕	年度計画の目標を達成した。	評価		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
		② セーフティネット分野の医療の確実な提供 重症心身障害、筋ジストロフィーをはじめとする神経・筋疾患、結核、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく精神科医療など他の設置主体では必ずしも実施されないおそれのあるセーフティネット分野の医療について、在宅支援の視点を持ちつつ高い専門性を活かし、我が国における中心的な役割を果たす。 特に、以下については、積極的な取組を進める。 ・ 障害者総合支援法に基づ	② セーフティネット分野の医療の確実な提供 重症心身障害、筋ジストロフィーをはじめとする神経・筋疾患、結核、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく精神科医療など他の設置主体では必ずしも実施されないおそれのあるセーフティネット分野の医療について、在宅支援の視点を持ちつつ高い専門性を活かし、着実に実施する。 特に、以下については、積極的な取組を進める。 ・ 障害者総合支援法に基づ	・ 障害者総合支援法に基づく療養介護を始めとする障害福祉サービスの更なる充実を図っているか。	② セーフティネット分野の医療の確実な提供 1. 重症心身障害児（者）、神経・筋疾患患者への対応 （1）療養介助職の充実による介護サービス提供体制の強化 国立病院機構の療養介護サービスを提供する病棟において、医療だけでなく介護の視点からもより質の高い患者サービスを実施するため、令和元年度においては、重症心身障害・筋ジストロフィーを主とする療養介護病棟等で療養介助職を1，375名配置し、長期療養患者のQOLの基本である入浴、食事、排泄等の日常生活のケアに係る介護サービスの提供体制を引き続き強化した。 また、療養介護サービスを提供する上では障害者への虐待の防止が重要であることから、必要な知識を得るとともに、自らの言動や行動を振り返りつつ自施設で取り組むべき課題を明らかにするグループワークを行い、病院間での取組事例を共有することで国立病院機構全体としての障害者虐待防止に係る意識向上を図ることを目的とした「障害者虐待防止対策セミナー」を令和元年度も引き続き実施し、71病院から74名が参加した。 【療養介助職配置数】 平成30年度 73病院 1，378名 → 令和元年度 74病院 1，375名 （2）多職種協働による長期療養患者のQOL向上のための具体的取組（再掲） 長期療養患者のQOL向上のため、単調になりがちな長期療養生活の良いアクセントとなるよう、各病院において、七夕祭り、クリスマス会などの季節的行事に加え、院内コンサート、遠足、誕生会等の開催に令和元年度も引き続き取り組んだ。 また、長期療養に伴い患者・家族に生じる社会的、心理的、経済的問題等の解決に早期に対応し安心して医療が受けられるようにするとともに、退院後の在宅ケア、社会復帰が円滑に行えるよう関係機関と連携し必要な援助を行っていくため、MSWを重症心身障害病床・筋ジストロフィー病床を有している77病院に258名を配置した。 さらに、新たに2病院を加えた128病院ではボランティアの受入れを行っており、重症心身障害児（者）等の日常生活援助や遊び相手等、病院職員とともに長期療養患者のQOL向上に引き続き貢献していただいた。 【特徴的な取組】 重症心身障害児（者）病棟で「ゆめ水族館」を10日間実施し、患者さんと一緒に制作したくらげと光の煌めきの世界、波のゆらぎとアロマの癒しのスペース、氷のひんやりワールド等の空間を作り出した。（東徳島医療センター）		年度計画の目標を達成した。	評価	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価																										
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価																	
					業務実績			自己評価																		
		く療養介護サービスの更なる充実 ・ 医療依存度の高い重症心身障害児（者）や強度行動障害児（者）等、他の医療機関では受入れの難しい障害者の受入れ ・ 神経・筋難病に係る長期の入院療養等の提供及び相談支援の拠点としての機能の向上など、他の設置主体では対応困難な難病患者への医療の提供 ・ 精神科疾患患者の地域生	護を始めとする障害福祉サービスの更なる充実 ・ 医療依存度の高い重症心身障害児（者）や強度行動障害児（者）等、他の医療機関では受入れの難しい障害者の受入れ ・ 神経・筋難病に係る長期の入院療養等の提供及び相談支援の拠点としての機能の向上など、他の設置主体では対応困難な難病患者への医療の提供	・ 医療依存度の高い重症心身障害児（者）や強度行動障害児（者）等、他の医療機関では受入れの難しい障害者の受入れを行っているか。	（3）重症心身障害児（者）等の在宅療養支援 ①通所事業の実施（再掲） 重症心身障害児（者）等の在宅療養を支援するため、通所事業を引き続き実施した。令和元年度においては、障害者総合支援法における生活介護（１８歳以上対象）を３５病院で実施した。また、児童福祉法における放課後等デイサービス（就学児対象）を２９病院、児童発達支援（１８歳未満対象）を３５病院で実施した。 <table><tr><td></td><td>平成３０年度</td><td></td><td>令和元年度</td></tr><tr><td>・生活介護</td><td>３３病院</td><td>→</td><td>３５病院</td></tr><tr><td>・放課後等デイサービス</td><td>２８病院</td><td>→</td><td>２９病院</td></tr><tr><td>・児童発達支援</td><td>３２病院</td><td>→</td><td>３５病院</td></tr></table> ②在宅療養支援の取組（再掲） 入院治療が必要な難病患者が適時に入院できる体制及び在宅療養提供体制を整備するために都道府県が実施している難病医療提供体制事業について、新たに３病院を加えた２９病院が難病医療拠点病院、新たに５病院を加えた６０病院が難病医療協力病院の役割を担うなど、地域の在宅支援ネットワークへの協力を令和元年度も引き続き行った。 また、在宅の重症心身障害児（者）等の居宅支援として、家族の病気、保護者の休養などの理由で、短期間入所できる短期入所事業を新たに１病院を加えた７４病院で行い、地域の在宅支援ネットワークへの協力を行った。 （4）訪問診療・訪問看護の取組（再掲） 各病院の診療機能と地域の医療ニーズに応じて在宅療養患者に対して３６病院が訪問診療を行い、新たに３病院を加えた６８病院が訪問看護を令和元年度も引き続き行った。 【訪問看護の延べ利用者数】 平成３０年度　５８，６３５人　→　令和元年度　６４，２１１人 （5）重症心身障害児（者）病棟等におけるNICUの後方支援病床としての機能強化 医療技術の向上や環境の改善とともに重症児の救命率も上昇し、その結果人工呼吸器等高度な医療的ケアを長期に必要とする児も増えている状況の中で、重症心身障害児（者）病棟等を有する病院のうち２３病院（※）において、地域のNICUを有する病院と連携し、NICUの後方支援病床としての機能強化を引き続き図っており、在宅に復帰することが困難な患者を受け入れるなどして、令和元年度中に延べ４０，３５４人の患者の受入れを行った。 ※NICUを自院に設置している病院は集計から除外している。				平成３０年度		令和元年度	・生活介護	３３病院	→	３５病院	・放課後等デイサービス	２８病院	→	２９病院	・児童発達支援	３２病院	→	３５病院	年度計画の目標を達成した。	評価	
	平成３０年度		令和元年度																							
・生活介護	３３病院	→	３５病院																							
・放課後等デイサービス	２８病院	→	２９病院																							
・児童発達支援	３２病院	→	３５病院																							

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
		活への移行促進 ・ 難治性精神疾患、児童・思春期精神疾患、老年期精神障害等への対応 ・ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対する医療水準の向上に貢献 ・ 多剤耐性結核や複雑な管理を要する結核への対応	・ 精神科疾患患者の地域生活への移行促進 ・ 難治性精神疾患、児童・思春期精神障害、老年期精神障害依存症等への対応 ・ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対する医療水準の向上に貢献 ・ 多剤耐性結核や複雑な管理を要する結核への対応		（6）強度行動障害医療研修の実施（再掲） クロザピン投薬等の専門的治療により地域生活への移行を推進している中で、退院が難しい治療抵抗性の一群として自閉症で強度行動障害を持つ患者が存在し、その患者に対する専門医療が求められている。 特に、思春期以降、行動障害が顕在化し在宅での生活が困難になってくる患者も存在する中で、こうした患者に対する精神科医療従事者のための「強度行動障害医療研修」を実施している。 強度行動障害に対する行動療法や行動分析、医療安全の実施、障害児（者）の地域移行について学ぶことに加え、行動分析の仕方と目標行動の設定の仕方について、具体的な事例をもとにしたグループワークを展開することを目的とした研修を継続して実施し、３７病院から６５名が参加した。 当該研修を通じて強度行動障害医療の専門性をさらに高め、国立病院機構内での治療内容（技法・プログラム）の均てん化を目指しており、強度行動障害を専門とする若手精神科医の育成やチーム医療の推進に繋がっている。 参加職種：看護師３３名、児童指導員１３名、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士５名、保育士５名、医師３名、療養介助員等６名 （7）長期療養患者のＱＯＬを維持・向上させるための人工呼吸器の標準化（再掲） 人工呼吸器の機種の種類標準化については、各病院においてリスク管理等を考慮した上で適切な機種を選定するための基本７要件を定め、平成２４年７月に各病院に通知しており、令和元年度末においては、人工呼吸器を装着している長期療養患者の中で基本７要件を全て満たす人工呼吸器を装着している患者は３，４８８人中、３，３０１人であり、９４．６％の割合であった。 【基本７要件を全て満たす人工呼吸器を装着している患者の割合】 平成３０年度　９４．５％　→　令和元年度　９４．６％ （8）障害福祉サービス等に係る相談支援事業の実施 障害者総合支援法等において、市区町村は、平成２７年度以降、障害福祉サービス等の利用申請があった全ての事例に対して、サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案の提出を求めるものとされている。令和元年度においても、当該計画案の作成を推進するために、厚生労働省からの要請を受け、市区町村から依頼のあった１５病院において特定相談支援事業所を設置し、サービス等利用計画についての相談及び作成等適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かな支援を引き続き行った。		評価		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
				神経・筋難病に係る長期の入院療養等の提供及び相談支援の拠点としての機能の向上など、他の設置主体では対応困難な難病患者への医療の提供を行っているか。	(9) 障害者虐待防止対策セミナーの実施（再掲） 障害者虐待防止法を踏まえて、虐待とされる事案を未然に防ぐために、有識者の講演だけでなく、職員自らが障害者目線となったロールプレイを通じて、自らの言動や行動を振り返り、自施設で取り組むべき課題を明らかにすることを目的とした研修を継続して実施し、71病院から74名が参加した。 参加職種：看護師47名、児童指導員14名、保育士3名、医師1名、療養介助員9名 (10) 神経・筋難病を含む難病患者の受入れ等 地方自治体等からの委託を受け、重症難病患者の在宅療養を支援するため、在宅療養を希望する重症難病患者・家族及び医療機関からの相談対応を行う難病医療連絡協議会事務局を6病院に、令和元年度も引き続き設置している。また、療養上の悩みや不安、就労の継続や再就職等に関する相談を受け付ける相談員が配置された難病相談支援センターを新たに2病院を加えた9病院に、令和元年度も引き続き設置している。 また、特定疾患治療研究事業対象疾患入院患者（指定難病入院患者含む）延べ1,477,552人、小児慢性特定疾患治療研究事業対象疾患入院患者延べ87,679人を受け入れており、他の医療機関では対応が困難な患者の受入れに令和元年度も引き続き、積極的に取り組んだ。 (11) 障害福祉サービス提供体制のあるべき姿についての検討 将来的な人口動態や社会情勢等を見据えた障害福祉サービスのあるべき姿の構築を目指して、令和元年11月、本部に「障害福祉サービス対応チーム」を設置し、①NHO内外への周知・浸透・定着、②在宅療養患者への対応、③医療、生活支援の質の向上、④障害福祉サービス情報のデータベース化などについて議論を行い、令和2年3月に「障害福祉サービスのあるべき姿について」（中間報告）を取りまとめた。引き続き短期入所、通所事業、訪問診療、訪問看護、就労支援の充実などについて検討していくこととしている。		年度計画の目標を達成した。	評価	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
				・ 精神科疾患患者の地域生活への移行促進を行っているか。難治性精神疾患、児童・思春期精神疾患、老年期精神障害依存症等への対応を行っているか。	2. 心神喪失者等医療観察法に基づく医療の実施と精神科医療への対応 （１）精神科疾患患者の地域生活への移行促進 平成３０年６月、社会保障審議会障害者部会より、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があると示された。 国立病院機構においても、第三期中期計画期間から精神科疾患患者の地域生活への移行促進への取組を積極的に推進しており、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に取り組んでいる。 具体的な取組事例として、下総精神医療センターでは、精神障害者に対する訪問診療や訪問看護を実施するとともに、社会福祉法人が行う共同生活援助、就労移行支援事業、就労継続支援事業B型などと連携し、病状変化等で入院医療が必要となった場合の受入体制も確保するなど、自宅に戻ることが困難な精神障害者の地域生活支援を行っている。 また、様々な活動を通して病気や症状の改善と再発防止を図り、充実した生活を送り安心して過ごせる居場所作りを目的としてデイケアを実施するとともに、保健所等関係機関と連携し、措置入院患者の退院後支援にも取り組んでいる。 地域生活への移行を促進する一方で、慢性的な統合失調症や身体合併症など長期入院が必要とされる患者に対しても医師、看護師、精神保健福祉士・臨床心理士などの多職種と連携し適切な医療を提供している。 （２）精神科急性期医療並びに依存症対策への対応 精神科医療を中心に担う国立病院機構の病院においては、長期入院する患者を中心に地域移行等を進め、急性期医療の機能強化を図っている。令和元年度においては、薬物依存症入院患者延べ１０，８９８人、アルコール依存症入院患者延べ８７，７４２人をはじめとする治療困難な入院患者の受入れを引き続き行った。 また、精神科救急について、３０病院で延べ３，２５３人の救急患者を受け入れ、このうち４病院で精神科救急入院料を取得している。 依存症対策においては、平成２６年度に国が開始した依存症拠点機関設置運営事業から引き続き久里浜医療センターが全国拠点機関に指定されており、国立精神・神経医療研究センターとの連携のもと、令和元年度は前年度に続き都道府県等における担当者等を対象にアルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル等依存症の相談・治療等に係る指導者養成事業及び依存症回復施設職員研修を実施するとともに、依存症患者等の状況や課題などの情報共有を目的とした全国会議を開催した。		年度計画の目標を達成した。	評価	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
					また、久里浜医療センターは世界保健機関（WHO）アルコール関連問題研究・研修協力センターに指定されており、厚生労働省からの委託を受け、アルコール依存症臨床医等研修を引き続き実施し、３６２名が参加したほか、引き続き実施したギャンブル依存症研修においては３６３名、インターネット依存症研修においては１９４名が参加した。さらに、平成３０年度に厚生労働省の依存症関連事業としてゲーム・ネット使用状況、使用に係る健康・社会的問題、ゲーム・ネット依存に関する包括的な情報を把握するための実態調査を行い、令和元年度、調査結果を取りまとめ、本調査結果等に基づき、ゲーム障害の診断ガイドライン作成などに取り組んでおり、国のゲーム障害、国のゲーム障害治療政策に大きく寄与している。依存症対策全国センター（久里浜医療センター）ホームページにおいてゲーム使用状況等に関する全国調査の結果等を公開（https://www.ncasa-japan.jp/docs）している。 肥前精神医療センターにおいても「アルコール・薬物問題関連研修」を実施し、１６６名が参加し、実践的・実用的な治療方法の普及啓発を図っている。 （３）認知症疾患への対応 認知症疾患医療センターとして、令和元年度、１４病院が都道府県及び政令指定都市より指定されており、令和元年度においても引き続き、医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断、周辺症状と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談等を実施するとともに、関係者への研修等を行うことにより、地域における認知症疾患の医療水準の向上に貢献した。 さらに、認知症患者への理解を深め、患者・家族を支援するために必要な看護実践力の向上を図るとともに、地域を含めた患者・家族の介入に携わる多職種のチームと協働・連携し中心的役割を果たせる能力を養うことを目的とした「認知症ケア研修」を、令和元年度は、本部・各グループで開催し、計４９７名が参加した。 【認知症疾患医療センター指定病院】 平成３０年度　１３病院　→　令和元年度　１４病院 （４）難治性精神疾患への取組 精神科病床に入院中の難治性患者は、退院が困難となり入院が長期化しやすいが、クロザピン投薬等の専門的治療により地域生活へ移行する例も少なくないことから、平成２６年度より、難治性の精神疾患を有する患者がどこに入院していても、クロザピン投薬等の専門的治療を受けることができるよう、精神科病院と血液内科・麻酔科等を有する医療機関のネットワークの構築等により、地域医療連携体制の構築を目指す難治性精神疾患地域連携体制整備モデル事業に、琉球病院が参加した。		評価	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
				・ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対する医療水準の向上に貢献しているか。	琉球病院は、沖縄連携モデルの拠点として、入院導入を行い、最も副作用が出やすい時期を安全に経過させることにより、クロザピン使用の不安を軽減させるという役割を担うことで、琉球病院を介した沖縄県中部及び南部の血液内科を有する医療機関とのネットワークを構築し、沖縄県内において安全にクロザピン投薬治療ができる環境をつくり、入院患者だけではなく、作業所・デイケア・生活訓練施設等への通所と訪問看護利用を促している。 こういった琉球病院などによる着実な取組が評価された結果、平成30年度診療報酬改定において、精神療養病棟入院料等について、クロザピンの薬剤料を包括範囲から除外するなど、精神科入院患者の地域移行を更に推進するための改定に繋がっており、令和元年度において、クロザピン投薬治療は、国立病院機構病院の17病院で324症例行われている。 （5）精神科医療体制確保研修事業（精神科病院における安心・安全な医療を提供するための研修）の実施 国立病院機構は、平成28年度に厚生労働省の補助事業である精神科医療体制確保研修事業（精神科病院における安心・安全な医療を提供するための研修）の補助金の交付対象となり、全国の精神科病院等における安心・安全な医療環境を確保し、医療の質の向上を図るための人材養成に取り組んだ。 また、「医療観察病棟を有する病院を中心に普及してきた包括的暴力防止プログラム」を踏まえ、患者の暴力を防止することにより患者の保護及び職員の安全を確保し、安全な医療の提供に関する知識や技術を習得するため、実技を含む研修を当機構の職員が中心となって年に5回実施し、計403名が参加した。 （6）医療観察法病床の主導的運営 令和元年度末時点の全国の指定入院医療機関は33病院（833床）であり、うち国立病院機構の病院が14病院（421床）となっている。 また、長期入院の是正を図るための医療観察法医療の専門家による指定入院医療機関の医療体制等についての評価（ピアレビュー）を行う、厚生労働省の「心神喪失者等医療観察法医療水準向上等事業」に令和元年度も引き続き各病院が参加し、精神医療の向上に取り組んだ。 さらに、医療観察法に関わる全国の各職種を対象とした医療観察法関連職種研修会を平成28年度から、国立病院機構病院が厚生労働省からの委託を受け、主体となり実施しているほか、新たに医療観察法病棟を立ち上げる病院を対象とした研修や指導についても、国立病院機構が中心的な役割を果たした。	年度計画の目標を達成した。	評価		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
					【国立病院機構における指定医療機関数及び病床数（注）括弧内は全国の数値】 病院数 病床数 平成31年3月 14病院（33病院） 421床（833床） 令和2年3月 14病院（33病院） 421床（833床）			評価	
					【国立病院機構における医療観察法病棟入院患者数（1日当たり）】 平成30年度 371.4人 → 令和元年度 363.3人				
					【医療観察法MDT研修】（再掲） 医療観察法病棟としてあるべき「治療とは」、そして最終目標である「社会復帰とは」という重要なテーマに対し、多職種によるディスカッションを通じて、精神科医療の底上げを図ることを目的とした研修を継続して実施し、29病院から107名が参加した。 参加職種：医師17名、看護師31名、心理療法士17名、精神保健福祉士15名、医療社会事業専門員8名、作業療法士19名				
					3. 質の高い結核医療の実施 （1）我が国の結核医療における国立病院機構の役割 結核医療は、国立病院機構で担う医療の重要な一分野であり、ほとんどの都道府県において結核医療の中心的役割を担っており、年々、結核患者は減少傾向であるが、地域における必要性から体制を維持しつつ、多剤耐性結核など難易度の高い結核にも引き続き対応した。 結核病床については、入院患者数及び病床利用率は低下傾向にあることから、効率的な病棟運営のため、複数の結核病棟を保有している病院においては、病棟の休棟又は廃止、また、単一の結核病棟を保有している病院においては、結核病床を一部削減の上、一般病床とのユニット化を行うなどの取組を令和元年度も引き続き進めている。				
				・ 多剤耐性結核や複雑な管理を要する結核への対応を行っているか。	平成30年度 令和元年度 結核病床を有する病院 48病院 → 46病院 延べ入院患者数（結核） 231,170人 → 206,743人 うち多剤耐性結核延べ入院患者数 5,434人 → 4,924人 多剤耐性結核の占める割合 2.35% → 2.38% 在院日数（結核） 68.5日 → 66.2日 病床数（結核） 1,585床 → 1,414床 病床利用率（結核） 49.1% → 46.7%		年度計画の目標を達成した。		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
					（２）結核患者に対するDOTS（直接服薬確認療法）の推進 結核の蔓延を防止し、多剤耐性結核の発生を予防するためには、結核患者に確実に抗結核薬を服用させる必要があり、厚生労働省はDOTS（直接服薬確認療法※１）を推進しており、国立病院機構も、結核病床を有する４６病院において令和元年度も引き続き推進を図っている。令和元年度には３，０４５回のDOTSカンファレンスを実施し、DOTS実施率（※２）は引き続き高い水準を維持し、９８．１％であった。 ※１医療関係者において、患者が処方された薬剤を服用することを直接確認し、患者が治癒するまで保健サービスの経過をモニターすること。 ※２主病名が肺結核かつ３日以上１８０日未満の期間入院した患者で抗結核薬を投薬した患者の実施率		評価		
					【参考資料】 資料２０：療養介助職配置状況〔１０６頁〕 資料４：長期療養患者のＱＯＬ向上の取組例〔１６頁〕				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
		③ エイズへの取組推進 ブロック拠点病院においては、H I V 裁判の和解に基づき国の責務となった被害者の原状回復に向けた医療の取組を着実に実施するとともに、エイズ患者及びH I V 感染者を含め、高齢化等個々の状態に応じて適切に対応できるよう、必要な人的・物的体制整備の下、引き続き全科対応による診療等の総合的な診療、治験等の臨床研究、医療従事者の人材育成と研修会等の実施、エイズ医療ネットワークの活用等による情報収集・提供など必要な取組を進める。	③ エイズへの取組推進 ブロック拠点病院においては、被害者の原状回復に向けた医療の取組を着実に実施し、全科対応による総合的な診療、治験等の臨床研究、医療従事者の人材育成と研修会等の実施など必要な取組を進める。	<評価の視点> ・ ブロック拠点病院にて、被害者の原状回復に向けた医療の取組を着実に実施し、全科対応による総合的な診療、治験等の臨床研究、医療従事者の人材育成と研修会等の実施など必要な取組を進めているか。	③ エイズへの取組推進 1. エイズへの取組 日本で診療中のH I V 感染者／A I D S 患者の9割以上がエイズ診療拠点病院（以下、拠点病院）で診療を受けており、他国に比べ、その把握率が高く、我が国では治療普及率が高い要因の1つとされている。 拠点病院は全国で380箇所が指定されており、そのうち国立病院機構病院は全国で68施設（18％）、46都道府県中、39都道府県（85％）で選定されている（令和元年8月時点）。 特に、全国を8ブロックに分けてそれぞれブロック拠点病院が設置されており、そのうち4ブロックで仙台医療センター、名古屋医療センター、大阪医療センター、九州医療センターの4病院がブロック拠点病院に指定されている。それぞれ仙台医療センター約200名、名古屋医療センター約1,300名、大阪医療センター約2,500名、九州医療センター約800名の定期通院患者を診察しており、定期通院が必要なH I V 患者の4分の1はこれらの病院でフォローしていることとなり、まさに、全国のH I V 診療の均てん化、地域での医療提供、普及啓発、人材育成等の拠点として貢献している。 また、国立病院機構の病院において、多くのH I V 患者を診察していることから、厚生労働科学研究におけるH I V に関する複数の研究班において中心的な役割を果たしており、調査研究などを実施しエイズに係る施策の基礎資料を提供し、必要な取組を提案している。H I V が不治の病から慢性疾患へと移行するなかで、国立病院機構の医師が研究代表者を務める研究班が、合併症への対応、チーム医療の必要性等を取りまとめ、ウイルス疾患指導料のチーム医療加算として診療報酬上でも評価されている。		年度計画の目標を達成した。	評価	
					2. ブロック拠点病院と中核拠点病院の連携 各ブロック拠点病院においては、中核病院等に対してエイズ医療の均てん化や連携を図ることを目的とした研修・会議を令和元年度も引き続き積極的に実施した。 【仙台医療センター】 ・東北ブロック・エイズ拠点病院等連絡会議：2回（うち1回を宮城以外の県で開催） ・東北エイズ／H I V 臨床カンファレンス：1回 ・東北H I V 診療ネットワーク会議：1回 ・東北H I V ／A I D S 看護師研修：1回 ・東北拠点病院看護師のためのケアカンファレンス（実地研修）：3回 ・東北H I V 看護師連絡会議：1回 ・東北H I V ／A I D S 薬剤師連絡会議：1回 ・東北H I V ／A I D S 心理職・福祉職連絡会議：1回 ・東北中核拠点病院・ブロック拠点病院カウンセラー連携会議：1回 ・東北H I V ／A I D S 歯科診療連絡協議会：1回 ・宮城県H I V ／A I D S 学術講演会：1回 ・H I V ／A I D S 包括医療センター拠点病院出張研修：2回 ・長期療養とリハビリ検診会（はばたき福祉事業団）：1回				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
					・薬学部学生実習　H I V講義：3回 ・H I V保険薬局（院外薬局）連携ミーティング：1回 ・在宅医療・介護の環境整備事業実地研修：1回 ・仙台市H I V・梅毒即日検査会：2回 ・仙台市エイズ・性感染症対策推進協議会：2回 ・H I V感染症薬物療法認定薬剤師養成研修：1回 ・H I V講演会（宮城県歯科医師会、仙台工業高等学校）：各1回 ・国立病院機構山形病院附属看護学校　講義：1回 ・国立病院機構仙台医療センター附属看護学校　講義：1回 ・宮城県エイズ研修会（長期療養施設職員対象）：1回 ・秋田大学医学部学生講義「H I V感染症」：1回 ・長期療養支援室による地域施設訪問：4回 【名古屋医療センター】 ・東海ブロック多職種合同H I V研修会　基礎：1回 ・東海ブロックH I V／A I D S応用研修　医師：1回 ・東海ブロックH I V／A I D S応用研修　看護師：1回 ・令和元年度H I V感染者・エイズ患者の在宅医療・介護の環境整備事業（実地研修）：3回、医療支援チーム派遣：3回 ・H I V検査研修会：2回 ・東海地区感染症勉強会 t h i n k：1回 ・東海ブロック・中核拠点病院ネットワーク会議：1回 ・愛知県H I V感染症カンファレンス：1回 ・東海ブロックエイズ中核拠点病院カウンセラー連絡会議：1 2回 ・2019年度H I Vブロック拠点病院等ソーシャルワーカー会議：2回 ・人権擁護とソーシャルワーク研修：2回 ・人権擁護とソーシャルワーク研修東海ブロック打合せ会議：1回 ・愛知県エイズ対策会議：1回 ・愛知県病院薬剤師会H I V部会学術講演会：3回 ・令和元年度東海ブロック・エイズ診療中核及び拠点病院実務担当者連絡会議：1回 ・身体科医療に関わる心理職のための事例検討会：3回 ・椙山女学園大学　看護学部　見学研修：2回 ・名城大学薬学部　実習H I V　講義：1回 ・薬学部実習　H I V講義：2回 ・H I V感染症薬物療法認定薬剤師養成研修：1回 ・名古屋市立大学「医療福祉論」講義：1回 ・血友病H I V感染被害者の「長期療養と加齢」東海シリーズ長期療養とリハビリ検診会（はばたき福祉事業団）：1回		評価	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
					・東海ブロックカウンセラー連絡拡大会議：2回 ・大垣北高校探求推進事業：2回 ・東海商業高校 性教育講和：1回 ・H I Vカンファランス：10回 ・名古屋大学医学部「H I V感染症」講義：1回 ・知多半島医療圏臨床セミナー：1回 ・呼吸器科医養成塾：1回 ・守山いつき病院 正しく学ぼうエイズの知識～「不治の病」から「コントロール可能な病へ」～：1回 ・東濃実業高校保健講話：1回 ・中部日本社会体育研究会研修会：1回 ・名古屋医療センター医療連携交流会：1回 ・近畿H I V F R O N T I E R研究会：1回 ・北関東・甲信越H I V感染症症例検討会：1回 ・北信H I Vセミナー：1回・H I V感染症学術講演会：1回 ・鳥取県東部医師会医学セミナー：1回 ・H I V P h a r m a c i s t F o r u m：1回 ・東北ブロックH I V／A I D S薬剤師連絡会議・研修会：1回 ・愛知県病院薬剤師会H I V部会・感染制御部会 合同学術講演会：1回 ・金鯱薬薬連携研究会：1回 ・シンポジウム「H I V感染症の受入れを拒むものは何か？」：3回 ・上西内科講習：1回 ・東海H I V／A I D S治療研究会：1回 ・中核拠点病院連絡調整員養成事業：1回 ・河村病院研修講義：1回 ・H I V検査会研修会：2回 【大阪医療センター】 ・H I V感染症医師実地研修会（医師一か月研修）：1回 ・H I V感染症研修会（医師・看護師・薬剤師・臨床心理士・MSW等全職種向け）：1回 ・H I V／A I D S看護師研修（初心者コース）：2回 ・H I V／A I D S看護師研修（応用コース）：1回 ・H I V感染症薬物療法認定薬剤師養成研修：1回 ・近畿ブロックエイズ診療拠点病院ソーシャルワーク研修会：1回 ・近畿ブロックH I V医療におけるカウンセリング研修会：1回 ・近畿ブロックH I V医療に携わるカウンセラー連絡会議：1回 ・平成31年度新採用職員及び転任職員研修「H I V講演」：1回 ・臨床心理室企画 院内定期講演会：1回 ・近畿ブロック都道府県・エイズ拠点病院等連絡会議：1回		評価	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
					・大阪大学医学部4年次公衆衛生学実習：1回 ・奈良県立医科大学医学部公衆衛生学実習：1回 ・臨床心理学専攻大学院生実習：1回 ・関西H I Vカンファレンス春の特別講演会：1回 ・関西H I Vカンファレンス～NGO・NPO活動報告・交流会：1回 ・関西H I VカンファレンスH I V／A I D S診療スキルアップセミナー：1回 ・関西H I Vカンファレンスカウンセリング部会 定例会・事例検討：2回 ・関西H I Vカンファレンスカウンセリング部会 公開セミナー：1回 ・関西H I Vカンファレンス薬剤部会主催講演会：1回 ・関西H I Vカンファレンス「U＝Uとは何か」講演会：1回 ・他施設、病院、行政主催H I V研修会講師：9 1回 【九州医療センター】 ・福岡県拠点病院等連絡会議：1回 ・九州ブロックエイズ拠点病院研修会：1回 ・九州ブロックエイズ診療ネットワーク会議：1回 ・福岡H I Vネットワーク シンポジウム：2回 ・H I V／A I D S職員研修（看護師コース）：2回 ・H I V／A I D S職員研修（歯科医師コース）：1回 ・H I V／A I D S職員研修（薬剤師コース）：2回 ・H I V／A I D S職員研修（栄養士コース）：1回 ・H I V／A I D S職員研修（カウンセラーコース）：1回 ・H I V／A I D S職員研修（MSWコース）：1回 ・H I V／A I D S出前研修：2 0回 ・H I V感染症患者地域支援者実地研修：2回 ・九州ブロックエイズ拠点病院出張研修会：1回 ・九州ブロックH I V看護研修会・H I Vソーシャルワーク研修会：1回 ・長期療養とリハビリ勉強会：1回 ・エイズカウンセラー総括会議・研修会：1回 ・九州医療センター新規採用者合同オリエンテーション：1回 ・九州医療センター院内研修：1回 ・九州医療センターフォーラム：1回 ・国際医療福祉大学認定看護師教育課程：1回 ・福岡県立大学講義：1回 ・在宅医療会議連携の夕べ：1回 ・福岡県医師会H I V医療講演会：1回 ・北海道エイズ治療拠点病院看護師研修会：1回 ・福岡県保健医療研究会：1回 ・福岡県性感染症（S T D）研究会：1回 ・福岡心理臨床研究会：1回		評価	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
					・H I V感染症薬剤師研修会・H I V栄養 担当者研修会：1 回 ・福岡H I V感染症を考える会：1回 ・福岡H I V感染症治療研究会：1 回 ・日本H I V歯科医療研究総会：1 回 ・福岡県医療ソーシャルワーカー協会初任者研修：1 回 ・在宅サービス担当者会議：4 回 ・九州山口薬害被害者医療福祉相談会：1 回 ・薬害被害患者臨床カンファレンス：3 回 3. 国立国際医療研究センターエイズ治療・研究開発センターとの連携 国立病院機構の医療従事者（医師、看護師、薬剤師など）を対象に、最新の専門知識・治療技術を習得させ、国立病院機構におけるエイズ治療及びH I V感染対策の充実を図ることを目的とした、H I V感染症研修を、令和元年度も引き続き国立国際医療研究センターと共同開催した。令和元年度においては令和元年1 0 月と令和2 年1 月に2 回開催し、3 5 名が参加した。 ・開催場所 国立国際医療研究センター（北海道東北、関東信越ブロック） 大阪医療センター（東海北陸、近畿、中国四国、九州ブロック）		評価	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
		④ 重点課題に対応するモデル事業等の実施 国立病院機構の人的、物的資源や病院ネットワークを最大限活用し、国の医療分野における重点課題に対応するモデル事業等を積極的に実施する。後発医薬品の使用促進について、「経済財政運営と改革の基本方針2017について」(平成29年6月9日閣議決定)による政府目標等を踏まえ、さらに促進する。	④ 重点課題に対応するモデル事業等の実施 国立病院機構の人的、物的資源や病院ネットワークを最大限活用し、国の医療分野における重点課題に対応するモデル事業等を積極的に実施する。後発医薬品の使用促進について、「経済財政運営と改革の基本方針2017について」(平成29年6月9日閣議決定)による政府目標等を踏まえ、さらに促進する。	国の医療分野における重点課題に対応するモデル事業等を積極的に推進しているか。	④ 重点課題に対応するモデル事業等の実施 1. がん対策推進基本計画への対応（再掲） 国立病院機構において、3病院が都道府県がん診療連携拠点病院、32病院が地域がん診療連携拠点病院、4病院が地域がん診療拠点病院にそれぞれ指定されており、専門的ながん医療の提供、がん診療の地域連携協力体制の構築、がん患者・家族に対する相談支援及び情報提供等を実施している。 平成29年10月、がん対策基本法に基づき、第3期の「がん対策推進基本計画」が閣議決定され、がんゲノム医療の中核となる拠点病院等を整備することとされた。 国立病院機構においては、平成30年度にがんゲノム医療連携病院に指定されていた10病院のうち3病院（令和2年4月1日現在）が、がんゲノム医療拠点病院の指定を受け、がんゲノム医療中核拠点病院と協力し、がんゲノム情報に基づく診療や臨床研究・治験の実施、新薬等の研究開発、がんゲノム関連の人材育成等について貢献している。 また、新たに3病院を加えた10病院（令和2年4月1日現在）が、がんゲノム医療連携病院の指定を受け、がんゲノム医療中核拠点病院と連携して遺伝子パネル検査に関する診療機能体制の整備や遺伝子カウンセリングの実施、がんゲノム医療に関する人材育成などの役割を担っている。 2. てんかん地域診療連携体制整備事業 てんかん患者が地域で適切な支援が受けられるよう、てんかん診療の地域連携・ネットワークを構築し、全国で均一なてんかん診療を行える体制を整備する事業で、平成27年度より厚生労働省の補助事業として実施されている。 平成27年度から静岡てんかん・神経医療センターが、平成28年度から西新潟中央病院が、それぞれ地域診療拠点病院に選定されており、診療連携体制構築のほか、地域の住民に関する啓発活動、てんかん患者やその家族への相談支援体制の構築、医療従事者への情報提供や研修などを行っている。 令和元年度、新たに長崎医療センターが地域診療拠点病院に選定され、てんかん患者の治療や相談支援に加え、地域の教育機関や労働局等の関係者らを交えたてんかん治療医療連携協議会を設置し、教育機関や労働局等がてんかんについて知りたいこと、逆に患者や家族がそれらの機関に期待することなどの意見交換を行い、それをもとに各方向向けの研修会などを企画、開催している。 また、当院において、患者が知りたいであろうことを主体とし、病気の教科書や医療機関マップなどにとどまらない、てんかんの地域包括ケアを実現する手引書となるべき「長崎県てんかん医療福祉ガイドブック（患者向け・案）」の作成に取り組んでいる。		年度計画の目標を達成した。	評価	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
				・ 後発医薬品の使用促進について、さらに促進しているか。 <定量的指標> ・ 後発医薬品の使用割合	3. 後発医薬品の利用促進 令和2年9月までに後発医薬品の使用割合を80％とする政府目標に対し、国立病院機構では、引き続き後発医薬品使用促進対策を行った。平成29年度は後発医薬品の採用率が83.5％となり、政府目標と比較して3年早く達成し、平成30年度においても86.2％と採用率を増加させた。 さらに、令和元年度の後発医薬品の採用率は88.7％であった。 【これまでの促進対策】 ・ 各病院における取組の共有 ・ 後発医薬品使用割合ランキング、薬効別納入価格表などの配布 ・ 共同入札の見直し 【後発医薬品採用率（新算定式）】 数量ベース 平成30年度 86.2％ → 令和元年度 88.7％ 採用率70％以上の病院 平成30年度 134病院 → 令和元年度 136病院 <経緯（参考）> ・ 平成29年度：後発医薬品使用促進対策の共有等を行うとともに、医薬品共同入札の改革などを行った結果、後発医薬品の採用率が83.5％となり、令和2年9月までに後発医薬品の使用割合を80％とする「経済財政運営と改革の基本方針2017について」（平成29年6月9日閣議決定）による政府目標に対し、3年早く達成した。 ・ 平成30年度：平成30年度も引き続き後発医薬品使用促進対策を行い、後発医薬品の採用率は86.2％に増加した。 【参考資料】 資料21：後発医薬品の使用促進について〔107頁〕	年度計画の目標を上回る実績をあげた。	評価		

4. その他参考情報
特になし

様式 1－1－4－1 中期目標管理法 人 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－2	臨床研究事業		
業務に関連する政策・施策	医療情報化の体制整備の普及を推進すること 有効性・安全性の高い新医薬品・医療機器を迅速に提供できるようにすること 革新的な医療技術の実用化を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること	当該事業実施に係る根拠 （個別法条文など）	独立行政法人国立病院機構法第3条
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」、難易度：「高」 効率的な臨床研究及び治験を実施するため、ICTを活用した各種データの標準化や、質の高い標準的な医療を広く提供するための医学的根拠を確立する研究事業等は、国が推進する医療分野の研究開発に貢献するものであるため重要度が高い。 機構における英語論文掲載数については、これまでに、我が国全体における臨床医学系論文数の増加割合を大幅に超える伸び率で増加させてきている中、毎年、前年より英語原著論文掲載数を増加させ、令和5年までに平成30年の実績と比べ、5%以上増加させることは難易度が高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（令和元年度）1－4－1

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	（参考） 前中期目標期間最終年度値	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	指標	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
英語論文掲載数 （計画値）	最終年までに平成30年の実績に比し5%以上増加		2,594本	2,619本	2,645本	2,671本	2,696本	予算額（千円）	13,209,895				
英語論文掲載数 （実績値）		2,568本	2,747本					決算額（千円）	12,457,049				
達成度			105.9%					経常費用（千円）	12,880,833				
								経常利益（千円）	▲1,740,952				
								行政コスト（千円）	12,884,936				
								従事人員数（人） （※注①）	62,226				

注）①従事人員数については、診療を行っている者が研究や教育を行う等、事業分類ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	A
	2 臨床研究事業 機構の病院ネットワークを最大限活用した迅速で質の高い治験の推進やE B M 推進のための大規模臨床研究に、より一層取り組むとともに、他の設置主体も含めたこれらの分野に精通する医療従事者の育成及び認定臨床研究審査委員会の適正な運用を図ることにより、我が国の臨床研究及び治験の活性化に貢献すること。 また、電子カルテデータ等から標準化された診療データを収集・分析するデータベースを引き続き運用し、更なる標準化データの収集・分析や	2 臨床研究事業 臨床研究事業においては、質の高い標準的な医療の提供と我が国の医療政策の形成・評価に貢献するため、研究倫理を遵守しつつ、病院ネットワークを活用してE B M 推進の基礎となる科学的根拠を築くデータを集積し、その情報を発信する。また、迅速で質の高い治験や臨床研究のためのI T 基盤を充実する。	2 臨床研究事業			＜評定と根拠＞ 評定：A （自己評定Aの理由） ・ 定量的指標において、達成度が1 0 0 %以上であった。 ・ 下記理由により、難易度が高い定量的指標について、達成度が1 0 0 %以上であり、その他の目標についても良好な結果を得た。 ○ 定量的指標としている「英語論文掲載数」については、国立病院機構全体で研究により得られた成果を国内外に広く情報発信するため、英語論文の投稿や学会発表について、積極的に取り組んでいる。 これまでに、我が国全体における臨床医学系論文数の増加割合を大幅に超える伸び率で増加させてきている中、毎年、前年より増加させ、令和5年までに平成3 0 年の実績と比べ、5 %以上増加させることは難易度が高い。令和元年は、目標値2, 5 9 4 本に対して、2, 7 4 7 本となり、達成度は1 0 5. 9 %と目標値を上回るとともに、平成3 0 年の実績の5 %以上となる2, 6 9 6 本を超える英語論文掲載数となった。 ○ 「世界最先端I T 国家創造宣言」（平成2 7 年6 月3 0 日閣議決定）において国立病院機構に対して求められている「電子カルテデータを標準的な形式に変換して出力・集積する事業を先行的に実施し、対象病院を順次拡大できる汎用的な手順書を作成して公開する」という我が国の電子カルテデータ標準化の全国普及・展開に資するため、他の機関に先駆けて、電子カルテ情報を収集・集積するI T 基盤（国立病院機構診療情報集積基盤（N C D A※））を平成2 7 年度に構築し、令和元年度は新たに3 病院を加えた6 6 病院まで対象病院の拡大を図るとともに、当初には収集できなかった診療経過記録や退院時サマリ、紹介状データについても集積ができるよう改修したことで、より精度の高い臨床疫学研究等の実施が可能になるデータベースとして運用している。 また、令和元年度より厚生労働省からの補助事業として、医薬品医療機器総合機構（PMDA）が運営・管理するM I D－N E Tを活用した医薬品等の安全対策の高度化を図ることを目的に、N C D AとM I D－N E Tを連携し、統合解析するための環境を構築する「医療情報データベース連携推進事業」を開始した。	評価	A
							＜評定に至った理由＞ I. 主な目標の内容 中期目標では、電子カルテデータ等から標準化された診療データを収集・分析するデータベースを引き続き運用し、更なる標準化データの収集・分析や規模の拡大に取り組み、臨床疫学の推進等を図ること。あわせて、医療の質の向上、臨床研究の推進、効率的な病院経営に資する利活用を推進するとともに、国の医療情報政策に基づき外部のデータベースとの連携や外部機関へのデータ提供についても積極的に貢献することが求められている。 その上で、国立病院機構の取組として、平成2 7 年度に「電子カルテデータ標準化等のためのI T 基盤構築事業」（国立病院機構診療情報集積基盤（N C D A））を構築し、平成2 8 年4 月には他の医療機関への普及促進を図るため、その導入手順等の工程を標準作業手順書として作成・公表しており、今後も、国の政策への貢献や医療情報化の体制整備の普及・推進への貢献が期待されている。 （1）診療情報の収集・分析と情報発信機能の強化 （2）大規模臨床研究の推進 （3）迅速で質の高い治験の推進 （4）先進医療技術の臨床導入の推進 （5）臨床研究や治験に従事する人材の育成 また、年度計画において、定量的指標として「英語論文掲載数」を令和5年までに平成3 0 年の実績に比べ5 %以上増加させることを念頭に置きつつ、前年より増加させることと設定している。	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	規模の拡大に取り組み、臨床疫学研究の推進等を図ること。あわせて、医療の質の向上、臨床研究の推進、効率的な病院経営に資する利活用を推進するとともに、国の医療情報政策に基づき、外部のデータベースとの連携や外部機関へのデータ提供についても積極的に貢献すること。 さらに、先進的医療への取組として、他の設置主体との連携により、ゲノム医療・再生医療に関する臨床研究や新規医薬品開発等の共同研究をより充実させること。 加えて、国の医療情報政					※NCDA：厚生労働省が推奨するSS-MIX2規格を用いて、電子カルテベンダ毎に異なるデータを標準形式に変換して集積するIT基盤。(NHO Clinical Data Archives) ○ 大規模臨床研究や迅速で質の高い治験を実施するに当たり、国立病院機構における急性期から慢性期まで全病院の幅広い病院ネットワークを活用し、地域の医療機関とも調整した上で、十分な症例を集積することや多くの難病疾患の患者から適正な同意を得る等のハイレベルなコーディネートを図っている。 また、臨床評価指標について、令和元年度に120指標の計測を開始し、その公表を行う等、国民や他の医療機関でも活用できるように努めている。 ○ 治験の実施については、民間企業から依頼された治験以外に、医師主導治験も独自に実施している。入院を伴う重症疾患、慢性疾患や厚生労働省の指定難病といった他の医療機関では実施することが困難な症例に対する治験を推進することで、我が国の医療水準の向上に寄与してい	評価	
							II. 目標と実績の比較 「英語論文掲載数」については、2,747本で達成度は105.9%と目標値を上回っている。	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
	策のモデル事業を実施するなど、医療のIT化への対応に向けて積極的に貢献すること。	（１）診療情報の収集・分析と情報発信機能の強化 リアルワールドデータ（実診療に基づき得られたデータ）を用いた研究を推進するため、病院ネットワークを最大限活用し、電子カルテデータ等の診療情報データの分析を更に充実する。これにより、引き続き臨床評価指標等の作成・公表及び臨床疫学研究を推進し、質の高い標準的な医療の提供に役立てるとともに、診療情報の分析結果や基礎情報の提供を行うことにより、我が国の医療政策の形成・評価に貢献する。 その際、電子カルテデー	（１）診療情報の収集・分析と情報発信機能の強化 リアルワールドデータ（実診療に基づき得られたデータ）を用いた研究を推進するため、病院ネットワークを最大限活用し、診療情報データバンクによるレセプト、DPC調査データに加え、SS-MIX2標準規格を用いた診療情報集積基盤（NCDA）による電子カルテ情報の収集・分析を行い、医療機能評価等に係る情報発信を推進するとともに、引き続き臨床評価指標等の作成・公表及び臨床疫学研究を引き続き実施する。 また、医療	<評価の視点> ・ 病院ネットワークを最大限活用し、診療情報データバンクによるレセプト、DPC調査データに加え、SS-MIX2標準規格を用いた診療情報集積基盤（NCDA）による電子カルテ情報の収集・分析を行い、医療機能評価等に係る情報発信を推進しているか。	（１）診療情報の収集・分析と情報発信機能の強化 1. EBM 推進のための診療情報分析 令和元年度も、引き続き診療機能分析レポートについて、全病院を対象としたDPCデータ及び入院・外来のレセプトデータを収集・分析し、各病院の分析結果を取りまとめた「個別病院編」、全病院の結果を総括した「全病院編」及び最新のデータをもとに病床機能の分析をまとめた「特別編」を作成し、各病院へのフィードバックを引き続き行った。また、情報発信の一環として、主な分析の実例を掲載した「解説編」をホームページにて公表した。 診療機能分析レポートの分析は、以下の2つに大別され、地域における自院の役割と位置づけや自院における医療提供状況の適正性を可視化した。これにより、機構病院が果たす役割を客観的に把握し、地域医療構想調整会議等の外部への説明に活用した。 <国立病院機構内の病院との比較> 患者数と属性の視点をはじめ、「診療内容や診療経過は他院と比べて違いがあるか」、「地域の連携体制はどの程度進んでいるか」などについて、国立病院機構の全ての病院、同規模病院、類似している診療科などの病院間比較を行った。 <地域の病院との比較> 患者数・在院日数、患者シェア、SWOT分析、診療圏、患者住所地などを地域の病院と比較し、地域医療において自院が果たしている役割や位置づけを可視化した。「地域医療において自院の強みとなる診療分野は何か」、「これからどのような診療分野を強化する必要があるか」など、国立病院機構の病院が今後の方向性を決定するための分析を行った。 令和元年度診療機能分析レポートの作成に当たっては、以下のような分析を行った。 ○疾患別分析の拡充 平成28年10月より導入された「一般病棟用の重症度、医療・看護必要度」のデータを活用し、疾患別分析に応じた患者像を把握するための分析を行った。 ○診療報酬分析 診療単価・日当点分析、診断群分類ごとの機能評価係数Ⅱの分析、医療資源投入量分析を行った。 ○病床機能別（4機能）分析の深掘 前年度に実施した病床機能調査に続いて、令和元年度も各病棟の医療資源投入量分析を行った。また、地域医療構想で求められる自院の立ち位置を俯瞰できるよう、二次医療圏における自院というマクロの視点から、自院の現状や病床機能分析というミクロの視点までを段階的に整理し、自院の将来方針策定のサポートとなるような分析を行った。		年度計画の目標を達成した。	評価	
								Ⅲ. その他考慮すべき要素 （１）診療情報の収集・分析と情報発信機能の強化について 国立病院機構は、他の機関に先駆けて、電子カルテ情報を収集・集積するIT基盤（国立病院機構診療情報集積基盤（NCDA））を構築し、他の医療機関への普及促進を図るため、その導入手順等の工程を標準作業手順書として作成し、他の医療機関・病院グループの普及促進にも寄与するため、これを公表するなど、重要な事業に積極的に取り組んでいることを評価する。 また、令和元年度においては、事業参加病院数をさらに3病院追加し、66病院とするとともに、これまで収集できなかった診療経過記録についても集積ができるよう改修し、より精度の高い臨床疫学研究等の実施が可能になるデータベースを運用しているこ	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
		タをもとにした診療情報集積基盤（NCDA）や、レセプト・DPCデータをもとにした診療情報分析システム（MIA）といった標準化された診療データを収集・分析するデータベースを引き続き運用し、更なる標準化データの収集や規模の拡大に取り組む。 また、医療の質の向上、臨床研究の推進、効率的な病院経営に資する利活用を推進するとともに、国の医療情報政策に基づき、外部のデータベースとの連携や外部機関へのデータ提供についても積極的に貢献する。	の質の向上、臨床研究の推進、効率的な病院経営に資する利活用を推進するとともに、国の医療情報政策に基づき、外部のデータベースとの連携や外部機関へのデータ提供についても積極的に貢献する。	・ 臨床評価指標等の作成・公表及び臨床疫学研究を引き続き実施しているか。	これら分析の拡充により、自院の全体を把握するための情報と疾患別に掘り下げるための情報が充実し、質の高い標準的な医療の提供に役立っている。 2. 臨床評価指標を用いたPDCAサイクルによる医療の質の向上の推進（再掲） 国立病院機構において、各病院が自らの医療の質の実態を知り、問題解決を行い、医療の質の向上を図っていくためのツールとして活用されることを目的として「臨床評価指標」を開発している。 この臨床評価指標を効率的に医療の質向上に活用するため、第3期中期計画中に141病院全ての病院に多職種によるチームからなる「医療の質向上委員会（クオリティマネジメント委員会）」（※）を設置し、「臨床評価指標を用いたPDCAサイクルに基づく医療の質の改善事業」を推進してきた。 ＜指標例＞ 急性脳梗塞患者に対する早期リハビリテーション開始率 平成31年4月～令和元年6月 90.7% → 令和元年10月～12月 93.7% 安全管理が必要な医薬品に対する服薬指導の実施率 平成31年4月～令和元年6月 44.2% → 令和元年10月～12月 46.0% 第4期中期計画では、この「医療の質の改善事業」を引き続き実施していくとともに、令和元年度、各病院が特に重点的に取り組むべき「重点指標」を選定して、臨床評価指標を用いたPDCAサイクルによる継続的な医療の質の改善を促進している。 【特に重点的に取り組むべき指標】 ・急性脳梗塞患者に対する早期リハビリテーション開始率 ・外来糖尿病患者に対する管理栄養士による栄養指導の実施率 ・市中肺炎（重症除く）患者に対する広域スペクトル抗菌薬の未処方率 ・重症心身障害児（者）に対するリハビリテーションの実施率 ・パーキンソン病患者に対するリハビリテーションの実施率 ・統合失調症患者に対する抗精神病薬の単剤治療の実施率 ・手術ありの患者の肺血栓塞栓症の予防対策の実施率 ・広域スペクトル抗菌薬投与患者に対する細菌培養実施率 ・安全管理が必要な医薬品に対する服薬指導の実施率 ・バンコマイシン投与患者の血中濃度測定率 ・がん患者の周術期医科歯科連携実施率 ・入院患者における総合満足度 ・外来患者における総合満足度	年度計画の目標を達成した。	評価	とを高く評価する。 （2）大規模臨床研究の推進について 国立病院機構のスケールメリットを活かしたEBM推進のための大規模臨床研究や京都大学iPS細胞研究所（CiRA）、新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）等の外部機関との連携を引き続き推進したほか、平成30年4月施行の臨床研究法に基づき、特定臨床研究を実施する場合、厚生労働省が認定する臨床研究審査委員会の審査が必要となるが、国立病院機構においては、延べ191件の審査を行うなど、我が国の臨床研究に貢献していることを高く評価する。	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価
					業務実績		自己評価	
					さらに、国立病院総合医学会において本事業のポスターセッションを設けた他、各病院の活動成果を総括する「令和元年度クオリティマネジメントセミナー病院報告会」を開催し、自院の活動成果の発表や各病院間での活動に関する情報共有、意見交換を行うための機会を設けた。 ※クオリティマネジメント委員会 臨床評価指標を用いたP D C Aサイクルに基づく医療の質の改善活動の統括的マネジメントを行うことを目的とし、診療上の問題点の抽出や計画の立案を、臨床現場のスタッフと共に進めるとともに、活動状況の定期的なモニタリングを行う委員会をいう。 ＜各病院における取組の概要＞ - クオリティマネジメント委員会を設置 - 手法の習得と改善活動計画立案のサポートを目的とするワークショップへ参加 (参加者：クオリティマネジメント委員会の委員2名) - クオリティマネジメント委員会を中心に取り組む臨床評価指標の決定と改善活動計画の立案 ⇒ 本部に報告書を提出 - 定期的な委員会開催による、現状評価 (3ヶ月に1回、診療情報分析部から全指標の集計結果を通知) - 取組開始から1年後、報告会に参加し活動報告を行う。 【クオリティマネジメントセミナー（ワークショップ）】 平成30年度 72病院 94名 → 令和元年度 62病院 95名 3. 「臨床評価指標V e r . 4」による計測の実施（再掲） 平成18年度、臨床評価指標の作成当初は、各病院職員が手作業でデータの収集を行っており、各病院に多大な負担がかかっていた。平成22年度に全病院から診療情報（レセプト及びD P Cデータ）を一元的に収集・分析する診療情報データベース（M I A）を構築し、病院の負担軽減に努めた。その後も継続的に改良を続け、平成27年度には臨床評価指標V e r . 3を開発した。 一方、平成28年度には電子カルテ情報のデータベース「国立病院機構診療情報集積基盤（N C D A）」を構築し、N C D Aから検査値、バイタルなどの情報が収集できるようになったことから、令和元年度は、臨床評価指標V e r . 3に加え、N C D Aからのデータを用いることを可能とする「臨床評価指標V e r . 4」を開発した。 「臨床評価指標V e r . 4」を活用することで、国立病院機構の病院で提供される医療を可視化し、より一層の医療の質の向上に寄与することが期待されている。 ＜N C D Aを活用した指標例＞ ・糖尿病患者におけるHbA1c 値コントロール率 ・中心静脈カテーテル留置後の感染症の発生率			評価 IV. 評価 「英語論文掲載数」については、国立病院機構全体で研究により得られた成果について、論文投稿や学会発表などで情報発信を行っており、中期計画の最終年までに平成30年度の実績の5%以上という目標の中、当該年度において既に5%を超える英語論文掲載数となったことを高く評価する。 このほか、上記以外の目標についても所期の目標を達成しており、定量的指標においても高い実績をあげていること、難易度「高」であることも考慮し、評価を「A」とした。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
					4. 外部競争的資金をもとにした研究活動による医療政策や医療の質への貢献 文部科学省科学研究費補助金を申請することができる文部科学大臣の指定機関として、国立病院機構では計 8 3 の臨床研究センター・臨床研究部で科学研究費補助金の申請が可能となっている。 令和元年度においても厚生労働科学研究費、文部科学研究費、日本医療研究開発機構研究費、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構事業補助金等の競争的研究費の獲得に向け積極的な応募等に取り組み、国立病院機構全体で総額 2 6 . 3 億円の外部競争的資金を獲得した。 【外部競争的資金の獲得状況】 平成 3 0 年度 1 , 5 0 4 件 2 9 . 3 億円 → 令和元年度 1 , 5 2 8 件 2 6 . 3 億円 5. 電子カルテ情報の収集・分析をするための I T 基盤構築について (1) 国立病院機構診療情報集積基盤 (N C D A) の拡大 「世界最先端 I T 国家創造宣言」 (平成 2 7 年 6 月 3 0 日閣議決定) において国立病院機構に対して求められている「電子カルテデータを標準的な形式に変換して出力・集積する事業を先行的に実施し、対象病院を順次拡大できる汎用的な手順書を作成して公開する」という我が国の電子カルテデータ標準化の全国普及・展開に資するため、国の補助金を得て、厚生労働省が推奨している S S - M I X 2 標準規格を用いて電子カルテ情報を収集・集積する I T 基盤 (国立病院機構診療情報集積基盤 (N C D A)) を平成 2 7 年度に構築した。 N C D A を令和元年度も引き続き運用するとともに、この電子カルテデータ標準化のための I T 基盤構築事業を発展・充実させるため、事業参加病院数を、令和元年度に 3 病院を追加し、 6 6 病院となった。また対応ベンダ数も主要 7 社で N C D A との接続試験を引き続き行うとともに、当初には収集できなかった診療経過記録や退院時サマリ、紹介状データについても集積ができるよう改修したことで、より精度の高い臨床疫学研究等の実施が可能になるデータベースとして運用している。 【N C D A 保有患者データ数 (実患者) 】 平成 3 0 年度末 1 9 0 万人 → 令和元年度末 2 6 0 万人 (うち新規 3 病院 4 万人)		評価	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
				・ 医療の質の向上、臨床研究の推進、効率的な病院経営に資する利活用を推進するとともに、国の医療情報政策に基づき、外部のデータベースとの連携や外部機関へのデータ提供を積極的に行っているか。	（2）NCDAを活用した災害時診療情報の抽出等 NCDAの標準化機能を活かして、様々なベンダの電子カルテから災害診療記録用の電子フォーマットの出力が可能となるよう対応モジュールをバージョンアップし、災害時に必要な診療情報の自動抽出化等の開発及び検証を行い、その結果を導入手順書として公開している。 NCDA参加病院のうち、災害拠点病院を中心に63病院で本モジュールを導入済みである。 本モジュールの活用により、被災地の病院での医療ニーズを国立病院機構本部で集計することが可能になり、本部が病院に代わり災害対策本部へ必要な情報を提供する等、災害時の病院の後方支援に役立っている。 （3）外部のデータベースとの連携 令和元年度より厚生労働省からの補助事業として、MID-NETを活用した医薬品等の安全対策の高度化を図ることを目的に、国立病院機構診療情報集積基盤（NCDA）で解析している各種医療データを医薬品医療機器総合機構（PMDA）のMID-NET側で解析が可能となるように変換し、提供することで、統合解析（※1）するための環境を構築する「医療情報データベース連携推進事業」を開始した。 令和元年度（初年度）は、NCDAから抽出されるデータをMID-NETの分析用データセットと同様の形式に変換するための医療情報データベース連携用変換ツールを作製することができた。 国立病院機構の「NCDA」は、MID-NETより中小規模の病院が多く、慢性期疾患のデータも多く含まれているため、NCDAとMID-NETを連携し、統合解析するための環境を構築することは、医薬品等の品質、有効性及び安全性を確保するための医薬品の製造販売後調査等のデータ規模拡大やその他利活用可能データの拡充につながり、医薬品の有害事象リスクの把握、その安全対策の影響評価、処方実態の確認などの「リアルワールドデータ」（※2）の実用化に向けて貢献できる。 ※1 統合解析：各医療情報がどのような関係で成り立っているのかを調べる。 ※2 リアルワールドデータ：臨床研究、治験等以外の日常診療で得られた医療情報。	年度計画の目標を達成した。	評価		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
					（４）診療情報データベースの利活用の推進 医療の質の向上、臨床研究の推進、効率的な病院経営に資するため、国立病院機構診療情報データベース（※）に格納されたデータを適切に利活用する際の手続き及び遵守すべき事項等の必要な事項を平成２８年度に定め、診療情報の利活用を推進している。 ※診療情報集積基盤（NCDA）及び診療情報分析システム（MIA） 【利活用新規申請件数】 平成３０年度　８件　→　令和元年度　１０件（うち外部機関５件） （５）外部機関へのデータ提供 外部機関からのデータ提供依頼のニーズへ対応するため、令和元年度は、新たに民間企業等の国立病院機構の職員以外でも診療情報の利活用の申請手続きが可能となるよう規程等の整備を行った。 その結果、製薬企業等の民間企業３件を含む５件の外部からの利活用申請に対応した。 外部機関からの申請については、患者への不利益が無いよう、外部有識者からの意見聴取を行うこととしている。			評価	
					【参考資料】 資料２２：診療機能分析レポート〔１０８頁〕 資料１１：臨床評価指標事業の新たな取組〔７３頁〕 資料１２：医療の質の評価・公表推進事業における臨床評価指標〔７５頁〕 資料２３：国立病院機構における文部科学省科学研究費補助金指定機関一覧〔１１０頁〕 資料２４：電子カルテデータ標準化等のためのＩＴ基盤構築事業〔１１１頁〕				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
			め課題を採択し、E B M推進のための大規模臨床研究の質の向上を図る。 国際水準の臨床研究を推進するため、臨床研究シーズを幅広く汲み上げる体制整備を推進するとともに、研究実施に向けた支援に取り組む。 バイオバンク・ジャパン、京都大学i P S細胞研究所（C i R A）、新エネルギー・産業技術総合開発機構（N E D O）及び民間企業とそれぞれ連携し、ゲノム医療・再生医療に関する臨床研究や新規医薬品開発等の共同研究を進めていく。 研究成果を国内外に広く		（3）国立病院機構優秀論文賞の表彰 国立病院機構の職員であって筆頭筆者の英文原著論文が、当該所属病院名で平成30年度に掲載された以下2本の論文について表彰を行った。 ○ H. Sawada, T. Oeda, A. Uemura, S. Tomita, K. Park, K. Mizoguchi, H. Matsuo, K. Hasegawa, H. Fujimura, H. Sugiyama, M. Nakamura, S. Kikuchi, K. Yamamoto, T. Fukuda, S. Ito, M. Goto, K. Kiyohara and T. Kawamura. Early use of donepezil against psychosis and cognitive decline in Parkinson’ s Disease: a randomized controlled trial for 2 years. Journal of Neurology, Neurosurgery, and Psychiatry. 2018;89:1332-1340. ○ T. Kuwai, T. Yamada, T. Toyokawa, H. Iwase, T. Kudo, N. Esaka, H. Ohta, H. Yamashita, Y. Hosoda, N. Watanabe and N. Harada. Local recurrence of diminutive colorectal polypes after cold forceps polypectomy with jumbo forceps followed by magnified narrow-band imaging: a multicenter prospective study. Endoscopy. 2019;51:253-260. （4）国立病院総合医学会の開催 国立病院機構主催の国立病院総合医学会を、名古屋医療センターを学会長施設、天竜病院と三重病院を副学会長施設として、「令和における国立医療の挑戦～明日は変えられる～」をテーマに掲げ、令和元年11月8日・9日に名古屋市で開催した。国立病院総合医学会を通じて、研究成果を公表するとともに、国立病院機構の職員等に対し、学術研究の成果を発表する機会を与え、職員の自発的な研究の取組を奨励し、職員が行う研究レベルの向上を図り、また、研究者のみならず参加する国立病院機構職員の活性化を目指した。 令和元年度においても、病院運営のあらゆる課題について様々な創意工夫を凝らし、業務改善等に積極的に取り組んだ職員の表彰を行うほか、国立病院総合医学会の内容の充実を図った結果、参加者6,569名を集める盛大な学会となった。 ○シンポジウム・パネルディスカッション・・・・・・ 608題 ○ポスターセッション・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1,721題 ○特別講演・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2講演 『人工知能とスーパーコンピュータが支えるがんゲノム研究と医療』 ・宮野 悟（東京大学医科学研究所ヒトゲノム解析センター 教授） 『～夢迫人～夢や情熱を持ち続けることの大切さ』 ・吉田 沙保里（レスリング選手・指導者）		評価		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
			情報発信するため、英語論文掲載数の増加を目指す。	（５）電子ジャーナルの配信 最新の医学知見をもとに、根拠に基づいた医療サービスを患者に提供することを目的として、国立病院機構の全ての病院で職員がインターネット経由で配信される医学文献を閲覧、全文ダウンロードすることができるように、本部において電子ジャーナル配信サービスの一括契約を行い、定期的に更新している。 毎月電子メールにより職員への周知を行った結果、ダウンロードされた医学文献数は令和元年度で２３，００４件となった。 2. EBM推進のための大規模臨床研究の実施 一般医療を多く担っている日本最大の病院グループである国立病院機構において、豊富な症例と一定の質を確保することが可能という特徴を活かして、質の高い標準的な医療を広く提供するための医学的根拠を確立するため、平成１６年度から「EBM推進のための大規模臨床研究」を開始している。 令和元年度においては、７課題について症例登録を進め、２課題について経過観察を行った。また、新たな研究課題として外部の臨床研究学識者からなる臨床研究推進委員会によって２課題が採択された。 これらの研究を実施することを通じて、各病院の診療の質の標準化を図るとともに、関係学会等で成果を公表した。 （令和元年度採択課題） ○PD-L1 高発現の非扁平非小細胞肺癌に対するペムブロリズマブとペムブロリズマブ＋カルボプラチン＋ペメトレキセドのランダム化第３相試験 ○切除不能進行・再発小腸癌患者に対するベバシズマブ併用 FOLFOX 療法の第Ⅱ相多施設共同二重盲検ランダム化比較試験 3. 国立病院機構の臨床研究体制 （１）臨床研究体制 令和元年度も、国際水準の臨床研究を推進するため、臨床研究シーズを幅広く汲み上げる体制整備を推進するとともに、研究実施に向けた支援に引き続き取り組んだ。 また、名古屋医療センターでは、自施設の臨床研究だけでなく、他施設をサポートするアカデミック臨床研究機関（ARO）の機能を有している。 （２）国立病院機構における臨床研究組織 国立病院機構では、実施症例数や、競争的外部資金の獲得額、論文発表数などの評価項目からなる臨床研究組織の活動評価に基づき、各施設の臨床研究組織の活動実績を点数化し、活動の実績に応じた研究費の配分や臨床研究組織の再構築、研究ネットワークグループ構築の指標として活用してきた。	年度計画の目標を達成した。	年度計画の目標を達成した。	年度計画の目標を達成した。	評価	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価										
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価		
					業務実績		自己評価			
				り組んでいるか。	また、時代の変革に合わせた新しい研究グループを構築するため、臨床研究組織の活動性が高い領域を中心に再編・統合することで、ネットワークグループを再構築した。 ○臨床研究組織の数 平成31年4月 令和2年4月 ・臨床研究センター 10病院 10病院 ・臨床研究部 77病院 77病院 ・臨床研究部（院内標榜） 45病院 45病院 （3）NHOネットワークの活動性の向上 各研究分野において最も活動実績の高い病院をグループリーダーとした19分野の研究ネットワークグループを構築することにより、グループリーダー主導による質の高い臨床研究を実施している。 NHOネットワーク共同研究課題は臨床研究推進委員会（外部委員7名で構成されている共同研究課題の審査機関）の審査を経て採択され、研究を実施した。 【NHOネットワーク共同研究課題採択数と申請数】 平成30年度 62／120課題（新規 23／78課題、継続 39／42課題） 令和 元年度 70／113課題（新規 31／61課題、継続 39／52課題） （4）データセンターの活動 E BM推進研究等の多施設共同研究事業等を支援・推進するため、本部内に設置した「データセンター」において、3名のデータマネージャーにより、令和元年度も引き続き臨床研究の支援を行った。 （5）臨床研究に精通した人材の育成 良質な医療サービス提供のためのエビデンスを創出する臨床研究をデザインし、適切に研究事業を運営するための人材を育成するため、「臨床研究のデザインと進め方に関する研修」を実施し、22名が参加した。 倫理的問題について医療従事者へ助言することのできる体制の基礎となる人材を養成するため、治験審査委員・臨床研究倫理審査委員を対象とした「治験および臨床研究倫理審査委員に関する研修」を実施し、45名が参加した。 一般財団法人公正研究推進協会が提供する、研究倫理教育eラーニングプログラムであるAPRIN eラーニングプログラム（eAPRIN教育研修プログラム）を活用し、研究者、倫理審査委員会の委員、研究機関の長、CRC、事務局員等を対象として、eラーニングによる研究倫理等の教育を令和元年度も引き続き実施した。 平成30年度からは、研究者を含め、CRC、事務局等の研究活動に関わる全ての職員を対象に、eAPRIN教育研修プログラムの受講を毎年度必須としている。				評価	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
				・ 国立大学法人京都大学 i P S 細胞研究所（C i R A）等とそれぞれ連携し、ゲノム医療・再生医療に関する臨床研究や新規医薬品開発等の共同研究を推進しているか。	【e A P R I N教育研修プログラム修了者数】 1 8, 3 3 3 名（うち研究者コース 7, 1 2 1 名、倫理審査委員会委員・研究機関の長コース 2, 1 7 3 名、C R C コース 3, 6 2 7 名、事務局員・事務職員コース 3, 5 8 1 名、G C P / 治験コース 2, 0 7 2 名、継続コース 1 1, 5 6 8 名） ※各コースの重複受講あり。 4. 国立大学法人京都大学 i P S 細胞研究所（C i R A）等の外部機関との連携 （1）国立大学法人京都大学 i P S 細胞研究所との連携・協力 京都大学 i P S 細胞研究所（C i R A）と i P S 細胞を用いた難治性疾患等の病因・病態の解明や新たな治療の開発のため、平成 2 6 年度より「疾患特異的 i P S 細胞樹立促進のための基盤形成」事業に参加し、当該事業で樹立された京都大学 i P S 細胞を使用する基礎研究を令和元年度も引き続き実施した。 （2）新エネルギー・産業技術総合開発機構（N E D O）が実施する事業の推進 新エネルギー・産業技術総合開発機構（N E D O）から、平成 2 8 年 9 月に戦略的基盤技術高度化支援事業に係る「橋渡し研究機関」の指定を受けており、令和元年度に審査を受け、引き続き「橋渡し研究機関」の要件を満たすことを確認した。 5. 臨床研究・治験に係る倫理の遵守 （臨床研究） 「人を対象とした医学系研究に関する倫理指針」、「厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針」等のガイドラインを踏まえ、令和元年度も引き続き臨床研究等の推進を図った。 ①倫理審査委員会 倫理的配慮の趣旨に沿って臨床研究等の推進を果たせるよう、全ての病院に倫理審査委員会を設置して、その審議内容等については、ガイドラインに沿って、病院のホームページ上に掲示するなど外部に公開している。 【倫理審査件数】 平成 3 0 年度 7, 1 9 5 件 → 令和元年度 6, 6 0 4 件 ②臨床研究中央倫理審査委員会 国立病院機構が主導して行う臨床研究等の研究課題を中心に、臨床研究中央倫理審査委員会において審議を行い、N H O ネットワーク共同研究の新規 2 5 課題をはじめ、1 2 7 件について一括審査を令和元年度に実施した。	年度計画の目標を達成した。	評価		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
					③認定臨床研究審査委員会 平成３０年４月施行の臨床研究法のに基づき、特定臨床研究を実施する者は、実施計画による特定臨床研究の実施の適否等について、厚生労働省が認定する臨床研究審査委員会（以下、認定臨床研究審査委員会）の審査を受けることが必要となった。 認定臨床研究審査委員会は主に大学病院等で認定を受けており、国立病院機構においては平成３０年３月３０日付で５委員会（本部、東京医療センター、名古屋医療センター、大阪医療センター、九州医療センター）が認定臨床研究審査委員会の認定を受け、令和元年度中に特定臨床研究等に係る新規課題１３課題を含む延べ１９１件の審査を行った（本部７７件、東京医療センター２件、名古屋医療センター６６件、大阪医療センター４１件、九州医療センター５件。）。 (治験) ①治験審査委員会 質の高い治験を推進するため、治験を実施している全ての病院で治験審査委員会を設置し、その審議内容等については、法令に沿って、病院のホームページに掲示するなど、外部に公開している。 【治験等審査件数】 平成３０年度 ２１，０５４件 → 令和元年度 ２０，６８８件 ②中央治験審査委員会 治験審査の効率化、迅速化を図るために本部に設置している中央治験審査委員会を毎月１回定期的に開催しており、令和元年度には、新規課題１８課題、安全性審査などを含む継続審査延べ５９５件について審議を実施した。 (その他) ①研究利益相反（研究利益相反審査委員会）（ＣＯＩ審査委員会） 臨床研究その他の研究を行う研究者、関係者、被験者及び国立病院機構等を取り巻く利益相反の存在を明らかにすることによって、被験者の保護を最優先としつつ、国立病院機構及び研究者等の正当な権利を認め、社会の理解と信頼を得て、国立病院機構の社会的信頼を守り、臨床研究その他の研究の適正な推進を図ることを目的として、令和元年度も引き続き、研究利益相反審査委員会を開催した。 【ＣＯＩ審査件数】 平成３０年度 ３，１９２件 → 令和元年度 ３，７７８件		評価		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
					②動物実験委員会 動物愛護の観点に配慮しつつ、科学的観点に基づく適正な動物実験等が実施されるよう、動物実験を実施した１０病院全てにおいて、動物実験委員会を設置し適切に運営している。		評価	
					【参考資料】 資料２５：国立病院機構における臨床研究の成果〔１１９頁〕 資料２６：国立病院機構優秀論文賞の表彰について〔１２０頁〕 資料２７：国立病院総合医学会の開催概要〔１２１頁〕 資料２８：令和元年度EBM推進研究課題〔１４１頁〕 資料２３：国立病院機構における文部科学省科学研究費補助金指定機関一覧〔１１０頁〕 資料２９：臨床研究センター・臨床研究部の評価概要〔１４２頁〕 資料３０：NHO研究ネットワークグループについて〔１４３頁〕 資料３１：NHO研究ネットワークグループを中心とした臨床研究〔１４４頁〕			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
		（３）迅速で質の高い治験の推進 病院ネットワークを活用した共同治験や国際共同治験・医師主導治験を積極的に推進するとともに、症例集積性の向上やコスト適正化に取り組み、迅速で質の高い治験を実施する。	（３）迅速で質の高い治験の推進 迅速で質の高い治験を実施するため、本部において、治験実施病院の実態を詳細に把握し、必要な病院に対しては指導・支援を実施するとともに、国際共同治験や医師主導治験を推進する。 NHOCRB（中央治験審査委員会）における審査を円滑に実施し、NHOCRBに係る契約事務等の業務を本部の治験管理室（治験ネットワーク事務局）へ集約化する。 治験実施計画に応じた治験経費の最適化に向けて、関係団体と協議を続ける。 治験の進捗	＜評価の視点＞ - 迅速で質の高い治験を実施するため、本部において、治験実施病院の実態を詳細に把握し、必要な病院に対しては指導・支援を実施するとともに、国際共同治験や医師主導治験を推進しているか。 - NHOCRBに係る契約事務等の業務を本部の治験管理室（治験ネットワーク事務局）へ集約化しているか。	（３）迅速で質の高い治験の推進 1. 国立病院機構における治験実施体制の確立 （１）本部 治験審査の効率化、迅速化を図ることを目的として平成２０年度より中央治験審査委員会（NHOCRB）を本部に設置しており、毎月１回定期的に開催した。令和元年度には、新規課題１８課題、安全性審査などを含む継続審査延べ５９５件についての審議を実施した。 NHOCRBの設置により、多施設共同治験を実施するに当たっての一括審査が可能になり、同一治験の、倫理審査、費用、契約等の病院間のバラつきが排除され、参加病院全体で迅速かつ効率的な治験を実施することが可能となった。また、各病院と治験依頼者の事務手続きの負担軽減や、治験期間の短縮が可能な体制が整えられている。 （２）病院 各病院の企業への請求費用の実績に応じて、常勤の治験・臨床研究コーディネーター（CRC）の定員化・再配置を行い、組織的な治験受入れ体制を整備している。 - 常勤CRC配置病院数 - 平成３０年度 ７０病院 → 令和元年度 ７０病院 - 常勤CRC数 - 平成３０年度 ２４５名 → 令和元年度 ２４５名 （３）病院に対する本部の実施支援 治験等受託研究の進捗状況の確認、請求管理等の機能を有する「治験管理システム」を全病院に導入している。本部では、病院の治験進捗状況を把握し、情報を集約することが可能となり、進捗が進んでいない治験課題について、病院に対して指導・支援を行っている。また、病院では、治験管理システムに症例毎の進捗を入力することで、請求処理が可能となり、治験会計の効率化を図っている。 さらに、令和元年度において、病院での会計事務処理が円滑に行われるように、「治験等会計事務処理の手引き」の全面改訂を行い、全病院へ周知した。 （４）ワンストップサービス 国立病院機構の治験実施体制整備の一環として、中央治験審査委員会で審議される治験に関して、「ワンストップサービス（本部が各病院と治験依頼者との契約を一括で取りまとめるサービス）」により、治験依頼者との窓口を本部に一本化している。契約書や同意説明文書等が課題ごとに統一化されることで、治験依頼者並びに病院の業務の効率化等が図られており、令和元年度は、本部で新規課題１８課題、延べ８４病院の契約を締結した。		年度計画の目標を達成した。 年度計画の目標を達成した。	評価	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
			状況を随時把握するシステムを活用して本部により各病院の進捗管理を行い、治験実施期間の短縮及び症例集積性の向上を図る。	- 治験実施計画に応じた治験経費の最適化に向けて、関係団体と協議を続けているか。 - 治験の進捗状況を随時把握するシステムを活用して本部により各病院の進捗管理を行い、治験実施期間の短縮及び症例集積性の向上を図っているか。	2. 治験費用の最適化 国立病院機構においては、平成24年度より「Performance Based Payment（治験の進捗状況に応じた実績払い）」を導入し、平成29年度には、治験経費の算定方法を改定した。令和元年度は当該算定方法に基づき、治験ごとに治験依頼者と協議、合意の上、費用を算定している。		年度計画の目標を達成した。	評価	
					3. 治験実績 (1) 治験実施症例数及び治験等受託研究に係る請求金額 ○治験取組状況 - 新規治験 平成30年度 191 課題 → 令和元年度 192 課題 - 企業から依頼された治験 平成30年度 3,902 例 → 令和元年度 3,841 例 (1,285 課題) (1,308 課題) (うち国際共同治験) 平成30年度 2,288 例 → 令和元年度 2,177 例 (うち国内治験) 平成30年度 1,614 例 → 令和元年度 1,644 例 - 医師主導治験 平成30年度 148 例 → 令和元年度 245 例 (39 課題) (74 課題) - 製造販売後臨床試験 平成30年度 245 例 → 令和元年度 251 例 ○治験等受託研究に係る請求金額 平成30年度 46.5 億円 → 令和元年度 44.1 億円		年度計画の目標を達成した。		
					(2) 本部が紹介、契約を行う治験 治験に関する連絡・調整を行う治験ネットワークを活用し、本部より各医療機関に対して治験概要を配信し、病院の情報および参加意向を取りまとめて、治験依頼者に情報提供している。				
					治験依頼者より本部に依頼があり、実施可能な病院を紹介した治験 平成30年度 67 課題 → 令和元年度 63 課題				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
					(3) 国立病院機構職員が主任研究者の主な医師主導治験 ○「続発性難治性気胸に対する滅菌調整タルクを用いた胸膜癒着術の第Ⅱ相医師主導治験」(名古屋医療センター) 手術困難な続発性・難治性気胸に対する適応拡大を目指してユニタルクの医師主導治験を日本医療研究開発機構(AMED)の早期探索的・国際水準臨床研究事業の一環として計画し、平成29年2月に登録開始した。令和元年度に24／30例まで登録している。 ○「Triple negative 乳癌における,エリブリンメシル酸塩を用いた術前化学療法多施設共同無作為化第Ⅱ相臨床試験」(大阪医療センター) 前治療歴のない手術可能な原発性 Triple negative 乳癌の患者を対象とした2群のランダム化第Ⅱ相比較試験を実施した。 (4) 企業に対するPR等 本部のホームページの内容を更新し、令和元年度も引き続き各病院の治験実施体制等の情報提供を進めた。令和元年度より、治験依頼者向けに「NHOCRB手続きの手引き」を作成し、NHOCRB利用促進に向けた情報提供も行っている。 令和元年度版治験推進室パンフレット(国立病院機構におけるネットワークを活用した治験の取組)等を日本製薬工業協会等へ配布するなどして、引き続き国立病院機構の取組について理解を求めた。 平成31年4月より製薬会社とパートナーシップ契約を締結し、治験促進に向けた意見交換を行う取組を進めており、令和元年度末には6社と契約を締結し、定期的にミーティングを開催している。 令和元年度の依頼者訪問数は9社、依頼者面談数は38件であった。 【参考資料】 資料32：中央治験審査委員会電子申請システム [148頁] 資料33：新たな治験管理システム [149頁] 資料34：治験費用算定方法の変更について [150頁] 資料35：治験・臨床研究に関する研修実績 [151頁] 資料36：年度別受託研究実績 [155頁] 資料37：医師主導治験について [156頁] 資料38：治験推進室パンフレット [158頁]		評価		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
		（４）先進医療技術の臨床導入の推進 先端的研究機関との研究協力・連携を推進し、先進医療技術の臨床導入を推進するとともに、その結果を公表する。 また、他の設置主体との連携により、ゲノム医療・再生医療に関する臨床研究や新規医薬品開発等の共同研究をより充実させる。 加えて、国の医療情報政策のモデル事業を実施するなど、医療のＩＴ化への対応に向けて積極的に貢献する。	（４）先進医療技術の臨床導入の推進 独立行政法人理化学研究所との「包括的な連携・協力の推進に関する基本協定」に基づく、先進医療Ｂの「肺がんを対象としたNK T細胞治療に向けた臨床研究プロジェクト（理化学研究所、千葉大医学部、国立病院機構の三者による共同研究）」は、症例登録を満了し経過観察期間に入る。 平成２９年１１月「筋ジストロフィー心筋障害に対するTR P V 2 阻害薬内服療法」が先進医療Bとして承認されたため、症例登録を円滑に進める。	- 国立研究開発法人理化学研究所との「包括的な連携・協力の推進に関する基本協定」に基づく「肺がんを対象としたNK T細胞治療に向けた臨床研究プロジェクト（国立研究開発法人理化学研究所、千葉大医学部、国立病院機構の三者による共同研究）」について、円滑に進めているか。 - 平成２９年１１月「筋ジストロフィー心筋障害に対するTR P V 2 阻害薬内服療法」について症例登録を円滑に進めているか。	（４）先進医療技術の臨床導入の推進 1. 国立研究開発法人理化学研究所との連携・協力 国立研究開発法人理化学研究所との「包括的な連携・協力の推進に関する基本協定」に基づく、「NK T細胞を活性化する肺がん治療の開発（国立研究開発法人理化学研究所、国立大学法人千葉大学、独立行政法人国立病院機構の三者による共同研究）」に係る共同研究契約書を平成２４年８月１日に締結し、研究を行っている。 令和元年度は国立病院機構病院の１３施設が協力医療機関（三重中央医療センター、長良医療センター、大阪医療センター、山口宇部医療センター、四国がんセンター、九州医療センター、福岡東医療センター、福岡病院、嬉野医療センター、長崎医療センター、大分医療センター、別府医療センター、南九州病院）として登録されており、平成３０年３月末に５７症例の登録を満了し、２年間の経過観察に入っている。 2. 高度先端医療技術の臨床導入等 高度先端医療技術の開発及び臨床導入について、令和元年度は以下のとおり先進医療を実施している。これらについては、ホームページ等で公表している。 ○先進医療A： ２技術、延べ ４病院 ○先進医療B： １５技術、延べ６３病院 平成２９年１１月には「筋ジストロフィー心筋障害に対するTR P V 2 阻害薬内服療法」が先進医療Bに承認された。 TR P V 2 阻害薬経口投与療法 心不全（十三歳以上の患者に係るものであって筋ジストロフィーによるものに限る。）（大阪刀根山医療センター） 厚生労働省に先進医療の届出を行い、先進医療技術審査部会において有効性安全性が審議された結果、平成２９年１１月に先進医療Bに「適」とされ、令和元年度には、NCも含めた１５病院が実施医療機関として登録された。 令和２年３月時点で目標症例数２０に対して、既に２５症例の登録が完了しており、順調に症例登録が進んでいる。 3. 職務発明の権利化の推進 高度先端医療技術の開発等を推進するために、国立病院機構で実施された職務発明について権利化を進めており、令和元年度においては、１５件の発明が届けられ、１１件の特許出願を行った（企業等との共同出願も含む）。 また、国立病院機構と企業等とで共同で特許出願を行っていた案件のうち、令和元年度に１３件の特許権設定登録を受けた。	年度計画の目標を達成した。	年度計画の目標を達成した。	評価	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
			加えて、国の医療情報政策のモデル事業を実施するなど、医療のI T化への対応に向けて積極的に貢献する。	・ 国の医療情報政策のモデル事業を実施するなど、医療のI T化への対応に向けて積極的に貢献しているか。	※特許出願を行った発明 ○聴診補助具及び聴診器（渋川医療センター） ○前脳型の神経前駆細胞の製造方法、分化用培地、及び、前脳型の神経前駆細胞（大阪医療センター） ○タキシフォリンを含有する肝繊維化抑制剤及び褐色脂肪細胞活性化剤（京都医療センター） ○最終到達身長算出装置及び筋肉・内臓年齢評価装置（西別府病院） ○抗炎症性非フコシル化免疫グロブリン（山口宇部医療センター） ○インフルエンザウイルスの失活装置及び失活方法（仙台医療センター） ○動脈瘤の予防及び／又は治療薬（京都医療センター） ○接触式生体音センサ（呉医療センター） ○内視鏡処置具（呉医療センター） ○呼吸システム（金沢医療センター） ○内視鏡装置（呉医療センター） ※特許権設定登録を受けた発明（※外国出願等により複数国設定登録されたものを含む） ○多能性幹細胞の増殖促進因子のスクリーニング法（大阪医療センター）【中国、米国】 ○聴診補助具及び聴診器（渋川医療センター） ○家族性地中海熱のバイオマーカー（長崎医療センター） ○細胞培養培地及びそれをを用いた培養方法（大阪医療センター）【日本、米国、中国】 ○A C T N 1 遺伝子変異を伴う先天性巨大血小板症の診断補助方法及び診断キット（名古屋医療センター） ○カクテル抗体（名古屋医療センター） ○バイオマーカー、自己免疫性肝炎の診断補助方法、及び、キット（長崎医療センター） ○インフルエンザウイルスの失活装置及び失活方法（仙台医療センター） ○2－（3－ピリジニル）－1 H－ベンゾイミダゾール誘導体化合物、及び、これを含む医薬（京都医療センター）【日本、中国】		評価		
			4. 医療のI T化への対応 （1）大規模診療データベースを利用したA I 辞書の研究開発 国立病院機構診療情報集積基盤（N C D A）に集積された大量の患者データをもとに、今後更なる活用が期待される医療用のA I（人工知能）の判断基準となる言語資源の構築、医療用の自然言語処理技術（※1）の発展、 A I 辞書の研究開発につながる取組として、国立研究開発法人理化学研究所と「退院時サマリ（※2）の自動生成支援」の共同研究を開始した。		年度計画の目標を達成した。				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
					令和元年度は、NCD Aの大規模診療データ（入院中のカルテ記事、検査結果や処方内容、退院時サマリ）を当機構で開発した匿名化モジュールを使い、匿名加工医療情報（※3）に加工したうえで、各病院でサマリの記述が異なる点、共通する点を同定し、現行の電子カルテでは補足できない項目や各項目に横断的に存在する重要情報の分析に着手した。 ※1 自然言語処理技術：言葉の意味や解釈の曖昧さを補完する技術 ※2 退院時サマリ ：入院患者の病歴、入院時の身体所見、検査所見、入院中の診療内容をまとめた記録を要約したものであるため、退院後の外来診療等での医師、看護師等の医療従事者が入院中の治療、診断情報を的確に把握するための重要な記録となる。その作成を自動生成支援できるようになれば、医師の勤務負担軽減のみならず、患者に提供する医療の質の向上にもつながることが期待される。 ※3 匿名加工医療情報：特定の個人を識別できないよう加工にした医療情報 （2）マイナンバーカードを健康保険証として利用できるオンライン資格確認の導入 令和3年3月から開始されるマイナンバーカードを健康保険証として利用できるオンライン資格確認の導入に向けて、厚生労働省が主催する説明会への参加、社会保険診療報酬支払基金等の関係機関及びシステムベンダとのヒアリングを実施し、国立病院機構としての課題や論点を整理のうえ、令和3年3月からの導入を目指して取り組んでいる。		評価	
					【参考資料】 資料39：理化学研究所との連携・協力〔166頁〕 資料40：先進医療及び高度医療実施状況〔169頁〕 資料41：職務発明の流れ図〔170頁〕			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
		（５）臨床研究や治験に従事する人材の育成 国際水準の臨床研究や迅速で質の高い治験を推進するため、ＣＲＣ、臨床研究を実施する医師等を対象とした研修を実施し、他の設置主体も含めた臨床研究や治験に精通する医療従事者を育成する。 国立病院機構職員が筆頭著者の英語原著論文を対象に表彰制度を創設し、高いモチベーションを維持しながら臨床研究に取り組める環境を整える。	（５）臨床研究や治験に従事する人材の育成 ＣＲＣ養成研修、臨床研究を実施する医師等を対象とした臨床研究デザインや生物統計に関する研修及びＩＲＢ等委員を対象とした研修を実施し、他の設置主体も含めた臨床研究や治験に精通する医療従事者等を育成する。 国立病院機構優秀論文表彰を通じて、職員の筆頭著者の英語原著論文への取組を奨励し、高いモチベーションを維持しながら臨床研究に取り組める環境を整える。	・ ＣＲＣ、臨床研究を実施する医師等を対象とした研修を実施し、他の設置主体も含めた臨床研究や治験に精通する医療従事者等を育成しているか。	（５）臨床研究や治験に従事する人材の育成 1. 質の高い治験・臨床研究を推進するための研修会等の実施 （１）質の高い治験・臨床研究をするための研修会等 初級者ＣＲＣ、治験事務担当、臨床研究を実施する医師、治験審査委員・臨床研究倫理審査委員等を対象に、中核となる人材の養成のため、令和元年度も引き続き５回、１５日間の研修を実施しており、延べ２８４名が参加した。特に初級者ＣＲＣ研修は、日本臨床薬理学会認定ＣＲＣの認定要件である３大ＣＲＣ養成研修会の一つに指定されており、５日間の講義に加えて、病院で５日間の実習を行うなど、充実した内容で開催したほか、国立病院機構以外からの参加（７６名のうち３０名）も受け入れた。 なお、これらの研修会には、国際共同治験に必要な知識、能力習得につながる内容も含んでおり、国際共同治験に参加するための体制の整備を進めた。 （２）倫理審査委員会の委員を対象とした研修（再掲） 良質な医療サービス提供のためのエビデンスを創出する臨床研究をデザインし、適切に研究事業を運営するための人材を育成するため、「臨床研究のデザインと進め方に関する研修」を実施し、２２名が参加した。 倫理的問題について医療従事者へ助言することのできる体制の基礎となる人材を養成するため、治験審査委員・臨床研究倫理審査委員を対象とした「治験および臨床研究倫理審査委員に関する研修」を実施し、４５名が参加した。 一般財団法人公正研究推進協会が提供する、研究倫理教育ｅラーニングプログラムであるＡＰＲＩＮ　ｅラーニングプログラム（ｅＡＰＲＩＮ教育研修プログラム）を活用し、研究者、倫理審査委員会の委員、研究機関の長、ＣＲＣ、事務局員等を対象として、ｅラーニングによる研究倫理等の教育を令和元年度も引き続き実施した。 平成３０年度からは、研究者を含め、ＣＲＣ、事務局等の研究活動に関わる全ての職員を対象に、ｅＡＰＲＩＮ教育研修プログラムの受講を毎年度必須としている。 【ｅＡＰＲＩＮ教育研修プログラム修了者数】 １８，３３３名（うち研究者コース７，１２１名、倫理審査委員会委員・研究機関の長コース２，１７３名、ＣＲＣコース３，６２７名、事務局員・事務職員コース３，５８１名、ＧＣＰ／治験コース２，０７２名、継続コース１１，５６８名） ※各コースの重複受講あり。		年度計画の目標を達成した。	評価	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
				国立病院機構優秀論文表彰を通じて、職員の筆頭著者の英語原著論文への取組を奨励し、高いモチベーションを維持しながら臨床研究に取り組める環境を整えているか。	(3) 国立病院機構優秀論文賞の表彰（再掲） 国立病院機構の職員であって筆頭筆者の英文原著論文が、当該所属病院名で平成30年度に掲載された以下2本の論文について表彰を行った。		年度計画の目標を達成した。	評価	
					○ H. Sawada, T. Oeda, A. Uemura, S. Tomita, K. Park, K. Mizoguchi, H. Matsuo, K. Hasegawa, H. Fujimura, H. Sugiyama, M. Nakamura, S. Kikuchi, K. Yamamoto, T. Fukuda, S. Ito, M. Goto, K. Kiyohara and T. Kawamura. Early use of donepezil against psychosis and cognitive decline in Parkinson's Disease: a randomized controlled trial for 2 years. Journal of Neurology, Neurosurgery, and Psychiatry. 2018;89:1332-1340.				
					○ N. Esaka, H. Ohta, H. Yamashita, Y. Hosoda, N. Watanabe and N. Harada. Local recurrence of diminutive colorectal polyps after cold forceps polypectomy with jumbo forceps followed by magnified narrow-band imaging: a multicenter prospective study. Endoscopy. 2019;51:253-26				
					【参考資料】 資料35：治験・臨床研究に関する研修実績 [151頁] 資料26：国立病院機構優秀論文賞の表彰について [120頁]				

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－3	教育研修事業		
業務に関連する政策・施策	今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること 医療従事者の資質の向上を図ること	当該事業実施に係る根拠 （個別法条文など）	独立行政法人国立病院機構法第3条
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（令和元年度） I－4－1

2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット（アウトカム）情報										②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度			指標	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
職種毎の実習生の延べ受入日数（計画値）	前年度より増加		医師・歯科 医師 22,417 人日 看護師 434,000 人日 その他職種 96,011 人日							予算額（千円）	8,248,936				
職種毎の実習生の延べ受入日数（実績値）		医師・歯科 医師 22,417 人日 看護師 434,000 人日 その他職種 96,011 人日	医師・歯科 医師 20,233 人日 看護師 430,159 人日 その他職種 88,713 人日							決算額（千円）	7,697,971				
達成度			医師・歯科 医師 90.3% 看護師 99.1% その他職種 92.4%							経常費用（千円）	7,739,448				

地域医療従事者を対象とした研修会の開催件数 (計画値)	前年度より増加		3,795 件						経常利益 (千円)	▲2,501,751				
地域医療従事者を対象とした研修会の開催件数 (実績値)		3,795 件	3,180 件						行政コスト (千円)	7,811,454				
達成度			83.8%						従事人員数 (人)	62,226 (※注①)				
地域住民を対象とした研修会の開催件数 (計画値)	前年度より増加		1,402 件											
地域住民を対象とした研修会の開催件数 (実績値)		1,402 件	1,401 件											
達成度			99.9%											
特定行為研修修了者数 (計画値)	前年度より増加		16 人											
特定行為研修修了者数 (実績値)		16 人	31 人											
達成度			193.8%											

注) ①従事人員数については、診療を行っている者が研究や教育を行う等、事業分類ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	3 教育研修事業 様々な診療機能を持つ機構の病院ネットワークを活用し、医療従事者を目指す学生に対する卒前教育（臨床実習）を含め、質の高い医療従事者の育成を行うとともに、地域の医療従事者や地域住民に向けた研修などを実施し、我が国の医療の質の向上に貢献すること。 また、看護師等養成施設については、地域における医療人材育成やその需要及び医療の高度化・複雑化等の環境の変化を踏まえた上で、必要に応じて見直しを行うこと。 さらに、今後の医療の高	3 教育研修事業 様々な診療機能を持つ国立病院機構の病院ネットワークを活用し、医師、看護師、薬剤師等の医療従事者を目指す学生に対する卒前教育（臨床実習）に貢献しつつ、卒後においても国立病院機構の特色を活かした臨床研修プログラムやキャリアパス制度により、質の高い医療従事者の育成を行うとともに、地域の医療従事者や地域住民に向けた研修などを実施する。	3 教育研修事業			<評価と根拠> 評価：B （自己評価Bの理由） ・ 下記理由により、特定行為研修修了者数を除く定量的指標について、達成度が100%を下回ったものの、目標達成に向けて着実に取組を行った。 ○ 国立病院機構の病床数の全国に占めるウェイトについては、令和2年4月1日時点で、重症心身障害36.8%、筋ジストロフィー93.7%、結核33.3%、医療観察法50.5%と高い割合となっていることから、各々、全国トップの症例数を集積することができる。これらを活用することにより、医療従事者を目指す学生に対する卒前教育（臨床実習）を含め、質の高い医療従事者の育成を行っている。令和元年度の職種毎の実習生の延べ受入日数は医師・歯科医師20,233人日、看護師430,159人日、その他職種88,713人日となり、達成度はそれぞれ90.3%、99.1%、92.4%となった。新型コロナウイルス感染症のため、実習受入れが困難だったこともあり、目標値には至らなかったものの、国立病院機構の病院ネットワークを活用し、引き続き質の高い医療従事者の育成に努めた。 ○ 地域の医療従事者等に対する研修については、地域の医療機関とも連携し、医療ニーズの把握、内容の検討・検証などの見直しを図る必要があるとともに、講師の育成・確保やこれらの検討を踏まえた研修ツールの作成を継続的にしていく必要がある。また、近年においては、在宅医療支援も行う中で、医療のみならず介護に関するニーズも把握する必要がでてきている。加えて、難易度の高い研修の一部については、他の医療機関では対応が困難なセーフティネット分野の医療など、国立病院機構しか有していない専門知識もある。これらを含め、地域において、外部の医療従事者も参加して研修を行い、国立病院機構のみならず、地域全体に専門知識を還元している。令和元年度は、地域の医療従事者を対象とした研修会を3,180件、地域住民を対象とした研修会を1,401件開催し、達成度はそれぞれ83.8%、99.9%となった。新型コロナウイルス感染症のため、研修の開催が困難だったこともあり、目標値には至らなかったものの、他の医療機関ではアプローチが困難なセーフティネット分野の医療に関	評価 B	<評価に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため、評価を「B」とした。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	度化・複雑化を支えるために、国においても特定行為に係る看護師の育成を進めている中で、機構においては、当該政策の推進に貢献することに加え、チーム医療の推進及びタスク・シフティング、タスク・シェアリングによる医師の負担軽減を図る観点からも、高度な看護実践能力を持つ看護師の育成を引き続き推進すること。					する講演会、研修会等を実施し、国立病院機構が果たすべき役割を遂行できるよう努めた。 ○ 高度な判断能力と実践能力をもつ特定行為を実施できる看護師の育成は、スキルミックスによるチーム医療の提供や、医師の業務に係るタスク・シフティング、タスクシェアリングにも資するため、医療の質の向上につながる。令和元年度は長崎医療センターが新たに特定行為研修制度における指定研修機関となり、機構全体で3病院が指定研修機関となる等、特定行為ができる看護師の育成に努め、特定行為研修受講修了者数は31名となり、達成度は193.8%となった。	評価	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
		（１）質の高い医療従事者の育成・確保 ① 質の高い医師の育成・キャリア形成支援 様々な診療機能を持つ国立病院機構の病院ネットワークを活用した臨床研修プログラムに基づき、質の高い研修を実施して良質な医師の育成を行う。臨床研修終了後の医師が各病院において実施する専門分野の研修である専修医制度及び平成３０年４月から開始された新たな後期臨床研修医制度である新専門医制度における研修コースや研修プログラムの更なる充実を図り、良質な医師を育成する。	（１）質の高い医療従事者の育成・確保 ① 質の高い医師の育成・キャリア形成支援 国立病院機構のネットワークを活用した臨床研修プログラムに基づき、質の高い研修を実施する。臨床研修終了後の医師を対象とした新たな専門医制度の専門研修プログラムへの取組を、大学病院や地域の協力病院等との連携により進めるとともに、各病院において実施する専門分野の研修である専修医制度に関しては、新たな専門医制度の状況を注視しつつ継続する。また、機構病院の若手医	＜評価の視点＞ 国立病院機構の病院のネットワークを活用した臨床研修プログラムに基づき、質の高い研修を実施して良質な医師の育成を行っているか。	（１）質の高い医療従事者の育成・確保 ① 質の高い医師の育成・キャリア形成支援 １．病院ネットワークを活用した質の高い医師の育成 国に指定された基幹型臨床研修病院及び協力型臨床研修病院において、初期研修医の育成を行っており、多くの臨床研修医の育成を引き続き行った。 また、初期臨床研修修了後の専門領域の研修システム（いわゆる後期臨床研修）の構築に我が国でいち早く着手し、平成１８年度から国立病院機構独自の取組として「国立病院機構専修医制度」の運用を行っており、専修医等の育成を行った。 （１）良質な医師を育てる研修の実施 初期研修医・専修医など知識や診療経験の少ない医師や専門医を目指す医師を対象として、国立病院機構のネットワークを活用し、各領域の専門性に秀でた指導医が講師を務め、講義と技術習得を組み合わせたセミナー形式の実地研修である「良質な医師を育てる研修」を引き続き開催している。 また、セーフティネット分野での医師の確保が厳しいため、当該分野に従事する医師に研修を行っている。例えば、「重症心身障害児（者）に関する研修」においては、実習研修も組み込み、参加者のスキルアップを図ることも目指し、臨床上課題となる合併症、特に栄養の病態、感染症対策やハンズオンセミナーなどを実施するなど、重症心身障害医療に携わる医師の育成に努めている。 【令和元年度実施した「良質な医師を育てる研修」】 - 小児救急に関する研修 - 腹腔鏡セミナー（２回） - 病院勤務医に求められる総合内科診療スキル - 循環器疾患に関する研修 - シミュレーターを使った実践研修（ＣＶ挿入） - 呼吸器疾患に関する研修 - 救急初療診療能力パワーアップセミナー - 脳卒中関連疾患診療能力パワーアップセミナー - 小児疾患に関する研修 - 神経・筋（神経難病）診療初級・入門研修 - 神経・筋（神経難病）診療中級研修 - 内科救急ＮＨＯ－ＪＭＥＣＣ指導者講習会 - 結核・非結核性抗酸菌症・真菌感染症－ＮＨＯのノウハウを伝える研修 - センスとスキルを身につけろ！未来を拓く消化器内科セミナー		年度計画の目標を達成した。	評価	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
		国立病院機構の病院に所属する若手医師が、自身のスキルアップや専門医の取得を目指して所属病院とは異なる他の国立病院機構の病院でより専門的な分野について修練できる制度（NHOフェロシップ）を推進する等により、キャリア形成を支援する。	師を対象としたキャリア支援のための情報発信を行うことにより、キャリア形成を支援する。 機構病院の若手医師が、自身のスキルアップや専門医の取得を目指して所属病院とは異なる他の機構病院でより専門的な分野について修練できる制度（NHOフェロシップ）を推進する等により、キャリア形成を支援する。		（２）重症心身障害児（者）医療に関する研修の実施 いずれの専門診療科に関わらず、重度の重複障害を持った患者の診断・治療に関わる可能性があるため、これから専門医療分野を目指す研修医等に重症心身障害医療の概要を知る機会を与えている。 座学だけでなく実習研修も組み込み、参加者のスキルアップを図ることも目指し、研修テーマとして、重症心身障害医療の概要・基礎並びに臨床上課題となる合併症、特に栄養の病態、感染症対策やハンズオンセミナー（口腔ケアと気管支内視鏡、人工呼吸器の使い方）、各施設の病棟見学などを実施し、重症心身障害医療に携わる医師の育成に努めている。（令和元年度は４０名が参加） 【令和元年度実施した「重症心身障害児（者）医療に関する研修」】 ・重心医療について知ってみよう ・重心医療の現場・実践編 （３）病院運営におけるリーダー育成研修の実施 卒後１５年以上の医師は、診療の中核を担うとともに、チーム医療、医療安全、地域医療連携など病院運営に積極的に関わることが求められ、多職種との連携が重要となる。看護職等の医療職、事務職も同様であり、これらが職種を越えてリーダーシップを発揮し、協働することが医療の向上には重要であることから、平成２３年度より病院におけるリーダー育成を目的とした研修を実施している。 令和元年度においても、全国の病院から選ばれた医師１８名、薬剤師６名、看護師１２名、事務職１２名が参加して、少人数のグループワークを中心に、特に共同で業務を行うためのリーダーシップ、コミュニケーション能力を重点的に修得できるような内容とした３日間の共同宿泊研修を行った。 （４）若手医師を対象とした研究発表をサポートする「若手医師フォーラム」の開催 国立病院機構の若手医師の臨床研究および研究発表を推進する目的で、国立病院総合医学会において若手医師の研究発表の場である「若手医師フォーラム」を引き続き開催している。 令和元年度は全国より２３演題が集まり、その中から審査にて優秀と評価された１０演題は、特別セッションで英語による口演発表を行い、最優秀演題２題が選ばれた。		評価		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
					(5) I Tを活用した精神科領域における多施設共同研修の実施 複数の病院をT V会議システムでつなぎ、各病院共通の講義、講演症例検討会等を行う多施設共同研修システムを引き続き運用している。 令和元年度は引き続き、精神領域における病院において、原則週1回のクルズス（学習会）、月1回の各種勉強会等を開催し、効率的な教育研修を実施した。 また、精神科領域のコメディカル等が開催するセミナー・学習会にも当システムを活用し、研修内容の充実を図った。 (6) 精神科若手医師を対象とした「精神科レジデントフォーラム」の開催 国立病院機構の若手精神科医師の研修成果を発表する場、機構外病院に所属する若手精神科医師や精神科を志す医学生が交流する場を設けることを目的とし、精神科レジデントフォーラムを開催している。令和元年度においては、参加者数は、計37名（全て機構内医師）であり、国立病院機構が提供している質の高い精神科医療について、若手医師が所属組織を越えて情報共有する機会を提供した。 (7) 最新の海外医療情報を得る機会の提供 専修医制度の一環として、海外の医療現場（アメリカ退役軍人病院）へ派遣する専修医留学制度を設けている。令和元年度においては、4名の医師を派遣し、これまで89名が医療安全や医療マネジメントといった手法を学ぶコースに参加し研修を行い、米国のE B Mに基づく診断法、治療決定のプロセスなどを習得している。 (8) 「医師育成・教育委員会」の開催 平成22年9月に医師の知識・技術の向上とキャリア形成の支援を目的として設置された「医師キャリア支援検討委員会」の下に「医師育成・教育委員会」を設け、令和元年度は計4回開催し、研修医、専攻医及び専修医の研修内容の充実、新専門医制度への対応を図った。また、専修医修了者として53名を新たに認定した。 【主な検討内容】 ・新専門医制度への対応 ・N H Oフェローシップの利用促進 ・国立病院総合医学会「若手医師フォーラム」の開催 (9) 臨床研修指導医養成研修会の開催 厚生労働省の「医師の臨床研修に係る指導医講習会の開催指針」に基づき、研修医に対する指導を行うために必要な経験及び能力を有する臨床研修指導医を養成するため、「臨床研修指導医養成研修会」を開催している。 令和元年度には計6回開催、126名が参加した。		<table><tr><th>評価</th><td></td></tr></table>	評価	
評価									

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
				臨床研修終了後の医師を対象とした新たな専門医制度の専門研修プログラムへの取組を、大学病院や地域の協力病院等との連携により進めているか。また、専修医制度に関しては、新たな専門医制度の状況を注視しつつ継続しているか。	2. 国立病院機構の病院を中心とする独自の臨床研修及びレジデントの育成 (1) 初期臨床研修及び後期臨床研修の実施 臨床研修については、基幹型臨床研修病院及び協力型臨床研修病院として指定を受けている。 また、令和2年度に研修を開始する初期研修医の臨床研修マッチング結果は、全国の臨床研修病院がマッチ数9,042名、マッチ率81.4%であるのに対し、国立病院機構の病院では、マッチ数は411名、マッチ率89.0%となった。 【臨床研修病院の指定状況】 ・基幹型臨床研修病院 平成30年度 54病院 → 令和元年度 53病院 ・協力型臨床研修病院 平成30年度 124病院 → 令和元年度 124病院 【初期研修医の受入数】 ・基幹型 平成30年 764名 → 令和元年 810名 ・協力型 平成30年 158名 → 令和元年 165名 国立病院機構は、臨床研修修了後の専門領域の研修システム（いわゆる後期臨床研修）構築に我が国でいち早く着手し、一定水準の臨床能力を持ち患者の目線に立った安全で良質な医療を提供できる専門医を育成するため、平成18年度より国立病院機構独自の取組として「国立病院機構専修医制度」の運用を行っており、引き続き専修医等の育成を行っている。（3年コース、4年コース、5年コースの3コース） 【後期研修医（レジデント）の受入数】 ・平成30年 909名（専攻医195名、専修医339名、レジデント375名） ・令和 元年 970名（専攻医385名、専修医222名、レジデント363名） 【専修医の修了認定者数】 ・平成30年度 88名（3年コース66名、4年コース6名、5年コース16名） ・令和 元年度 68名（3年コース55名、4年コース2名、5年コース11名）		年度計画の目標を達成した。	評価 	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
				・ 若手医師を対象としたキャリア支援のための情報発信を行うことにより、キャリア形成を支援しているか。	（２）新専門医制度への対応 セーフティネット分野を含めた将来の各専門領域の医師を引き続き育成する必要があるため、新専門医制度について医師育成・教育委員会で検討を行い、情報収集、情報発信に努めた。 国立病院機構では、令和元年度の基幹専門研修プログラムとして、１６領域の基幹施設として前年度と比較し５プログラム増えて１１２プログラムの認定を受けた。また、令和元年度に専攻医の募集を行い、国立病院機構病院の多くのプログラムが評価され、１６領域で前年度と比較し２４名増えて１５７名の登録が確定した。 また、新専門医制度では、新・内科専門医取得の必須条件として、JMECC（Japanese Medical Emergency Care Course、日本内科学会認定内科救急・救急救命処置（ICLS）講習会）を受講することとされている。専門医の内科専門研修プログラムの基幹施設となるには、原則、JMECCを開催できる体制を整えておく必要があり、それには多くのJMECCの指導者が必要となる。 国立病院機構では、JMECCの指導者の養成を進めるため、平成２６年度からNHO－JMECC研修を実施しており、その結果、令和元年度は新たに９病院を加えた２７病院で２８回のJMECC研修を実施できるまでになった。 なお、他の設置主体の医療機関からの要請に応じて、国立病院機構所属のJMECC指導者を派遣し、当該医療機関がJMECC研修を開催できるよう支援を行っている。 さらに、平成２８年２月に日本内科学会以外の主催としては全国で２例目となるJMECC指導者講習会の開催を実現し、令和元年度も引き続き１回開催した。		評価		
			（３）研修医・専修医向け情報誌「NHO NEW WAVE」の発刊 平成２２年３月より、国立病院機構における臨床研修の理念や研修体制等について、実際に研修を受けている研修医や専修医の声や指導医の声も交えながら紹介する研修医・専修医向け情報誌「NHO NEW WAVE」を令和元年度も引き続き発行している。 この情報誌により、研修医や専修医が研修先病院を選ぶ際の参考にするとともに、すでに国立病院機構で研修を受けている研修医同士の横のつながりができ、より一層有意義な研修を送れるようバックアップすることを狙いとしている。 若手医師の意見を反映したNHOフェローシップ、若手医師フォーラム及び良質な医師を育てる研修などを紹介しており、令和元年度においては、特集としてがん治療最前線や国立病院の臨床研究等に関する記事を掲載し、研修医・専修医にとって有用な情報の提供に努めた。		年度計画の目標を達成した。				
					【NHO NEW WAVE 特集記事】 ・ Vol. ３６ がん治療最前線 ・ Vol. ３７ 国立病院機構の臨床研究 ・ Vol. ３８ 若手医師フォーラム ・ Vol. ３９ 救急診療				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
				・ 国立病院機構の若手医師が、自身のスキルアップや専門医の取得を目指して所属病院とは異なる他の国立病院機構の病院でより専門的な分野について修練できる制度（NH Oフェローシップ）を推進する等により、キャリア形成の支援に努めているか。	また、研修医・専修医向け情報誌などは国立病院機構のホームページに掲載し、研修開催や国立病院機構の病院の詳細情報などを発信しており、若手医師が有用な情報を得られるよう、令和元年度も引き続き環境の整備を行った。 3. NHOフェローシップの推進 医師のための臨床研修プログラムにおいて、国立病院機構のネットワークを活用し、連携プログラムを運用することにより全人的な医師育成を行っている。特に、初期臨床研修中及び修了後の専門領域の研修システム構築については、国立病院機構が我が国でいち早く着手し、良質な臨床医を育成するためのシステム作りを行った。 平成25年度からNHOフェローシップ制度を構築し、国立病院機構の病院に所属する若手医師が、自身のスキルアップや専門医取得を目的として、他の国立病院機構の病院で一定期間修練する制度として、令和元年度は3名が利用し、累計で21名がこの制度を利用した。 【令和元年度実施】 三重中央医療センター（呼吸器内科） → 四国がんセンター 旭川医療センター（呼吸器内科） → 名古屋医療センター 旭川医療センター（脳神経内科） → 九州医療センター 4. 大学病院等との連携による質の高い専門医の育成 （1）連携大学院等を通じたキャリア形成支援 医師のキャリア形成の上で、臨床研究活動は重要な要素であることから、大学との連携により国立病院機構の病院内に連携大学院を設置し、所属医師が診療しながら研究キャリアを積めるよう指導を行っている。 連携大学院は、令和元年度には、全国19病院が14大学との連携により25講座を設置している。 （2）地域医療再生計画等に基づいた地域との連携による人材育成 国立病院機構においては、各自治体及び大学との連携により、地域で必要とされる人材の教育・育成を推進している。その一環として、大学の講座から医師派遣の受入れや、共同でのセミナーの開催を行っており、令和元年度においては、7病院が8大学と連携を実施している。	年度計画の目標を達成した。	評価		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
					・指宿医療センター・・・九州大学の寄附講座から2名（産婦人科）の医師派遣を実施。 ・霞ヶ浦医療センター・・・筑波大学の寄附講座から4名（消化器内科、呼吸器科、麻酔科、整形外科）の医師派遣を実施。 ・東近江総合医療センター・・・滋賀医科大学の寄附講座から12名（総合内科7名、総合外科5名）の医師派遣を実施。 ・信州上田医療センター・・・信州大学の寄附講座から1名（耳鼻咽喉科）の医師派遣を実施。 ・埼玉病院・・・慶應義塾大学の寄附講座から6名（小児科3名、産婦人科3名）、日本大学の寄附講座から2名（救急科）の医師派遣を実施。 ・福島病院・・・福島県立医科大学の寄附講座から3名（小児科）の医師派遣を実施。 ・西別府病院・・・大分大学の寄附講座から1名（呼吸器科）の医師派遣を実施。			評価	
5. 医師確保対策としての各種制度の実施 （1）医師確保対策としての各種制度の運用 定年を迎える医師の蓄積しているセーフティネット分野等の医療の専門的知識を一層浸透させること及び短時間であれば勤務が可能な医師を確保するため、シニアフロティア制度、期間業務職員制度及び短時間正職員制度を引き続き運用した。 また、特に医師確保が困難である等の理由で、機能維持ができなくなるおそれがある病院に対しての医師派遣の仕組みを強化するため、平成29年度に「医師派遣助成制度」を整備し、令和元年度においても引き続き医師の確保を図った。 ① シニアフロンティア制度 平成18年度に、医師確保が困難な国立病院機構の病院での診療に当たることを希望した定年予定医師が引き続き勤務できるシニアフロンティア制度を創設し、平成29年度に、本制度を活用しやすくするために、より広く定年退職予定医師から意向確認をとれるように変更し、制度の周知を図るためにリーフレットを作成した。令和元年度においては、定年退職予定医師9名及び既に本制度を活用している医師30名が、本制度を活用した。									

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
					②期間職員制度 平成２７年度に、病院又は診療機能の維持・確保又は医師の専門的知識の伝達のため、国立病院機構の病院での診療に当たることを希望した６５歳を超えている医師を採用できる制度を創設し、令和元年度においては、４７名が制度を利用した。 ③短時間正職員制度 平成２７年度に、病院又は診療機能の維持・確保又は医師の専門性の向上のため、短時間正職員制度を創設し、令和元年度においては、２０名が制度を利用した。 ④医師派遣助成制度 特に医師確保が困難である等の理由で、機能維持ができなくなるおそれがある病院に対しての医師派遣の仕組みを強化するため、平成２９年度に「医師派遣助成制度」を整備し、医師の確保を図った。これにより、令和元年度は特に医師確保が困難となっていた６病院に対して、１２病院（延べ７２５人日（※））が医師派遣を行った。 ※ 「医師派遣助成制度」は平成２９年度に整備した医師派遣助成制度を活用して派遣を行った医師の延べ人日のみを記載。 （２）大学等関係機関への働きかけ 特に医師確保に問題のある病院については、国立病院機構本部の職員が、延べ２７回以上大学等関係機関へ訪問し、医師派遣の働きかけを行うなど、令和元年度も引き続き、国立病院機構全体の医師確保対策の取組を行った。 【参考資料】 資料４２：令和元年度良質な医師を育てる研修一覧〔１７１頁〕 資料４３：若手医師フォーラム〔１７２頁〕 資料４４：情報誌「NHO NEW WAVE」〔１７３頁〕 資料４５：連携大学院の一覧〔１８９頁〕		評価		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
		② 質の高い看護師等の育成・キャリア支援 看護師等養成所について、国立病院機構が担う医療への使命感を持った質の高い看護師を育成するため、外部有識者を含む第三者によるカリキュラムの評価を実施する等、引き続き教育の質の向上を図るとともに、地域における医療人材育成やその需要及び医療の高度化・複雑化等の環境の変化を踏まえたうえで、必要に応じて見直しを行う。 地域医療への貢献のため、全ての養成所において地域に開かれた公開講座を	② 質の高い看護師等の育成・キャリア支援 各養成所は、外部有識者を含む第三者によるカリキュラム評価を実施し、教育内容の充実を図る。国家試験で全国平均を超える合格率を目指す。全ての養成所で地域に開かれた公開講座を実施する。養成所教員のマネジメント能力向上を目的に臨床での実務研修を推進する。 また、地域における医療人材育成やその需要及び医療の高度化・複雑化等の環境の変化を踏まえたうえで、必要に応じて見直しを行う。 講師派遣や	外部有識者を含む第三者によるカリキュラム評価を実施し、教育内容の充実を図っているか。	② 質の高い看護師等の育成・キャリア支援 1. 今後の看護師養成のあり方 看護師養成を取り巻く社会情勢の変化や、看護師等養成所に対する運営費交付金の廃止といった様々な状況変化を踏まえ、機構における看護師の安定供給と質の高い看護師の養成・育成について検討するため、平成27年度に「今後の看護師養成・育成のあり方に関する検討会」を設置し、4回にわたり議論を行い、報告書を取りまとめた。 報告書の内容を受けて、看護師等養成所においては、教育の質の向上を図りつつ、地域における看護師養成の状況の変化を踏まえ、個別の養成所のあり方を検討し、令和元年度においては附属養成所の今後の方向性を検討するための指標と基準および運営に関する協議手順を作成し、各養成所に周知した。また、個別の養成所においては、水戸医療センター附属桜の郷看護学校、名古屋医療センター附属名古屋看護助産学校を閉校し、大学院を誘致した。 2. 第三者によるカリキュラム評価等の実施 看護師等養成所への教育の質の維持・向上と適切な運営に向け、令和元年度も引き続きカリキュラム評価等を行い、教育理念、教育目標とカリキュラムの整合性、科目の進度と教育内容、授業展開の工夫、学生への学習支援体制等の改善に取り組んでいる。 令和元年度は、7養成所が第三者評価を受け、9養成所においては国立病院機構のネットワークを活用した相互評価を実施し、教育の質の向上と適正な運営に努めた。 【カリキュラム評価による取組例】 - 学生が院内活動や看護の日における地域活動に積極的に取り組み、活動報告としても主体的に発信しているため、教育理念や目的が学生に浸透している。（京都医療センター附属京都看護助産学校） - クラス全体の目標をもとに個々の目標も挙げ、全体討論しながらクラスの方向性を定め、看護師として自己成長を促している。(都城医療センター附属看護学校)	年度計画の目標を達成した。	評価		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価																													
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価																				
					業務実績			自己評価																					
		実施する。国立病院機構が組織として学生教育に係る協力を通じて看護大学・大学院と連携し、国立病院機構の理念に即した看護を行う良質な看護師の確保に努める。 高度な看護実践能力を持ち、医師など多職種との協働によりチーム医療を提供していくことのできる診療看護師を育成するため、看護大学院と連携し医療と一体となった高等看護教育に資する取組を行うとともに、その活動状況について把握し、卒後教育プログラムの充実を図る。あわせて、特定行為に係る看護師の研修を外部の医	実習環境の提供など学生教育に係る協力を通じて看護大学・大学院との連携を進める。 診療看護師（JNP）を育成するため、東京医療保健大学大学院看護学研究科が行う看護教育に対し、国立病院機構として講師派遣など積極的な協力を行う。あわせて、特定行為に係る看護師の研修を外部の医療従事者も含めて適切に実施する。 基盤的な看護実践能力の育成がその後のキャリア形成につながるよう、改訂した看護職員能力開発プログラム（ACTyナースVer.2）を運用し、良質な看		3. 看護師等養成所の適正な運営 国立病院機構では、教育水準の維持・向上を目的とした「養成所評価指標」を使用し、各養成所において、養成所評価指標の8指標（1. 教育・研究への取組状況、2. カリキュラム評価の実施状況、3. 教育支援の実施状況、4. 国家試験合格率の状況、5. 保健・医療・福祉分野への供給状況、6. 公開講座の実施状況、7. 地域への講師等としての参加状況、8. 教員のキャリア形成支援）に基づき、令和元年度も引き続き自己点検・自己評価を実施し、次年度以降の運営改善の参考としている。 4. 看護師等養成所の入学者充足率 少子化に伴う18歳人口の減少や大学志向が強まる中、入学者充足率は看護師等養成所全体及び個別の養成所においても高い水準を維持した。 令和元年度においても、各養成所では、学校説明会を複数回開催し、受験希望者や保護者、高等学校教諭等が関心を持つよう、毎回異なった模擬授業や看護の体験を企画したり、夕方からの説明会を実施する等工夫を行い、参加しやすくなるよう配慮して、養成所の紹介を行った。 また、推薦指定高等学校での模擬授業の実施や、高校生・中学生を対象に看護の仕事の魅力を伝える出張講座を行う等、受験生の確保に努めた。 【入学者充足率】 <table><tr><td></td><td>平成30年度</td><td></td><td>令和元年度</td></tr><tr><td>・看護学科</td><td>97.1%</td><td>→</td><td>99.6%</td></tr><tr><td>・助産学科</td><td>90.0%</td><td>→</td><td>90.7%</td></tr><tr><td>・理学療法学科</td><td>100.0%</td><td>→</td><td>100.0%</td></tr><tr><td>・作業療法学科</td><td>100.0%</td><td>→</td><td>100.0%</td></tr></table>				平成30年度		令和元年度	・看護学科	97.1%	→	99.6%	・助産学科	90.0%	→	90.7%	・理学療法学科	100.0%	→	100.0%	・作業療法学科	100.0%	→	100.0%		
	平成30年度		令和元年度																										
・看護学科	97.1%	→	99.6%																										
・助産学科	90.0%	→	90.7%																										
・理学療法学科	100.0%	→	100.0%																										
・作業療法学科	100.0%	→	100.0%																										
								評価																					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価																																																		
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価																																										
					業務実績		自己評価																																											
		療従事者も含めて適切に実施する。 看護師のキャリアパス制度について、看護職員能力開発プログラム（ACTyナース）の運用等に係る評価を実施するとともに、基盤的な看護実践能力の育成がその後のキャリア形成につながるようプログラムを充実させ、良質な看護師の育成に努める。 今後の医療の高度化・複雑化に対応し、地域の医療動向や医療政策等を踏まえて病院経営に参画できる看護管理者の育成を推進していく。	護師の育成に努める。 看護管理者の一層の質向上を図るため、認定看護管理者教育課程研修を実施する。	・ 看護師等養成所について、全国平均を超える国家試験の合格率を達成しているか。	5. 看護師等養成所の高い看護師国家試験合格率 令和元年度においては、附属養成所の今後の方向性を検討するための指標と基準および運営に関する協議手順を作成し、各養成所に周知した。 また、看護師等養成所への教育の質の維持・向上と適切な運営に向け、改善に取り組んでおり、7養成所が第三者評価を受け、9養成所においては国立病院機構のネットワークを活用した相互評価を実施し、教育の質の向上と適正な運営に努めた。 令和元年度の看護師等養成所全体の国家試験合格率は98.2%となり、全国平均合格率（94.7%）を上回るだけでなく、大学（96.6%）、短期大学（92.1%）及びその他の3年課程の養成所（95.4%）の結果と比較しても上回っており、引き続き全国トップクラスの合格率を維持した。 【看護師国家試験合格率】 <table><tr><td></td><td>平成31年3月発表</td><td></td><td>令和2年3月発表</td></tr><tr><td>・ 国立病院機構看護師等養成所</td><td>98.1%</td><td>→</td><td>98.2%</td></tr><tr><td>・ 全国平均</td><td>94.7%</td><td>→</td><td>94.7%</td></tr><tr><td colspan="4">(大学・3年課程の養成所の合格率)</td></tr><tr><td>・ 大学</td><td>97.0%</td><td>→</td><td>96.6%</td></tr><tr><td>・ 短期大学</td><td>91.7%</td><td>→</td><td>92.1%</td></tr><tr><td>・ 養成所</td><td>95.5%</td><td>→</td><td>95.4%</td></tr></table> 【助産師国家試験合格率】 <table><tr><td></td><td>平成31年3月発表</td><td></td><td>令和2年3月発表</td></tr><tr><td>・ 国立病院機構看護師等養成所</td><td>100.0%</td><td>→</td><td>100.0%</td></tr><tr><td>・ 全国平均</td><td>99.9%</td><td>→</td><td>99.5%</td></tr></table> 出典：第103回助産師国家試験および第109回看護師国家試験の学校別合格者状況について（厚生労働省プレスリリース）				平成31年3月発表		令和2年3月発表	・ 国立病院機構看護師等養成所	98.1%	→	98.2%	・ 全国平均	94.7%	→	94.7%	(大学・3年課程の養成所の合格率)				・ 大学	97.0%	→	96.6%	・ 短期大学	91.7%	→	92.1%	・ 養成所	95.5%	→	95.4%		平成31年3月発表		令和2年3月発表	・ 国立病院機構看護師等養成所	100.0%	→	100.0%	・ 全国平均	99.9%	→	99.5%	年度計画の目標を達成した。	評価	
	平成31年3月発表		令和2年3月発表																																															
・ 国立病院機構看護師等養成所	98.1%	→	98.2%																																															
・ 全国平均	94.7%	→	94.7%																																															
(大学・3年課程の養成所の合格率)																																																		
・ 大学	97.0%	→	96.6%																																															
・ 短期大学	91.7%	→	92.1%																																															
・ 養成所	95.5%	→	95.4%																																															
	平成31年3月発表		令和2年3月発表																																															
・ 国立病院機構看護師等養成所	100.0%	→	100.0%																																															
・ 全国平均	99.9%	→	99.5%																																															
					6. 看護師等養成所の就職率 看護師等養成所では、国立病院機構及び社会に貢献し得る有能な人材を育成し、卒業生の国立病院機構の病院及び地域の医療機関等への就職につなげるため、学生の段階から専門職業人としての自覚を持てるような教育を行っている。 また、カリキュラムの中にセーフティネット分野の医療とその看護に関する教育内容を盛り込み、国立病院機構のネットワークを活用して実習を行う等、国立病院機構が担う医療についての理解を深められるように取り組んでいる。 これらの取組により、就職率、進学率の合計は全国平均の合計を上回る水準となった。																																													

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
				・ 全ての養成所で地域に開かれた公開講座を実施しているか	【卒業生就職・進学状況】	※（ ）内は全国データ		評価	
					平成31年3月卒業	令和2年3月卒業			
					就職率	92.1%(92.3%)	→	92.5%	
					(うち国立病院機構病院への就職率)	70.3%	→	71.3%	
					(国立病院機構病院以外への就職率)	21.6%	→	21.0%	
					進学率(大学編入、助産学校等)	5.4%(2.9%)	→	5.5%	
					就職・進学率 合計	97.5%(95.2%)	→	98.0%	
				・ 養成所教員のマネジメント能力向上を目的に、臨床での実習研修を推進しているか。	7. 公開講座の実施			年度計画の目標を達成した。	
					地域社会への貢献、並びに学生への教育、将来の学生の確保を目的として、地域の住民、特に高校生を対象とした公開講座を、引き続き全ての養成所で実施しており、令和元年度においては、200回(参加者数10,559人)開催し、前年度と同様に看護師を目指す高校生、実習施設の入院患者や職員、地域の住民などの参加があった。				
					また、学校と臨床が連携して学生が指導できることを目的に自施設以外の看護師等を対象に、教員の研究授業の公開や実習指導者研修会を実施している。令和元年度においては、30回開催し、332人が参加した。				
					8. 教員の確保及び質の向上			年度計画の目標を達成した。	
					質の高い看護師等を養成するには、教員の確保及び質の向上、並びに教育活動が行いやすい環境を整えることが必要である。令和元年度においては、以下のような取組を行った。				
					(1) 看護教員を目指す看護師を対象としたインターンシップの実施				
					将来的な看護教員の質と数の確保、臨床と教育現場の人事交流の促進につなげる取組として、看護師経験5年以上かつ看護教育に関心のある看護師又は看護教員を目指す看護師を対象に看護教員インターンシップを実施しており、令和元年度は、23校が研修を受け入れ、80名の受講者があった。また、新任教員24名のうち17名(70.8%)はインターンシップ参加者であり、看護教員の確保につながった。				
					(2) 教員が臨床にて看護管理に係る実務研修を受講する取組				
					養成所を設置する38病院のうち18病院にて取組を実施し、97名の教員が実務研修を行った。臨床の現状と看護管理の実際、看護の質の維持・向上のための管理的視点を理解し、実習環境の調整や講義に活かすことで、学生に対する教育の質の向上に役立てた。研修では、看護管理の実際、組織経営や経営の視点、多職種との連携等について学び、研修後に学校運営に積極的に参画できるよう取り組んでいる。				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価										
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価	
					業務実績			自己評価		
					(3) 教員の研究活動に対する取組 平成23年度から教員の研究活動を奨励する目的で、教員の研究費相当の助成を実施した。令和元年度においては、以下のとおり発表があった。また、研究授業は1養成所当たり平均7.3回と前年度並みの取組を継続して行った。				評価	
(4) 看護教員養成講習等の受講状況 看護師等養成所の教員確保を安定的に行っていくため、都道府県主催の各看護教員養成課程等の受講支援を引き続き実施している。										
・教員養成講習（都道府県主催研修） 看護教員養成コース 8ヶ月～1年間 平成30年度 22名 → 令和元年度 22名										
・教務主任講習（東京慈恵会主催研修）教務主任養成講習会 6ヶ月 平成30年度 0名 → 令和元年度 1名										
9. 附属養成所の今後の運営方針に関する協議 令和元年度においては附属養成所の今後の方向性を検討するため、附属養成所運営の今後の方向性の検討、附属養成所運営の効率性・生産性の確保、母体病院の経営確保の3つの指標及び基準を作成した。附属養成所においては、各養成所の運営状況をSWOT分析で現状を整理し、指標と基準に基づく評価及びアクションプランを検討の上、学校運営会議で方針A又は方針Bを決定することとした。										
【方針A】閉校、定員変更、大学誘致等 【方針B】附属養成所継続の特段の必要性を示し、附属養成所の運営の効率性、生産性の確保、母体病院の経営基盤の確保が可能となる将来構想を示し計画を立案										
・ 地域における医療人材やその需要及び医療の高度化・複雑化等の環境の変化を踏まえたうえで、必要に応じて見直しを行っているか。										
年度計画の目標を達成した。										

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
				- 講師派遣や実習環境の提供など学生教育に係る協力を通じて看護大学・大学院との連携を進めているか。 - 診療看護師（JNP）を育成するため、東京医療保健大学大学院看護学研究科が行う看護教育に対し、国立病院機構として講師派遣など積極的な協力を行っているか。	1 O. 東京医療保健大学看護学部及び大学院看護学研究科との連携 高度な看護実践能力を有し、スキルミックスによるチーム医療を提供できる看護師を育成することを目的とする東京医療保健大学東が丘看護学部と同大学院看護学研究科に対し、令和元年度も引き続き、国立病院機構の病院での実習の場としての提供や、東京医療センター及び災害医療センターの医師が臨床教授として指導に当たるなど積極的な協力を行った。 また、令和元年度は、国立病院機構の看護師7名がスキルアップを図るため、研究休職制度を利用し、同大学院看護学研究科へ進学した。 なお、同大学院看護学研究科の課程を修了し各病院に復職・就職した診療看護師（JNP）は「国立病院機構診療看護師研修病院指定要項」に則り、教育指導体制等が整備された「診療看護師研修病院」に配置することとしており、令和元年度は9名を、診療看護師（JNP）として新たに配置した。診療看護師（JNP）は、チーム医療の提供だけでなく、医師のタスクシフティングにも貢献している。		年度計画の目標を達成した。	評価	
					【東京医療保健大学看護学部及び大学院看護学研究科の臨地実習への協力状況】 （1）東京医療保健大学看護学部 東京医療センター 852名 災害医療センター 703名 村山医療センター 224名 東京病院 62名 甲府病院 22名 下総精神医療センター 29名 東埼玉病院 51名 西埼玉中央病院 28名 神奈川病院 16名 千葉東病院 18名 （2）大学院看護学研究科（高度実践看護コース） ○東京医療センター（大学院生11名） ・診察・包括的健康アセスメントを修得する実習 ・救命救急および集中治療を必要とする患者に応じた包括的健康アセスメントを行い、その治療方法を修得する実習周術期における患者に応じた包括的健康アセスメントを行い、その治療方法を修得する実習 ○災害医療センター（大学院生8名） ・救命救急および集中治療を必要とする患者に応じた包括的健康アセスメントを行い、その治療方法を修得する実習周術期における患者に応じた包括的健康アセスメントを行い、その治療方法を修得する実習		年度計画の目標を達成した。		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
				・ 基盤的な看護実践能力の育成がその後のキャリア形成につながるよう、改訂した看護職員能力開発プログラム（ACTyナース Ver.2）を運用し、良質な看護師の育成に努めているか。	○東京病院（大学院生2名） ・ 診察・包括的健康アセスメントを修得する実習 （3）大学院看護学研究科（高度実践助産コース） ○東京医療センター 15名 ○神奈川病院 7名 ○相模原病院 2名 ○埼玉病院 4名 ○甲府病院 6名 1 1. 看護師のキャリアパス制度の充実 国立病院機構が担う医療を推進し得る看護師の育成を目指して平成29年度は、「今後の看護師養成・育成のあり方に関する検討会」報告書を踏まえて全面改訂された、「看護職員能力開発プログラム（ACTyナース）Ver. 2」の運用を開始した。教育プログラムの特徴として、看護管理者教育への連動性を考慮した内容としており、看護職員の生涯教育を支援するために対象を新採用者から中堅者まで幅を持たせ、学習内容と目指すべき能力の段階を明確にした。また、医療・看護の質の向上に貢献できる看護管理者を育成するため、平成29年度に看護管理者を対象とした能力開発プログラム「CREATE」を作成した。平成30年度から運用を開始し、令和元年度も引き続き実施した。 看護管理者の育成については、平成30年度に日本看護協会から認定看護管理者教育機関として認定を受けた。これを受け、令和元年度においては、幹部看護師管理研修Ⅰ（看護師長・看護教員対象）、Ⅲ（看護部長対象）、認定看護管理者教育課程サードレベル開催、地域における認定看護管理者教育課程サードレベルの受講支援を引き続き行い、地域における認定看護管理者教育課程ファーストレベル、セカンドレベルの受講支援を新たに実施した。 ※認定看護管理者とは、日本看護協会の認定看護管理者認定審査に合格し、管理者として優れた資質をもち、創造的に組織を発展させる能力を有すると認められた者。 （1）専任教育担当師長の配置 院内の教育研修に係る企画や、看護師教育担当者からの教育指導方法の相談等にきめ細かく対応できるようにするため、各病院の状況に応じて専任教育担当師長を配置している。令和元年度は、更なる教育の質向上と復職等の支援を行うため、これまで教育担当看護師長を配置していない施設においても配置を可能とした。 【専任教育担当師長の配置病院】 平成30年度 120病院 → 令和元年度 123病院 【専任教育担当副師長の配置病院】 平成30年度 16病院 → 令和元年度 16病院		年度計画の目標を達成した。	評価	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価																																						
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価																														
					業務実績		自己評価																															
				・ 看護管理者の一層の質向上を図るため、認定看護管理者教育課程研修を実施しているか。	(2) 研究休職制度 高度専門的な医療の提供ができる人材を確保するため、意欲のある職員が、退職することなく国立看護大学校研究課程又は看護系の研究科を置く大学院等に進学できるよう、研究休職制度を設けている。 令和元年度には、新たに8名が休職し、東京医療保健大学大学院等に進学しており、復職後は国立病院機構の医療現場において活躍する予定である。 【看護職員研究休職者数】 平成30年度 12名 → 令和元年度 8名 12. 看護師のキャリアパスに基づく研修の実施・派遣 職責や専門性に応じた知識・技術の習得等を目的に、令和元年度も引き続き、各病院、グループ及び本部において、キャリアパスに基づく研修を実施した。 また、国立病院機構のネットワークを活用し、各病院の医療分野の特性から自院では習得が困難な看護技術や知識を、他院での研修を通じて習得することで、看護職員の能力の向上につなげるために、病院間交流研修を令和元年度も引き続き実施した。 (1) 本部・グループ・病院における研修の実施 ○管理・監督者研修 【本部主催】 <table><tr><td>・ 幹部看護師管理研修Ⅰ</td><td>10日間</td><td>70名</td></tr><tr><td>・ 幹部看護師管理研修Ⅲ</td><td>3日間</td><td>36名</td></tr><tr><td>・ 認定看護管理者教育課程ファースト（地域開催）</td><td>105時間</td><td>38名</td></tr><tr><td>・ 認定看護管理者教育課程セカンド（地域開催）</td><td>150時間</td><td>7名</td></tr><tr><td>・ 認定看護管理者教育課程サードレベル（本部開催）</td><td>150時間</td><td>32名</td></tr><tr><td>・ 認定看護管理者教育課程サードレベル（地域開催）</td><td>150時間</td><td>9名</td></tr></table> 【各グループ主催】 <table><tr><td>・ 看護師長新任研修</td><td>1日～3日間</td><td>284名</td></tr><tr><td>・ 副看護師長新任研修</td><td>2日～4日間</td><td>350名</td></tr></table> 【各病院主催】 <table><tr><td>・ 幹部看護師任用候補者研修</td><td></td><td>761名</td></tr></table> ○専門研修 【本部主催】 <table><tr><td>・ 認知症ケア研修</td><td>2日間</td><td>497名</td></tr></table>	・ 幹部看護師管理研修Ⅰ	10日間	70名	・ 幹部看護師管理研修Ⅲ	3日間	36名	・ 認定看護管理者教育課程ファースト（地域開催）	105時間	38名	・ 認定看護管理者教育課程セカンド（地域開催）	150時間	7名	・ 認定看護管理者教育課程サードレベル（本部開催）	150時間	32名	・ 認定看護管理者教育課程サードレベル（地域開催）	150時間	9名	・ 看護師長新任研修	1日～3日間	284名	・ 副看護師長新任研修	2日～4日間	350名	・ 幹部看護師任用候補者研修		761名	・ 認知症ケア研修	2日間	497名	年度計画の目標を達成した。	評価	
・ 幹部看護師管理研修Ⅰ	10日間	70名																																				
・ 幹部看護師管理研修Ⅲ	3日間	36名																																				
・ 認定看護管理者教育課程ファースト（地域開催）	105時間	38名																																				
・ 認定看護管理者教育課程セカンド（地域開催）	150時間	7名																																				
・ 認定看護管理者教育課程サードレベル（本部開催）	150時間	32名																																				
・ 認定看護管理者教育課程サードレベル（地域開催）	150時間	9名																																				
・ 看護師長新任研修	1日～3日間	284名																																				
・ 副看護師長新任研修	2日～4日間	350名																																				
・ 幹部看護師任用候補者研修		761名																																				
・ 認知症ケア研修	2日間	497名																																				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
				＜定量的指標＞ ・ 特定行為研修修了者数	【各グループ主催】			評価	
					・ 医療安全対策研修会 2日～5日間 491名 ・ 院内感染対策研修会 1日～3日間 185名 ・ 院内教育担当者研修 1日～4日間 235名 ・ 教員インターンシップ研修 1日～5日間 64名 ・ 教育職研修 1日～2日間 212名 ・ エキスパートナース研修 1日～5日間 185名 ・ 退院調整看護師養成研修 5日間 156名				
					(2) 国が進めている特定行為研修修了者の活動（再掲） 国立病院機構において、特定行為研修を修了した看護師が手順書に従って診療の補助行為を行うことにより、チーム医療の推進に寄与している。 なお、令和元年度は、長崎医療センターが新たに特定行為研修制度における指定研修機関となり、機構全体で3病院が指定研修機関となった。また、栃木医療センター、三重中央医療センターなど新たに3病院を加えた28病院が実習協力施設となる等、特定行為を実施できる看護師の育成にも努めた。 【特定行為研修指定研修機関】 四国こどもとおとなの医療センター、熊本医療センター、長崎医療センター 【特定行為研修受講修了者数】 平成30年度 認定看護師 10名 看護師 6名 令和 元年度 専門看護師 1名 認定看護師 16名 看護師 14名		年度計画の目標を上回る実績をあげた。		
				(3) 「専門（認定）看護師」研修の受講状況 医療・看護の高度化、多様化に伴い、より専門的で水準の高い知識や技能を持った看護師のスペシャリストが必要とされており、国立病院機構としても積極的に職員に研修を受講させ、各病院の特性に合わせた専門看護師及び認定看護師の取得を令和元年度も引き続き支援した。 なお、令和元年10月時点で、専門看護師を74名、認定看護師を1,077名配置している。 ① 「専門看護師」研修 15名 がん看護 5名 精神看護 2名 小児看護 2名 老人看護 2名 急性・重症患者看護 3名 慢性疾患看護 1名					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価										
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価	
					業務実績			自己評価		
					②「認定看護師」研修 70名 がん化学療法 1名 がん放射線療法看護 3名 緩和ケア 9名 感染管理 15名 透析看護 1名 手術看護 1名 認知症看護 15名 摂食・嚥下障害看護 10名 慢性呼吸器疾患 6名 慢性心不全 5名 新生児集中ケア 1名 皮膚・排泄ケア 1名 精神科 2名 (4) 教員養成講習等の受講状況（再掲） 看護師等養成所の教員確保を安定的に行っていくため、都道府県主催の各看護教員養成課程等の受講支援を引き続き実施している。 ・教員養成講習（都道府県主催研修） 看護教員養成コース 8ヶ月～1年間 平成30年度 22名 → 令和元年度 22名 ・教務主任講習（東京慈恵会主催研修）教務主任養成講習会 6ヶ月 平成30年度 0名 → 令和元年度 1名 (5) 実習指導者の養成 国立病院機構では、全グループが実習指導者講習会を実施し、厚生労働省から示されている保健師助産師看護師実習指導者講習会実施要綱の講習科目に加え、国立病院機構が提供する医療の特徴である重症心身障害児（者）、筋ジストロフィー児（者）、災害医療等についての理解を促す指導が行えるよう、教育内容に盛り込み運用している。令和元年度も引き続き、実習指導者の養成を行い、看護学生の実習指導体制、新人看護師教育担当者への相談やアドバイス等の支援体制の充実を図った。 【国立病院機構が実施する実習指導者講習会の受講者数】 ・平成30年度 6カ所 222名 → 令和元年度 6カ所 209名 <					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
		③ 質の高いメディカルスタッフ等の育成・キャリア支援 チーム医療に貢献できる高度な専門性をもったメディカルスタッフ等を育成するため、職種横断的な研修を実施するとともに、キャリア支援に取り組む。	③ 質の高いメディカルスタッフ等の育成・キャリア支援 チーム医療に貢献できる高度な専門性をもったメディカルスタッフ等を育成するため、職種横断的な研修を実施するとともに、キャリア支援に取り組む。	＜評価の視点＞ ・ チーム医療に貢献できる高度な専門性をもったメディカルスタッフ等を育成するため、職種横断的な研修を実施しているか。	③ 質の高いメディカルスタッフ等の育成・キャリア支援 1. 診療情報の質の向上と標準化を図る研修の実施 診療情報を扱っている職員の能力の向上、知識の標準化を目指した「診療情報管理に関する研修」を、令和元年度も引き続き実施した。研修内容は、診療情報の標準化、診断名のコーディング、診療情報の分析・活用方法等を中心に各病院での実践に役立つ構成となっており、令和元年度においては、計５７名（診療情報管理士３５名、事務等２２名）が参加した。 2. チーム医療推進のための研修等の実施（再掲） 医療の質向上を目指し、メディカルスタッフ職員の専門知識の強化、チーム医療推進の支援を目的とした研修を令和元年度も引き続き実施した。 ※以下に記載する研修で回数記載がないものは、１回開催である。 【強度行動障害医療研修】（本部主催） クロザピン投薬等の専門的治療により地域生活への移行を推進している中で、退院が難しい治療抵抗性の一群として自閉症で強度行動障害を持つ患者が存在し、その患者に対する専門医療が求められている。 特に、思春期以降、行動障害が顕在化し在宅での生活が困難になってくる患者も存在する中で、こうした患者に対する精神科医療従事者のための「強度行動障害医療研修」を実施している。 強度行動障害に対する行動療法や行動分析、医療安全の実施、障害児（者）の地域移行について学ぶことに加え、行動分析の仕方と目標行動の設定の仕方について、具体的な事例をもとにしたグループワークを展開することを目的とした研修を継続して実施し、３７病院から６５名が参加した。 当該研修を通じて強度行動障害医療の専門性をさらに高め、国立病院機構内での治療内容（技法・プログラム）の均てん化を目指しており、強度行動障害を専門とする若手精神科医の育成やチーム医療の推進に繋がっている。 参加職種：看護師３３名、児童指導員１３名、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士５名、保育士５名、医師３名、療養介助員等６名 【障害者虐待防止対策セミナー】（本部主催） 障害者虐待防止法を踏まえて、虐待とされる事案を未然に防ぐために、有識者の講演だけでなく、職員自らが障害者目線となったロールプレイを通じて、自らの言動や行動を振り返り、自施設で取り組むべき課題を明らかにすることを目的とした研修を継続して実施し、７１病院から７４名が参加した。		年度計画の目標を達成した。	評価	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
					参加職種：看護師４７名、児童指導員１４名、保育士３名、医師１名 療養介助員等９名 【在宅医療推進セミナー】（本部主催） 地域包括ケアシステムの構築における自院の課題を把握し、グループディスカッションを通じ、情報を共有することにより在宅医療提供体制の構築に向けて必要な知識・技術の習得や、訪問看護ステーションの開設に向けての必要な知識の習得を図ることを目的とした研修を継続して実施し、２２病院から５２名が参加した。 参加職種：看護師３２名、医療社会事業専門員等６名、医師２名、作業療法士２名、事務１０名 【医療観察法MDT研修】（本部主催） 医療観察法病棟としてあるべき「治療とは」、そして最終目標である「社会復帰とは」という重要なテーマに対し、多職種によるディスカッションを通じて、精神科医療の底上げを図ることを目的とした研修を継続して実施し、２９病院から１０７名が参加した。 参加職種：医師１７名、看護師３１名、心理療法士１７名、精神保健福祉士１５名、医療社会事業専門員８名、作業療法士１９名 【チームで行う小児救急・成育研修】（本部主催） 小児救急医療に対する医療的重要性及び社会的要望の増大に伴い、小児救急・成育に関する知識、技能、対応の向上を図ることを目的とした研修を、継続して実施し１８病院から３５名が参加した。 参加職種：医師５名、看護師・助産師２２名、薬剤師８名 【NST（栄養サポートチーム）研修】（グループ主催） 臨床におけるより良い栄養管理の実施に当たり、チーム医療での専門的役割発揮に必要な問題・課題を認識させるとともに、ネットワーク体制の充実と向上を図ることを目的とした研修を継続して年７回実施し、６６名が参加した。 ※本研修にて、NST教育認定施設での４０時間の臨床実地修練の単位を取得でき、診療報酬上の「栄養サポートチーム」の施設基準を取得できることとなった。 参加職種：看護師３５名、薬剤師１７名、管理栄養士１１名、言語聴覚士等３名		評価	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価													
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価					
					業務実績		自己評価						
					【がん化学療法研修】（グループ主催） がん化学療法に携わる各職種が専門性を発揮し、情報を共有し、それぞれの役割を果たすことで質の高い安全で安心ながん化学療法の提供体制が構築され、医療安全対策の充実強化につなげることを目的とした研修を継続して年4回実施し、90名が参加した。 参加職種：医師5名、看護師45名、薬剤師36名、放射線技師等4名 【輸血研修】（グループ主催） 輸血の医療安全業務に関わる医療従事者に対して、輸血における安全かつ適正な業務を遂行するために必要な専門的知識及び関連職種間連携業務等を習得させ、医療安全対策の意識を向上させることで、輸血医療安全管理体制の充実を図ることを目的とした研修を、継続して年3回実施し、57名が参加した。 参加職種：医師4名、看護師20名、薬剤師9名、臨床検査技師等24名			評価					
					3. 技術研修実施体制の整備 医療用シミュレーターを用いた疑似臨床実習を行う施設であるメディカル・スキル・アップ・ラボラトリーは、臨床におけるシミュレーション教育での重要性が周知されている。令和元年度には、90病院でこの施設を有しており、基本手技（静脈内採血・注射、導尿、縫合等）や救急蘇生用のシミュレーター等の機器を活用した研修を実施している。 さらに、水戸医療センター、東近江総合医療センターにおいては、内視鏡や腹腔鏡手技を修練するための高性能シミュレーターが設置されており、これらの機器を活用した研修を令和元年度も引き続き開催した。 4. メディカルスタッフのキャリア支援 医療の高度化・多様化に伴いメディカルスタッフにも高度な専門性が求められている。放射線治療専門放射線技師、認定輸血検査技師については、専門資格取得のための環境を整えることでキャリアを支援する取組を平成27年度から開始し、令和元年度も引き続き実施している。 【各専門資格の認定者数】 <table><tr><td></td><td>平成30年度</td><td></td><td>令和元年度</td></tr><tr><td>放射線治療専門放射線技師</td><td>145名</td><td>→</td><td>160名</td></tr><tr><td>認定輸血検査技師</td><td>52名</td><td>→</td><td>52名</td></tr></table>						平成30年度		令和元年度
	平成30年度		令和元年度										
放射線治療専門放射線技師	145名	→	160名										
認定輸血検査技師	52名	→	52名										

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
					5. 薬剤師能力開発プログラムに基づく薬剤師育成体制支援			評価	
					平成 2 8 年度に国立病院機構の薬剤師として、キャリア形成の過程に必要な到達目標を示し、自己評価及び指導者の評価を可能としたチェックシート形式の能力開発プログラムを作成した。 平成 2 9 年度に各病院において同プログラムの運用を開始するとともに各病院の活用状況やどの項目に対する理解度が低いか等アンケート調査を実施した。 平成 3 0 年度においては、前年のアンケート調査を踏まえ、利用ガイドを作成し、令和元年度は全病院へ改訂版を配布する等、同プログラムの更なる利用促進に努めた。				
					6. 実習技能研修の実施				
					薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、管理栄養士、理学・作業療法士等、児童指導員、保育士に対して、最新・高度の知識・技術等を習得させ、患者サービスの質とサービス提供体制の向上を図ることを目的とした研修を、令和元年度も引き続き実施した。 ・薬剤師実習技能研修 1 3 0 名 ・診療放射線技師実習技能研修 2 2 5 名 ・臨床検査技師実習技能研修 2 7 2 名 ・栄養管理実習技能研修 4 9 名 ・理学・作業療法士等実習技能研修 1 4 6 名 ・児童指導員・保育士実習技能研修 2 3 名				
					【参考資料】				
					資料 5 0：スキルアップラボの整備状況〔2 1 2 頁〕				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
		（２）地域医療に貢献する研修事業の実施 地域の医療従事者や患者・家族、地域住民を対象とした研究会・公開講座等を幅広いテーマで積極的に開催する。	（２）地域医療に貢献する研修事業の実施 地域の医療従事者や患者・家族、地域住民を対象とした研究会・公開講座等を積極的に開催し、開催件数について増加を目指す。	＜評価の視点＞ - 地域の医療従事者や患者・家族、地域住民を対象とした研修会等を積極的に開催し、開催件数を増加させているか。 ＜定量的指標＞ - 地域医療従事者を対象とした研修会の開催件数 - 地域住民を対象とした研修会の開催件数	（２）地域医療に貢献する研修事業の実施 1. 地域の医療従事者や患者や地域住民を対象とした研修会等の開催（再掲） 各病院において、地域の医療従事者等の研修ニーズの把握やアンケート調査による研修内容の評価・検証等により内容の充実に努めている。ホームページやパンフレット配布等で参加を呼びかけたほか、地域の医療関係機関等とも連携して開催するなど、令和元年度も引き続き積極的に実施しており、地域医療従事者等へ向けた医療情報発信や地域のニーズに応じた地域包括ケアシステムの推進に貢献した。 この結果、４，５８１件（主に医療従事者対象３，１８０件、主に地域住民対象１，４０１件）の地域の医療従事者等を対象とした研修会等を開催し、延べ約１４万人の方に地域医療従事者等へ向けた医療情報発信に貢献した。また、在宅医療に関わるものとして、４０９件実施し、地域のニーズに応じた地域包括ケアシステムの推進に貢献した。 【開催件数】 平成３０年度　５，１９７件　→　令和元年度　４，５８１件 （地域医療従事者を対象とした研修会の開催件数） 平成３０年度　３，７９５件　→　令和元年度　３，１８０件 （地域住民を対象とした研修会の開催件数） 平成３０年度　１，４０２件　→　令和元年度　１，４０１件		新型コロナウイルス感染症のため、研修の開催が困難だったこともあり、目標値に至らなかったものの、他の医療機関ではアプローチが困難なセーフティネット分野の医療に関する講演会、研修会等を実施し、国立病院機構が果たすべき役割を遂行できるよう努めた。	評価	

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2－1	業務運営等の効率化		
当該項目の重要度、難易度	難易度：「高」 病院経営を巡る環境が我が国全体として厳しい状況にある中で、結核等の不採算医療の提供や働き方改革に対応しながら、各年度の損益計算において、機構全体として経常収支率 100％以上を達成することは難易度が高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（令和元年度） I－4－1

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	（参考） 前中期目標期間最終年度値	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	（参考情報） 当該年度までの累積値、平均値等、 目標に応じた必要な情報
	機構全体としての経常収支率（計画値）	経常収支率 100％以上		100％					
	機構全体としての経常収支率（実績値）		100.8％	100.2％					
	達成度			100.2％					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	第4 業務運営の効率化に関する事項 通則法第29条第2項第3号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。 1 効率的な業務運営体制 法人全体として経営の健全性が保たれるよう、本部機能の見直しなど理事長がより一層リーダーシップを発揮できるマネジメント体制を構築すること。 また、法人の業績等に応じた給与制度を構築すること。 さらに、働き方改革を実現するため、職員全体の勤務環境の改善に取り組むとともに、医師の勤務負担の軽減や労働時	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 効率的な業務運営体制 業務の質を確保しつつ、効率的な業務運営体制となるよう、理事長のリーダーシップが一層組織運営に反映されるための統制環境の充実・強化や、働き方改革への適切な対応などに取り組む。	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 効率的な業務運営体制			<評定と根拠> 評定：B （自己評定Bの理由） - 定量的指標において、達成度が100%以上であった。 - 下記理由により、難易度が高い定量的指標について、達成度が100%以上であり、その他の目標についても良好な結果を得た。 ○ 病院経営を巡る環境が我が国全体として厳しい状況にある中で、さらに、国立病院機構では、他の大半の独立行政法人では課されていない、およそ152億円もの長期公経済負担（※1）を自らの診療収入で賄っていることや、平成27年度からの非公務員化に伴う労働保険料の負担増等、費用増加の要因も有している。 このような厳しい経営環境下の中、国立病院機構は、新入院患者の確保に加え、各種の経営改善に取り組んだ結果、経常収益は前年度比で64億円増加した。一方で、職員数の増加による人件費（※2）の増や高額な新薬の使用による医薬品費の増等の影響から、経常費用は前年度比で125億円増加したことから、経常収支は前年度比で61億円減少したものの、+23億円とし、2年連続で経常収支黒字を達成した。 定量的指標である「経常収支率」は、経常収支率100%以上という目標に対し、100.2%、達成度は100.2%となり、目標を上回った。 ※1 長期公経済負担：基礎年金の給付に要する費用のうち国庫が負担することとなっている額（基礎年金の2分の1） ※2 人件費：独立行政法人会計基準等の改訂による国時代分退職給付費用の会計処理方法の変更に伴う退職一時金の減を除いた額	評定	A
							<評定に至った理由> I. 主な目標の内容 中期目標・中期計画では、法人全体として経営の健全性が保たれるよう、本部機能の見直しなど理事長がより一層リーダーシップを発揮できるマネジメント体制を構築することとされている。 （1）効率的な業務運営体制 （2）効率的な経営の推進と安定的な経営基盤の構築 また、年度計画において、定量的指標として「機構全体としての経常収支率」については経常収支率100%以上と設定している。	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	間の短縮のため、特にタスク・シフティングの推進等国の方針に基づいた取組を着実に実施すること。					○ 地域医療構想の趣旨等を踏まえ、国立病院機構の各病院が将来にわたり各地域で医療を提供していくため、再検証対象病院における調整会議への対応に係る具体的な対応方針や各病院の支援内容等についての検討、各病院からの個別相談への対応及び関連する情報の提供などを行う地域医療構想支援チームを本部内に設置している。 令和元年度は、経営情報分析室を含む支援チームにおいて、再検証対象となった全ての病院に対し、各地域における医療需要の動向及び診療実績等の分析データの提供や今後の方向性を見据えた病床機能の見直し等に係る助言などを行った。 さらに、地域のニーズに対応した病床機能の見直し、医療密度の向上から生じる平均在院日数の短縮という積極的な理由に伴う在院患者の減少により、病床稼働率が著しく低下する状況が長期化する病院等については、病棟の整理・集約を行い、医療内容の充実と医療人材の効率的な配置を図り、効率的な病棟運営を実現する等、地域のニーズにあった医療の提供や病院の収支改善に向けた取組も行った。（病床数 平成31年4月50, 502床→令和2年4月50, 331床） その他、地域の医療需要や法人及び各病院の経営状況を踏まえ、厳しい投資判断を行いながらも、医療機能を維持するための投資や地域医療構想への対応に必要な投資を行うなど、地域関係者や患者から「国立病院機構であれば、地域から求められる医療を厳しい先行きの中でも安定的に提供する体制を確保できる」と評価されるよう努めた。 ○ 国立病院機構として、求められる診療等の役割を適切に果たしながら安定した運営を行っていくためにも、「働き方改革」への対応は極めて重要な課題であるため、引き続き「長時間労働の削減」を最優先課題として取り組んだ。 令和元年度においては、原則として、各病院が令和5年度までに、全ての医師の時間外労働時間数が年間960時間以内となることを目指して取り組んでいくとともに、モデル病院（7病院）での試行を踏まえ、ICTの活用等により、客観的に在院中の労働時間等が把握できる勤務時間管理方法を導入することとした。 さらに、長時間労働職員及びその職場長等を対象に、各職員の業務内容等（長時間労働の要因等）を把握するとともに、長時間労働の削減に向けて指導を行い、医師以外の職員は超過勤務時間が年間540時間超の職員が減少した。 その他、令和2年度の職員定数の見直しに当たり長時間労働を是正できるよう職員配置を見直すとともに必要な定数増を行う等、長時間労働の削減に向けた取組を行った。	評価	
							II. 目標と実績の比較 「機構全体としての経常収支率」は100.2%であり、目標を超えることができた。	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価															
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価								
					業務実績	自己評価									
		（１）理事長のリーダーシップが組織運営に反映される統制環境の充実・強化 国の政策や医療に係る経営環境の変化等に迅速かつ的確に対応し、国立病院機構全体として経営の健全性を保つとともに、適切なリスクマネジメントが行えるよう、理事長が一層リーダーシップを発揮できるマネジメント体制を構築する。	（１）理事長のリーダーシップが組織運営に反映される統制環境の充実・強化 国の政策や医療に係る経営環境の変化等に迅速かつ的確に対応し、国立病院機構全体として経営の健全性を保つとともに、適切なリスクマネジメントが行えるよう、理事長が一層リーダーシップを発揮できるマネジメント体制を構築する。 また、理事長のもとに、２０４０年を見据えながら、中長期視点に立って国立病院機構全体を通暁する骨格（基本的考え方）の再構築等に向けた検討を進める。	＜評価の視点＞ 国の政策や医療に係る経営環境の変化等に迅速かつ的確に対応し、国立病院機構全体として経営の健全性を保っているか。	１ 効率的な経営の推進と安定的な経営基盤の構築 （１）理事長のリーダーシップが組織運営に反映される統制環境の充実・強化 1. 本部組織の体制 「経済財政運営と改革の基本方針２０１８」（平成３０年６月１５日閣議決定）において、「災害派遣医療チームの司令塔機能の強化等を進める」こととされ、厚生労働省に設置された「救急・災害医療提供体制等の在り方に関する検討会」において「DMAT事務局が病院内の一部門となっている現状を改める」、「大規模災害時に備え、DMAT事務局の人員増強を行う」ことが挙げられている。これを受け、これまで災害医療センターと大阪医療センターがそれぞれ受託していた厚生労働省DMAT事務局業務について、令和２年４月より本部の一組織として「国立病院機構本部DMAT事務局」を新設し、人員増強を行うなど体制強化を図った。 2. 本部の経営分析部門と病院の事務部門との連携強化 （１）経営分析手法の共有の推進 ①経営分析ツールの活用 各病院が持続可能な病院経営を行っていくためには、自院の状況を客観的な視点から把握し、常に必要な対策を検討・講じていくことが重要である。このために、地域内シェアや診療の効率性、複雑性を近隣病院と比較し外部環境分析を行うためのグラフをDPC公表データから作成するツールや、新入院患者数、新外来患者数、患者１人１日当たりの診療収益など、様々な自院の実績を診療機能・規模が類似する国立病院機構の病院と比較し内部環境分析を行うためのツールを毎年更新し、提供している。 令和元年度は新たに、手術室・透析・外来化学療法・ICU等の稼働状況、個室率、療養環境加算・食堂加算、特別室・重症者室の算定実績や、各種設備・機器の稼働実績を取りまとめ、内部環境分析ツールの充実を図った。 また、本部・グループによる経営改善支援においては、当該経営分析ツールを活用し、各病院と経営課題を共有しながら、改善に取り組んだ。	年度計画の目標を達成した。	<table><tr><th>評価</th><td></td></tr><tr><td colspan="2">Ⅲ. その他考慮すべき要素</td></tr><tr><td colspan="2">（２）効率的な経営の推進と安定的な経営基盤の構築</td></tr><tr><td colspan="2">令和元年度の本部・グループにおける各病院への経営改善支援は、経営改善計画の取組の実現を目指したものを中心として実施しており、特に、経営状況が厳しく「重点改善病院」として指定している病院や、月次決算時に把握した予実乖離が大きい病院に対しては、本部・グループにおいて病院訪問等を通じた支援を行い、計画達成に向けた取組を行ったことにより、重点改善病院である２６病院のうち、１５病院が改善されたことについて、適切に実施しているものと評価する。</td></tr></table>	評価		Ⅲ. その他考慮すべき要素		（２）効率的な経営の推進と安定的な経営基盤の構築		令和元年度の本部・グループにおける各病院への経営改善支援は、経営改善計画の取組の実現を目指したものを中心として実施しており、特に、経営状況が厳しく「重点改善病院」として指定している病院や、月次決算時に把握した予実乖離が大きい病院に対しては、本部・グループにおいて病院訪問等を通じた支援を行い、計画達成に向けた取組を行ったことにより、重点改善病院である２６病院のうち、１５病院が改善されたことについて、適切に実施しているものと評価する。	
評価															
Ⅲ. その他考慮すべき要素															
（２）効率的な経営の推進と安定的な経営基盤の構築															
令和元年度の本部・グループにおける各病院への経営改善支援は、経営改善計画の取組の実現を目指したものを中心として実施しており、特に、経営状況が厳しく「重点改善病院」として指定している病院や、月次決算時に把握した予実乖離が大きい病院に対しては、本部・グループにおいて病院訪問等を通じた支援を行い、計画達成に向けた取組を行ったことにより、重点改善病院である２６病院のうち、１５病院が改善されたことについて、適切に実施しているものと評価する。															

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
					②総合コンサルティングで得られた成果物の共有 上記の取組を含め本部・グループによる様々な経営改善支援を行っている中、外部から更なる経営改善策（課題の洗い出しや患者確保策、地域の関係機関との連携強化策等）の提案・助言を受け各病院に横展開を図ることを目的として、経営改善に関する総合的なコンサルティング業務をシンクタンクに委託し、平成30年8月から令和元年8月にかけて、モデル病院として選定した急性期病院やセーフティネット系病院合計3病院に対し実施した。 具体的な内容としては、委託を受けたシンクタンクの担当者が当該病院を月に複数回訪問し、院内関係職員へのヒアリングや地域の関係者（地域で連携している病院、診療所等や救急隊）に対するアンケートの結果等に基づき、院内外の課題の洗い出しや課題解消策についての提案・助言を行った（これによりいずれの病院も経常収支の改善を実現）。 当該事業で得られた成果物（ノウハウ）については、横展開可能な成果物ごとに整理した上で各病院に対して情報提供するとともに、病院訪問の機会を捉えて病院幹部に対して具体的な事例紹介を行うなど、各病院の経営改善の取組に活用している。		評価	
					（2）病院経営研修の実施 経営分析ツールを活用した経営分析及び経営戦略能力の向上を目的として、毎年、事務部門に加えて、看護職（副看護部長・看護師長）も対象とした病院経営研修（Ⅰ、Ⅱ）（※）を実施しており、令和元年度は、過去の受講者の意見も踏まえ、基礎的な経営指標の計算方法や意味、各経営指標の相互の関係性、他院との比較に当たっての留意点を解説することとし、受講者がこの研修で得た知識を各病院において、より実践的に活用できるよう、プログラムの見直しを行った。 病院経営研修（Ⅰ）においては、経営分析の必要性や経営戦略の方向性の理解を促進するため、外部講師による、地域医療構想が策定されるに至った我が国の医療の歴史・背景、地域医療構想の趣旨、今後の医療提供体制の展望などについての講義を組み入れた。 また、病院経営研修（Ⅱ）では、特定の病院を選定して、当該病院の外部環境・内部環境を分析し、その結果から導き出される経営課題を洗い出した上で、課題に対する経営改善策を検討し、更に改善額をシミュレーションするグループワークを複数のチームで実施しており、令和元年度は、特に地域医療構想を念頭においたものとするとともに、昨年度の病院経営研修（Ⅰ）で用いた「グループワークの途中で他グループとの自由な意見交換を行う」という手法を取り入れ、議論の活性化・深化を図った。		Ⅳ. 評価 「機構全体としての経常収支率」については、経常収支率100%以上を目標値として設定されており、令和元年度は100.2%、経常収支は23億円となっており、目標を達成している。 新入院患者の確保に加え、各種の経営改善に取り組んだ結果、経常収益は前年度比で64億円増加した。一方で、職員数の増加による人件費の増や高額な新薬の使用による医薬品費の増等の影響から、経常費用は前年度比で125億円増加したことから、経常収支は前年度比で61億円減少したものの、2年連続の黒字を維持しており、常日頃の業務での努力が結びついた結果であると思慮されることから高く評価する。	
					※病院経営研修Ⅰ 経営戦略策定、経営マネジメント能力の向上を目的として、経営企画室長や副看護部長等を対象に実施（研修回数 3回、受講者数180名）		このほか、上記以外の目標についても所期の目標を達成し	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価										
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価		
					業務実績		自己評価			
					※病院経営研修Ⅱ 経営分析ツール等を用いた経営分析能力の向上を目的として、経営企画係長や看護師長等を対象に実施（研修回数 7回、受講者数 2 1 6 名） 3. 資金回送の効率化や経営状況の適切な把握 病院における業務キャッシュフローと財務キャッシュフローを分別管理するために、平成 2 8 年度より、キャッシュマネジメントシステム（CMS）を導入するとともに、病院・本部間の短期・長期貸付金制度を見直して、病院の資金状況を見える化している。 また、法人全体の資金の有効活用を目的として、本部病院間での迅速な資金移動を可能とする新たな資金管理システムの導入を進める等、平成 3 0 年度までに全病院で資金移動ができる体制を整備している。 4. 理事長が一層リーダーシップを発揮できるマネジメント体制の構築 （1）国立病院機構全体を通暁する骨格の再構築 理事長のもと、平成 3 0 年 1 2 月にスタートした「SUREプロジェクト」において、今後の国立病院機構の進むべき方向性について議論を進め、令和元年 1 0 月に取りまとめた報告書では、2 0 4 0 年を見据え、国立病院機構が引き続き地域から必要とされる医療機関であり続けるため、今後の国立病院機構におけるあらゆる取組を貫く理念として、 ①地域等の患者、住民が必要とする医療を安定的かつ継続的に提供するNH O（地域包括ケアシステムを構築するため、関係機関と連携し、地域で必要とされる医療を提供していくこと） ②全ての職員にとって安全、安心に働ける職場であるNH O（患者等に寄り添い、良い医療を提供するためにも、職員にとって問題意識を共有でき、また、働きがいのある職場であること） ③災害時等の危機管理に強いNH O（災害発生時や不祥事の際などの危機管理対応が求められる状況にあっても、迅速、確実に対応できる組織であること） を定め、病院長会議等を通じて全職員と共有し、国立病院機構全体として一体的な組織運営を進めることとした。				評価	
				・ 適切なリスクマネジメントが行えるよう、理事長が一層リーダーシップを発揮できるマネジメント体制を構築しているか。 ・ 理事長のもと、2 0 4 0 年を見据えながら、中長期視点に立って国立病院機構全体を通暁する骨格（基本的考え方）の再構築等に向けた検討を進めているか。			年度計画の目標を達成した。			ており、難易度「高」であることも考慮し、評価を一段階引き上げて「A」とした。
							年度計画の目標を達成した。			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
					(2) マネジメント体制の整備 令和元年度においても、全病院長が一堂に会する病院長会議（病院運営の要となる事務部長及び看護部長も同席）を2回開催し、理事長自ら各病院長等に対して、法人の重要な運営方針等について直接伝達・依頼を行い、法人全体の意識統一を図った。加えて、令和元年度より、会議の実効性をさらに高めるため、質問票による質問を受け付け、全ての質問に対して文書による回答を作成した上で、全病院と共有を行った。 この他、全職員あてに年度当初に法人の運営方針等の理事長メッセージ、病院幹部職員あてに令和元年7月に地域医療構想への適切な対応を行うためのビデオ配信を含めた理事長メッセージを発信し、病院、グループと一体となった運営の取組を行った。 さらに、病院と本部・グループが即時に連携できるテレビ会議システムの導入を進めてグループや病院との円滑な意思疎通を図り、適切な法人運営に向けたマネジメント体制、災害時や新興感染症発生時等の危機管理対応の際に迅速な状況把握と意思決定を行うマネジメント体制を整備するための取組を行った（令和元年度は、本部、全グループ及び8病院に導入。令和2年8月に全病院に導入予定）。 また、優先的な課題に機動的に対応するため、組織を横断した次のプロジェクトチームを設置し、それぞれの課題に取り組んだ。 ①地域医療構想支援チーム 地域医療構想の趣旨等を踏まえ、国立病院機構の各病院が将来にわたり各地域で医療を提供していくため、再検証対象病院における調整会議への対応に係る具体的な対応方針や各病院の支援内容等についての検討、各病院からの個別相談への対応及び関連する情報の提供などを行う地域医療構想支援チームを本部内に設置している。 令和元年度は、経営情報分析室を含む支援チームにおいて、再検証対象となった全ての病院に対し、各地域における医療需要の動向及び診療実績等の分析データの提供や今後の方向性を見据えた病床機能の見直し等に係る助言などを行った。 ②障害福祉サービス対応チーム（再掲） 将来的な人口動態や社会情勢等を見据えた障害福祉サービスのあるべき姿の構築を目指して、令和元年11月、本部に「障害福祉サービス対応チーム」を設置し、（i）NHQ内外への周知・浸透・定着、（ii）在宅療養患者への対応、（iii）医療、生活支援の質の向上、（iv）障害福祉サービス情報のデータベース化などについて議論を行い、令和2年3月に「障害福祉サービスのあるべき姿について」（中間報告）を取りまとめた。引き続き短期入所、通所事業、訪問診療、訪問看護、就労支援の充実などについて検討していくこととしている。		<table><tr><td>評価</td><td></td></tr></table> ＜外部有識者からの意見＞ ・難易度も高くなっており、コロナの影響、更には病院機構がOBの公的年金を負担しているという特別な事情もある中で、100%以上を達成しているのは、A評価でもいいのではないかと思う。 ・これだけの組織をマネジメントしていらっしゃる成果に対して高く評価したい。	評価	
評価									

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
					(3) 医師確保困難病院における医師手当の特例 医師確保が困難な病院において、新規に常勤医師を採用する際に当該医師の医師手当を増額できるよう、給与規程に所要の規定を整備した。(令和2年度施行) (4) 新型コロナウイルス感染症への対応に従事した職員に対する給与等の特別措置 新型コロナウイルス感染症への対応については、国等からの要請に応じて、政府チャーター機の帰国者支援、クルーズ船での集団感染への対応、また、帰国者・接触者外来等や感染経路が不明な患者等への医療の提供に多くの職員が従事しており、これらの対応は、危険性・困難性等が伴う勤務であることを踏まえ、従事した職員に対する給与等の特別措置を検討した。(令和2年6月23日施行、同年1月27日に遡及して適用)		評価	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
		（３）働き方改革への適切な対応 タスク・シフティングの推進や労働時間をより確実かつ効果的に把握・管理するための取組を行い、医師の長時間労働の見直しを含め、職員全員の勤務環境改善を進めるとともに、労働法制の遵守の徹底を図る。	（３）働き方改革への適切な対応 タスク・シフティングの推進や労働時間をより確実かつ効果的に把握・管理するため、ＩＣカード等の導入の試行を行い効果の検証をする等の取組を行い、医師の長時間労働の見直しを含め、職員全員の勤務環境改善を進めるとともに、労働法制の遵守の徹底を図る。	＜評価の視点＞ ・ ＩＣカード等の導入の試行を行い効果の検証をする等の取組を行い、医師の長時間労働の見直しを含め、職員全員の勤務環境改善を進めるとともに、労働法制の遵守の徹底を図っているか。	（３）働き方改革への適切な対応 1. 働き方改革への取組 （１）労働環境改善対策本部における改善対策の検討 最優先課題である「長時間労働の削減」の取組をさらに推し進めるため、国立病院機構に「労働環境改善対策本部」を設置（平成２９年１０月）し、「国立病院機構における労働環境改善の取組みについて」（第二次中間報告）を取りまとめ（令和元年９月）、次の取組を行うこととした。 ①医師の働き方改革に向けての取組 原則として、各病院が令和５年度までに、全ての医師の時間外労働時間数が年間９６０時間以内となることを目指して取り組んでいくこととした。 ア 「タイムスタディ調査」（※）の結果では、いずれの医師も「診察・治療に直接かわからない業務」に一定の時間を要しており、これらの業務を２０％程度削減することができれば、年間の時間外労働時間数９６０時間や７２０時間を下回ることが可能。 ※医師の長時間労働の要因等を把握するため、平成３０年度実績で長時間労働となっていた医師を対象に、３０分単位で最も多い割合を占める業務を５日間（令和元年６～７月）にわたり記録した調査 イ 「診察・治療に直接かわからない業務」の中で「診療録記載等の事務的業務」が全般的に多いことから、医師事務作業補助者をはじめとする他職種へのタスクシフトや、現在検討を進めているスマートフォンの活用等により、徹底した業務効率化に取り組む。 ②新たな勤務時間管理方法の導入 モデル病院（７病院）での試行を踏まえ、ＩＣＴの活用等により、客観的に在院中の労働時間等が把握できる勤務時間管理方法を導入することとした。 また、厚生労働省発出の通知等を踏まえ、国立病院機構の基本的なルールとして、 ア 職員が出退勤時刻を記録すること イ 職員が時間外勤務及び休日勤務の内容・時間を申告すること ウ 職員が出退勤時間と勤務時間との間に生じた乖離の理由を申告すること エ 所属長がア～ウの内容その他の職員の勤務時間に関する情報を確認し、職員の勤務時間を適正に管理すること 等を就業規則に明記するとともに、職員の自律的な勤務時間の適正管理を高めるため、新ルールの運用等について継続的な研修を行うこととした。		年度計画の目標を達成した。	評価	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
					＜モデル病院（7病院）＞ 宮城病院、横浜医療センター、静岡てんかん・神経医療センター、 呉医療センター、広島西医療センター、賀茂精神医療センター、都城医療センター （2）長時間労働削減の具体的な取組 ①長時間労働職員へのヒアリング及び指導 長時間労働の削減のための実効性のある取組を検討するため、長時間労働職員及びその職場長を対象に、各職員の業務内容等（長時間労働の要因等）を把握するとともに、長時間労働の削減に向けて指導した。その結果、医師以外の職員は超過勤務時間が年間540時間超の職員が51名と前年度に比べ23名減少し、前年度の減少人数（3名）を大きく上回り、長時間労働職員の削減に努めた。 【ヒアリング対象者】 - 平成30年度の時間外勤務が年間540時間超である 職員（74人）のうち退職者等を除いた者（医師以外） 69人（35病院） - 上記の職場長				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価																								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価																
					業務実績		自己評価																	
					③定数改定による人員体制の拡充 働き方改革を踏まえ、令和２年度の職員定数の見直しに当たり、既存業務の見直しを行ってもなお超過勤務の縮減ができない場合の対応として、長時間労働を是正できるよう職員配置を見直すとともに必要な定数増を行った。			評価																
					2. 働きやすい環境づくりの取組 国立病院機構では、働き方改革の取組を推し進めており、長時間労働の削減等に向けた取組を行っている。さらに、以下の育児・介護のための両立支援やハラスメント防止対策等について取組を行い、職員全員の勤務環境の改善にも努めた。 (1) 育児・介護のための両立支援 ○ワーク・ライフ・バランス応援ガイドブック 第四期一般事業主行動計画「仕事と育児・介護の両立支援プログラム」の取組の一環として、母性保護、育児休業、介護休業、休暇、時間外勤務の制限などのワーク・ライフ・バランスに関する各種制度について「ワーク・ライフ・バランス応援ガイドブック」を用いて職員に周知している。 (2) ハラスメント防止対策 ○メンタルヘルス・ハラスメント研修の実施 ハラスメントに関する基礎的な知識を習得するとともに、ハラスメントが発生しない快適な職場づくりのポイント及び相談対応を実践的に修得するための研修を各グループにおいて、令和元年１１月～１２月に実施した。 <table><tr><th>研修会場</th><th>実施日</th><th>参加者数</th></tr><tr><td>北海道東北グループ</td><td>令和元年１２月 ２日（月）</td><td>２６名</td></tr><tr><td>関東信越グループ</td><td>令和元年１１月１２日（火）</td><td>５５名</td></tr><tr><td>東海北陸グループ</td><td>令和元年１１月２６日（火）</td><td>２９名</td></tr><tr><td>近 畿 グ ル ー プ</td><td>令和元年１１月２５日（月）</td><td>３９名</td></tr><tr><td>中国四国グループ</td><td>令和元年１２月 ６日（金）</td><td>３０名</td></tr><tr><td>九 州 グ ル ー プ</td><td>令和元年１１月２９日（金）</td><td>４５名</td></tr></table>			研修会場	実施日	参加者数	北海道東北グループ	令和元年１２月 ２日（月）	２６名	関東信越グループ	令和元年１１月１２日（火）	５５名	東海北陸グループ	令和元年１１月２６日（火）	２９名	近 畿 グ ル ー プ	令和元年１１月２５日（月）	３９名	中国四国グループ	令和元年１２月 ６日（金）
研修会場	実施日	参加者数																						
北海道東北グループ	令和元年１２月 ２日（月）	２６名																						
関東信越グループ	令和元年１１月１２日（火）	５５名																						
東海北陸グループ	令和元年１１月２６日（火）	２９名																						
近 畿 グ ル ー プ	令和元年１１月２５日（月）	３９名																						
中国四国グループ	令和元年１２月 ６日（金）	３０名																						
九 州 グ ル ー プ	令和元年１１月２９日（金）	４５名																						

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価																						
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価														
					業務実績		自己評価															
		（４）職員の改善意欲向上に資する取組 サービスの質の向上や経営改善に関する職員の自主的取組を奨励表彰するＱＣ活動奨励表彰などを通じて、より効率的な業務運営に向けた職員の改善意欲の向上を図る。	（４）職員の改善意欲向上に資する取組 サービスの質の向上や経営改善に関する職員の自主的取組を奨励表彰するＱＣ活動奨励表彰などを通じて、より効率的な業務運営に向けた職員の改善意欲の向上を図る。	＜評価の視点＞ ・ サービスの質の向上や経営改善に関する職員の自主的取組を奨励表彰するＱＣ活動奨励表彰などを通じて、より効率的な業務運営に向けた職員の改善意欲の向上を図っているか。	（４）職員の改善意欲向上に資する取組 「できることから始めよう！」をスローガンに職員の自発的な取組を奨励、評価し、表彰するＱＣ活動奨励表彰制度については、１３期目を実施し、令和元年度も引き続き、グループ毎に受賞チームを選考した上で、その中から国立病院総合医学会で全国最優秀賞を決めるイベントを実施した。 また、水平展開の促進を図るため、多くの職員が過去のＱＣ活動（※）を容易に閲覧・検索できるよう、職員用の掲示板で公開を行った。さらに、ＱＣ活動の更なる活発化及び質の向上を図るため、令和元年度も引き続き、各職場の部門長等、院内においてＱＣ活動の推進・指導に当たる職員を対象に、ＱＣ活動の意義やＱＣ手法に関する研修会を実施した。 令和元年度においては、働き方改革のＱＣ活動も活発に行われるように、新たなテーマとして、働き方改革を追加し、募集を行っており、１７件の応募があった。 ※ＱＣ活動：病院職員が自施設内の課題に応じて小グループを構成し、業務の質の向上を目指して取り組む自主的活動。 【ＱＣ活動奨励表彰応募状況】 <table><tr><td></td><td>平成３０年度</td><td></td><td>令和元年度</td></tr><tr><td>応募件数</td><td>２５０件</td><td>→</td><td>２３４件</td></tr><tr><td>応募病院数</td><td>９４病院</td><td>→</td><td>７３病院</td></tr></table> ※平成１８年度～令和元年度までの応募総数（２，７６３件）				平成３０年度		令和元年度	応募件数	２５０件	→	２３４件	応募病院数	９４病院	→	７３病院	年度計画の目標を達成した。	評価	
	平成３０年度		令和元年度																			
応募件数	２５０件	→	２３４件																			
応募病院数	９４病院	→	７３病院																			
					【参考資料】 資料５１：できることから始めよう！国立病院機構ＱＣ活動奨励表彰〔２１５頁〕																	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
	法律第93号)第3条の2に規定する国立高度専門医療研究センターをいう。)、独立行政法人労働者健康安全機構及び独立行政法人地域医療機能推進機構と連携の上、実施しているところであるが、これまでの効果を検証しつつ、より効率的な調達に努めること。 後発医薬品については、これまでの取組を継続し、今後も他の医療機関の模範となるよう、より一層の採用促進を図ること。 投資については、地域の医療需要や機構及び各病院の経営状況を踏まえながら、効率的、効			・ 経営改善の取組等により収支相償の経営を目指すこととし、中期計画期間の平成31年度の損益計算において、国立病院機構全体として経常収支率100%以上とすることを目指しているか。	3. 経常収支率100%以上を目指した収支改善の推進 国立病院機構において、地域医療構想は2025年がゴールではなく、それ以降の厳しい状況下で個々の医療提供主体が果たすべき役割も含めた地域医療の基本的な方向性を定める重要な局面と捉えており、国立病院機構の各病院が将来にわたり各地域で医療を提供していくために、地域関係者や患者から「国立病院機構であれば、地域から求められる医療を厳しい先行きの中でも安定的に提供する体制を確保できる」と評価されることを目指した取組を開始している。 また、平成30年8月から令和元年8月にかけて実施した経営改善に係る総合的なコンサルティングにより得られた新規患者の確保策や近隣医療機関との関係強化策などの成果物（ノウハウ）などについて横展開を行うとともに、本部からエレベーター保守や電力の契約の見直し等の提案を行うなど、全ての病院の収支改善に向けての取組を行った。 さらに、特に、経営状況が厳しく「重点改善病院」として指定している病院や、月次決算時に把握した予実乖離が大きい病院に対しては、本部・グループにおいて病院訪問等を通じた支援を行い、経営改善計画達成に向けた取組を行った。 令和元年11月には、令和元年度上半期の経営状況を踏まえ、理事長通知「令和元年度下半期における更なる経営改善への取組について（依頼）」を発出し、費用削減に向けた契約の見直しなど、経営改善に資する具体的な対応策や点検ポイントを示して各病院における更なる経営改善の取組を促し、最終的には、病院経営を巡る厳しい環境の中で、経常収支23億円、経常収支率100.2%と目標を達成した。（対前年度▲61億円）		年度計画の目標を達成した。	評価	
					【経常（医業）収益】		【経常収支】	【経常収支率】	
					・平成30年度 10,138（9,674）億円		84億円	100.8%	
					・令和 元年度 10,202（9,853）億円		23億円	100.2%	
					【費用のうち運営費交付金の割合】		【経常費用】	【運営費交付金額】	
					・平成30年度 1.7%		10,054億円	174億円	
					・令和 元年度 0.5%		10,179億円	55億円	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
	果的かつ機動的に行うこと。 保有資産の有効活用にも取り組むこと。 一般管理費（人件費、公租公課、病院支援業務経費及び特殊要因経費を除く。）については、中期目標期間の最終年度において、平成30年度と比べ、5%以上節減を図ること。 上記1及び2の取組により、各年度の損益計算において、機構全体として経常収支率を100%以上とすること。				4. 病床機能の見直し・効率的な病棟運営 地域医療構想への取組の中で、地域のニーズに対応した病床機能の見直し、医療密度の向上から生じる平均在院日数の短縮という積極的な理由に伴う在院患者の減少により、病床稼働率が著しく低下する状況が長期化する病院については、病棟の整理・集約を行い、医療内容の充実と医療人材の効率的な配置を図り、効率的な病棟運営を実現した。 (病床機能見直し又は効率的な病棟運営の具体例) ○沖縄病院 結核病棟のユニット化及び専門病院入院基本料から地域包括ケア病棟入院料への機能転換 ○長良医療センター 1 個病棟を集約し、看護師再配置により上位基準取得 ○敦賀医療センター 1 個病棟を集約し、看護師再配置により上位基準取得 ○三重中央医療センター 1 個病棟を集約し、医師事務作業補助者再配置により上位基準取得 ○千葉東病院 1 個病棟を集約し、看護師再配置により入院基本料等加算の新規取得 ○東尾張病院 1 個病棟を集約し、病床稼働率を向上 ○大阪刀根山医療センター 2 個病棟を閉鎖し、病床稼働率を向上 ○南岡山医療センター 1 個病棟を集約し、病床稼働率を向上 ○岩国医療センター 1 個病棟を集約し、病床稼働率を向上			評価	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
					また、上小医療圏及び隣接する佐久・松本両医療圏には緩和ケア病棟が設置されている病院がなく、緩和ケア病棟への入院を求める患者は遠隔地まで出向く必要があるため、地域における更なる役割を担うことを目的として、当該病院における緩和ケア病棟の新設を投資決定した。 ・MR I（3.0テスラ）導入整備（東広島医療センター） 当該病院は、所在する広島中央二次保健医療圏で唯一の急性期拠点病院として地域医療を担っているが、所有するMR Iが1台であり、検査ニーズに十分に対応できていないため、他医療圏へ患者が流出せざるを得ない要因となっている。 また、東広島市の「救急医療体制等の確保・整備に関する中間とりまとめ」においても、東広島市における高度専門医療の提供・強化として、当該病院の2台目のMR I導入が求められており、地域における更なる役割を担うためにも、当該病院におけるMR I（3.0テスラ）導入を投資決定した。 ・リニアック整備（九州医療センター） 当該病院では、放射線治療患者数は増加傾向にあったものの、リニアックが最新鋭の機器ではなかった影響もあり、他院に患者を紹介せざるを得ないなど患者数の伸びが頭打ちとなっていた。このため、新たなリニアックを整備することにより、患者数を増加させるとともに、これまで十分に実施できていなかった強度変調放射線治療（IMRT）を実施することで更なる収益増を図るため、当該病院におけるリニアック整備を投資決定した。 【令和元年度の投資決定】 令和元年度では、法人の資金状況を踏まえながら、医療機能を維持するための投資、地域医療構想等への対応に必要な投資や短期間での投資回収が可能となることで更なる資金獲得が期待できる整備への投資を着実に行う一方で、病院の機能に鑑み、真に必要な整備内容への精査に加えて、各病院の資金状況によっては投資不可とする等、厳しい投資判断を行った。 【参考資料】 資料52：令和元年度の財務状況等〔217頁〕 資料53：施設基準の取得状況〔219頁〕 資料54：病棟建替等整備について〔220頁〕		評価	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価																										
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価																		
					業務実績		自己評価																			
		（１）人件費と委託費の適正な水準の確保 各病院が提供する医療内容のほか、医療の高度化や各種施策への対応などを踏まえながら、人件費比率と委託費比率にも留意しつつ、業務の量と質に応じた病院運営に適正な人員配置に努める。 給 与 水 準は、国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与、法人の業務の実績及び職員の職務の特性等を考慮し、国民の理解が十分得られるよう必要な説明ができるものとする。	（１）人件費と委託費の適正な水準の確保 各病院の提供する医療サービスの内容や経営状況を踏まえた適正な人員配置に努める。業務委託についても委託内容の病院間比較といった調査・分析や委託契約額等の情報共有に取り組むなど、コスト低減化に十分配慮した有効活用を図る。 こうした取組により、人件費比率と委託費比率との合計が、業務の量と質に応じた病院運営に適正な水準となることを目指す。 給 与 水 準は、国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与、法	＜評価の視点＞ ・ 各病院の提供する医療サービスの内容や経営状況を踏まえた適正な人員配置に努めているか。 ・ 委託内容の病院間比較といった調査・分析や委託契約額等の情報共有に取り組むなど、コスト低減化に十分配慮した有効活用を図っているか。 ・ 人件費比率と委託費比率との合計が、業務の量と質に応じた病院運営に適正な水準となっているか。	（１）人件費と委託費の適正な水準の確保 1. 業務量の変化に対応した柔軟な人員配置 診療報酬の施設基準における人員配置や業務量に応じた標準的な配置数を参考に、病院毎の患者の状況や経営状況、業務量の変動等を総合的に勘案し、必要な職員を配置した。 ただし、人件費の増加を抑えるため増員に当たっては、既存体制の見直しを前提とすることなどの対策を講じつつ職員定数の管理を厳格に行い、特に看護師の中途離職者に対応するための見込み採用者数を適正に設定するため、本部、グループにおいても個別病院の見込み採用者数についてチェックを行い、適正な配置計画となるよう助言を行った。 【１月１日時点の現在員数】 <table><tr><td></td><td>平成３０年度 (平成３１年１月１日)</td><td>令和元年度 (令和２年１月１日)</td></tr><tr><td>医師</td><td>６，１７４名</td><td>６，１８４名</td></tr><tr><td>看護師</td><td>４０，２２７名</td><td>４０，２０７名</td></tr><tr><td>コメディカル</td><td>８，６７６名</td><td>８，７９６名</td></tr><tr><td>その他</td><td>７，１０１名</td><td>７，０３９名</td></tr><tr><td>合計</td><td>６２，１７８名</td><td>６２，２２６名</td></tr></table> 2. コスト低減化に向けた業務委託の有効活用 各病院における委託費の削減や効率的な業務委託契約を支援することを目的として、全病院における業務委託契約の契約額等についての調査を令和元年度も引き続き実施し、各病院が自院と同規模の病院の契約額等と比較検討が行えるよう、調査結果のフィードバックを行った。 また、SUREプロジェクトに基づく資金余力の改善に向けた取組の一つとして業務委託契約に関する現状、問題点、方向性について議論を行い、エレベーター保守契約や医療機器保守契約の見直しに取り組んだ。 3. 人件費率と委託費率を合計した率の抑制 技能職の離職後不補充や非効率病棟の整理・集約等を図る一方で、医療法及び診療報酬並びに障害者総合支援法等の人員配置基準による国の制度に沿った体制を令和元年度も引き続き整備した。また、医療サービスの質の向上、医療安全の確保及び患者の処遇改善にも留意しつつ、必要な人材確保を行った。 人件費率と委託費率を合計した率については、効率的な業務委託契約の見直しに取り組んだ結果、平成３０年度を下回ることができた。 【診療事業における人件費率（委託費を含む）】 ・平成３０年度 ５８．８％ → 令和元年度 ５８．３％		平成３０年度 (平成３１年１月１日)	令和元年度 (令和２年１月１日)	医師	６，１７４名	６，１８４名	看護師	４０，２２７名	４０，２０７名	コメディカル	８，６７６名	８，７９６名	その他	７，１０１名	７，０３９名	合計	６２，１７８名	６２，２２６名	年度計画の目標を達成した。	年度計画の目標を達成した。	年度計画の目標を達成した。
							平成３０年度 (平成３１年１月１日)	令和元年度 (令和２年１月１日)																		
						医師	６，１７４名	６，１８４名																		
看護師	４０，２２７名	４０，２０７名																								
コメディカル	８，６７６名	８，７９６名																								
その他	７，１０１名	７，０３９名																								
合計	６２，１７８名	６２，２２６名																								
評価																										

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
			人の業務の実績及び職員の職務の特性等を考慮し、国民の理解が十分得られるよう必要な説明ができるものとする。	・ 給与水準が適正に設定され、それについての法人の説明が、国民の理解が十分に得られるものとなっているか。	4. 職員の給与水準 当法人の給与水準については、独立行政法人通則法に則って適切に対応している。 令和元年度は、経常収支の黒字化を達成できたが、中長期的な資金保有見通しは厳しい見通しであることを踏まえ、給与の改定は行わなかった。 医師の給与については、平成17年度に年俸制を導入して勤務成績を反映させるなど、民間医療機関などの状況を踏まえながら改善を進めている。 看護師については、民間医療機関における給与水準を考慮して、独法移行時に中高年齢層の一般看護師の給与カーブを引下げるなどの措置を講じている。 また、事務・技術職員については、国の一般職給与法を参考にしているが、独法移行時に中高年齢層の一般職員の給与カーブを引下げるなどの措置を講じている。 令和元年度の対国家公務員指数（※）は、医師：104.4、看護師：95.6、事務・技術職：96.6となった。 ※対国家公務員指数は、独立行政法人と国家公務員の給与の比率を独立行政法人の年齢階層別人員構成又は年齢・地域・学歴階層別人員構成を勘案して算出したものであり、国家公務員の給与水準を100とした場合の独立行政法人の給与水準を表すもの。		年度計画の目標を達成した。	評価	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
			ーマンスの高い調達方式を実施できるよう医薬品・医療材料を中心に検討する。 後発医薬品の使用割合を、政府目標の水準を維持しつつ、平成29年度実績以上とするとともに、後発医薬品の使用を更に促進するために、使用状況等を把握し、後発医薬品リストの情報共有を行う。	- 価格情報の共有化による購入価格の標準化を図っているか。 - 医療機器について、引き続き労働者健康安全機構及び地域医療機能推進機構との連携による共同購入を実施しているか。また、共同購入の対象機種の拡大等に取り組んでいるか。 - 後発医薬品の使用を更に促進し、後発医薬品リストの情報共有を行っているか。	3. 医療機器購入価格の標準化に向けた取組 令和元年度も引き続き、各病院における医療機器の購入を平準化・低廉化するため、購入件数の多い医療機器について、本体価格（対象医療機器70種類）の情報を本部で集計・分類し、毎月各病院に情報の提供を行った。 4. 大型医療機器の共同入札実施 令和元年度の大型医療機器の共同購入については、労働者健康安全機構及び地域医療機能推進機構と連携のうえ引き続き実施した。 令和元年度入札分においては、平成30年度中から手続きに着手し、早期整備を図った。対象品目は、大型医療機器の10品目（CT、MRI、血管連続撮影装置等）で、令和元年度は8品目の入札を実施した。スケールメリットを活かし、保守費用を含めた総コストで市場価格を下回る価格での購入を実現するとともに、本部での一括入札により、各病院の入札業務の効率化を図るなど、効率的な設備機器整備を行った。 また、令和2年度入札分について、新たに日本赤十字社を加えた4法人で連携して実施することを目指し調整した。 【共同入札への参加状況、入札台数】 平成30年度 14病院 22台 → 令和元年度 32病院 35台 5. 大型医療機器以外の共同入札実施 令和元年度においては、新たな取組として、大型医療機器以外の医療機器についても共同購入を実施することで更なる経費の節減に努めた。 【共同入札への参加病院数、対象機器】 令和元年度 27病院、4機種（温冷配膳車、除細動器等） 6. 後発医薬品の利用促進（一部再掲） 令和2年9月までに後発医薬品の使用割合を80%とする政府目標に対し、国立病院機構では、引き続き後発医薬品使用促進対策を行った。平成29年度は後発医薬品の採用率が83.5%となり、政府目標と比較して3年早く達成し、平成30年度においても86.2%と採用率を増加させた。 さらに令和元年度の後発医薬品の採用率は88.7%であった。 【これまでの促進対策】 - 各病院における取組の共有 - 後発医薬品使用割合ランキング、薬効別納入価格表などの配布 - 共同入札の見直し	年度計画の目標を達成した。	年度計画の目標を達成した。	年度計画の目標を達成した。	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
					【後発医薬品採用率（新算定式）】 数量ベース 平成３０年度 ８６．２％ → 令和元年度 ８８．７％ 採用率７０％以上の病院 平成３０年度 １３４病院 → 令和元年度 １３６病院			評価	
					7. 医療材料費適正化事業について 医療材料費の適正化について、平成２７年度から医療材料に係るベンチマークシステムの導入を推進し、平成３０年度には１４１病院全てに導入が完了し、同システムを活用した医療材料費の適正化に令和元年度も引き続き取り組んだ。 加えて、本部においても各病院への支援として、現ＳＰＤ契約の見直しと価格交渉の支援を合わせて実施する「医療材料費適正化支援事業」に取り組み、令和元年度においては２．６億円の費用を削減し、１３病院に対して令和２年度以降の契約についての支援を実施した。 8. 各種契約見直し等の取組について 令和元年度における新たな取組として、電力契約、医療機器保守契約及びエレベーター保守契約に係る費用の削減について取り組んだ。 電力契約については、これまで各地域における電力会社（東京電力、関西電力等）と随意契約により契約を行ってきたが、電力自由化に伴う新電力会社との電力契約が可能となっていることを踏まえ、一般競争入札により電力契約を行うことで電気料金の削減に取り組み、令和元年度においては１２２病院が一般競争入札を行い、２．５億円の費用を削減した。 また、本部において４９病院を対象に医療機器保守契約の価格交渉等を新たに実施し、８病院においてエレベーター保守契約のメーカーとの価格交渉や独立系保守会社への切替についても新たに実施するなど、令和２年度以降の契約の見直しを行った。				
					【参考資料】 資料５５：大型医療機器共同入札対象品目〔２２１頁〕 資料 ７：医薬品の標準化〔５７頁〕 資料２１：後発医薬品の使用促進について〔１０７頁〕				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
		（３）調達の効率化 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、調達等合理化計画に基づく取組を着実に実施する。	（３）調達の効率化 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、調達等合理化計画に基づく取組を着実に実施する。	<評価の視点> ・ 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、調達等合理化計画に基づく取組を着実に実施しているか。	（３）調達の効率化 1.「調達等合理化計画」に基づく取組について 競争性のない随意契約については、これまで「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成２１年１１月１７日閣議決定）に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施し、真にやむを得ないものを除き、競争性のある契約方針への移行を進めてきた。 また、一者応札・応募の解消については、これまで平成２２年３月３１日付企発第０３３１００２号企画経営部長・業務監査室長通知に基づき、「「契約監視委員会」の点検・見直し及び指摘を踏まえた契約事務の徹底について」を策定し、応札条件、仕様内容及び公告期間の見直し等を行い、競争への参加者が複数となる改善に取り組んできた。 令和元年度においても、引き続き上記取組を行うとともに、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成２７年５月２５日総務大臣決定）を踏まえて作成した「調達等合理化計画」に基づき、競争性のない随意契約によらざるを得ない案件及び新たに随意契約を締結することとなる案件についても、会計規程等における「随意契約によることができる事由」に該当している理由を契約監視委員会において確認し、全審議案件について公正性及び透明性を確保した。		年度計画の目標を達成した。	評価	
					【参考資料】 資料５６：随意契約等見直し計画〔２２２頁〕 資料５７：「契約監視委員会」の点検・見直し及び指摘を踏まえた契約事務の徹底について〔２２４頁〕 資料５８：令和元年度独立行政法人国立病院機構調達等合理化計画〔２２７頁〕				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
		（４）収入の確保 地域から求められる医療を提供する上で、施設基準の維持又は上位基準の取得を図り、安定的な収入の確保を図る。 また、医業未収金の低減に引き続き努める。	（４）収入の確保 施設基準の維持又は上位基準の取得を図るため、全病院における施設基準の取得状況を把握し、情報共有を行うことなどにより安定的な収入の確保を図る。 また、医業未収金の低減に引き続き努める。	＜評価の視点＞ ・ 施設基準の維持又は上位基準の取得を図るため、全病院における施設基準の取得状況を把握し、情報共有を行っているか。	（４）収入の確保 1. 施設基準の取得状況について 診療報酬における施設基準については、地域医療構想をはじめとする国の施策に対応していく観点や、各病院における取組の適切な評価、安定的な収益確保に資するため、本部から各病院に対して、全病院の施設基準の取得一覧表、厚生労働省から発出されている平成18年度以降の診療報酬に係る疑義解釈や、平成30年度に実施した診療報酬請求に係るコンサルティングにより得られた成果物（ノウハウ）を加えたデータベースの共有を行った。さらに、経営企画室長や副看護部長等を対象とした病院経営研修（Ⅰ）において、適時調査で指摘を受けた記載漏れや算定誤り事例の紹介・対応策の提案や、各病院からの疑義解釈に速やかに対応する体制とするなど、各病院が、地域における自院の役割などを踏まえつつ、診療機能・規模が類似する病院の施設基準の届出状況を比較検討しながら、積極的な施設基準の取得が可能となるための取組を行っている。 また、各病院において、届出を行っている施設基準について、毎月要件を満たしているかの確認を行う等の取組を行い、さらに内部監査等においても確認を行う仕組みとしている。 前述の施設基準の取得一覧表やデータベースを活用し、取得可能な施設基準の届出が漏れなく行われるよう支援を行うとともに、診療報酬改定による施設基準の創設や見直しの背景・趣旨、次期改定による見直しの方向性などの説明も行いながら、現在取得している施設基準の維持や、新たに取得する施設基準の維持のために将来を見通した体制確保等について支援を行った。 令和2年度診療報酬改定への対応として、病院長会議等において、診療報酬改定の大きな方向性の周知を行うとともに、各病院に対して、中央社会保険医療協議会における検討状況等をその都度速やかに提供することで、各病院が、施設基準の創設や見直しの背景・趣旨を理解した上で、早い段階から、自院の体制を確認し届出の準備ができるよう取組を行った。		年度計画の目標を達成した。	評価	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
				・ 医業未収金の低減に引き続き努めているか。	2. 医業未収金の低減に向けた取組について 未収金が発生した場合に生じる債権管理や督促の業務負担をできる限り抑制するため、各病院においては、 ・ 患者に退院前に支払いをしてもらうよう、入院費概算額の事前通知や多様な支払方法の周知、MSW等との連携による退院時精算の徹底 ・ 高額療養費に係る限度額適用認定証の取得や出産育児一時金の直接支払い制度の利用の紹介 などの未収金の発生防止に取り組んでいるところであり、これらの取組状況については、内部監査等において確認を行っている。 また、医業収益に対する医業未収金の割合が高い病院に対しては、順次医業未収金管理システムを導入しており、令和元年度においては16病院に導入し、債権管理業務の効率化を図った。 令和元年度についても、全ての病院に対して、債権管理・督促業務が債権管理マニュアル（未収金対策マニュアル）に沿って行われているかについて調査を行い、非効率となっている病院に対して個別に支援を行うなど、債権管理・督促業務の効率化を図った。 【医業未収金管理システム導入病院数（累計）】 平成28年度：18病院 平成29年度：14病院（32病院） 平成30年度：14病院（46病院） 令和元年度：16病院（62病院） 医業未収金（患者自己負担分）のうち、回収が遅延している医業未収金は約25.3億円であり、また医業収益に対する割合は前年度とほぼ同率を維持した。 （医業未収金残高（不良債権相当分）） 平成30年度（平成31年1月末現在）→令和元年度（令和2年1月末現在） 破産更生債権等1,577百万円→1,575百万円（△3百万円） その他の医業未収金894百万円→953百万円（＋59百万円） 合計2,471百万円→2,528百万円（＋56百万円） ※医業未収金：患者負担分のうち3か月以上未収となっている債権 【参考資料】 資料52：令和元年度の財務状況等〔217頁〕 資料53：施設基準の取得状況〔219頁〕	年度計画の目標を達成した。	評価		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
		（５）保有資産の有効活用の推進 保有資産について、病院機能との連携を考慮しつつ、地域包括ケアシステムの構築や医療・介護・福祉の連携に資する事業への貸付等を図るなど、有効活用に努める。	（５）保有資産の有効活用の推進 保有資産について、病院機能との連携を考慮しつつ、地域包括ケアシステムの構築や医療・介護・福祉の連携に資する事業への貸付等を図るなど、有効活用に努める。	＜評価の視点＞ ・ 保有資産について、病院機能との連携を考慮しつつ、地域包括ケアシステムの構築や医療・介護・福祉の連携に資する事業への貸付等を図るなど、有効活用に努めているか。	（５）保有資産の有効活用の推進 保有資産については、医療・介護の連携の観点から訪問看護ステーション事業や特別養護老人ホーム運営事業等への貸付（１４件）、福祉との連携の観点から障害者就労支援事業や病後児保育事業等への貸付（６件）、教育・地域との連携の観点から看護大学や看護師養成所運営事業等への貸付（１８件）を実施するなど、有効活用に努めた。 また、全病院で「保有資産利用等検討委員会」を開催し、土地等の利用状況の確認や利用計画の検討を行うとともに、本部においても「保有資産利用計画等フォローアップチーム」により、各病院の保有資産の活用状況について確認を行ってきた。結果、フォローアップチーム発足時の平成２４年度において利用計画の策定等が行われていなかった土地等は、平成２８年度までに利用計画策定や利活用が実施されている。 令和元年度も、引き続き本部においてフォローアップを行い、有効利用計画の策定が必要となる資産を新たに保有することとなった４病院において利用計画が策定され（利用計画策定：８２病院）、２病院で当該計画に基づく利活用が実施された（計画に基づく利活用実施：５９病院）。 利活用が実施されていない２３病院については、引き続き本部においてフォローアップを行い、利用計画の見直しも含め、利活用の実施に向け取り組む。		年度計画の目標を達成した。	評価	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
				- 新たに電子カルテを導入する病院における仕様の標準化に向けた調査を行っているか。 - 各部門システム等についても、データ形式を含む仕様の標準化についての調査、データ活用や費用削減に繋がる調達方法の検討を進めているか。	(2) NCDAを活用した災害時診療情報の抽出等（再掲） NCDAの標準化機能を活かして、様々なベンダの電子カルテから災害診療記録用の電子フォーマットの出力が可能となるよう対応モジュールをバージョンアップし、災害時に必要な診療情報の自動抽出化等の開発及び検証を行い、その結果を導入手順書として公開している。 NCDA参加病院のうち災害拠点病院を中心に63病院で本モジュールを導入済みである。 本モジュールの活用により、被災地の病院での医療ニーズを国立病院機構本部で集計することが可能になり、本部が病院に代わり災害対策本部へ必要な情報を提供する等、災害時の病院の後方支援に役立っている。		年度計画の目標を達成した。	評価	
					(3) 外部のデータベースとの連携（再掲） 令和元年度より厚生労働省からの補助事業として、MID-NETを活用した医薬品等の安全対策の高度化を図ることを目的に、国立病院機構診療情報集積基盤（NCDA）で解析している各種医療データを医薬品医療機器総合機構（PMDA）のMID-NET側で解析が可能となるように変換し、提供することで、統合解析（※1）するための環境を構築する「医療情報データベース連携推進事業」を開始した。 令和元年度（初年度）は、NCDAから抽出されるデータをMID-NETの分析用データセットと同様の形式に変換するための医療情報データベース連携用変換ツールを作製することができた。 国立病院機構の「NCDA」は、MID-NETより中小規模の病院が多く、慢性期疾患のデータも多く含まれているため、NCDAとMID-NETを連携し、統合解析するための環境を構築することは、医薬品等の品質、有効性及び安全性を確保するための医薬品の製造販売後調査等のデータ規模拡大やその他利活用可能データの拡充につながり、医薬品の有害事象リスクの把握、その安全対策の影響評価、処方実態の確認などの「リアルワールドデータ」（※2）の実用化に向けて貢献できる。 ※1 統合解析：各医療情報がどのような関係で成り立っているのかを調べる ※2 リアルワールドデータ：臨床研究、治験等以外の日常診療で得られた医療情報		年度計画の目標を達成した。		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
					（４）診療情報データベースの利活用の推進（再掲） 医療の質の向上、臨床研究の推進、効率的な病院経営に資するため、国立病院機構診療情報データベース（※）に格納されたデータを適切に利活用する際の手続き及び遵守すべき事項等の必要な事項を平成２８年度に定め、診療情報の利活用を推進している。 ※診療情報集積基盤（NCDA）及び診療情報分析システム（MIA） 【利活用新規申請件数】（再掲） 平成３０年度　８件　→　令和元年度　１０件（うち外部機関５件） （５）外部機関へのデータ提供（再掲） 外部機関からのデータ提供依頼のニーズへ対応するため、令和元年度は、新たに民間企業等の国立病院機構の職員以外でも診療情報の利活用の申請手続きが可能となるよう規程等の整備を行った。 その結果、製薬企業等の民間企業３件を含む５件の外部からの利活用申請に対応した。 外部機関からの申請については、患者への不利益が無いよう、外部有識者からの意見聴取を行うこととしている。 3. 各部門システム等における仕様の標準化について 令和元年１２月に開催された院長協議会（情報化推進委員会）において意見交換を実施するなど電子カルテ等システムの今後の調達方針について検討を進め、また、既に導入済の病院の仕様を基に、新規に電子カルテの導入を進めるなど仕様の標準化に向けて取組を推進した。 【参考資料】 資料５９：電子カルテシステムの導入状況〔２２９頁〕		評価	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
		（7）経営能力の向上への取組 職員の経営意識の改善や経営能力の向上に資する取組の実施により、職員の資質向上を図る。	（7）経営能力の向上への取組 財務データや診療データを活用し、個別病院に係る経営環境や経営上の課題を析出する経営分析を行い、効率的な経営を推進する。 経営分析及び経営改善手法等の経営能力並びに医事業務や診療報酬請求の能力の向上を目的とした研修を実施する。	＜評価の視点＞ ・ 財務データや診療データを活用し、個別病院に係る経営環境や経営上の課題を析出する経営分析を行っているか。	（7）経営能力の向上への取組 1. 経営分析手法の共有の推進（再掲） （1）経営分析ツールの活用 各病院が持続可能な病院経営を行っていくためには、自院の状況を客観的な視点から把握し、常に必要な対策を検討・講じていくことが重要である。このために、地域内シェアや診療の効率性、複雑性を近隣病院と比較し外部環境分析を行うためのグラフをD P C公表データから作成するツールや、新入院患者数、新外来患者数、患者1人1日当たりの診療収益など、様々な自院の実績を診療機能・規模が類似する国立病院機構の病院と比較し内部環境分析を行うためのツールを毎年更新し、提供している。 令和元年度は新たに、手術室・透析・外来化学療法・I C U等の稼働状況、個室率、療養環境加算・食堂加算、特別室・重症者室の算定実績や、各種設備・機器の稼働実績を取りまとめ、内部環境分析ツールの充実を図った。 また、本部・グループによる経営改善支援においては、当該経営分析ツールを活用し、各病院と経営課題を共有しながら、改善に取り組んだ。 （2）総合コンサルティングの共有 上記の取組を含め本部・グループによる様々な経営改善支援を行っている中、外部から更なる経営改善策（課題の洗い出しや患者確保策、地域の関係機関との連携強化策等）の提案・助言を受け各病院に横展開を図ることを目的として、経営改善に関する総合的なコンサルティング業務をシンクタンクに委託し、平成30年8月から令和元年8月にかけて、モデル病院として選定した急性期病院やセーフティネット系病院合計3病院に対し実施した。 具体的な内容としては、委託を受けたシンクタンクの担当者が当該病院を月に複数回訪問し、院内関係職員へのヒアリングや地域の関係者（地域で連携している病院、診療所等や救急隊）に対するアンケートの結果等に基づき、院内外の課題の洗い出しや課題解消策についての提案・助言を行った（これによりいずれの病院も経常収支の改善を実現）。 当該事業で得られた成果物（ノウハウ）については、横展開可能な成果物ごとに整理した上で各病院に対して情報提供するとともに、病院訪問の機会を捉えて病院幹部に対して具体的な事例紹介を行うなど、各病院の経営改善の取組に活用している。		年度計画の目標を達成した。	評価	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
				・ 経営分析及び経営改善手法等の経営能力並びに医事業務や診療報酬請求の能力の向上を目的とした研修を実施しているか。	2. 病院経営研修の実施（再掲） 経営分析ツールを活用した経営分析及び経営戦略能力の向上を目的として、毎年、事務部門に加えて、看護職（副看護部長・看護師長）も対象とした病院経営研修（Ⅰ、Ⅱ）（※）を実施しており、令和元年度は、過去の受講者の意見も踏まえ、基礎的な経営指標の計算方法や意味、各経営指標の相互の関係性、他院との比較に当たっての留意点を解説することとし、受講者がこの研修で得た知識を各病院において、より実践的に活用できるよう、プログラムの見直しを行った。 病院経営研修（Ⅰ）においては、経営分析の必要性や経営戦略の方向性の理解を促進するため、外部講師による、地域医療構想が策定されるに至った我が国の医療の歴史・背景、地域医療構想の趣旨、今後の医療提供体制の展望などについての講義を組み入れた。 また、病院経営研修（Ⅱ）では、特定の病院を選定して、当該病院の外部環境・内部環境を分析し、その結果から導き出される経営課題を洗い出した上で、課題に対する経営改善策を検討し、更に改善額をシミュレーションするグループワークを複数のチームで実施しており、令和元年度は、特に地域医療構想を念頭においたものとするとともに、昨年度の病院経営研修（Ⅰ）で用いた「グループワークの途中で他グループとの自由な意見交換を行う」という手法を取り入れ、議論の活性化・深化を図った。 ※病院経営研修Ⅰ 経営戦略策定、経営マネジメント能力の向上を目的として、経営企画室長や副看護部長等を対象に実施（研修回数 3回、受講者数180名） ※病院経営研修Ⅱ 経営分析ツール等を用いた経営分析能力の向上を目的として、経営企画係長や看護師長等を対象に実施（研修回数 7回、受講者数216名）	年度計画の目標を達成した。	評価		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価										
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価		
					業務実績		自己評価			
					3. 医事業務研修 診療報酬請求事務における算定の知識に加え、今後の経営戦略に寄与できる（診療部門に対し経営的視点から積極的に提言等を行える）人材育成を中期的な目標に掲げ、医事業務研修を令和元年度も引き続き実施した。 令和元年度の受講者数は８６名で、累計の受講者数は１２年で１，３８５名となっており、医事担当で未受講の者に加え、新規採用事務職員、医事の経験のない若手職員、経営企画担当職員等に対しても受講を促し、経営力の向上を図った。 平成３０年度 ９２名 → 令和元年度 ８６名				評価	
					4. 適切な診療報酬請求事務処理体制の確立 診療報酬については、各病院における取組の適切な評価、安定的な収益確保に資するため、本部において、厚生労働省から発出されている平成１８年度以降の診療報酬に係る疑義解釈や、平成３０年度に実施した診療報酬請求に係るコンサルティングにより得られた成果物（ノウハウ）を加えたデータベースの共有を行うとともに、経営企画室長や副看護部長等を対象とした病院経営研修（Ⅰ）において、適時調査で指摘を受けた記載漏れや算定誤り事例の紹介・対応策の提案や、各病院からの疑義解釈に速やかに対応する体制とするなど、各病院において、漏れなく積極的な請求が可能となるための取組を行っている。 また、各病院に対しては、届出を行っている施設基準について、毎月要件を満たしているかの確認を行う等の取組を行い、さらに内部監査等においても確認を行う仕組みとしている。 令和元年度も９病院において、各病院が医事業務を委託している業者以外の業者によるレセプト点検を実施し、この点検で判明した算定漏れ、算定誤りについて、委託業者に対して、再請求及び再発防止策を求めるとともに、医師や看護師等診療部門を含めた院内勉強会を開催し、算定漏れ、算定誤りに通ずる診療録の記載ルールの徹底や記載漏れの防止策を講じるなど、請求の精度を高めるための取組を行った。（点検実施病院数：９病院）					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
		（８）一般管理費の節減 一般管理費（人件費、公租公課、病院支援業務経費及び特殊要因経費を除く。）については、中期目標期間の最終年度において平成３０年度と比べ、５％以上節減を図る。	（８）一般管理費の節減 一般管理費（人件費、公租公課、病院支援業務経費及び特殊要因経費を除く。）については、中期目標期間の最終年度において平成３０年度と比べ５％以上節減することを念頭に置きつつ、前年度以下とする。	＜評価の視点＞ ・ 一般管理費（人件費、公租公課、病院支援業務経費及び特殊要因経費を除く。）について、中期目標期間の最終年度において平成３０年度と比べ５％以上節減することを念頭に置きつつ、前年度以下に向け取組を進めているか。	（８）一般管理費の節減 一般管理費については、第１期中期目標期間で３７．７％、第２期中期目標期間で２３．８％と大幅な削減をしてきており、さらに第３期中期目標期間においても、内部統制部門の強化、非公務員化への対応による費用増に加え、消費増税や電気料金の単価上昇などの外的要因による影響がある中で、国からの要請に基づく情報セキュリティ対策強化に係る対応やH O S P n e tの更新を実施したこと（パソコン購入費等９４百万円の発生）による費用を除けば、０．５％の削減を実現している。 このように、一般管理費については既に数々の取組によって大幅な削減を行ってきたところであるが、引き続き節減に努めた結果、令和元年度は２４２百万円となり、平成３０年度と比較し９．７％削減することができた。 平成３０年度 ２６８百万円 → 令和元年度 ２４２百万円		年度計画の目標を達成した。	評価	

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3－1	予算、収支計画及び資金計画		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（令和元年度）Ⅰ－4－1

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最 終年度値	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値、平均値等、 目標に応じた必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	第5 財務内容の改善に関する事項 通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する目標は、次のとおりとする。 「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定めた取組を着実に実施することで財務内容の改善を図り、前中期目標期間末の繰越欠損金の早期解消に努めること。 また、長期借入金の元利償還を確実に行うこと。 なお、毎年の運営費交付金の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。	第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置	第3 予算、収支計画及び資金計画			< 評価と根拠 > 評価：B (自己評価Bの理由) 下記理由により、概ね計画どおりに実施した。 ○ 第三期中期計画期間の最終年度である平成30年度末時点での繰越欠損金93.5億円を第四期中期計画期間中に解消するため、具体的な繰越欠損金解消計画を作成し、公表を行った。当該計画に基づいた取組を行った結果、経常収支は黒字を確保したものの、繰越欠損金の削減には至らなかった。 ○ 長期借入金の償還は約定どおり行った。	評価	B
							< 評価に至った理由 > 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため、評価を「B」とした。	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
		1 予算、収支計画及び資金計画 「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」で定めた取組を着実に実施することで財務内容の改善を図り、中期目標期間中に、繰越欠損金を解消するよう努める。なお、繰越欠損金を解消するため、具体的な繰越欠損金解消計画を作成し、公表する。 また、長期借入金の元利償還を確実に行う。	「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」で定めた取組を着実に実施することで財務内容の改善を図り、繰越欠損金の削減に努める。また、中期計画期間中に繰越欠損金を解消するため、具体的な繰越欠損金解消計画を作成し、公表する。 また、平成31年度の長期借入金の償還を約定どおり行う。	<評価の視点> ・ 財務内容の改善を図り、繰越欠損金の削減に努めているか。また、中期計画期間中に繰越欠損金を解消するため、具体的な繰越欠損金解消計画を作成し、公表しているか。	1 予算、収支計画及び資金計画 1. 繰越欠損金について 第三期中期計画期間の最終年度である平成30年度末時点での繰越欠損金93.5億円を第四期中期計画期間中に解消するため、令和2年3月31日に繰越欠損金解消計画を作成し公表した。 また、財務内容の改善を図り、繰越欠損金を削減するため、以下のような取組を行った結果、経常収支は黒字を確保したものの、繰越欠損金の削減には至らなかった。 (1) 収入の確保 地域の医療機関の機能分化と連携を強化するため、近隣医療機関等への定期的な訪問や、入退院支援看護師の配置による入退院支援を強化するなどの取組を着実に実施し、紹介率及び逆紹介率の向上を図った。 また、施設基準の維持又は上位基準の取得を図るため、全病院における施設基準の取得状況を把握し、情報共有を行うことなどにより安定的な収入の確保を図った。 【紹介率】 平成30年度 76.5% → 令和元年度 77.3% 【逆紹介率】 平成30年度 64.1% → 令和元年度 66.7% (2) 人件費率と委託費率を合計した率の抑制 診療報酬の施設基準における人員配置や業務量に応じた標準的な配置数を参考に、病院毎の患者の状況や経営状況、業務量の変動等を総合的に勘案し、必要な職員を配置した。また、人件費の増加を抑えるため増員に当たっては、既存体制の見直しを前提とすることなどの対策を講じつつ職員定数の管理を厳格に行った。 業務委託については、全病院における業務委託契約の契約額等に関する調査を実施し、各病院が自院と同規模の病院の契約額等と比較検討が行えるよう調査結果のフィードバックを行うなど、各病院における委託費の削減や効率的な業務委託契約の支援を行った。 こうした取組により、人件費率と委託費率を合計した率の抑制を図った。 【診療事業における人件費率（委託費を含む）】 平成30年度実績 58.8% → 令和元年度実績 58.3% (3) 経費の節減 ①医薬品については、医薬品購買情報の分析・活用により、使用医薬品の標準化に取り組みとともに、国立高度専門医療研究センター及び労働者健康安全機構との連携による共同購入を実施した。		繰越欠損金の削減には至らなかったものの、具体的な繰越欠損金解消計画の取組を進めた。	評価	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
					また、入札品目のグルーピングの見直しや、契約締結後の市場価格の変動を踏まえた価格交渉の実施、後発医薬品の使用促進等により、更なる医薬品費の低減に努めた。 【後発医薬品採用率（新算定式）】 数量ベース 平成３０年度 ８６．２％ → 令和元年度 ８８．７％ 採用率７０％以上の病院 平成３０年度 １３４病院 → 令和元年度 １３６病院 ②医療機器については、労働者健康安全機構、地域医療機能推進機構との連携による共同購入を実施した。日本赤十字社との連携については、令和２年度の実施に向けて調整した。また、共同購入の対象機種の拡大等に取り組むとともに、価格情報の共有化による購入価格の標準化を図った。 【大型医療機器共同入札への参加病院数、入札台数】 平成３０年度 １４病院 ２２台 → 令和元年度 ３２病院 ３５台 【大型医療機器以外の共同入札への参加病院数、対象機器】 令和 元年度 ２７病院、４機種（温冷配膳車、除細動器等）（令和元年度初実施） ③医療材料については、ベンチマークシステムを活用した価格交渉を行うことで、医療材料費の適正化に取り組み、約８００施設の医療材料費の価格を比較できるシステムを活用した価格交渉を実施した。 【医療材料費の適正化による費用削減額】 平成３０年度 ２．２億円 → 令和元年度 ２．６億円 ④その他、電力契約などの各種契約について、費用削減のための様々な方策による費用削減に努めた。 【電力契約の見直しによる費用削減額】 令和元年度 ２．５億円（令和元年度初実施） （４）投資水準の設定 継続的・安定的な投資のため、中長期において法人資金を計画的にコントロールする手法として、毎年度投資水準を設定し、その範囲内で投資を行うことで支出の平準化を図った。その中で、投資回収性が高い投資案件についても、積極的に投資を行うための枠を設定することで、更なる法人資金の獲得に努めた。 【投資回収性が高い投資案件への投資決定額】 令和元年度 ３８．３億円（令和元年度初実施）		評価		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価																																															
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価																																						
					業務実績			自己評価																																							
		(1) 予算 別紙1 (2) 収支計画 別紙2 (3) 資金計画 別紙3	(1) 予算 別紙1 (2) 収支計画 別紙2 (3) 資金計画 別紙3	・ 長期借入金の償還を約定どおり行っているか。	2. 長期債務の償還 約定どおり償還を行った。 【財政融資資金】 <table><tr><td colspan="3">平成30年度</td><td colspan="3">令和元年度</td></tr><tr><td>元金</td><td>55,767,676千円</td><td></td><td>元金</td><td>58,150,290千円</td><td></td></tr><tr><td>利息</td><td>3,187,898千円</td><td></td><td>利息</td><td>2,690,155千円</td><td></td></tr><tr><td>合計</td><td>58,955,573千円</td><td></td><td>合計</td><td>60,840,445千円</td><td></td></tr></table> ※令和元年度末時点での長期債務残高は5,202億円となっている。このうち平成16年度、国から承継した長期債務残高7,471億円については着実に返済し、令和元年度末時点での残高は、1,223億円となっている。 【長期債務残高】 <table><tr><td></td><td>平成30年度末</td><td>令和元年度末</td></tr><tr><td>国から承継した分</td><td>1,483億円</td><td>1,223億円</td></tr><tr><td>独法以降後に借り入れた分</td><td>3,445億円</td><td>3,978億円</td></tr><tr><td>合計</td><td>4,928億円</td><td>5,202億円</td></tr></table> 【参考資料】 資料60：繰越欠損金解消計画〔230頁〕 資料61：独立行政法人国立病院機構中期計画 別紙1～3（予算、収支計画、資金計画）〔231頁〕 資料62：独立行政法人国立病院機構年度計画 別紙1～3（予算、収支計画、資金計画）〔234頁〕			平成30年度			令和元年度			元金	55,767,676千円		元金	58,150,290千円		利息	3,187,898千円		利息	2,690,155千円		合計	58,955,573千円		合計	60,840,445千円			平成30年度末	令和元年度末	国から承継した分	1,483億円	1,223億円	独法以降後に借り入れた分	3,445億円	3,978億円	合計	4,928億円	5,202億円	年度計画の目標を達成した。		評価	
平成30年度			令和元年度																																												
元金	55,767,676千円		元金	58,150,290千円																																											
利息	3,187,898千円		利息	2,690,155千円																																											
合計	58,955,573千円		合計	60,840,445千円																																											
	平成30年度末	令和元年度末																																													
国から承継した分	1,483億円	1,223億円																																													
独法以降後に借り入れた分	3,445億円	3,978億円																																													
合計	4,928億円	5,202億円																																													

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
		2 短期借入金 金の限度額 (1) 限度額 60,000百万円 (2) 想定される理由 ① 運営費交付金の受入遅延等による資金不足への対応 ② 業績手当(ボーナス)の支給等、資金繰り資金の出費への対応 ③ 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費増への対応	第4 短期借入金 金の限度額 1 限度額 60,000百万円 2 想定される理由 ① 運営費交付金の受入遅延等による資金不足への対応 ② 業績手当(ボーナス)の支給等、資金繰り資金の出費への対応 ③ 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費増への対応	・ 短期借入金について、借入理由や借入額は適切なものと認められるか。	2 短期借入金の限度額 令和元年度における短期借入金はない。		年度計画の目標を達成した。	評価	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
		3 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 なし	第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 なし		3 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 なし		評価	
		4 3に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画 なし	第6 第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画 なし		4 3に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画 なし			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価																																																																																			
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価							主務大臣による評価																																																																							
					業務実績						自己評価																																																																								
		5 剰余金の使途 中期目標の期間中に各年度の決算で生じた剰余は、将来の投資（病院建物の整備・修繕、医療機器等の購入等）及び借入金の償還に充てる。	第7 剰余金の使途 決算において剰余が生じた場合は、将来の投資（病院建物の整備・修繕、医療機器等の購入等）及び借入金の償還に充てる。	・ 決算において剰余が生じた場合は、将来の投資（病院建物の整備・修繕、医療機器等の購入等）及び借入金の償還に充てているか。	5 剰余金の使途 令和元年度決算においては、剰余が生じなかった。 【目的積立金等の状況（参考情報）】 (単位：百万円、%) <table><tr><td></td><td>30 年度末 (参考)</td><td>元年度末 (初年度)</td><td>2 年度末</td><td>3 年度末</td><td>4 年度末</td><td>5 年度末 (最終年度)</td></tr><tr><td>前期中期目標期間繰越積立金</td><td>0</td><td>0</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>目的積立金</td><td>0</td><td>0</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>積立金</td><td>0</td><td>0</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td> うち経営努力認定額 </td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>その他の積立金等</td><td>0</td><td>0</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>運営費交付金債務</td><td>0</td><td>2,702</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>当期の運営費交付金交付額 (a)</td><td>14,828</td><td>15,528</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td> うち年度末残高 (b) </td><td>0</td><td>2,702</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>当期運営費交付金残存率 (b÷a)</td><td>0.0</td><td>17.4</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>							30 年度末 (参考)	元年度末 (初年度)	2 年度末	3 年度末	4 年度末	5 年度末 (最終年度)	前期中期目標期間繰越積立金	0	0					目的積立金	0	0					積立金	0	0					うち経営努力認定額							その他の積立金等	0	0					運営費交付金債務	0	2,702					当期の運営費交付金交付額 (a)	14,828	15,528					うち年度末残高 (b)	0	2,702					当期運営費交付金残存率 (b÷a)	0.0	17.4					年度計画の目標を達成した。	評価	
	30 年度末 (参考)	元年度末 (初年度)	2 年度末	3 年度末	4 年度末	5 年度末 (最終年度)																																																																													
前期中期目標期間繰越積立金	0	0																																																																																	
目的積立金	0	0																																																																																	
積立金	0	0																																																																																	
うち経営努力認定額																																																																																			
その他の積立金等	0	0																																																																																	
運営費交付金債務	0	2,702																																																																																	
当期の運営費交付金交付額 (a)	14,828	15,528																																																																																	
うち年度末残高 (b)	0	2,702																																																																																	
当期運営費交付金残存率 (b÷a)	0.0	17.4																																																																																	

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4－1	その他主務省令で定める業務運営に関する事項		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（令和元年度）Ⅰ－4－1

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最 終年度値	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値、平均値等、 目標に応じた必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	第6 その他 業務運営に関する重要事項 通則法第29条第2項第5号のその他業務運営に関する重要事項は、次のとおりとする。	第4 その他 主務省令で定める業務運営に関する事項	第8 その他 主務省令で定める業務運営に関する事項			＜評価と根拠＞ 評価：B （自己評価Bの理由） ・全ての年度計画の目標を達成したため。	＜評価に至った理由＞ 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため、評価を「B」とした。 令和元年度においては、現金を扱う経理担当の本部職員による法人の資金を着服した事案があったところであるが、当該事案については適切に公表され、当事者は職員の身分を失う厳罰によって処分されるとともに、全額返還されていること、現金の取り扱いの見直しを含む職務分離の徹底など、再発防止に取り組んでいること、事案は遺憾だが本項目について総合的に評価する中で、法人全体の評価を下げるまでには至らないものと判断した。	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価																															
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価																							
					業務実績		自己評価																								
	1 人事に関する計画 良質な医療を効率的に提供していくために、医師等の医療従事者を適切に配置する一方、技能職について、アウトソーシング等に努めるなど一層の削減を図ること。 また、必要な人材の確保及び育成について、計画的な取組を実施すること。 さらに、多様で柔軟な働き方を可能とする人事制度を構築すること。	1 人事に関する計画 良質な医療を効率的に提供していくために、医師、看護師等の医療従事者数について、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応する。特に、医師・看護師不足に対する確保対策を引き続き推進するとともに、離職防止や復職支援の対策を講じる。 働き方改革を推進する観点から、育児・介護のための両立支援やハラスメント防止対策等の各種施策について適切に取り組む。 有為な人材の育成や能力の開発を行うための研修を実施するとともに、障害者雇用の取組も	1 人事に関する計画 良質な医療を効率的に提供していくために、医師、看護師等の医療従事者数について、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応する。特に、医師・看護師不足に対する確保対策、女性医師やシニア医師の活躍の場が広がる方策などを引き続き推進するとともに、離職防止や復職支援の対策を講じる。 働き方改革を推進する観点から、育児・介護のための両立支援やハラスメント防止対策等の各種施策について適切に取り組む。 有為な人材の育成や能力の開発を行う	＜評価の視点＞ ・ 良質な医療を効率的に提供するため、医師、看護師等の医療従事者について、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応しているか。	1 人事に関する計画 1. 業務量の変化に対応した柔軟な人員配置（再掲） 診療報酬の施設基準における人員配置や業務量に応じた標準的な配置数を参考に、病院毎の患者の状況や経営状況、業務量の変動等を総合的に勘案し、必要な職員を配置した。 ただし、人件費の増加を抑えるため増員に当たっては、既存体制の見直しを前提とすることなどの対策を講じつつ職員定数の管理を厳格に行い、特に看護師の中途離職者に対応するための見込み採用者数を適正に設定するため、本部、グループにおいても個別病院の見込み採用者数についてチェックを行い、適正な配置計画となるよう助言を行った。 【1月1日時点の現在員数】 <table><tr><td></td><td>平成30年度</td><td>令和元年度</td></tr><tr><td></td><td>(平成31年1月1日)</td><td>(令和2年1月1日)</td></tr><tr><td>医師</td><td>6, 174名</td><td>6, 184名</td></tr><tr><td>看護師</td><td>40, 227名</td><td>40, 207名</td></tr><tr><td>コメディカル</td><td>8, 676名</td><td>8, 796名</td></tr><tr><td>その他</td><td>7, 101名</td><td>7, 039名</td></tr><tr><td>合計</td><td>62, 178名</td><td>62, 226名</td></tr></table> 2. 良質な人材の確保及び有効活用 院長については、適材適所の配置の考え方を徹底して選任に当たるとともに、看護師、事務職等の職員については、グループ単位での職員一括採用を行うほか、グループ内での人事交流を促進するよう人事調整会議を開催して人事異動等について意見交換を行い、良質な人材の確保及び有効活用を図った。 また、看護師及び事務職については、職員一括採用に当たり新卒者を対象としたグループ主催の就職説明会や民間企業主催の合同説明会等で説明会を行った。 がんゲノム医療といった新たな治療法や医療技術等の導入に伴い、今後、これら医療を実施する上で必要となる特定の専門分野に精通した医療人材を常勤職員として機動的に確保できるよう給与規程に所要の規定を整備した。（令和2年度施行）				平成30年度	令和元年度		(平成31年1月1日)	(令和2年1月1日)	医師	6, 174名	6, 184名	看護師	40, 227名	40, 207名	コメディカル	8, 676名	8, 796名	その他	7, 101名	7, 039名	合計	62, 178名	62, 226名	年度計画の目標を達成した。	評価	＜外部有識者からの意見＞ ・ 内部統制といっても日頃少し気を付ければ防げる話。まさかやっていないだろうと思ったところに問題があるのですが、是非きちんとやっていただきたい。 ・ 内部監査は抜き打ちでやらなければいけない。それから、内部通報制度を入れるなど、そういう取組も是非やっていただければと思う。
						平成30年度	令和元年度																								
	(平成31年1月1日)	(令和2年1月1日)																													
医師	6, 174名	6, 184名																													
看護師	40, 227名	40, 207名																													
コメディカル	8, 676名	8, 796名																													
その他	7, 101名	7, 039名																													
合計	62, 178名	62, 226名																													
3. 患者のQOLの向上及び療養介護事業の実施 患者のQOLの向上のため、看護師の指示の下、入浴、食事、排泄等のボディータッチを主として行うとともに夜勤にも対応できる職種として、「療養介助職」を設置している。 令和元年度は、18歳以上の重症心身障害者に対する障害者総合支援法に基づく療養介護サービスの実施に必要な人員も含め、国立病院機構全体では74病院で1, 375名を配置している。																															

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
		推進する。技能職について、アウトソーシング等に努めるなど、一層の削減を図る。 法人の事業規模や医療機関の特性を踏まえた多様な働き方を可能とするための人事制度に関する検討を行い、多様な柔軟な働き方を可能とする人事制度を構築する。	ための研修を実施するとともに、障害者雇用の取組も推進する。 技能職について、アウトソーシング等に努めるなど、一層の削減を図る。 法人の事業規模や医療機関の特性を踏まえた多様な柔軟な働き方を可能とするための人事制度に関する検討を行い、多様な柔軟な働き方を可能とする人事制度を構築する。	・ 医師・看護師不足に対する確保対策、女性医師やシニア医師の活躍の場が広がる方策などを引き続き推進しているか。	4. 医師確保対策としての各種制度の実施（再掲） （1）医師確保対策としての各種制度の運用 定年を迎える医師の蓄積しているセーフティネット分野等の医療の専門的知識を一層浸透させること、及び、短時間であれば勤務が可能な医師を確保することを目的として、シニアフロティア制度、期間職員制度及び短時間正職員制度を引き続き運用した。 また、特に医師確保が困難である等の理由で、機能維持ができなくなるおそれがある病院に対しての医師派遣の仕組みを強化するため、平成29年度に「医師派遣助成制度」を整備し、医師の確保を図った。 医師確保が困難な病院において、新規に常勤医師を採用する際に当該医師の医師手当を増額できるよう、給与規程に所要の規定を整備した。（令和2年度施行） ①シニアフロンティア制度 平成18年度に、医師確保が困難な国立病院機構の病院での診療に当たることを希望した定年予定医師が引き続き勤務できるシニアフロンティア制度を創設し、平成29年度に、本制度を活用しやすくするために、より広く定年退職予定医師から意向確認をとれるように変更し、制度の周知を図るためにリーフレットを作成した。令和元年度においては、定年退職予定医師9名及び既に本制度を活用している医師30名が、本制度を活用した。 ②期間職員制度 平成27年度に、病院又は診療機能の維持・確保又は医師の専門的知識の伝達のため、国立病院機構の病院での診療に当たることを希望した65歳を超えている医師を採用できる制度を創設し、令和元年度においては、47名が制度を利用した。 ③短時間正職員制度 平成27年度に、病院又は診療機能の維持・確保又は医師の専門性の向上のため、短時間正職員制度を創設し、令和元年度においては、20名が制度を利用した。 ④医師派遣助成制度 特に医師確保が困難である等の理由で、機能維持ができなくなるおそれがある病院に対しての医師派遣の仕組みを強化するため、平成29年度に「医師派遣助成制度」を整備し、医師の確保を図った。これにより、特に医師確保が困難となっていた6病院に対して、12病院（延べ725人日（※））が医師派遣を行った。 ※「医師派遣助成制度」は平成29年度に整備した医師派遣助成制度を活用して派遣を行った医師の延べ人日のみを記載。		年度計画の目標を達成した。	評価	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
					(2) 大学等関係機関への働きかけ 特に医師確保に問題のある病院については、国立病院機構本部の職員が、延べ27回以上大学等関係機関へ訪問し、医師派遣の働きかけを行うなど、令和元年度も引き続き、国立病院機構全体の医師確保対策の取組を行った。 (3) 医師募集パンフレット等の作成及び配布 医師募集パンフレット「けっこういいぞ！！NHO 医師の処遇2019年度版」について、令和元年度も引き続き2,000部作成し、医師確保対策のため各グループ及び各病院に配布し、採用活動に活用した。また、研修医・専修医向けの「研修医・専修医募集ガイドブック」についても、令和元年度も引き続き2,500部作成し、各病院に配布し研修医・専修医の募集活動に活用した。 5. 看護師確保対策の推進 (1) 看護職員就職説明会の実施 各グループにおいて、看護職員就職説明会を複数回開催し、看護職員や事務職員などが病院の紹介、看護体制、卒後教育、処遇などを説明し、病院のインターンシップ参加やその後の採用試験受験へとつなげている。 (2) 奨学金の貸与状況 国立病院機構の各病院に就職を希望する看護学生を対象に、奨学金を貸与する制度を平成18年度に創設し、多くの学生が制度の活用の下に卒業、機構病院に就職した。令和元年度においても看護師確保対策として994名に奨学金を貸与した。 (3) 看護師募集パンフレットの作成及び配布 看護師募集パンフレット「けっこういいぞ！！NHO 看護職版」について、令和元年度も引き続き作成を行い、看護師確保対策のため各グループ及び各病院に配布し、採用活動に活用した。 また、掲載内容については、ACTyナース改訂に伴う教育支援の充実について等、令和元年度も引き続き見直しを行った。 【作成部数】 平成30年度 55,405部 → 令和元年度 55,865部		評価		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
				離職防止や復職支援の対策を講じているか。	6. 看護師の離職防止・復職支援策の実施 令和元年度も潜在看護師のキャリア形成支援などを通じて離職防止・復職支援に引き続き取り組み、近畿グループのホームページでは再就職支援として看護師や助産師の経験がある方を対象に近畿グループ内の採用選考に関する情報などを提供する情報サイトを運用している。なお、国立病院機構で令和元年度に調査した看護職員の離職率は全国平均を下回り、全看護職員で10.2%、新卒者は7.3%であった。 (参考) ※日本看護協会による離職率調査（出典：2019年病院看護実態調査） 常勤看護職員 10.7% 新卒者 7.8% (1) 潜在看護師の就職支援 潜在看護師に対する離職後のギャップを解消することを目的に、最近の看護の動向などをテーマとした公開講座や講習会を引き続き実施した。令和元年度には14病院において合計15回、72名の参加者があった。 (2) キャリア形成支援による離職防止 機構のネットワークを活用し、急性期医療を提供している病院と慢性期医療を提供している病院に勤務している看護師とが病院間相互交流を行い、セーフティネット分野の医療や看護等について理解を深め、病院間異動を推進し、職員のキャリア形成及び組織活性化のための素地を創るための取組を、令和元年度も引き続き行った。		年度計画の目標を達成した。	評価	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価																														
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価																						
					業務実績		自己評価																							
				・ 働き方改革を推進する観点から、育児・介護のための両立支援やハラスメント防止対策等の各種施策について適切に取り組んでいるか。	7. 働きやすい環境づくりの取組（再掲） 国立病院機構では、働き方改革の取組を推し進めており、長時間労働の削減等に向けた取組を行っている。さらに、以下の育児・介護のための両立支援やハラスメント防止対策等について取組を行い、職員全員の勤務環境の改善にも努めた。 (1) 育児・介護のための両立支援 ○ ワーク・ライフ・バランス応援ガイドブック 第四期一般事業主行動計画「仕事と育児・介護の両立支援プログラム」の取組の一環として、母性保護、育児休業、介護休業、休暇、時間外勤務の制限などのワーク・ライフ・バランスに関する各種制度について「ワーク・ライフ・バランス応援ガイドブック」を用いて職員に周知している。 (2) ハラスメント防止対策 ○ メンタルヘルス・ハラスメント研修の実施 ハラスメントに関する基礎的な知識を習得するとともに、ハラスメントが発生しない快適な職場づくりのポイント及び相談対応を実践的に修得するための研修を各グループにおいて、令和元年11月～12月に実施した。		年度計画の目標を達成した。	評価																						
					<table><thead><tr><th>研修会場</th><th>実施日</th><th>参加者数</th></tr></thead><tbody><tr><td>北海道東北グループ</td><td>令和元年12月 2日（月）</td><td>26名</td></tr><tr><td>関東信越グループ</td><td>令和元年11月12日（火）</td><td>55名</td></tr><tr><td>東海北陸グループ</td><td>令和元年11月26日（火）</td><td>29名</td></tr><tr><td>近畿グループ</td><td>令和元年11月25日（月）</td><td>39名</td></tr><tr><td>中国四国グループ</td><td>令和元年12月 6日（金）</td><td>30名</td></tr><tr><td>九州グループ</td><td>令和元年11月29日（金）</td><td>45名</td></tr></tbody></table>		研修会場	実施日	参加者数	北海道東北グループ	令和元年12月 2日（月）	26名	関東信越グループ	令和元年11月12日（火）	55名	東海北陸グループ	令和元年11月26日（火）	29名	近畿グループ	令和元年11月25日（月）	39名	中国四国グループ	令和元年12月 6日（金）	30名	九州グループ	令和元年11月29日（金）	45名			
研修会場	実施日	参加者数																												
北海道東北グループ	令和元年12月 2日（月）	26名																												
関東信越グループ	令和元年11月12日（火）	55名																												
東海北陸グループ	令和元年11月26日（火）	29名																												
近畿グループ	令和元年11月25日（月）	39名																												
中国四国グループ	令和元年12月 6日（金）	30名																												
九州グループ	令和元年11月29日（金）	45名																												

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価										
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価		
					業務実績		自己評価			
				・ 障害者雇用の取組を推進しているか。	9. 障害者雇用に対する取組 障害者の積極的な雇用に引き続き努めた結果、障害者雇用促進法に基づく、障害者雇用状況報告の基準日（6月1日）時点の障害者雇用率は、2. 66%と法定雇用率（2. 5%）を上回った。 基準日時点の雇用障害者数は、昨年の基準日（6月1日）時点から91名増加した。		年度計画の目標を達成した。	評価		
					・平成30年6月1日時点 1, 329名 ・令和 元年6月1日時点 1, 420名					
					(参考) 独立行政法人（177法人）の障害者雇用の状況（令和元年6月1日時点） <table><tr><td></td><td>雇用障害者数</td><td>障害者雇用率</td></tr><tr><td>独立行政法人（全体）</td><td>9, 636名</td><td>2. 67%</td></tr><tr><td>うち国立病院機構</td><td>1, 420名（約15%）</td><td>2. 66%</td></tr></table>					
	雇用障害者数	障害者雇用率								
独立行政法人（全体）	9, 636名	2. 67%								
うち国立病院機構	1, 420名（約15%）	2. 66%								
				・ 技能職について、アウトソーシング等に努めるなど、一層の削減を図っているか。	10. 技能職の削減 技能職については、平成31年4月1日時点の職員数944名から令和2年4月1日時点の職員数は901名となり、43名の純減となった。また、離職後は不補充とし、業務をアウトソーシング等とした。		年度計画の目標を達成した。			
					11. 人事制度に関する検討・構築 良質な医療の提供等、国立病院機構が期待される役割を果たしていくためには、必要となる人材の安定的な確保を図ることが重要であり、それに向けた多様で柔軟な働き方を可能とする人事制度に関する検討や構築に取り組んでいる。					
					(1) 無期転換ルールに対する取組 労働契約法では無期転換申込権が発生するまでの通算雇用期間は「5年」とされているが、国立病院機構で働く有期労働者の雇用の安定化が図られ、さらに、各病院で有為な人材の確保・定着が図られるよう、国立病院機構独自の取組として「3年」としている。 また、定年制を設けている当機構の雇用制度や組織運営を踏まえ、定年後引き続き雇用する再雇用職員等については、有期雇用特別措置法の特例措置を活用している。					
				・ 法人の事業規模や医療機関の特性を踏まえた多様で柔軟な働き方を可能とするための人事制度に関する検討・構築を行っているか。	※労働契約法の無期転換ルールは、有期労働契約で働く者の雇止めの不安を解消し、安心して働き続けることができる社会を実現するため、有期労働契約が通算で5年を超えて繰り返し更新された場合は、労働者の申込により、無期労働契約に転換できるルール。					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
					(2) 有期雇用職員の雇用の安定化に資する取組 有期雇用の非常勤職員については、採用回数に上限があることが雇用に対する不安につながっているとの声があったことを踏まえ、雇用の安定化を図るため、上限回数を廃止し、任期中の勤務実績等を踏まえて、繰り返し採用を判断する取扱いとしている。 (3) 特定の専門分野に精通した医療人材の確保（再掲） がんゲノム医療といった新たな治療法や医療技術等の導入に伴い、今後、これらの医療を実施する上で必要となる特定の専門分野に精通した医療人材を常勤職員として機動的に確保できるよう、給与規程に所要の規定を整備した。（令和2年度施行） (4) 医師確保困難病院における医師手当の特例（再掲） 医師確保が特に困難な病院において、新規に常勤医師を採用する際に当該医師の医師手当を増額できるよう、給与規定に所要の規定を整備した。（令和2年度施行） (5) 「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善に関する法律」への対応 令和2年4月1日から、同一労働同一賃金に関する規定を整備した「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善に関する法律」が施行となることを踏まえ、それぞれの雇用目的等に応じた個々の待遇について、待遇の趣旨・目的と改正法の規定に照らして待遇差の内容等の確認を行うなど、法律に基づいた対応を行った。 (6) 転居を伴う人事異動における金銭的負担の軽減 引越業界の人手不足を背景に、春の引越シーズンの引越代金が高額となっている問題を受けて、職員の転勤に伴う引越代金の負担を軽減するため、赴任旅費（移転料）を増額して支給できることとした。（令和2年度施行）			評価	
					【参考資料】 資料20：療養介助職配置状況〔106頁〕 資料63：看護師募集パンフレット「けっこういいぞ！NHO 看護職版」〔237頁〕 資料64：研修実施状況〔242頁〕 資料42：令和元年度良質な医師を育てる研修一覧〔171頁〕 資料45：連携大学院の一覧〔189頁〕 資料44：情報誌「NHO NEW WAVE」〔173頁〕				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
		2 施設・設備に関する計画 地域の医療需要と合致した病院機能とするため、機能的改修を含めた老朽棟の整備や医療機器等の整備を効率的、効果的かつ機動的に行う。 その際、経営状況を勘案しながら、継続的かつ安定的な投資を行うため、現状の医療機能を維持・強化するために必要な投資水準を設定し、その範囲内で投資を行うこととする。 中期目標の期間中に整備する施設・設備計画については、別紙4のとおりとする。	2 施設・設備に関する計画 地域の医療需要と合致した病院機能とするため、地域医療構想等への対応に必要な整備を着実に進める。 投資に当たっては、法人の資金状況を踏まえながら、現状の医療機能を維持・強化するために必要な投資水準を設定し、その範囲内で投資を行う。	＜評価の視点＞ ・ 地域医療構想等への対応に必要な整備を着実に進めているか。 ・ 投資に当たっては、法人の資金状況を踏まえながら、現状の医療機能を維持・強化するために必要な投資水準を設定し、その範囲内で投資を行っているか。	2 施設・設備に関する計画（再掲） 国立病院機構における投資は、厳しい経営状況や悪化した投資環境に鑑み、平成29年度以降当分の間、地域医療構想に基づく機能変更や法令対応等に係る投資を除き、各病院の資金状況により投資不可とする等の厳しい投資判断を行う方針としている。 あわせて、平成30年度以降は、投資を継続的・安定的に実施していくことができるよう、中長期的な視点で法人全体の資金状況を踏まえた年度毎の投資枠に基づく投資を行うこととしている。 令和元年度では、引き続き設定した投資枠の範囲内で、医療機能を維持するための投資を着実に行うとともに、地域医療構想等への対応に必要な投資や短期間での投資回収が可能となることで更なる資金獲得が期待できる整備への投資を行った。 【地域医療構想等を踏まえた整備事例】 ・ 緩和ケア病棟整備（信州上田医療センター） 当該病院が所在する上小二次保健医療圏においては、地域がん診療連携拠点病院が存在しない中、当該病院が地域がん診療病院の指定を受ける等、地域におけるがん医療の中心的役割を担っている。（当該病院は地域がん診療病院として、地域医療構想において、医療圏外へのがん患者流出減少に寄与するよう期待されている） また、上小医療圏及び隣接する佐久・松本両医療圏には緩和ケア病棟が設置されている病院がなく、緩和ケア病棟への入院を求める患者は遠隔地まで出向く必要があるため、地域における更なる役割を担うためにも、当該病院における緩和ケア病棟の新設を投資決定した。 ・ MRI（3.0テスラ）導入整備（東広島医療センター） 当該病院は、所在する広島中央二次保健医療圏で唯一の急性期拠点病院として地域医療を担っているが、所有するMRIが1台であり、検査ニーズに十分に対応できていないため、他医療圏へ患者が流出せざるを得ない要因となっている。 また、東広島市の「救急医療体制等の確保・整備に関する中間とりまとめ」においても、東広島市における高度専門医療の提供・強化として、当該病院の2台目のMRI導入が求められており、地域における更なる役割を担うためにも、当該病院におけるMRI（3.0テスラ）導入を投資決定した。 ・ リニアック整備（九州医療センター） 当該病院では、放射線治療患者数は増加傾向にあったものの、リニアックが最新鋭の機器ではなかった影響もあり、他院に患者を紹介せざるを得ないなど患者数の伸びが頭打ちとなっていた。このため、新たなリニアックを整備することにより、患者数を増加させるとともに、これまで十分に実施できていなかった強度変調放射線治療（IMRT）を実施することで更なる収益増を図るため、当該病院におけるリニアック整備を投資決定した。		年度計画の目標を達成した。 年度計画の目標を達成した。	評価	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
		3 積立金の処分に関する事項 前中期目標期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第44条第3項の処理を行ってなお積立金があるときは、厚生労働大臣の承認するところにより、将来の投資（病院建物の整備・修繕、医療機器等の購入等）及び借入金の償還に充てる。			【令和元年度の投資決定】 令和元年度では、法人の資金状況を踏まえながら、医療機能を維持するための投資、地域医療構想等への対応に必要な投資や短期間での投資回収が可能となることで更なる資金獲得が期待できる整備への投資を着実に行う一方で、病院の機能に鑑み、真に必要な整備内容への精査に加えて、各病院の資金状況によっては投資不可とする等、厳しい投資判断を行った。		評価	
					【参考資料】 資料54：病棟建替等整備について〔220頁〕			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
	2 内部統制の充実・強化 内部統制の更なる充実・強化を図るため、内部監査のほか、各病院におけるリスク管理の取組を推進するとともに、情報セキュリティ監査体制の強化に取り組むこと。	4 内部統制や外部監査等の充実 内部統制の更なる充実・強化を図るため、内部監査のほか、各病院におけるリスク管理の取組を推進するとともに、情報セキュリティ監査体制の強化に取り組む。 また、会計監査人による会計監査を全病院に対して実施するとともに、内部監査や監事と連携した抜き打ち監査を実施する。 さらに、コンプライアンス徹底のため、各組織における取組の強化（法令遵守状況の確認方法の確立）を行うことや研修会の開催等により職員	3 内部統制や外部監査等の充実 内部統制の更なる充実・強化を図るため、内部監査のほか、各病院において作成した「リスク事象リスト及びリスクマップ」により明らかとなったリスク及びその対応策等について国立病院機構全体でリスク管理を情報共有し、必要に応じて各病院に対してモニタリングを実施するなど、リスク管理の取組を推進しているか。	＜評価の視点＞ ・ 内部監査のほか、「リスク事象リスト及びリスクマップ」により明らかとなったリスク及びその対応策等について情報共有し、必要に応じて各病院に対してモニタリングを実施するなど、リスク管理の取組を推進しているか。	3 内部統制や外部監査等の充実 1. 内部監査等によるリスク管理 （1）内部監査の実施 内部監査については、業務の適正かつ能率的な執行と会計処理の適正を期すことを目的とし、実施期間、監査の区分、重点事項、対象監査部門及び実施方法を内部監査計画として策定し、かつ、監査対象事項のリスクを考慮して計画的・効率的に実施した。 また、会計監査人による財務諸表に係る会計監査の実施状況や内部監査の実施状況等について、内部統制・監査部と会計監査人の間で相互に共有し、監査の実効性と効率性の向上を図った。 （主な重点事項） ・ 支出原因契約に関する事項（契約審査委員会の実施状況、随意契約基準の適合状況、一者応札・落札率１００％の解消への取組状況、競争性・公正性・透明性（特に公募型企画競争の評価基準等）の確保状況、契約監視委員会からの指摘に対するフォローアップ） ・ 収入原因契約に関する事項（契約方法（特に公募型企画競争の評価基準等）、再委託の状況、徴収料金の適正性） ・ 支払に関する事項（検収体制、会計伝票のチェック体制） ・ 収入管理に関する事項（窓口収納現金の取扱状況、医事会計システムの対応状況） ・ 現金等の管理に関する事項（金庫管理、病院外現金、簿外経理、小口現金） ・ 債権管理に関する事項（記録・管理状況、督促実施状況、未収金対策） ・ 勤務時間管理及び長時間労働削減の取組に関する事項 など ①書面監査 令和元年度も引き続き、各病院において、本部で作成した自己評価チェックリストに基づき、病院長自らが実施責任者として、自院の内部統制状況をモニタリングするとともに、自己判定結果を内部統制・監査部に報告した。病院長は、自己評価チェックを通して各業務担当者に対し、業務への取組方、ポイント等を再確認させるとともに、是正すべき事項を発見した場合は、当該業務担当者に対し、速やかに改善措置を講じるよう指示を行った。 また、各病院から報告された自己判定結果を実地監査へ反映させるとともに、翌年度の内部監査計画の重点事項の設定に役立てた。 ②実地監査 令和元年度も引き続き、執行部門から内部監査部門として独立した内部統制・監査部が実地監査を行い、監査業務の均一化を図り監査の質向上を促進することにより、病院業務の品質管理を推進した。	年度計画の目標を達成した。	評価		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
		の倫理観を高めていく。	の強化に取り組む。 また、会計監査人による会計監査を全病院に対して実施するとともに、内部監査や監事と連携した抜き打ち監査を実施する。 さらに、コンプライアンス徹底のため、各組織における取組の強化（法令遵守状況の確認方法の確立）を行うことや研修会の開催等により職員の倫理観を高めていく。	情報セキュリティに係る専門的知識を有する第三者による監査を実施するなど、情報セキュリティ監査体制の強化に取り組んでいるか。	ア 計画的監査 令和元年度に計画した42病院及び2グループ担当理事部門を対象に実地による監査を実施した。監査時に指摘された事項等については、本部のリスク管理委員会に報告したうえで、各病院に対し、速やかに改善措置を講ずるよう指示するとともに、改善措置の状況について本部によるフォローアップを実施した。また、内部監査による指摘事項は、H O S P n e t 掲示板に掲示するとともに、病院長会議等において全病院に対して注意喚起を行った。 イ 抜打監査 令和元年度においても引き続き、契約事務の適正性の担保を図るため、抜打監査を監事と内部統制・監査部が連携して6病院に対し実施した。 ウ 臨時監査 令和元年度においては、会計事務手続き等に関する不備のあった1病院に対して、臨時監査を実施し、適正な事務処理を行うよう是正した。		年度計画の目標を達成した。	（2）情報セキュリティ監査の実施 国立病院機構が管理する情報資産をあらゆる脅威から守るために必要な情報セキュリティの確保と、その継続的な強化、拡充に最大限取り組むため、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準に基づく統一的、横断的、かつ適切な、「国立病院機構情報セキュリティ対策規程」を平成28年度に定め、同規程に基づく情報セキュリティ対策推進計画及び国立病院機構情報セキュリティ監査計画書を策定し、情報セキュリティ監査を実施した。 ①往査による監査 令和元年度は、8病院を対象に、会計監査人のIT専門家による第三者監査として、情報セキュリティ対策規程等に準拠した対応状況を確認するマネジメント監査を実施した。 ②セキュリティ診断 年々巧妙化、高度化する最新のサイバー攻撃を想定し、本部が管理する情報系H O S P n e t に対し、脆弱性診断及び侵入テスト等セキュリティ診断を実施した。	評価

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
				内部監査や監事と連携した抜き打ち監査を実施しているか。	(3) 内部統制 ①内部統制の充実強化 令和元年度も引き続き、理事長、内部統制担当役員、法人職員の間で情報を共有するとともに、理事長の法人運営方針及び指示の徹底など、内部統制システムの充実・強化に努めた。 【内部統制委員会／リスク管理委員会開催状況】 平成30年度 内部統制委員会 3回 リスク管理委員会 11回 令和元年度 内部統制委員会 1回 リスク管理委員会 8回 ②通報制度の運用 「独立行政法人国立病院機構内部通報事務手続規程」及び「独立行政法人国立病院機構外部通報事務手続規程」に基づき、通報者の保護を図るとともに、通報の受付・調査等必要な対応を実施することにより、通報制度を適切に運用した。 ③リスク管理の徹底（リスク管理を活用した内部統制の取組） 令和元年度は、各病院においてリスクマップやリスク対応策等について年2回自己点検を実施するとともに、新たなリスク項目の追加を行った。また、実地監査において各病院に対しリスク事象リストをもとにしたヒアリングを実施する等のモニタリングを行い、リスク管理の徹底を図った。		年度計画の目標を達成した。	評価	
				- 会計監査人による会計監査を全病院に対して実施しているか。 - コンプライアンス徹底のため、各組織における取組の強化（法令遵守状況の確認方法の確立）を行うことや研修会の開催等を行っているか。	2. 会計監査人による監査の実施 全病院、グループ担当理事部門及び本部を対象に、令和元年度も引き続き会計監査人による会計監査を受け、会計処理等の指摘事項を踏まえて業務改善を図った。 会計監査人の会計監査において発見された業務上の改善事項や内部統制に係る指摘事項は、内部監査に反映させるとともに本部において集計・分析し、各病院にフィードバックすることで業務の改善及び適正な会計事務等の遂行に役立てた。		年度計画の目標を達成した。		
					3. コンプライアンス徹底への取組について コンプライアンスの推進を図るため、令和元年度も引き続き全病院で実施する新規採用職員研修等において、職員に対するコンプライアンス制度の周知徹底を行った。 また、各病院等のホームページや院内の掲示によりコンプライアンス推進の趣旨について取引業者等への周知を令和元年度も引き続き行うとともに、派遣業者及び受託業者との契約に当たっては、契約書等において、業者から派遣労働者等へ周知し、病院等へ誓約書を提出する旨を明記している。 さらに、各病院において、本部が作成した法令遵守状況に関する自主点検チェックシート（マニュアル）を活用し、職場内における自主点検を引き続き実施しており、令和元年度においても全病院が実施した。		年度計画の目標を達成した。		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
	3 情報セキュリティ対策の強化 情報セキュリティ対策の強化については、政府統一基準群に基づき定めている機構の情報セキュリティポリシーを引き続き遵守するとともに、職員の情報セキュリティ対応能力の向上に資する取組を実施するなど、我が国の医療分野における情報セキュリティ強化にも貢献すること。	5 情報セキュリティ対策の強化 情報セキュリティ対策の強化については、引き続き、政府統一基準群に基づき定めている国立病院機構の情報セキュリティポリシーを遵守するとともに、職員の情報セキュリティ対応能力の向上を図りつつ、さらに、国立病院機構の情報セキュリティに関する知見を他の医療機関にも共有することで、我が国の医療分野のセキュリティ強化に貢献する。	4 情報セキュリティ対策の強化 情報セキュリティ対策の強化については、引き続き、政府統一基準群に基づき定めている国立病院機構の情報セキュリティポリシーを遵守するとともに、我が国の医療分野におけるセキュリティ対策強化に貢献するべく、情報セキュリティに関する研修コンテンツを作成、公表し、広く他団体に対し研修参加の場を提供することで、国立病院機構の知見を共有していく取組を開始する。	<評価の視点> ・ 情報セキュリティ対策の強化については、引き続き、政府統一基準群に基づき定めている国立病院機構の情報セキュリティポリシーを遵守しているか。 ・ 情報セキュリティに関する研修コンテンツを作成、公表し、広く他団体に対し研修参加の場を提供しているか。	4 情報セキュリティ対策の強化 国立病院機構では、従来から情報セキュリティ対策に係る取組を行っているが、近年の行政機関や公的医療機関等に対するサイバー攻撃は、高度化・巧妙化の一途をたどっており、組織的に高度化された標的型攻撃やランサムウェア等による公的医療機関に対する攻撃などが増加している。 国立病院機構においては、日本年金機構をはじめとした個人情報漏洩事案等を踏まえた国等からの要請や、国が行う不正通信の監視、監査、原因究明調査等の対象範囲が拡大されたサイバーセキュリティ基本法の改正（平成28年10月施行）等に基づき、以下のような取組を実施した。 ① 職員の情報セキュリティリテラシーの向上を目的として、責任者向け及び実務担当者向けの情報セキュリティ研修を令和元年度も引き続き実施した。医療機関全体の情報セキュリティの向上に寄与するため、外部の医療機関にも研修に参加していただき、座学形式による昨今の情報セキュリティインシデント事例や院内で実施すべき対策の教育を行うとともに、グループワーク形式による医療機関での情報セキュリティインシデント発生時における対応について、実践的な教育を実施した。 （責任者向け研修） 開催回数2回（2日） 参加人数152名 （実務担当者向け研修） 開催回数5回（10日）参加人数269名（うち外部機関より13名参加） ② 医療分野におけるセキュリティ対策強化に貢献することを目的に、医療機関向けの研修コンテンツを作成し、当該研修コンテンツを利用した研修について、外部の医療機関に参加を募り、参加した5医療機関と国立病院機構の知見を共有することで、医療分野におけるセキュリティ対策強化を図った。なお、グループワークに対応した研修コンテンツについては、セキュリティベンダと医療機関での情報セキュリティインシデント発生時における対応を体験することができる研修コンテンツの共同開発を行うことで、より実践的な研修コンテンツとなるよう努めた。 ③ 国立病院機構総合情報ネットワークシステムにおけるメール、インターネットのフィルタリング、SOC（※）による24時間365日のセキュリティ監視等を継続的に実施した。 ※SOC：Security Operation Center(セキュリティ・オペレーション・センター)の略で、セキュリティ監視の拠点として、サイバー攻撃の監視・分析を行い、情報システム統括部と連携してセキュリティインシデント対応を行う専門組織。	年度計画の目標を達成した。	年度計画の目標を達成した。	評価	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
	4 広報に関する事項 機構の役割・業務等について、広く国民の理解が得られるよう、積極的な広報に努めること。	6 広報に関する事項 国立病院機構及び各病院の使命や果たしている役割・業務等について、広く国民の理解が得られるよう、ホームページの見直しやSNS活用方法の検討など、引き続き積極的な広報・情報発信に努める。	5 広報に関する事項 国立病院機構及び各病院の使命や果たしている役割・業務等について、広く国民の理解が得られるよう、ホームページの見直しを始めるなど、引き続き積極的な広報・情報発信に努める。	<評価の視点> ・ 国立病院機構の役割、業務等について積極的な広報・情報発信に努めているか。	5 広報に関する事項 国立病院機構及び各病院の使命、果たしている役割・業務等について、広く国民の理解が得られるように、総合パンフレットやホームページの活用等により、積極的な広報・情報発信を行った。		年度計画の目標を達成した。	評価	
	5 その他 既往の閣議決定等に応じた政府方針に基づく取組について、着実に実施すること。	7 その他 中期目標で示された「第6 その他業務運営に関する重要事項」の5について適切に対応する。			(1) 外部向け広報誌「NHO PRESS～国立病院機構通信～」の発行 全社広報を強化し、国立病院機構について広く国民の理解を得るため、平成28年10月から外部向け広報誌「NHO PRESS～国立病院機構通信～」を季刊で発行している。 令和元年度においても、延べ24,450部発行し、各病院の外来待合室、病棟を中心に、自治体や連携先医療機関にも配布した。また、紙媒体の発行に加え、電子媒体をホームページに掲載することで広く情報発信を行った。さらに、病院発行の広報誌に「NHO PRESS」の紹介記事を掲載するなど、各病院における広報活動との連携を図った。				
					(2) 機構全体の総合パンフレットの活用 国立病院機構の使命や役割、業務等について記載したパンフレットを、令和元年度も引き続きホームページに掲載するとともに、地域の医療機関や大学、看護学校等養成所に配布し、医師や看護師の確保にも活用した。				
					(3) 研修医・専修医向け情報誌「NHO NEW WAVE」の発刊（再掲） 平成22年3月より、国立病院機構における臨床研修の理念や研修体制等について、実際に研修を受けている研修医や専修医の声や指導医の声も交えながら紹介する研修医・専修医向け情報誌「NHO NEW WAVE」を令和元年度も引き続き発行している。 この情報誌により、研修医や専修医が研修先病院を選ぶ際の参考にするとともに、すでに国立病院機構で研修を受けている研修医同士の横のつながりができ、より一層有意義な研修を送れるようバックアップすることを狙いとしている。				
					(4) 積極的な広報・情報発信 国立病院機構本部では、ホームページを活用し、インフルエンザの流行状況、臨床評価指標、診療科別医師募集状況等を令和元年度も引き続き、ホームページに掲載している。 また、令和元年度においては、4月27日から5月6日までの10連休の各病院の診療体制について、プレスリリースを行うとともに、ホームページにも掲載し、情報発信を行った。				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
					平成30年度からは、本部のホームページを従来のパソコン用の表示に加え、スマートフォン用の画面での表示も可能とし、閲覧性の向上を図っている。 病院においても患者や医療関係者向けの広報誌を発行している。病院パンフレット、広報誌等は地域の医療機関や行政機関、医師・看護師等採用説明会等で配布すると同時にホームページに掲載するなど、積極的に広報活動を行っている。また、地域の医療従事者や地域住民等を対象として、市民公開講座、健康相談等の広報イベントを実施した。 ・東京病院「東京病院市民公開講座」 地域の方のために市民公開講座を外来ホールで実施した。「転ばないためのからだづくり」として、オリジナルの「東京病院体操」を紹介した。転倒の防止と毎日の運動の重要性について説明し、理解の促進を図った。 ・横浜医療センター「楓葉祭」 地域の方々や患者、病棟スタッフに感謝の気持ちを伝え、絆を深められる場として、附属看護学校が実施した。看護の体験を語るシンポジウムや患者体験といったイベントを開催した。 ・四国こどもとおとなの医療センター「アジア国際小児医療学会」 アジア各国有数の病院から多くの医師・医療者を迎え、国際学会を実施した。医師並びに医療従事者の人材育成、国際的活躍の推進を図った。 【参考資料】 資料65：外部向け広報誌「NHO PRESS～国立病院機構通信～」〔272頁〕 資料44：情報誌「NHO NEW WAVE」〔173頁〕 資料66：2019年4月27日から5月6日（GW）の診療体制について〔280頁〕		評価	

4. その他参考情報
特になし